

野田山・加賀八家墓所調査報告書

平成二十四（二〇一二）年三月

金 沢 市

（金沢市埋蔵文化財センター）

野田山・加賀八家墓所調査報告書

例言

- 一、本書は野田山及び大乗寺・玉龍寺に所在する加賀八家の墓所について調査した内容について報告するものである。
- 二、加賀八家墓所の調査は国庫補助を得て、平成二十年四月一日より開始した。
- 三、この調査は「野田山・加賀八家墓所調査指導委員会」の下、金沢市が事務局となり平成二十年度から二十三年度まで実施したものである。調査指導委員会の委員は以下の通り。(委員は五十音順)

委員長 島崎 丞 (石川県立美術館館長)
委員 宇佐美 孝 (金沢市立玉川図書館専門員)

小林 忠雄 (北陸大学教授)

佐藤 満雄 (財団法人成興閣名誉館長)

中野 節子 (金沢大学教授)

橋本 澄夫 (金沢学院大学名誉教授)

東四柳 史明 (金沢学院大学教授)

前田 直大 (前田土佐守家第一四代当主)

横山 隆昭 (横山家第一六代当主)

調査は測量調査、発掘調査、石造物調査、資料調査について実施した。

四、本書の構成は第一章を報告編、第二章を考察編とした。第一章には本調査において実施された各調査の報告を掲載した。第二章には屋敷通明氏より文献史料に関する玉稿をいただいた。

その他の各章・各項の執筆および本書全体の編集並びに写真撮影は金沢市文化財保護課が担当した。

五、本書のために作成した各資料、発掘調査により出土した遺物等は金沢市埋蔵文化財センターで保管・管理している。

凡例

本書に掲載した各図版の指示は以下のとおりである。

・ 方位はすべて座標北、世界測地系(旧系)に基づき設定している。
・ 水平基準は海拔高で、単位はメートルである。

年次は和暦を基本とし必要に応じて西暦を()記した。

参考資料・文献等は巻末に示した。

一部の固有名称を除き、字体は常用漢字を原則とし、変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「乎」「茂」「江」「面」などはそのまま表記した。旧仮名の「ゐ」「ゑ」や合字の「と」「メ」などもそのまま表記した。

遺物観察表については以下の通り。

目次

第一章 野田山墓地と加賀八家

- 第一節 位置と環境 1
- 第二節 調査に至る経緯と経過 5
- 第三節 八家の概略について 6

第二章 野田山墓地内の墓所の調査

- 第一節 長家墓所 11
- 第二節 横山家墓所 22
- 第三節 前田土佐守家墓所 42
- 第四節 奥村宗家墓所 58
- 第五節 奥村支家墓所 71
- 第六節 村井家墓所 84

第三章 寺院内の墓所の調査

- 第一節 本多家墓所 104
- 第二節 前田長種家墓所 123
- 第三節 長家墓所 136

第四章 関連調査

- 第一節 文献調査 137
- 第二節 発掘調査の成果について 155
- 第三節 類似大名家の重臣墓所について 163

- 第五章 総括 165

写真図版

- 第四節 自然科学分析について 1

第一章 野田山墓地と加賀八家

第一節 位置と環境

(一) 野田山の地理的環境

金沢市は日本海に突き出す形にある能登半島の根元部分にある。市域は約二〇平方キロメートルに及び、その東端では富山県と接する。市域の東には東部丘陵と呼称される白山山系より連なる丘陵地帯が広がり、市域の約半分を占める。この丘陵地帯を水源とする浅野川、犀川の二大水系により金沢平野が丘陵西側に形成され、現在の市街地のほとんどがこれに位置する。野田山は金沢市の南東部に位置する丘陵地帯の一角である。標高八〇メートルのなだらかな緩斜面を呈する丘陵地帯で、アカマツ、スギなどの樹木が繁茂する。現在は市宮野田山墓地がおよそ六万㎡にわたって広がり、その大部分を占める。野田山墓地の斜面上部には国指定史跡加賀藩主前田家墓所が約八万六千方メートルにわたり存在する。この墓所には歴代加賀藩主とその正室、側室、子女墓等が築かれている。

(二) 野田山の歴史的環境

野田山墓地周辺の遺跡について述べる。最も古いものは縄文時代の大乗寺山遺跡、三小牛さこ山遺跡などが野田山の斜面に展開する遺跡として知られている。ほか、山科かねつき堂遺跡、田野村練兵場遺跡、泉野出狐田遺跡などが丘陵よりやや離れた平坦面に立地している。野田山墓地内でも縄文時代に属するとされる打製石斧を採取した例があり、野田山斜面中に縄文時代の遺跡の存在が予想される。弥生時代の遺跡は確認されていない。

古墳時代の遺跡として、長坂古墳群が著名である。この古墳群は、斜面上に展開する支群と尾根上に展開する支群とから構成される。斜面上に展開する支群には長坂一号墳があり、この古墳は通称母子塚と称され、全長五〇メートルに達する前方後円墳でこれを盟主墳とし、一辺が一七メートルを測る方墳の二号墳や

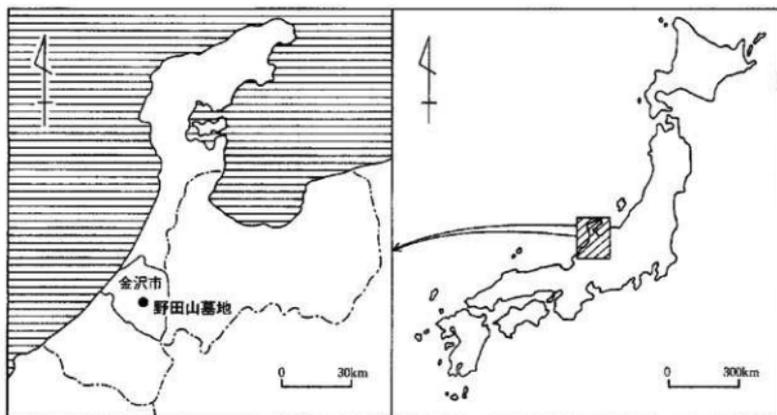
円墳である三号墳・四号墳・五号墳などが展開する。四号墳と五号墳については中世の塚である可能性がある。一号墳は周溝より埴輪が出土している。金沢市内の古墳のうち、埴輪を有する数少ない古墳である。ほか、玉類、勾玉三点、管玉一三点、金属類（刀剣の破片か、銅製品）などが採取されている。尾根上に展開する古墳で確認されているものは径四〇メートルを測る野田山三内角古墳とやや小規模な山科うわの古墳がある。遺跡では、長坂B遺跡、野田山遺跡、大乗寺山B遺跡などがある。

奈良時代の著名な遺跡として、三小牛ハバ遺跡がある。この遺跡は山岳地に造営される山林寺院の一つと考えられている遺跡で、発掘調査では斜面に上杉状の区画溝を設けたものが確認され、区画内に掘立柱建物跡や竪穴建物跡などが確認されている。遺跡からは通常の集落遺跡では出土することが少ない仏具に類する土器類が出土している。須恵器製の鉄鉢、水瓶、奈良三彩の破片、土師器製の脚付き香炉など、数と種類は豊富である。またこの遺跡の重要性を高める物証として多数の墨書土器が出土したことが挙げられるが、中でも須恵器の坏の底部裏に「三千寺」と墨書されたものが出土したことは、加賀郡司道氏との関連が推察されることとなった。このほか、隣接する三小牛さこ山遺跡では須恵器の甕に埋納された和同開珎が五八〇枚と金属製品（金銅製鈴一点、不明鉄製品二点）が出土しており、当遺跡との関連が指摘されている。また、耕作中の発見物として銅製の打出仏が知られている。

鎌倉・室町時代の遺跡として、山科やなした遺跡がある。発掘調査の成果からこの遺跡は一四世紀から一五世紀にかけて存続した集落遺跡で、貿易陶磁器類（中国製の青磁碗、白磁碗）、国産陶磁器類（瀬戸・美濃・越前・珠洲）が出土している。ほか、山科遺跡と山科かねつき堂遺跡では五輪塔が確認され、長坂古墳群とされているものうち、いくつかはこの時代の塚であるとされている。

江戸時代の遺跡として長坂経塚と山科かわらば遺跡などがある。長坂経塚は一、二、〇〇個にも及ぶ写経石が出土している。山科かわらば遺跡は発掘調査により竈跡であることが確認された。

野田山周辺の遺跡の特徴としては、平野部に展開するような集落跡は当地で展

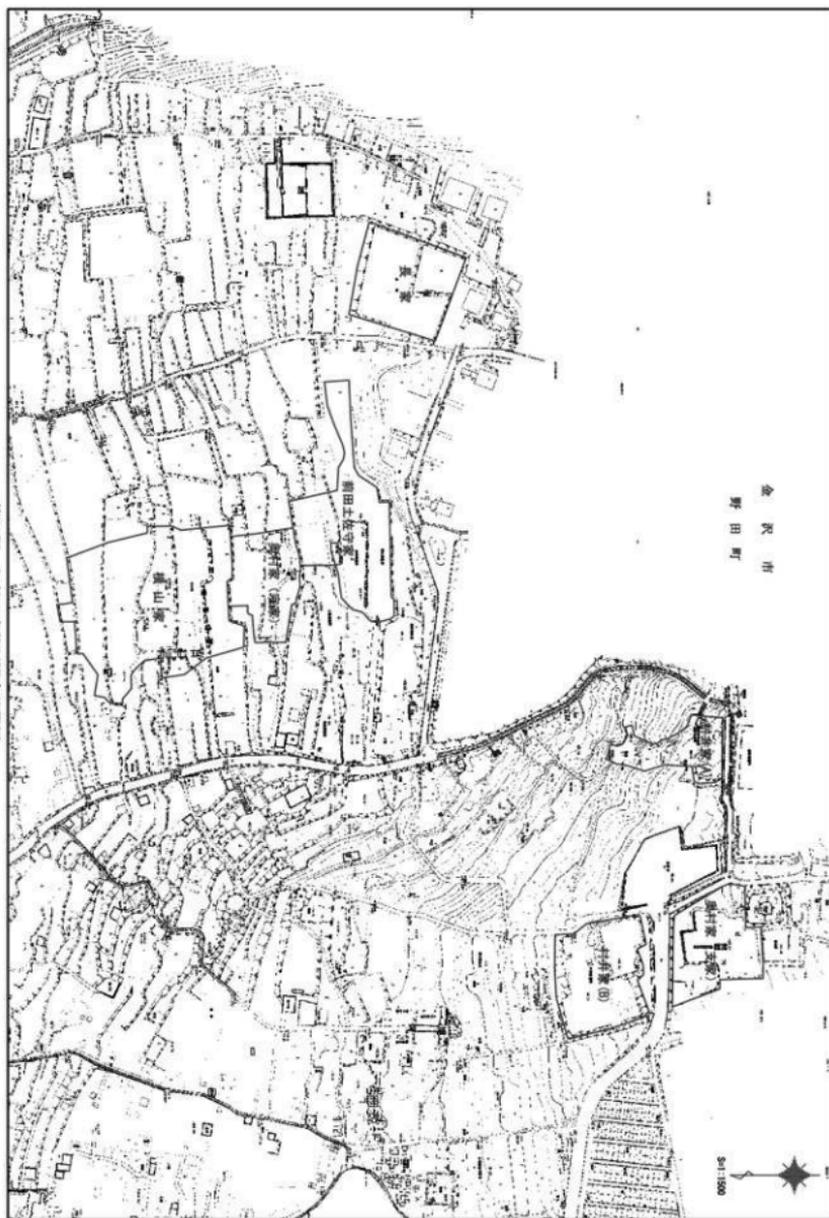


第1図 野田山基地の位置



第2図 野田山基地の位置と地形 (S=1/50,000)

金沢市
新田町



第3図 加賀人家系所調査位置図

開することがないことである。しかし、奈良時代の山林寺院をはじめとして江戸時代に藩主家をはじめとする墓地の造営に至るまで葬送関連の遺跡や遺構が多いことがわかる。

(三) 野田山墓地の地区割と状況

野田山墓地は近世の藩主家墓所造営後、藩士墓が次々と造営されたその範囲を広めていった墓所である。藩士の墓所が拡大するにつれ、参道や墓道などが順次追加されたことにより複数の区画を形成することとなった。この墓地は「旧墓地地区」と呼ばれ、大乗寺東側の平栗・三小牛方面へ抜ける道路西に展開する近代の墓地と区分されている。

一、前田家墓所 旧墓地地区のうち、最も高い位置に占地する。面積は八万六千二百九十四・三五平方メートルを測る。加賀藩主初代利家を頂点とし、歴代藩主とその室、子女墓などの墓所が展開する。

二、上野地区 藩主家墓所に隣接し、旧墓地地区内では南東端にあたる。南北に約三五〇メートル、東西に四〇〇メートルを測る。奥村支家と村井家の墓所がある。斜面が急であるため、墓所の数は少なく、時期もさまざまである。

三、芝山地区 藩主家墓所に隣接し、旧墓地地区内では東端にあたる。南北に約三〇〇メートル、東西に約一〇〇メートルを測る。長家墓所のほか、横山家分家墓所や高祿の家墓所などがある。わずかではあるが近代の墓所も位置する。

四、中割地区 藩主家墓所に隣接し、旧墓地地区内では中央よりやや東にあたる。南北に約三〇〇メートル、東西に約一〇〇メートルを測る。前田土佐守家、奥村宗家、横山家の墓所のほか、高祿の武家墓所をはじめ、中級・下級武士の墓所のほか、町民の墓所も含む。北端に至ると近代の墓所の割合が高くなる。

五、跡割甲・乙地区 旧墓地地区のほぼ中央にあたる。藩主家墓所に至る参道の西にあたり、南北に約四八〇メートル、東西に約二〇〇メートルを測る。乙地区は傾斜が急で、甲地区は比較的緩やかである。

六、新墓地甲・乙地区 旧墓地地区の西に位置する。近世の墓地はごく少数で、ほとんどが明治以降の墓地で構成される。

(四) 野田山墓地の調査研究史

野田山墓地に対するこれまでの調査研究は滝川重徳氏（柿田・滝川二〇〇〇）により詳しくまとめられている。これによると、森田平次氏による「金沢古蹟志」（森田一八九二）が野田山墓地を取り上げた端緒とされている。森田氏は野田山墓地の来歴についてまとめている。大正時代には加越能史談会による野田山墓地の踏査が行われ、野田山墓地に葬られた名士の事績がまとめられた（和田一九一九）。昭和に入ると近藤次郎氏による野田山墓地についての報告（近一九七〇）があり、平成に入ると八木史郎氏により前田家墓所と加賀八家墓所に関する踏査を中心とした詳細な報告がされる（八木一九九二）。金沢市の刊行物としては野田山にある著名人の墓所について紹介したガイドブックが刊行されている。

野田山墓地に関する考古学からの視点が向けられた最初の契機は平成十三年より始められた野田山墓地調査委員会による墓地の測量調査や墓地移転に際した立会調査である。山側環状道路の建設に伴い野田山墓地内の一部が道路により消滅することから、その詳細調査を目的としたもので、対象として高祿の武家を含むさまざまな階層の墓所について実施されている。平成十六年度からは藩主家墓所に関する詳細調査事業が立ち上がり、調査指導委員会のもと、墓所内におけるレーザー測量を始めとした各種調査が実施され、一部発掘調査も行っている。近世大名家墓所の調査報告書として類を見ない内容と報告が平成二十年三月に刊行されている。また、個人研究として滝川氏、田村氏、田村二〇〇〇、出越氏（二〇〇一）が野田山墓地に関する踏査を中心とした作業を実施し、野田山墓地の構造や家墓所特徴などをまとめている。

参考文献

- 森田平次 一八九二「金沢古蹟志」
和田平次郎 一九一九「金沢墓誌」加越能史談会
近藤次郎 一九七〇「野田山墓碑の探訪」加越能郷土史学々誌第三号
八木史郎 一九九二「加賀藩前田家墳墓史」

一九九三「加賀八家墳墓史」

調査の視点について説明し、適切な指導・助言を受けた。

平成二十一年度

○六月十一日 平成二十一年度第一回 野田山・加賀八家墓所調査指導委員会
平成二十年事業の成果（墓所測量調査、前田土佐守家文書）及び二十一年事業について事務局より概要を報告した。

○十月十七日 平成二十一年度第二回 野田山・加賀八家墓所調査指導委員会
平成二十一年度事業の成果（墓所測量調査）及び二十二年事業について事務局より概要を報告した。委員会より本多家、前田長村家についても調査するよう指導があり、調査期間を延長することとなった。

平成二十二年

○七月四日 平成二十二年第一回 野田山・加賀八家墓所調査指導委員会
平成二十二年事業の成果（測量調査、横山家文書、絵図調査、玉竜寺絵図調査）及び二十二年事業について事務局より概要を報告した。

○二月二十三日 平成二十二年第一回 野田山・加賀八家墓所調査指導委員会
野田山墓地内にて八家墓所の現地視察を実施した。

平成二十三年度

○三月二日 平成二十三年度 野田山・加賀八家墓所調査指導委員会
平成二十年から二十三年までの調査成果及び報告書の内容について概要を報告した。

第三節 八家の概略について

一、年寄衆八家について

年寄衆八家は、加賀藩の行政組織における最高権力職の年寄役の職に就く門閥のことである。加賀藩でいうところの家老にあたる。いずれも万石以上の禄高を有する大身の家臣で、番方すなわち軍事的には人持組頭となる。本多家・長家・横山家・前田家（直之系または前田土佐守家）・前田家（長村系・奥村家（宗家）・奥村家（支

家）・村井家の八つの家あったことから、このように名付けられた。

加賀藩の藩政運営は、通常、行政組織（役方）で行われ、戦などの非常時には軍事組織（軍方・番方）に移行することになっていた。加賀藩の職制機構は、藩主のもと①人持組頭（八家）、②人持、③平士、④力与、⑤歩、⑥足軽、⑦中間・小者の七つの家格（身分階層）を柱とする縦割りの組織で、階層ごとに様々な役職が厳格に定められていた（役方・番方の職制機構については表々参照）。年寄衆八家は、領内の統治を行う行政組織において、藩主の下、組織の最上位に位置し、家老・若年寄とともに加賀藩執政の中心をなしていた職である。

一般的に、大名家に置かれた藩主を補佐する執政役は、家老あるいは年寄と呼ばれたが、加賀藩では、執政役の名称として「大老」「老中」「表々」などが使用された。これらの総称として「年寄衆」「年寄中」が広く使用されたことから、加賀藩では執政役の名称を年寄衆とすることが多い。

一方、元禄年間すなわち五代加賀藩主前田綱紀の時代に家柄や先祖の功績によって藩主に選ばれた八つの家すなわち「八家」とよばれる家格ができた。執政役である年寄衆は、この八家に限って登用されたので「年寄衆八家」と呼ばれ、年寄衆は役職名だけではなく家格・身分の意味も帯びることとなった。

二、年寄衆八家の確立

年寄衆と呼ばれる藩の執政役は、当初から八家に限って登用されていたわけではない。

加賀藩草創期である慶長年間には篠原一孝・村井長頼・奥村水福が執政として動き、続く寛永・元和以降の三代加賀藩主前田利常の時代および四代光高の時代までは、本多政重・横山長知の二人が執政として藩主を補佐、光高時代の後半になって光高取り立ての執政への交代が進んだとみられる。これらの動向は「年寄衆連署奉書」等の古文書からとることができる。

四代加賀藩主前田光高が江戸藩邸で急死したあと三歳で藩主となった五代加賀藩主前田綱紀は、寛文元年（一六六一）まで江戸に在住し、その間、藩主のいない金沢城では、本多・横山両執政に代わり前田貞里・横山忠次・葛巻昌俊・奥村家政・長連頼・津田正忠の六人が金沢年寄衆として政務を執り、隠居利常（三代加

賀藩主の意向を受けながら政務をすすめた。万治元年（二六五八）の利常の死後、綱紀は本多政長・小幡長次・長連頼・横山忠次の四人に「国の仕置」を託し、後、綱紀が担当した公儀御用・家中統制の他、他国との交渉などを担当させた。

八家成立の契機となったのは、貞享三年（一八六〇）の改革であった。綱紀が行ったこの改革は、万治二年（一六五九）に「国の仕置」の職務について藩政を担ってきた本多・横山ら老臣たちの死亡や高齢化によって重臣の再編成を迫られて行われたものと位置づけられる。綱紀は老臣を大老一人持組頭一家老一人若年寄に序列化し、それぞれの職掌を初めて明文化した。この時、前田土佐守家三代当主直作、横山貞次（任憑）が人持組頭に任命された。元禄三年（一六九〇）に村井親長が人持組頭となり、かつ政務に参画するよ命じられた。一般にはこの時をもって八家の成立とされる。元禄十年（一六九七）には八家の席次が本多・長・横山・前田（直之系または前田土佐守家）・前田（長種系）・奥村（宗孝・奥村家）・村井と定められた。

三、年寄衆八家の職務

前述のように、年寄衆八家は加賀藩の執政官であり、人持組頭の八家すなわち本多家・長家・横山家・前田土佐守家・前田家（長種系）・奥村家（宗孝）・奥村家（支家）・村井家の八つの家の当主がその職とされた。これらはすべて世襲とされ、跡目相続直後（無役）または新召召出（二千五百石）から「御用見習」へ、そして「月番加判」、さらに「人持組頭」となり、最終的に年寄に列座することになる。

また、八家の当主は代々四人を上限として朝廷から従五位下諸大夫に叙任されることを通例としたが、本多家や前田土佐守家のように歴代当主が間断なく叙任していた家と、奥村支家や村井家のように一人一人叙任にとどまる家とがあった（表一）。

八家は月ごとに交代で政務の責任を受け持つ月番に就任し、当番月の場合は御用番とよばれ藩政全般を統括するとともに、公儀御用（大老）、金沢城代、勝手方御用主附、学校方御用主附、小松城代、産物方御用主附、御部屋之内御附など、藩政きつての要職に就いた（表二）。

年寄の主な職務は、藩士の生活に関することと領民に直接関わることを専任とし、非常に多岐にわたる。大きくまとめると、①組頭の職務や人事に関すること、②藩士の縁組関係と住居のこと、③幕府・禁中・公家衆・諸大名衆への使者の職務内容のこと、④毎月朔日と十五日の定例登城に関すること、⑤九七歳以上の高齢者の調査と喪賞のこと、⑥困窮者への助成のこと、⑦領内の隅々まで改作奉行や郡奉行を派遣すること、などが挙げられる。

四、年寄衆八家の危機と復讐

加賀藩では、五代藩主前田綱紀によって選出され、世襲化・固定化した年寄衆八家を「藩主家を護る存在」と位置づけ、江戸時代を通じて、八家の当主たるすなわち年寄衆と藩主との協同的な体制によって藩政運営を行ってきた。例えば、十一代加賀藩主前田治精が記した「天梁公日記」の記載によると、江戸詰家老の後任人事選出や藩士の家督相続などについて、年寄衆が詮議したうえで月番年寄が、原則毎日、御居間書院にて藩主治精へ伺い、決済をうけていることがわかる。しかし、五代加賀藩主前田綱紀の時代に確立し、江戸時代を通じて行われていた藩主と年寄衆との協同的な体制は、実は六代加賀藩主前田吉徳の時代に大きく揺らいでいる。それは吉徳の大規模元重用に顕著にみられる。大規模元重は、吉徳による出頭、すなわち異例とも言える一八回の加増を受け、寛保三年（一七四三）には知行三千八百石の身となった。

吉徳が藩主となった頃は、幕府においては窮乏した幕府の財政再建を目指す享保の改革が進められていた。同じく加賀藩においても、藩財政窮乏により藩士の生活は困窮、それにとまない武家倫理も廃退するという時代であった。これに対応すべく吉徳も様々な藩政改革の政策に着手、とりわけ、改作法への復讐を標榜した増税策ともいうべき「口格復讐仕法」を享保九年（一七二四）に本多政昌・横山貴林の年寄衆が中心となって行った。もともと近習・近臣取立で、偏重のきらいがあったといわれるものの、享保二十年（一七三五）頃までは年寄衆八家と近習・近臣をとりつ争用していた吉徳であるが、この政策で思うような効果が上がらず、年寄衆に失望したためであろうか、ますます近習重用の傾向を強め、大機を取り立てた。寛保元年（一七四一）、人持組二千三百石

りとなり、年寄衆・家老・若年寄など藩政の執行部と対等に政務を処理する身分となった大槻に対し、年寄衆はもちろん、青地礼幹などの保守派の藩士たちは快く思っておらず、大槻への批判が噴出した。

年寄衆や保守派の藩士らによって大槻が批判された点は、①藩主が本来、御親輪や仰せ出されたことも大槻に含める、②藩内の人事も大槻が把握、③財政面では、大坂借銀についても奉行や年寄衆の協議の方法をとらず、大槻のやり方を用いる、④綱紀が工夫のうえに新たに命ぜられた大組足軽・御持方足軽の勤め方を変更し、などが挙げられるが、これらは、つまるところ、従来の藩主・年寄の協調体制での政治形態を著しく損ねるものであり、綱紀以前の年寄衆八家という「家格」が崩される意味を持った。それに対して、年寄衆が危機感を持ち、大槻を排除する方向に動いたのであり、とりわけ前田土佐守家五代当主直躬が徹底的に大槻排除を行った。直躬の徹底的な大槻排除はやがて「加賀騒動」につながってゆく。

加賀騒動は、江戸時代中期を代表する御家騒動としてよく知られている。延享二年（一七四五）の六代加賀藩主前田吉徳死去を機に、その原因を大槻の看病不行き届きとして、直躬を先鋒に徹底的な大槻弾劾が始まった。その結果、延享四年（一七四七）十二月に大槻の五箇山流刑・知行没収という処分が下された。騒動はこれで収まったかにみえたが、翌延享五年夏に江戸藩邸において次期藩主継嗣問題に絡む藩主毒殺未遂事件が起った。吉徳の側室真知院と真知院と密通していた大槻が、この毒殺を画策したとされ、真知院は幽閉、大槻も配流先の五箇山で自殺した。宝暦四年（一七六四）の大槻一門の処刑決定によって騒動は終息した。加賀騒動は、大槻と吉徳側室真知院との密通が八代加賀藩主前田重熙の毒殺未遂事件が小説や談話に事実として描かれ、スキヤンダスな事件として世間に流布しているが、その実態は、門閥重臣（年寄衆八家）による先代藩臣（大槻）の徹底排除事件に次期藩主継嗣問題が加わったことによる騒動であった。藩主と年寄衆との関係からみると、綱紀の代に定められた藩主・年寄衆八家の体制に対し、六代藩主吉徳が、藩主・出頭への体制で藩政を推進しようとしたことへの危機感から引き起こされた事件といえる。

つまるところ、前田直躬をはじめとする門閥重臣である年寄衆は、出頭人である吉徳側室大槻を排除することで、年寄衆八家をもとの「家格」へと復帰させることを目指し、それを成し遂げた。また、吉徳が大槻を偏重しても年寄衆は、藩主吉徳を否定することなく、率先して藩臣大槻を排除しようとしたのは、年寄衆自身が藩主・年寄衆の協調体制を重視していたことの証といえる。

参考文献

- 『金沢市史』通史編「近世（金沢市、二〇〇五年）
木越隆三「加賀騒動 八家を軸に騒動を再考する」
『福田千鶴編「御家騒動」下、新人物往來社、二〇〇七年

表 1

	初代	八家成立時	幕高（幕末時）	幕末までの当主
本多家	政重	政長	50,000石	12代
長家	連龍	尚遠	33,000石	11代
横山家	長隆	英盛	30,000石	11代
前田家（直之系） 前田土佐守家	直之	直作	11,000石	9代
前田家（長種系）	長種	孝貞	18,000石	11代
奥村家（宗家）	永福	時成	17,000石	14代
奥村家（文家）	易英	庸礼	12,000石	15代
村井家	長頼	親長	16,500石	11代

表 2

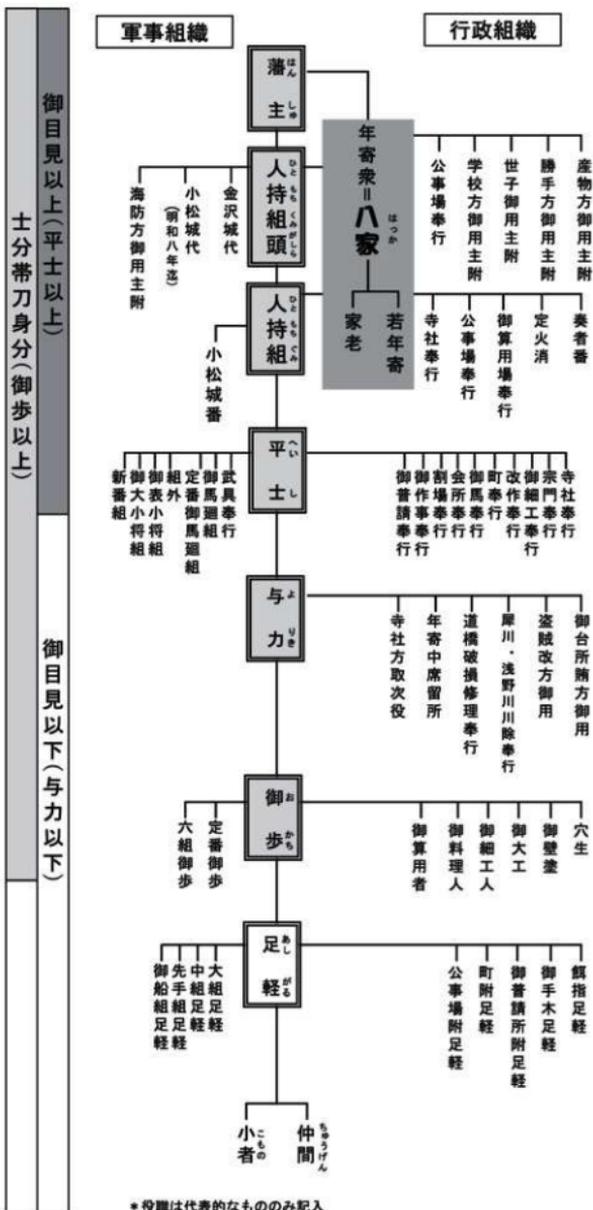
職名	主な職務
公儀御用	幕府との交渉の窓口 定数二人（叙任された者、年長者）
金沢城代	藩主が城を留守にした場合の総責任者
勝手方御用主附	藩全体の財政をつかさどる
学校方御用主附	11代藩主治輪の時、文武両学校開設にともない設置 経武館（武学校）と明倫堂（文学校）の監督
小松城代	天和3年月番年寄の兼務となり、小松移住の必要なくなる 天明8年以降任命せず
産物方御用主附	藩政の基本方針をつかさどる 領内の産物調査、工商の奨励、販路の開拓や就役の増大を図るなど
御部屋之内御附	藩主の世継となる予定の子につく役職

表3 陪臣叙爵四家の遷遷

年月日	西暦	新田 (土佐守領)	本多	長	横山	新田 (赤坂)	奥村 (出羽)	奥村 (上野)	村井
元禄4/12/26	1691		長良 安楽寺 62			伊豆 御向寺 64			
元禄6/12/18	1696			高瀬 大講寺 35					
元禄16/6/2	1697					伊仕 70			
元禄4/7/4	1701		伊仕 71						
元禄18/4/1	1703		伊仕 43						
元禄18/4/25	1703	高瀬 法隆寺 21			打張 山城寺 43				
元禄16/9/16	1703		伊仕 12						
元禄16/12/21	1703					奉行 御作寺 41			
宝永元/6/9	1704					伊仕 47			
宝永元/12/18	1704								
宝永2/6/20	1705								
宝永5/12/18	1706								
正徳元/4/4	1711								
正徳元/12/27	1711								
享保6/12/18	1720		伊仕 63						
享保5/12/18	1720		伊仕 48						
享保6/9/14	1721		伊仕 安楽寺			伊仕 59			
享保8/9/22	1723		伊仕 安楽寺						
享保8/12/18	1723		伊仕 安楽寺 38						
享保14/9/9	1729		伊仕 47						
享保14/12/16	1729			高瀬 伊達寺 28					
享保15/12/5	1730					伊仕 51			
享保16/12/23	1731	伊仕 17							
享保20/3/24	1735			伊仕 34					
享保20/12/16	1736					伊仕 63			
寛延元/2/10	1748					伊仕 54			
寛延元/9/18	1748		伊仕 60						
寛延元/12/21	1748		伊仕 安楽寺 21						
宝暦3/2/9	1753					伊仕 71			
宝暦3/8/21	1753					伊仕 28			
宝暦4/12/18	1754								
宝暦7/1/4	1757					伊仕 33			
宝暦7/12/18	1757								
安永3/6/3	1774		伊仕 61						
安永3/12/18	1774			道長 大講寺 43					
安永4/12/27	1776			伊仕 49					
安永6/9/16	1777					伊仕 56			
安永6/12/18	1777	奥方 法隆寺 31							
寛政2/2/28	1796		伊仕 69						
寛政9/12/18	1797		伊仕 安楽寺 42						
寛政12/2/19	1800		伊仕 伊達寺 69						
寛政12/12/16	1800			伊仕 伊達寺 60					
享和3/4/28	1803		伊仕 49						
享和3/12/16	1803					伊仕 伊達寺 44			
享和3/12/24	1803					伊仕 47			
文化元/12/16	1804		伊仕 安楽寺 18						
文化9/12/15	1812	伊仕 66							
文化10/12/16	1813								
文化13/3/27	1816								
文化13/12/26	1816	伊仕 法隆寺 23							
文政3/7/10	1820		伊仕 32						
文政3/12/16	1820					伊仕 63			
文政4/6/6	1821								
文政4/12/16	1821								
文政10/10/28	1827								
文政10/12/16	1827								
文政11/9/10	1828	伊仕 35							
文政11/12/18	1828		伊仕 16						
文政2/10/13	1831								
文政2/12/16	1831								
天保14/6/9	1843								
天保14/12/16	1843	伊仕 法隆寺 24							
弘化4/9/5	1847		伊仕 32						
弘化4/12/18	1847								
嘉永4/4/7	1851	伊仕 33							
嘉永4/12/16	1851		伊仕 16						
安政3/9/14	1856		伊仕 31						
安政3/11/3	1856								
安政3/12/16	1856								
安政4/4/22	1857								
安政4/12/16	1857		伊仕 19						
万延元/11/12	1860								
万延元/12/16	1860								
明治元/4/9	1868		伊仕 34						
明治3/8/7	1870								
明治3/2/8	1871	伊仕 19							

土佐寺 4	安楽寺 7	大講寺 4	山城寺 4	御向寺 2	伊達寺 2	伊達寺 1	伊達寺 3
法隆寺 2	伊達寺 2	伊達寺 2	大和寺 1	御向寺 2	伊達寺 2	伊達寺 1	伊達寺 2
伊達寺 1	伊達寺 2	伊達寺 1	伊達寺 2				

※此表は、本表の作成に、加賀藩年報の編纂一覽表（に）をもとに作成



第二章 野田山墓地内の墓所の調査

八家のうち、長家、横山家、前田土佐守家、奥村宗家、奥村文家、村井家の六家については野田山墓地内にあることが知られている。しかし、墓所に関する調査はこれまで個人の研究による範囲でしか行われていない。今回の調査は八家墓所のそれぞれの特徴を把握するために、測量調査、写真撮影、文献調査などを行ったものである。

第一節 長家墓所

(一) 長家歴代当主と室の来歴

長家は長連龍(つらたつ)を初代とする加賀藩の重臣である。石高は三万三千石で、現在の玉川公園に上屋敷が位置し、かつて下屋敷がおかれた一帯は現在金沢市長町として町名にその名をとめている。

初代連龍(つらたつ)は天文十五年(一五四六)八月十五日に継連の二男として生まれる。長氏はもとより能登国主である畠山氏の家臣であり、継連とその嫡男である綱連も畠山家中に出仕する身であった。連龍は鹿島郡の定連守の僧侶として預けられるが、長氏一族の軍事行動にも参画した記録があり、僧職でありながら畠山氏家中としての働きも行ったようである。連龍が長氏の頭領となる契機として、上杉氏の能登進攻がある。この出来事により畠山氏は滅亡し、継連、綱連も殺害され、織田家に救援を求めに向かった連龍のみが残されることとなる。この織田家による能登進攻において連龍は目覚まし、活躍を遂げ、織田信長より父祖伝来の領地について安堵を受けている。天正十年(一五八二)織田信長の死後より前田家に仕え、三万二千石の禄となる。連龍の戦陣における活躍は大坂夏の陣においても目覚ましいものがあり、加賀藩の重臣としての地位を築くに至っている。元和五年(一六一九)二月三日に七四歳で没している。田鶴浜の東嶺寺に葬られた。法名は「東嶺寺御願良壽苦土」である。室は綱連の娘である。

二代好連(よしつら)は天正十年(一五八二)年に連龍の嫡男として生まれる。初名は熊松、ほか安芸守、十左衛門長はその功を賞し、新知して能登に千石を与え、好連は父とともに活躍し、藩主利長はその功を賞し、新知して能登に千石を与え、父連龍の隠居後の慶長十年(一六〇五)に家督を相続する。この時点で父の家督分三万二千石に自らの千石を加えた三万三千石が長氏の石高となる。慶長十六年(一六一一)九月十六日に三〇歳で没している。田鶴浜の悦慶寺に葬られた。法名は「南浦院快哉良慶大居士」である。室は初代藩主利家の八女福である。

三代連頼(つらより)は慶応九年(一六〇四)に連龍の二男として生まれる。初名は長松丸、ほか左衛門二郎、左兵衛、安芸守、九郎左衛門などがある。慶長十六年(一六一一)に兄の好連が没したのち、家督は父の連龍が再度執ることとなる。連龍が没したのちの元和五年(一六一九)四月二十日に家督を相続する。寛文十一年(一六七二)三月二十八日に六八歳で没している。田鶴浜の東嶺寺に葬られた。法名は「顯徳院鉄山良明老居士」である。室は不敵光昌の娘であるが、利常の養女でもある。

四代尚連(なおつら)は寛文二年(一六六二)十月十一日に連頼の嫡男である元連(もとつら)の嫡男として生まれる。初名は猪名助、ほか九郎左衛門、時連などがある。父元連は藩主綱紀より浦野事件の責めのため替居を命ぜられ、尚連を長家の後継との職が下された。祖父である連頼の没したのちの寛文十一年(一六七二)に家督を相続する。元禄十六年(一七〇三)十二月一日に従五位下大隅守に叙任される。元禄十六年(一七〇三)九月十六日に四二歳で没する。法名は「天尚院機山良勇大居士」である。室は前田綱紀の養女恭である。

五代高連(たかつら)は元禄十五年(一七〇二)三月七日に尚連の弟連房の二男として生まれる。初名は栄之助、ほか又三郎、九郎左衛門などがある。兄尚連の没した後の元禄十六年(一七〇三)に家督を相続する。享保十四年(一七二九)十二月六日に従五位下甲斐守に叙任される。享保二十年(一七三五)三月二十四日に三四歳で没している。法名は初め「大権院」を称し、のち「天雲院獨峯良貞大居士」である。室は前田孝行の娘遊である。

六代善連(よしつら)は享保十四年(一七二九)十一月二日に高連の二男とし

て生まれる。初名は新十郎、ほか九郎左衛門がある。父高連の没したのちの享保二十年（一七三五）六月二十五日に家督を相続する。宝暦六年（一七五八）十二月七日に二八歳で没している。法名は「達徳斎神光良映大居士」である。室は本多政昌の娘である。

七代連起（つらおき）は享保十七年（一七三二）十二月五日に高連の弟采女連安の嫡男として生まれる。初名は小源太、ほか右膳、津五郎、九郎左衛門などがある。善連の没後、末期養子となり、宝暦七年（一七五九）三月六日に家督を相続する。安永元年（一七七四）十二月十八日に従五位下・兩守に叙任される。寛政十二年（一八〇〇）二月十九日に隠居し、同年十月十四日に六九歳で没している。法名は「惠道齋殿戒学良定大居士」である。室は三田村監物定矩の娘である。

八代連愛（つらよし）は宝暦十一年（一七六〇）五月二十八日に連起の二男として生まれる。初名は竹次郎、ほか将之佐、九郎左衛門などがある。父連起の隠居後の寛政十二年二月十九日に家督を相続する。同年十二月十五日に従五位下甲斐守に叙任される。天保二年（一八三二）十月九日に七二歳で没している。法名は「敬義齋心椿茶良庵大居士」である。室は前田四書貞一の娘である。

九代連弘（つらひろ）は文化十二年（一八一五）八月十三日に本多政礼の二男として生まれる。初名は善吉、ほか将之佐、九郎左衛門などがある。連愛の養子となり、天保二年（一八二二）十二月四日に家督を相続する。弘化四年（一八四七）十二月十六日に従五位下大隅守に叙任される。安政元年（一八五七）四月二十二日に四三歳で没している。田鶴浜の東嶺寺に葬られた。法名は「保合齋廣良輔大居士」である。室は中川八郎衛門典義の妹である。

十代連基（つらやす）は天保十三年（一八四二）二月一日に連弘の嫡男として生まれる。初名は富若、ほか九郎左衛門がある。父連弘の没したのちの安政四年（一八五七）六月十一日に家督を相続する。万延元年（一八六〇）十二月十六日に従五位下大隅守に叙任される。元治元年（一八六九）に長州征伐の任に就いている。明治元年（一八六八）四月九日に二十七歳で没している。法名は「思誠齋役孫良大居士」である。室は富田二郎左衛門の娘である。

十一代成連（なりつら）は弘化元年（一八四四）十月二十二日に連弘の二男と

して生まれる。生母は小西順子である。初名は連賢、ほか雅榮介、九郎左衛門、九郎などがある。兄連基の没したのちの明治元年（一八六八）五月に家督を相続する。明治十二年（一八七九）九月二十日に三六歳で没している。法名は「誠基院自覚良勤良大居士」である。室は本多政以の娘である。

（二）長家墓所の測量成果

墓所の概要

長家の墓所は野田山墓地の芝山地区に位置する。東側で藩主家墓所と隣接する、一辺がおよそ五〇メートルに及ぶ正方形の区画を呈する墓所である。墓所の周囲には周溝が設けられ、土塁で囲む。墓所の周囲には櫓が設けられ、門扉は左右に分かれ、門扉は施錠が可能なものとなっている。門扉を出入りし、墓所内は左右に一段に分かれ平坦面を造成している。右側の一段高い平坦面には四代室墓のみが造墓され、五代以降の当主・室および子女墓は左側の一段低い平坦面に造墓されている。

長家墓所における墓の総数は一六基を数える。このうち、当主及びその室の墓は七基を数え、当主生母・子女墓の墓は九基である。墓石の数は一五基を確認している。内訳はすべて角柱状墓である。他の石造物として、灯籠五基、地藏尊一基、石敷きの参拝用区画七箇所などがある。四台室墓の正面に位置している灯籠は、笠付き四角形の重厚な作りの灯籠で、八家墓所中でも大きな部類にあたる。地藏尊は子女墓の並びに位置し、緑色凝灰岩を用いた石造物であるため、風化が進行している。板碑状の石材の正面に地藏尊を彫り込むことにより作成されている。このほか、墓所前面に門扉があるが、後世のものと思われる。

墳墓の形態は墳丘墓形式である。底面が正方形状を呈し、白粉土の断面を呈する土砂を盛り上げたもので、頂上部が平坦なピラミッド状の構造に見える。墳墓の頂部にはやや丸みを帯びた円形の土盛りが残っている。墳丘墓の造りは堅牢で、造墓の際に十分な版築等が施工されたことを物語っている。墳墓の土砂の崩落や補修の痕跡などは四代室墓を除き、確認されず、造墓段階の様相を今日に伝えているものと思われる。

墓石はすべて墳墓前面に位置し、最も古い年号は明治二十八年（一八九五）となっている。これは明治の当主成連が墓石を改めたことによるものと思われる。

当主・室墓の墓石四角い角柱状を呈し、正面に被葬者名を刻印し、右側面に没年と、左側面に造墓を行った当主の氏名を記している。

長家墓所の特徴として、墳墓毎に石敷きの参拝用の区画が墳墓の正面に設けられていることが挙げられる。大きさが二〇・三センチ代の河原石と凝灰岩を板状に切り出した角石を地面に埋め込み、長方形の区画を設けている。区画内には五センチ台の丸石が残存しており、かつては区画内一面に敷かれていたものと推察される。このほか、現当主が造墓した水代墓が墓所の入口に位置している。

野田山以外の長家の墓所として、かつて長氏が領有していた七尾市田鶴浜町の東嶺寺の境内に初代連頼、三代連頼、四代高の墓が、同町脱皮寺には二代好速の墓がそれぞれある。また、金沢市内の間輪寺境内に七代連起、八代連愛の墓所が存在する。野田山における長家の墓所開始時期は四代室墓の没後と判断される。

五代高連・室墓（図版A）…墓所の東側奥に位置する。四代室墓の平坦面北に小規模な平坦面を設け縦横およそ五・八メートルの墳丘墓を造墓している。墓は西を向いている。墳丘墓正面に墓石を配置する。墓石正面に叙爵位である。「従五位下」で始まる高連の名前が記されている。被葬者名を記し、名前の最後を「君墓」で終わりとする独特の表現である。

六代善速室墓（図版B）…墓所の北側、一段低い平坦面のほぼ中央に位置する。墓は南を向いている。墳丘墓正面に墓石を配置する。

九代連直・室墓（図版C）…墓所の北側、一段低い平坦面で、六代墓の右に位置する。墓は南を向いている。当主と室の合葬墓となっており、横幅が五・五メートル、奥行きが三・八メートルと長方形を呈する墳丘墓である。墳丘墓正面に墓石を配置し、正面に当主と室の名が記されている。なお、室の名前は生家である中川家の名字で「室 中川静子」となっており、名前の最後を「子」で終わりとしている。

十代連基・室墓（図版D）…墓所の北側、一段低い平坦面で、五代墓の正面右に位置する。墓は北を向いている。石敷きの参拝用施設は中央を向いており、五代墓のそれと直角をなしている。当主と室の合葬墓となっており、横幅が六・二メートル、奥行きが三・五メートルと長方形を呈する墳丘墓である。墳丘墓正面

に墓石を配置し、正面に当主と室の名が記されている。

十一代成連・室墓（図版E）…墓所の北側、一段低い平坦面で、墓所の北東角に位置する。墓は南を向いている。当主と室の合葬墓となっており、横幅が五メートル、奥行きが三・七メートルとやや方形に近い形を呈する墳丘墓である。墳丘墓正面に墓石を配置し、正面に当主と室の名が記されている。

十二代克速墓（図版F）…墓所の北側、一段低い平坦面で、六代墓の右に位置する。当主のみの墓で、横幅が三・七メートル、奥行きが三・六メートルと方形を呈する墳丘墓である。墳丘墓正面に墓石を配置し、正面に当主の名が記されている。

四代室墓（図版一）…八家の当主墓・室墓のうち、幅九メートル、奥行き八・一メートルと最大の大きさを有する。藩主家墓所に最も隣接する墓で、縦横二〇メートルを測る方形区画の中央に造墓する。正面に石製の階段を有し、周囲にはかまて欄が設けられていた痕跡としてコンクリート製の土台が残る。正面には燈籠が一對あり、正面に墓石を配置する。「長高連君室前田恭子墓」と前面に記している。

十一代生母墓（図版二）…墓所の入口に位置する。十一代の生母の墓で、「小西順子墓」と前面に記している。他の墓と比較すると極めて規模が小さい。

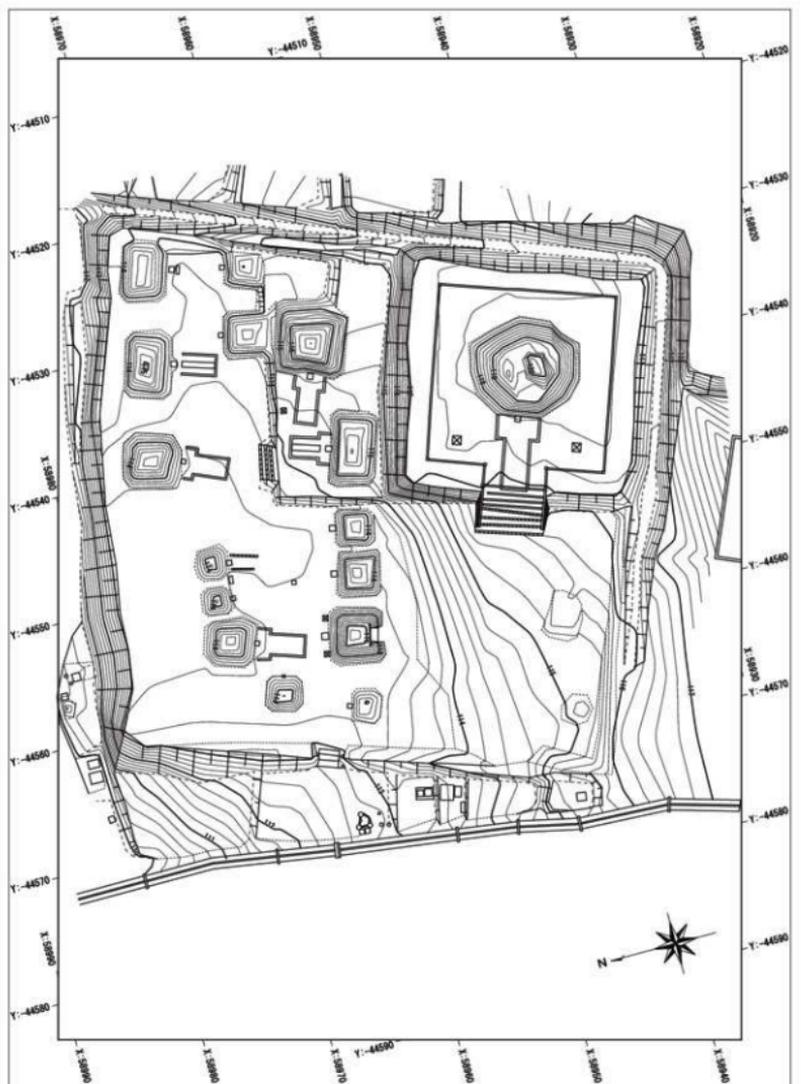
十一代長男墓（図版三）…五代当主・室墓の北に位置する。背面は五代墓の平坦面と接している。

十二代長女墓（図版四）…五代当主・室墓の北に位置する。背面は五代墓の平坦面と接している。構造的には十一代長男墓と同じである。

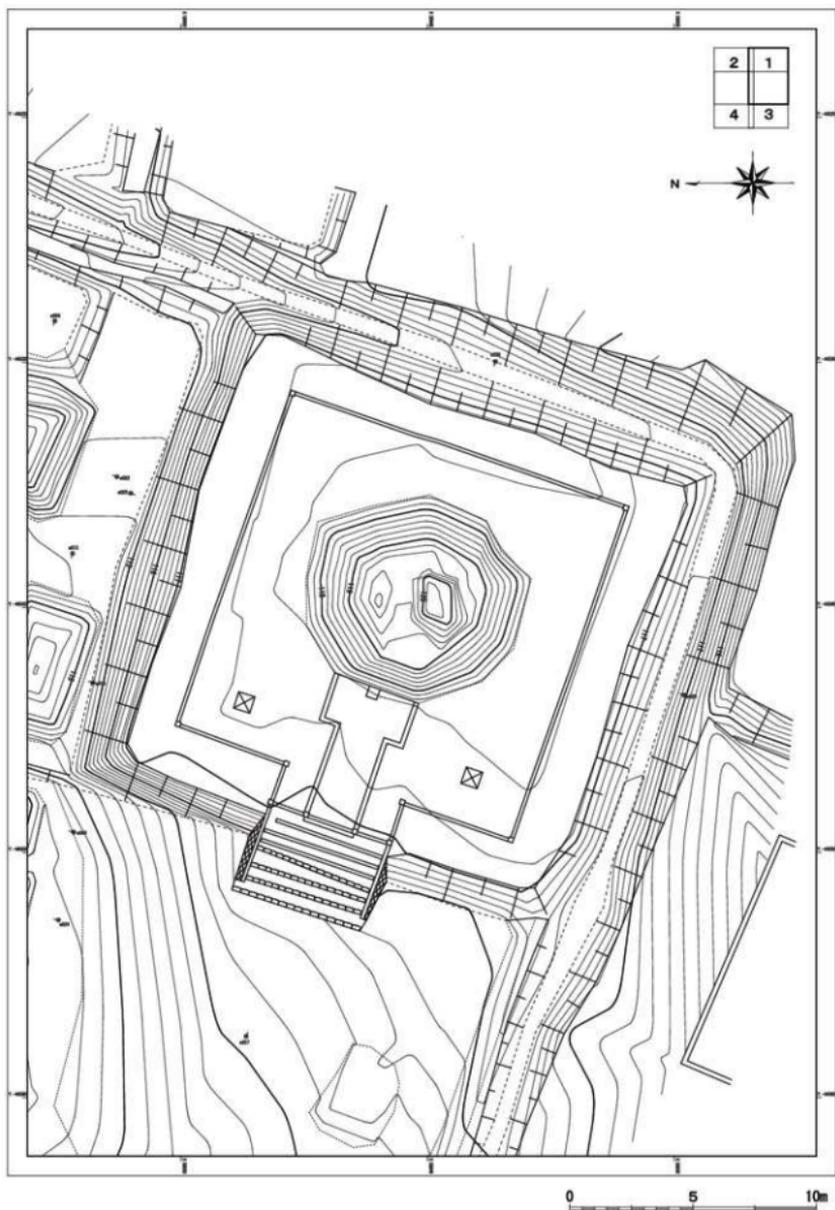
十二代長男墓（図版五）…十二代墓と五代・十代墓の平坦面との間に位置する。十二代墓とあわせて接近した形である。

長家墓所は野田山墓地にある藩主墓所の中で最も藩主家墓所に近い場所に位置している。墓所が開始されるのは四代室の造墓時期と見ることができ、そのスタイルは藩主家墓所の造墓スタイルを意識しての造りとなっている。また、当主墓・室墓の形態は江戸期を通じて同じスタイルを保つ。墳丘は一部を除き良好に保たれており、江戸期の武家墓所の典型的な様相を今日にとらえているともいえるであらう。

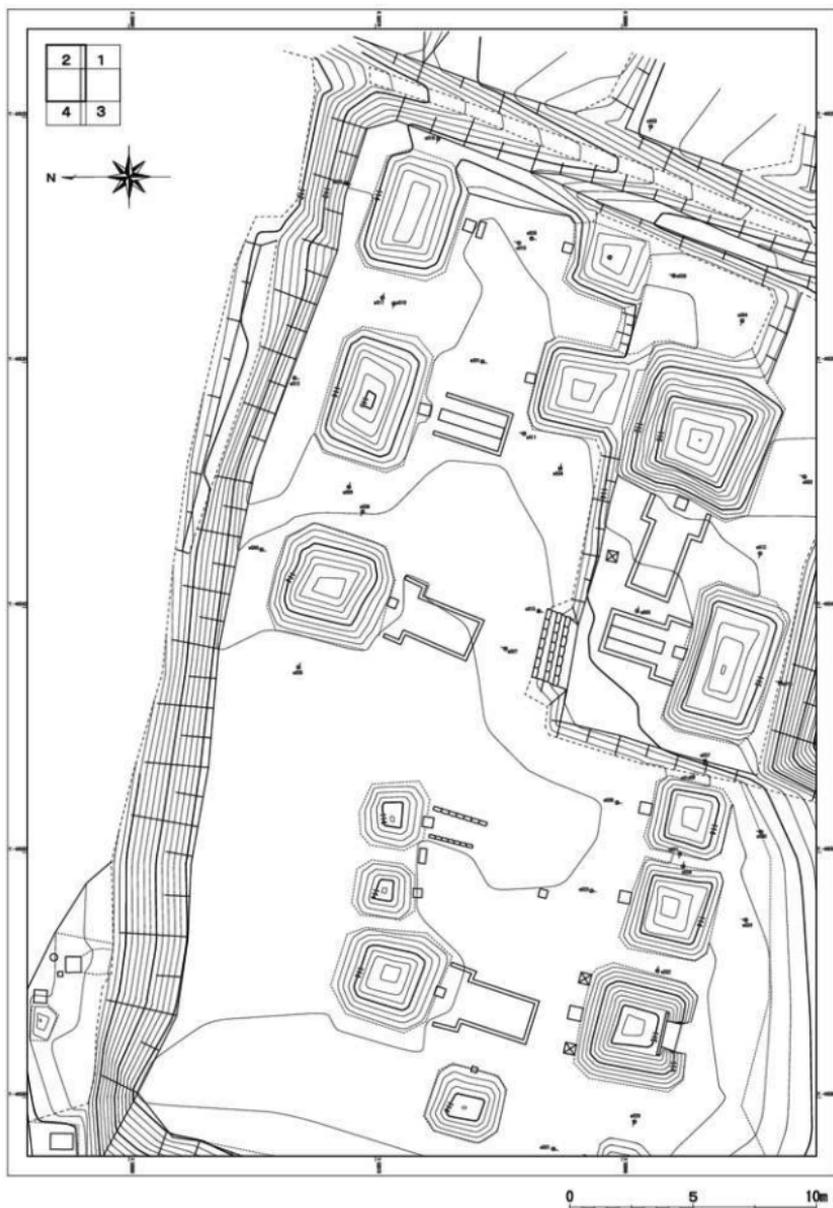
長家の菩提寺については、第三章第三節でくわしく述べる。



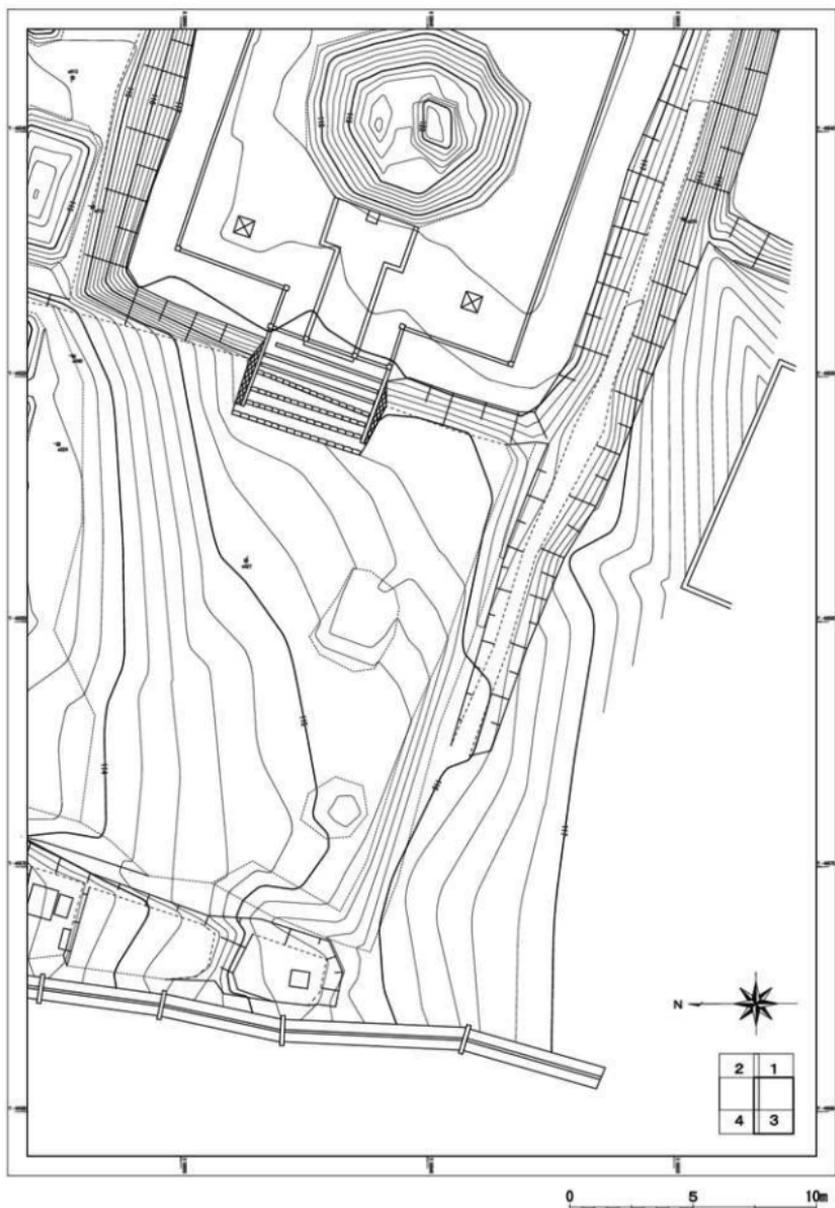
第1圖 長家基所遺構概略圖 (S=1/400)



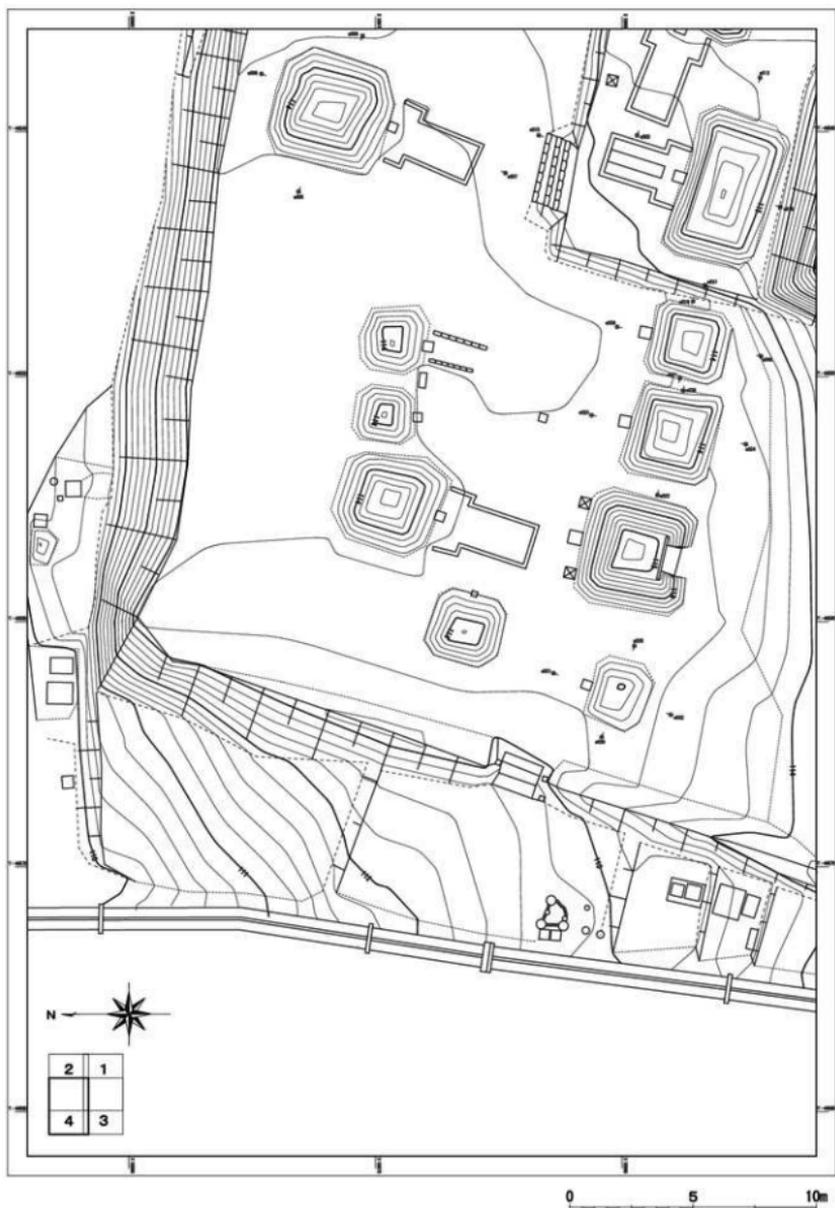
第2図 長家墓所平面図1 (S=1/200)



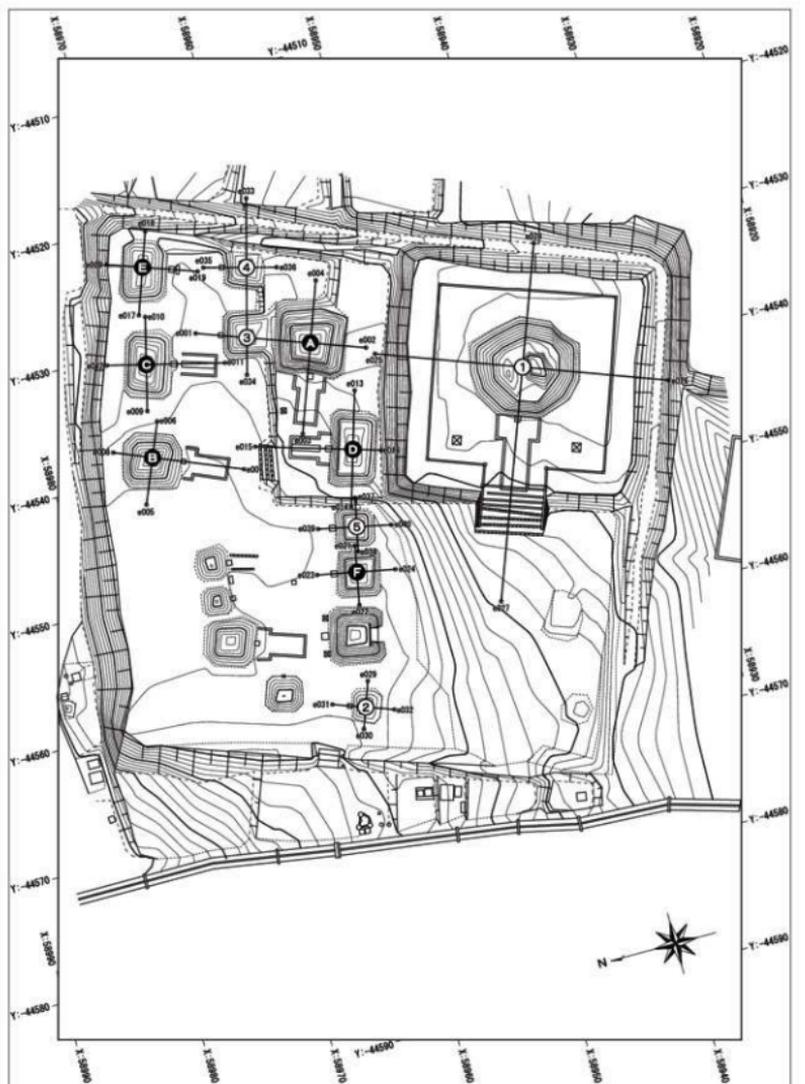
第3図 長家墓所平面図2 (S=1/200)



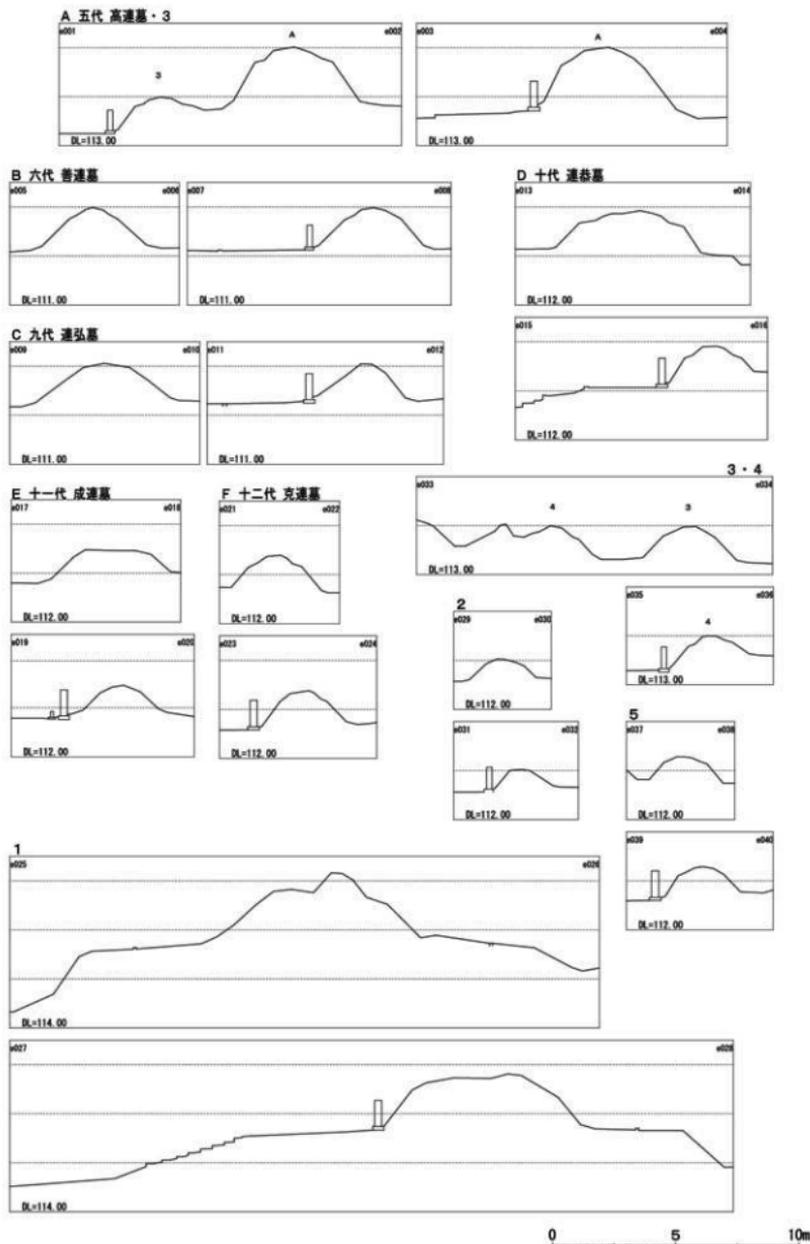
第4図 長家墓所平面図3 (S=1/200)



第5図 長家墓所平面図4 (S=1/200)



第6図 長家墓所エレベーション基線図 (S=1/400)

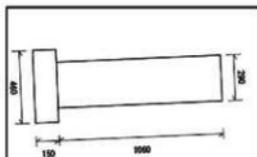
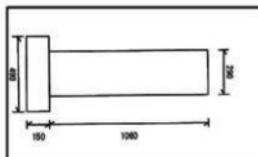
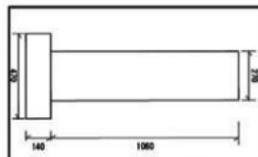
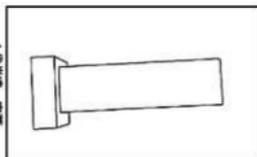
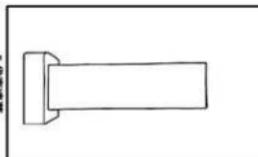
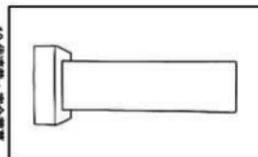


第7図 長家墓所エレベーション図 (S=1/400)

基番号	被葬者	杖番	種別	法量(m)			土量(m ³)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
長塚									
A	高塚	1	墳墓	2.69	5.87	5.53	39.9	N- 70° -W	(左) 明治二十八年一月建後藤長克連 (中) 従五位下長連源君墓
		2	墓石	1.21	0.46	0.47		N- 69° -W	
B	普通	1	墳墓	1.72	4.58	4.77	17.2	N- 18° -E	
		2	土壇	0.18	2.17	0.80		N- 18° -E	
		3	墓石	1.01	0.38	0.36		N- 22° -E	
C	達弘	1	墳墓	1.59	5.57	3.77	15.3	N- 18° -E	
		2	土壇	0.29	1.38	0.56		N- 18° -E	
		3	墓石	1.13	0.45	0.48		N- 14° -E	
D	速忠	1	墳墓	1.69	6.25	3.68	17.8	N- 19° -E	(左) 明治二十八年一月建後藤長克連 (中) 従五位下長連源君/室 富田恒子/墓
		2	墓石	1.20	0.46	0.49		N- 17° -E	
E	成連	1	墳墓	1.29	5.07	3.74	11.2	N- 18° -E	
		2	墓石	1.10	0.48	0.43		N- 19° -E	
F	克連	1	墳墓	1.81	3.78	3.54	9.8	N- 17° -E	
		2	墓石	1.21	0.48	0.47		N- 11° -E	
1		1	墳墓	2.90	9.15	8.14	98.7	N- 70° -W	(左) 明治二十八年一月建後藤長克連 (中) 長岡連君室前田恒子墓
		2	墓石	1.21	0.45	0.45		N- 70° -W	
2		1	墳墓	0.91	2.80	2.35	2.7	N- 17° -E	
		2	墓石	1.00	0.37	0.40		N- 20° -E	
3		1	墳墓	1.48	3.87	3.59	9.4	N- 11° -E	
		2	墓石	0.95	0.40	0.38		N- 13° -E	
4		1	墳墓	1.39	2.95	3.26	6.1	N- 13° -E	
		2	墓石	0.94	0.39	0.39		N- 15° -E	
5		1	墳墓	1.38	3.03	3.17	6.1	N- 12° -E	
		2	墓石	1.21	0.47	0.49		N- 12° -E	



10代達君・室合葬墓



第二節 横山家墓所

(一) 横山家歴代当主と室の系來

横山家は横山長隆(ながたか)を初代とする八家の一つである。石高は三万石で、現在の金沢市横山町界隈に上屋敷と下屋敷を設けていた。横山家の菩提寺は松山寺(金沢市東兼六町)である。

初代長隆(ながたか)は前田利家が越前にあつたころに家臣として加わり、利家、利長の藩主に仕える。天正十一年(一五八三)櫛ヶ瀬(滋賀県余呉町)合戦中、利長の長知と共に出陣し、前田軍の撤退戦の中戦死する。遺体は戦場に程近い中之郷の吉祥庵境内に葬られる。享年四十五歳であった。法名は「長隆院松山峰近大居士」である。室は杉弥左衛門の娘で慶長十四年(一六〇九)に没している。

二代長知(ながちか)は水禄十一年(一五六八)に長隆の二男として生まれる。初名は三郎、ほか通称として大膳、武藏守、道哲などがある。利家の家臣として仕える。天正十二年(一五八四)の末森城の合戦、同十三年(一五八五)鳥越城の攻略戦、同十八年(一五九三)関東北条氏攻めなどに参陣している。慶長四年(一五九九)の利家没後、利長の金沢入城に従い、金沢に移る。慶長七年(一六〇二)石を拝領し、以後、横山家の禄高は三万石となる。元和元年(一六二五)に山城守に叙任される。徳川家より謀反の嫌疑を掛けられた際に江戸へ赴き弁明を行い、加賀藩の危機を回避する功績をあげている。この弁明には嫡男の康玄が父の代理として江戸に赴くなどしている。康玄は正保二年(一六四五)に没したため、長知は嫡孫の忠次に家督を譲り隠居し、翌三年(一六四六)に七九歳で没している。法名は「円通院傑山長英大居士」である。室は前田長楳の養女で、元和三年に没している。

長知嫡男の康玄(やすはる)は家督を相続することなく正保二年(一六四五)に没している。法名は「桂岩院月浦宗林大居士」である。室は今枝良部の娘で承応四年(一六五五)に没している。

三代忠次(ただつぐ)は寛水二年(一六二五)に康玄の嫡男として生まれる。初名は三郎、ほか左衛門、長重などがある。正保二年(一六四五)祖父より家督

を相続し、延宝七年(一六七九)に五十五歳で没している。法名は「貞閑院松松通古居士」である。室は奥村康礼の娘で寛文三年(一六六三)に没している。

四代玄以(はるひろ)明暦元年(一六五五)に忠次の嫡男として生まれる。生母は日置猪右衛門の娘である。初名は三郎、ほか大前、忠義、忠照などがある。延宝七年(一六七九)に家督を相続し、天和元年(一六八一)に二十七歳で没している。法名は「通明院月窟道輝居士」である。室は奥村忠義の娘で、寛文二年(一六六三)に没している。

五代任風(とうがぜ)は万治元年(一六五八)に忠次の二男として生まれる。初名は權八郎、ほか左衛門、昌次、英盛などがある。兄玄以が没したものの天和元年(一六八一)に末期養子として家督を相続し、元禄十五年(一七〇二)に從五位下山城守に叙任される。宝永元年(一七〇四)に四十七歳で没している。法名は「貞徳院利山長享大居士」である。室は横山準人の娘で元禄十四年(一七〇二)に没している。

六代貴林(たかもと)は元禄八年に奥村康輝の六男として生まれる。通称として求馬、監物などがある。五代任風没後の宝永元年に末期養子となる。享保八年(一七三三)に從五位下大和守に叙任される。寛延元年(一七四八)に五十四歳で没している。法名は「覺了院本源直性大居士」である。室は任風の娘で正徳五年(一七一五)に没している。

七代隆達(たかみち)は享保十三年(一七三八年)に貴林の四男として生まれる。初名は時次郎、ほか大膳、求馬、長烈などがある。寛延元年(一七四八)に父貴林が没したのち家督を相続し、宝暦七年(一七五七)に從五位下山城守に叙任され、明和八年(一七七七)に河内守に叙任される。安永五年(一七七六)に四九歳で没している。法名は「長々齋応心隆達大居士」である。室は本多國書の娘で寛政八年(一七九六)に没している。

八代隆從(たかより)は宝暦八年(一七五八)に隆達の五男として生まれる。通称として義四郎、求馬、大膳、山城などがある。父隆達が没した安永六年(一七七七)に家督を相続する。寛政四年(一七九二)に三五歳で没している。法名は「克己齋義山隆從居士」である。室は津田支善の娘で天保五年(一八三四)

に没している。

九代隆盛（たかしげ）は天明三年（一七八三）に隆従の二男として生まれる。初名は三郎、ほか山城、監物などがある。寛政四年（一七九二）に父隆従が没したのち家督を相続し、文化十年（一八一三）に従五位下山城守に叙任される。文化十三年（一八一六）に三四歳で没している。法名は「高連斎大衆隆盛居士」である。室は奥村尚寛の娘で天保十年（一八三九）に没している。

十代隆章（たかあき）は文化二年（一八〇五）に隆盛の嫡男として生まれる。初名は三郎、ほか求馬がある。文化十三年（一八一六）に父隆盛が没したのち家督を相続し、文政十年（一八二七）に従五位下山城守に叙任され、天保十四年（一八四三）に遠江守に再度叙任される。万延元年（一八六〇）に五六歳で没している。法名は「賢松院龜山隆章居士」である。室は本多政礼の娘で天保十四年（一八四三）に没している。

隆章嫡男の隆貴（たかおき）は家督を相続することなく安政五年（一八五八）に三三歳で没している。法名は「徳雄院高山隆貴大居士」である。室は横山又五郎の娘で安政六年（一八五九）に没している。

十一代隆平（たかひら）は弘化二年（一八四五）に隆貴の嫡男として生まれる。初名は三郎、ほか三左衛門がある。文久元年（一八六一）に祖父隆章が没したのち家督を相続し、明治二十六年（一九〇三）に五八歳で没している。法名は「相隆院平等全功居士」である。室は奥村栄通の娘で、明治三十五年（一九〇二）に没している。

(二) 横山家墓所の測量成果

墓所の概要

横山家の墓所は中割地区のほぼ中央に位置する。南側の斜面上に奥村宗家の墓所が位置し、その上に前田土佐守家、藩主墓所が位置している。中割地区にはこのほか後藤家、篠原家、小幡家など高緑の藩士家墓所が点状に存在する。横山家墓所は野田山にある加賀藩士の墓所のうち、最大級の広さを有するものである。東西に九〇メートル、南北に八〇メートルに及び長方形を呈する区画となっている。

丘陵斜面をおおむね三段に造成されており、中程の面と最下段の面に藩主家墓所参道より分枝した墓道が設けられている。最も古い墓は正保二年（一六四五）九月十八日に没している三代父康の墓である。康女、室墓は長知墓に至る墓道の一段下に設けられているが、墓の周囲に周溝を有し、前面に階梯を持つなど、横山家の当主墓・室墓のその後の規範となる要件が備わっている。当主墓・室墓は康女以降六代まで二段目・三段目の斜面に造墓される。造墓される位置に目立つた規則性はない。三代父母、四代、五代までは墓を並べて配置するが、六代、七代は当主墓と室墓は離れている。六代室は五代任風の娘である所以なのか、五代墓の脇に位置している。八代以降は墓所の最上段の平坦面に展開する。墓毎に参拝用の階段と燈籠、花入れが備わり、整然と配置されている。

二代長知墓（図版A）…墓所平坦面のうち、最上段の中央に位置する。東西に三〇メートル、南北に一五メートルを測る平坦面の中央に位置する。墓は五メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に五輪塔を配置する。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。五輪塔は各石材の幅がほぼ同規模であるため、石を積み上げた石塔のような印象を与えるものとなっている。五輪塔には鎌倉体で文字が刻まれている。正面に花人と先端が山形を呈する燈籠が二基一対配置されている。

三代忠次墓（図版B）…墓所平坦面のうち、中段で、三代父母康女墓の一段低い位置にあたる。東西に二〇メートル、南北に一〇メートルの長方形区画を有するが、正面両脇に子女墓が八基造墓されている。墓は六メートル四方を測る墳丘墓であり、墓石は失われている。墓は西を向く。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。燈籠が二基一対配置されている。

四代玄以墓（図版C）…墓所平坦面のうち、最下段に位置する。室墓と並ぶ。東西に二二メートル、南北に最大で一四メートルの長方形区画を有するが、正面両脇に子女墓が五基造墓されている。墓は西を向く。墓の平面形態は多角形を呈しているが、本来は方形であったと推測される。墓は長軸で五メートルを測る墳丘墓であり、墓石は失われている。

五代任風墓（図版D）…墓所平坦面のうち、中段で、東端に位置する。周囲を

東西に二メートル、南北に八メートルとなる長方形の区画を有し、区画奥に造墓される。墓は長軸で六メートルを測る墳丘墓であり、墳丘上に五輪塔を配置する。墓は西を向く。墓の前には石敷きの墓参用区画が設けられている。区画の西正面には最下段から中段に至る南北の墓道が設けられている。

六代穴貫墓(図版E)・・・墓所平坦面のうち、最上段で墓道に隣接する。墓は長軸で六メートルを測る墳丘墓であり、墓石は失われている。墓は西を向く。東西に一メートル、南北に九メートルの長方形区画を有するが、前面に子女墓二基が造墓されている。

七代降達墓(図版F)・・・墓所平坦面のうち、中段で東端に位置する。墓は長軸で六メートルを測る墳丘墓であり、墓石は失われている。南北に平坦面を開削して設けた周溝を有し、周溝を含む幅は一メートルに達する。南北に八メートルの長方形の区画を有し、区画奥に造墓される。墓は長軸で六メートルを測る墳丘墓であり、墓石は失われている。墓の前には石敷きの墓参用区画が設けられている。

八代降達墓(図版G)・・・墓所平坦面のうち、最上段にあたり、後背面は奥村宗家墓所との境界である。八代から十一代まではすべて同じ面に室墓と並び造墓される。墓は縦横七メートルにわたり斜面を開削した面に四メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

九代降達墓(図版H)・・・墓所平坦面のうち、最上段にあたり、東西に二メートル、南北に七メートルにわたり斜面を開削した面に室墓と並び造墓する。墓は五メートル四方の方形墳丘墓で、正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓は北を向く。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

十代降達墓(図版I)・・・墓所平坦面のうち、最上段にあたり、東西に二メートル、南北に七メートルにわたり斜面を開削した面に十一代室、十一代当主、室墓と並び造墓される。墓は後背面が斜面と接した五メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。墓は北を向く。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

十一代降平墓(図版J)・・・所平坦面のうち、最上段にあたり、墓所の南東端に位置する。東西に七メートル、南北に一四メートルにわたり斜面を開削した面に室墓を併設しており、後背面が斜面と接した四メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。墓は北を向く。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は六角柱を呈する傘付位牌型で正面に法名が記され、右側面と左側面に没年が記されている。

三代穴貫墓(図版K)・・・墓所平坦面のうち、中段で墓道の正面に位置する。室墓と並び造墓され、東西に二メートル、南北に一八メートルの方形に近い区画を有する。墓は西を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓である。

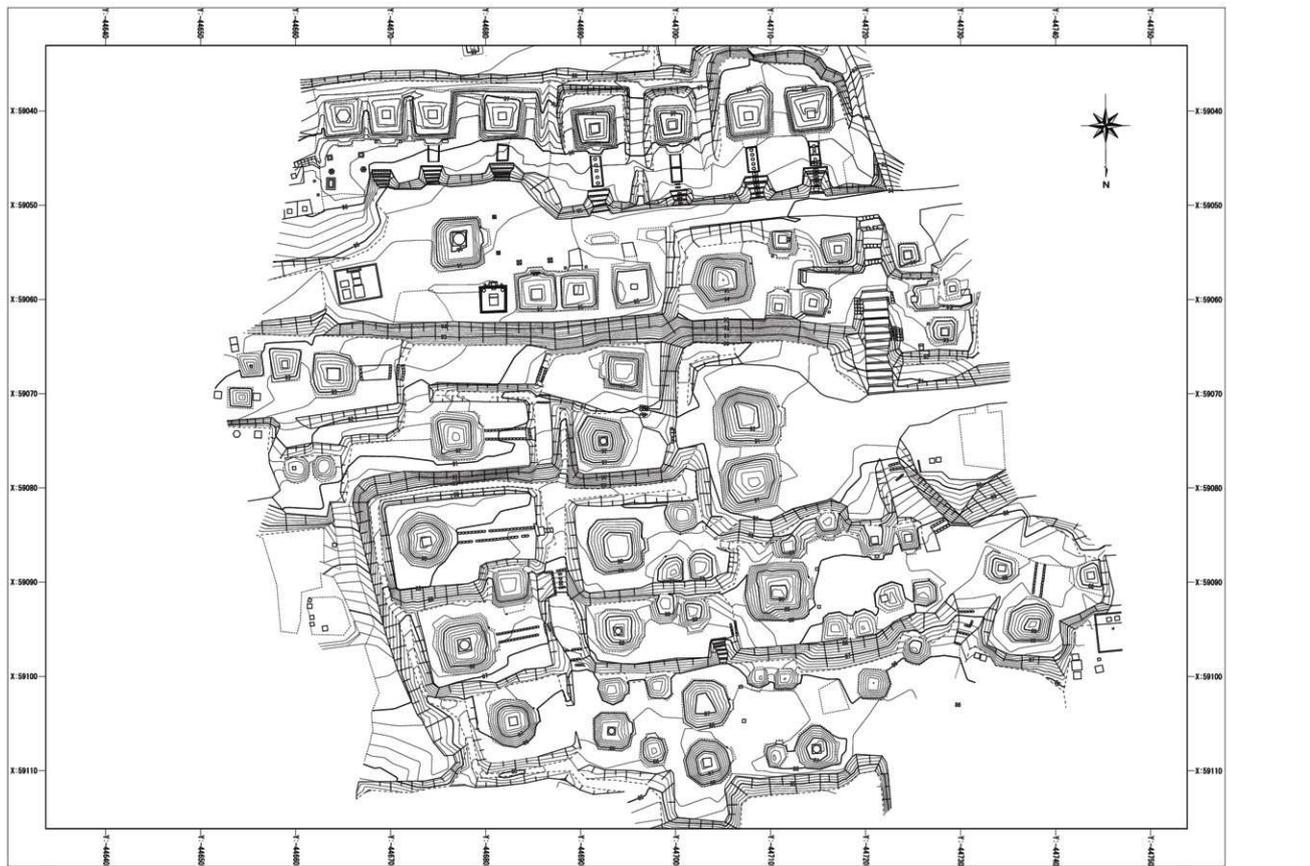
十一代穴貫墓(図版L)・・・所平坦面のうち、最上段にあたり、長知墓の西に位置する。四メートル四方の墳丘墓で、墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

三代室墓(図版一)・・・墓所平坦面のうち、中段のほぼ中央に位置する。南西に三代父母墓が位置し、この後背面後より墓道が設けられている。東西一六メートル南北一〇メートルの方形区画に造墓され、区画内に子女墓が三基増墓されている。墓は西を向く。墓は五メートル四方を測る墳丘墓であり、墓石は失われている。

四代室墓(図版二)・・・墓所平坦面のうち、最上段にあたり、四代墓の北に位置する。北側には下の他家墓所に突き出すように平坦面が認められ、四代室墓の北側がこの位置に張り出していることから、この墓を造墓する際に設けられた平坦面と考えられる。平面形態は多角形を呈しているが、本来は方形であったと推測される。墓は西を向く。墓は長軸で五メートルを測る墳丘墓であり、墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

五代室墓(図版三)・・・墓所平坦面のうち、最下段にあたり、墓所の北東端に位置する。五代当主墓と並び造墓され、東西に二メートル、南北に八メートルの方形に近い区画を有する。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓は西を向く。墓は長軸で六メートルを測る墳丘墓であり、墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

六代室墓(図版四)・・・墓所平坦面のうち、中段で、東端に位置する。周溝を東



第1図 横山家墓所遺構概略図 (S=1/400)

西に一六メートル、南北に一〇メートルとなる長方形の区画を有し、区画奥に造墓される。五代当主墓との間に五代の子女墓が一基五代墓の平坦面を取り崩す形で造墓する。墓は西を向く。墓は長軸で五メートルを測る墳丘墓であり、墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。墓の前には石敷きの墓参用区画が設けられている。

七代室墓（図版五）…墓所平坦面のうち、中段で、三代父母墓の背面に位置する。東西に一メートル、南北に八メートルの長方形の区画を有し、区画奥に造墓される。また、この墓は正面を東に向けている。墓は四メートル四方を測る墳丘墓であり、墓石は失われている。

八代室墓（図版六）…墓所平坦面のうち、最上段にあたる墓で、縦横七メートルにわたり斜面を開削した面に四メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。墓は北を向く。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

九代室墓（図版七）…墓所平坦面のうち、最上段にあたり、東西に一五メートル、南北に七メートルにわたり斜面を開削した面に当主墓と並んで造墓する。墓は五メートル四方の方形墳丘墓で、正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

十代室墓（図版八）…墓所平坦面のうち、最上段にあたり、東西に二二メートル、南北に七メートルにわたり斜面を開削した面に十代室、十一代当主、室墓と並び造墓する。墓は北を向く。墓は五メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

十一代室墓（図版九）…所平坦面のうち、最上段にあたり、十代当主と十一代当主との間に造墓される。墓は北を向く。墓は四メートル四方の方形墳丘墓を造墓する。正面には石敷きの墓参用区画と階段が設けられている。墓石は傘付位牌型で正面に法名と没年が記されている。

三代母墓（図十）…三代父墓と並び、規模は三代父墓とほぼ同じである。横山家墓所における石造物の構成は、墓石、参拝用石敷施設、燈籠を主とした

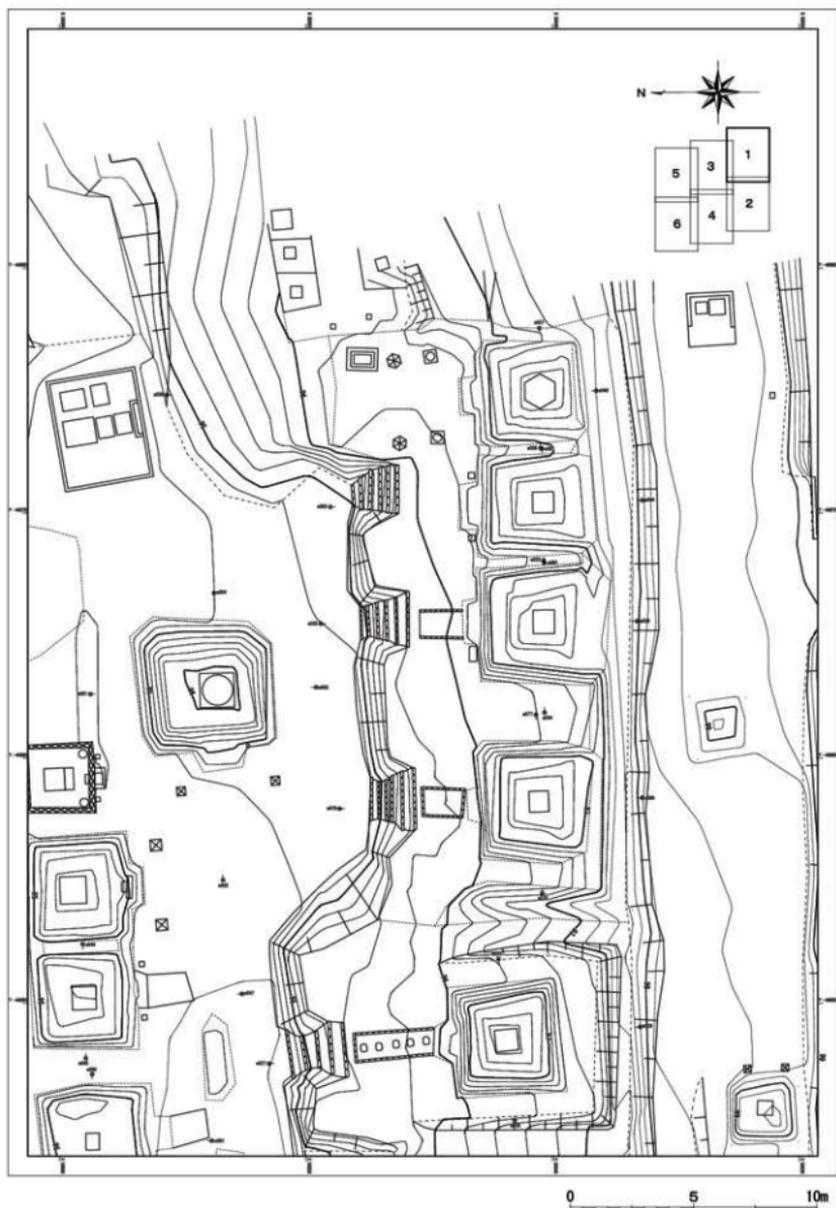
構成となっている。このほか、設けられた時期は不明であるが、各墓には被葬者の法名を記した石製の標柱が墳墓前面に設けられている。

また、横山家に伝世する絵図の調査により、被葬者をすべて明らかにすることができた。絵図は安政八年（一八六一）の製作で、野田山墓地を管理していた桃雲寺の住職により描かれたもので、墓所の内容と被葬者について記している。絵図には今日では見られない墓道の階段や細かな区画が記されており、往時を知る貴重な資料といえる。さらに、墓所の東には横山家の陪臣である平手家、中川家などの墓所が記されており、陪臣墓所を含めた広大な範圍を横山家墓所と記している。

初代墓について

初代墓所の調査として遊賢県中郷町の吉祥庵裏手の墓地について現地調査を行った。現地は北陸自動車道がすぐ横を走り、吉祥庵と初代墓所とは北陸道により分断されている。初代長隆が柳ヶ瀬の合戦により戦死した後、吉祥庵境内に葬られていることから、往時の吉祥庵はかなり広い面積を有していたものと考えられる。初代長隆墓は山林の裾に平坦面を設け、周囲を石垣で覆い、前面に階段を設ける構造となっている。平坦面は二段に分かれ、それぞれの面に一基ずつ墓石が配置されている。一段低い西側の平坦面には木製の覆屋により覆われた墓石があり、高い方には五輪塔がある。覆屋の中には板碑式の墓石が所在し、「横山平喜長隆君墓」と正面に記されている。背面には長隆の生涯についての克明な碑文が記されている。もう一方の五輪塔は、水輪に相当する石材の表面に周囲を廻るように文字が記され、地輪に明治時代の当主の名が刻まれており、再興したことを物語っている。

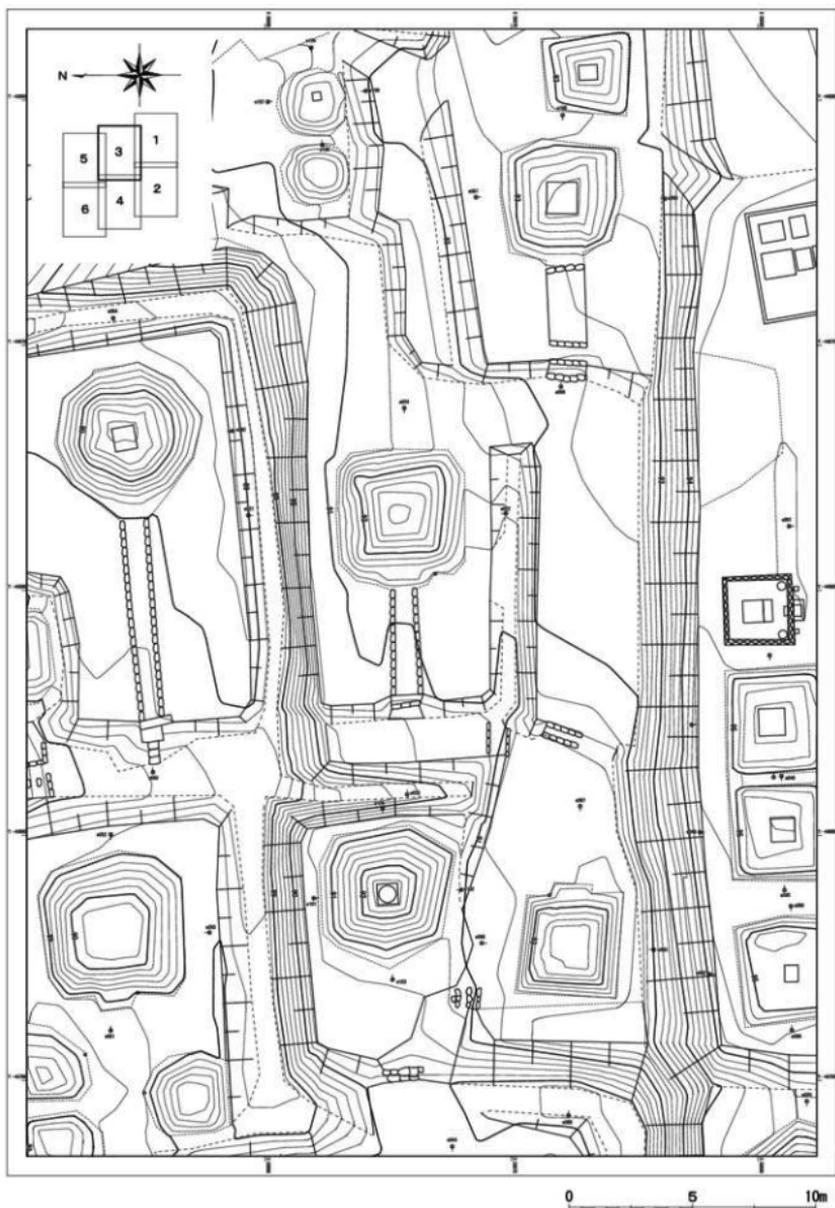
横山家墓所の最大の特徴は野田山墓地内で最も面積が大きいことである。江戸時代から現在に至るまでの横山家家中の墓が同一墓所内に現存し、造墓時の様相を良好留めており江戸期の武家墓所を考証する上で貴重な資産であるといえる。



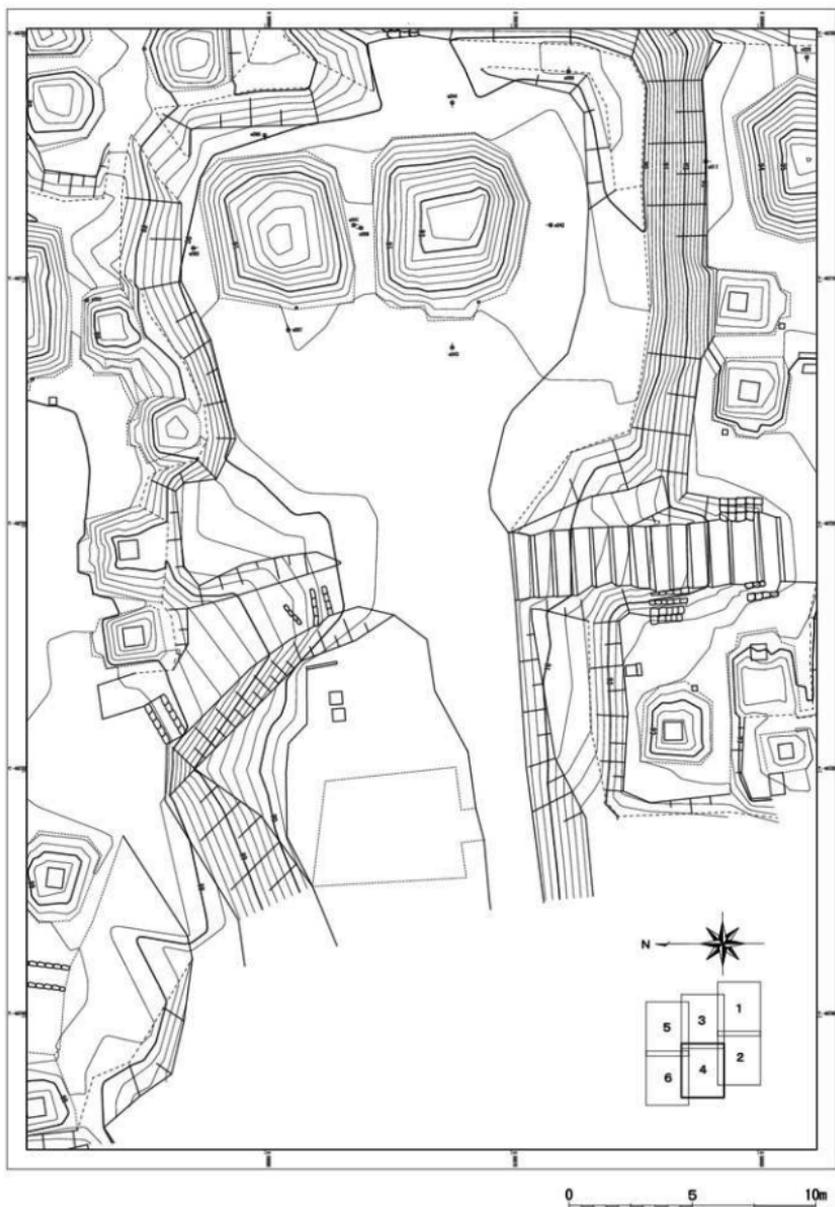
第2图 横山家墓所平面图1 (S=1/200)



第3図 横山家墓所平面図2 (S=1/200)



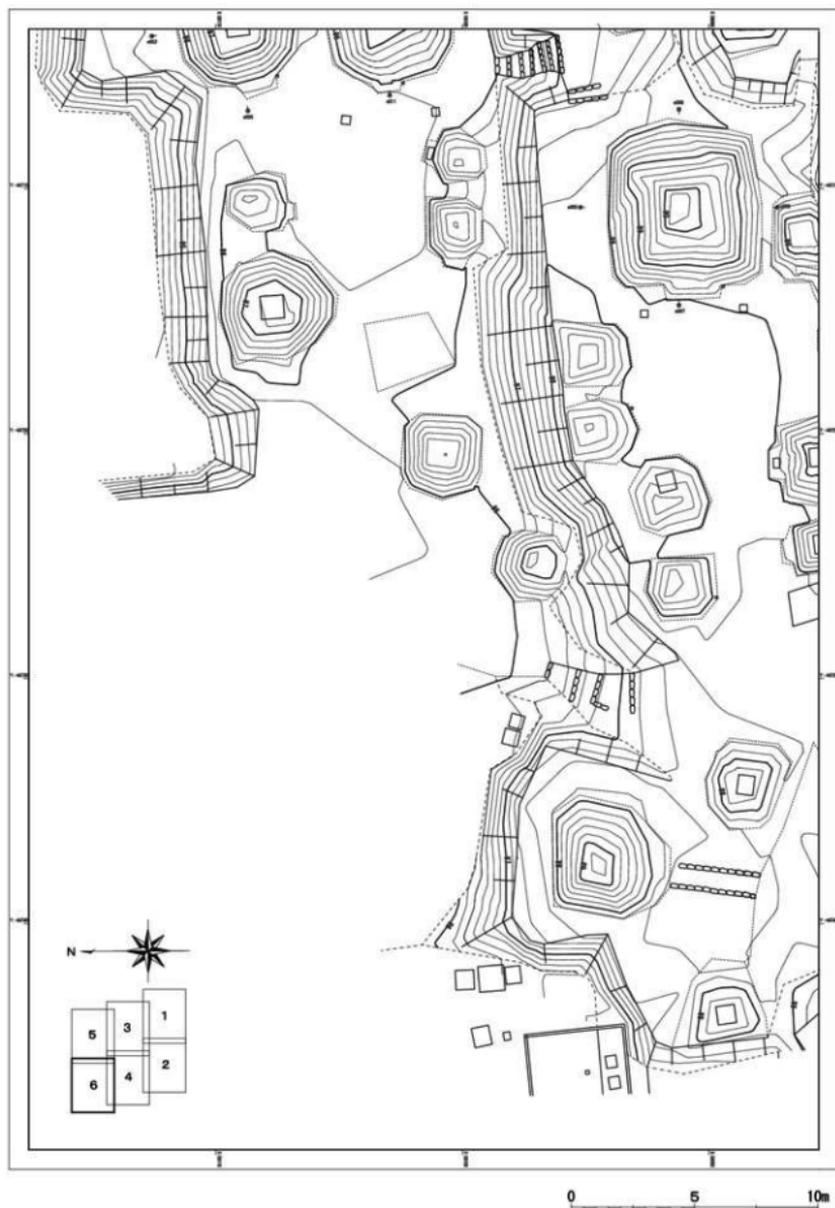
第4図 横山家墓所平面図3 (S=1/200)



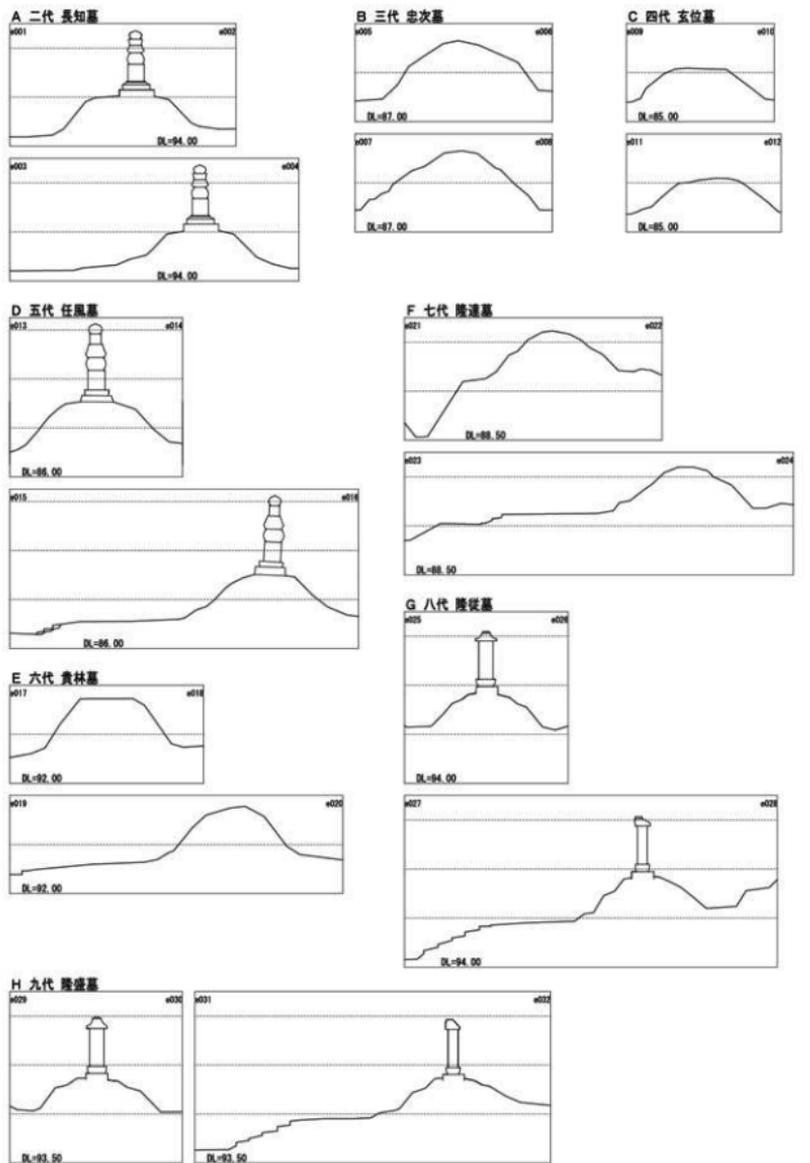
第5図 横山家墓所平面図4 (S=1/200)



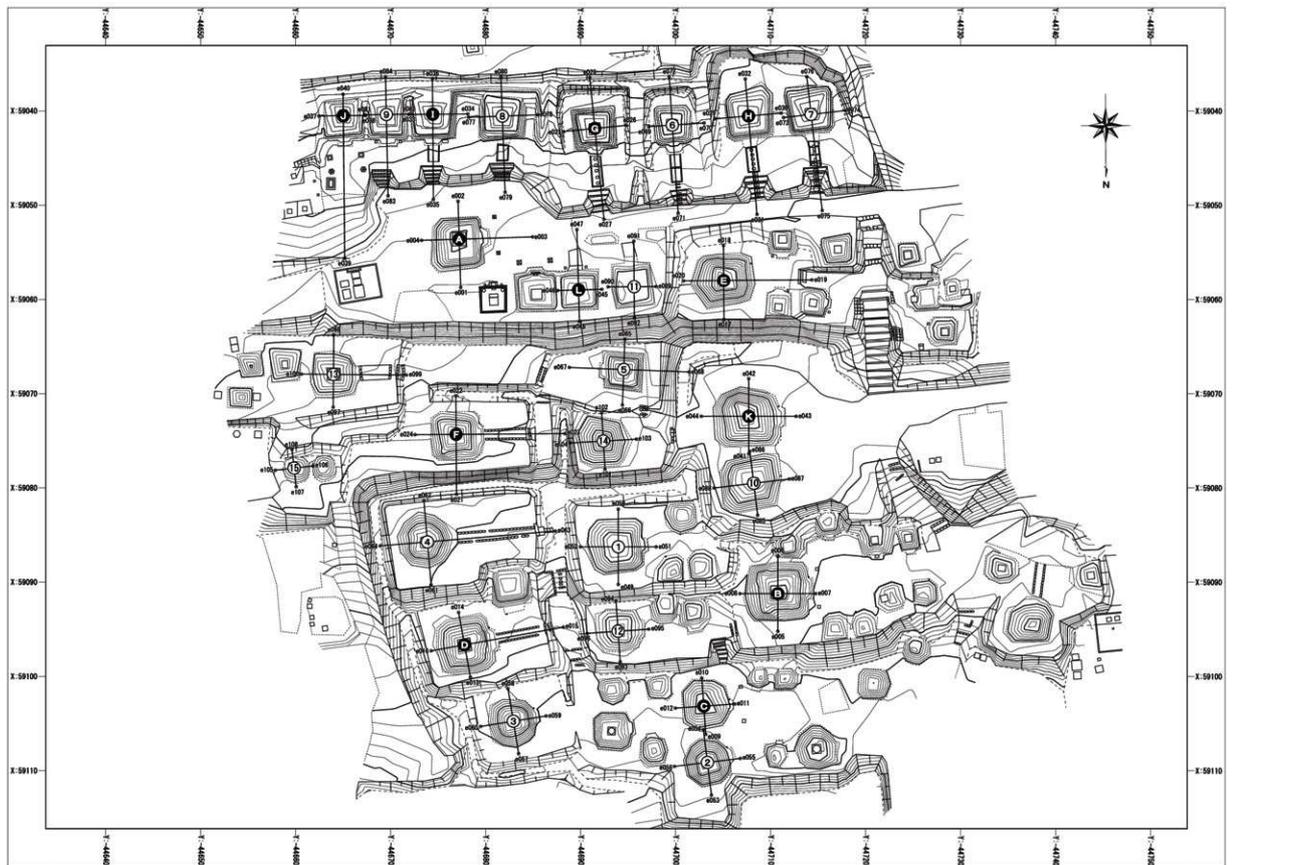
第6図 横山家墓所平面図5 (S=1/200)



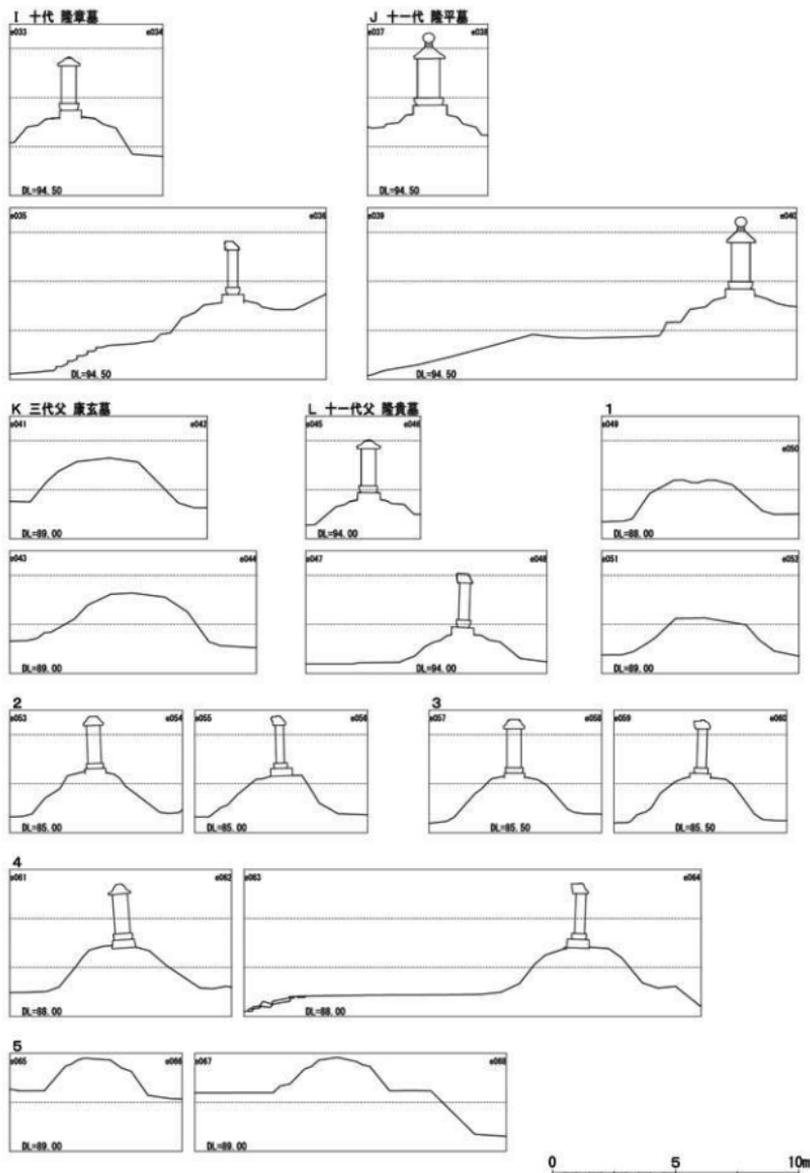
第7图 横山家墓所平面图6 (S=1/200)



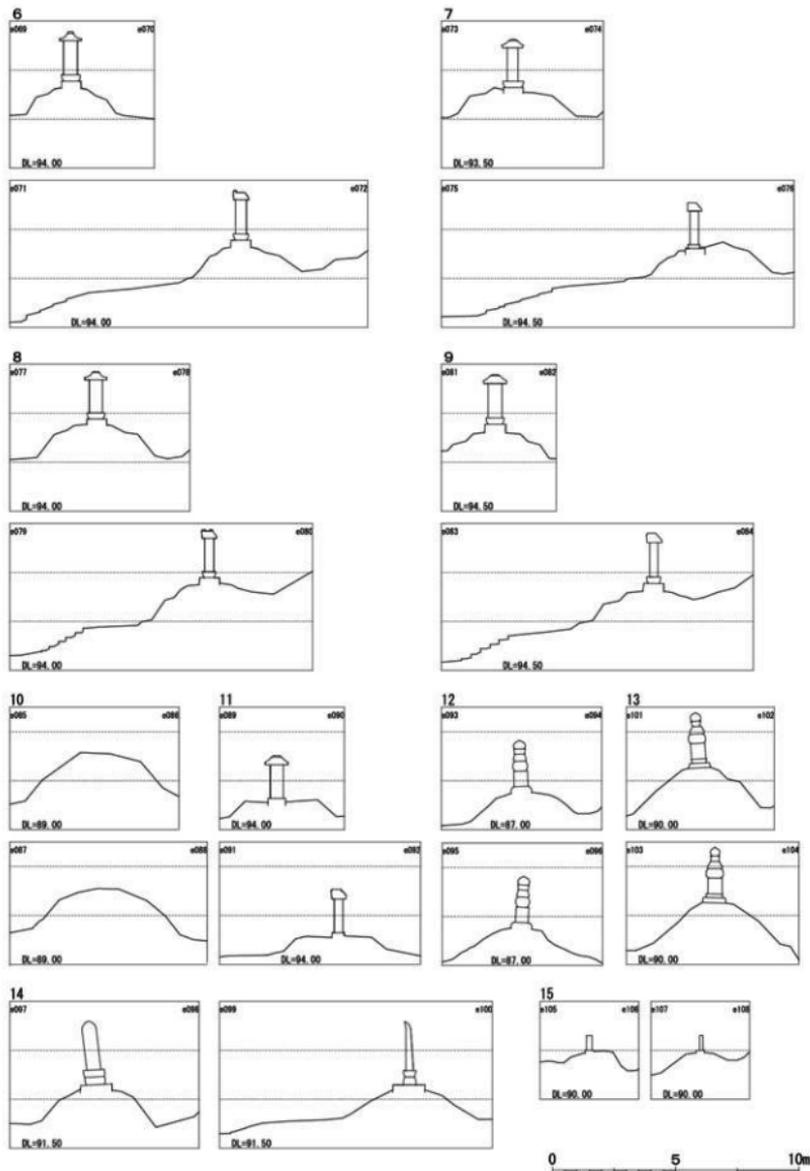
第9図 横山家墓所エレベーション図1 (S=1/400)



第8図 横山家墓所エレベーション基線図 (S=1/400)

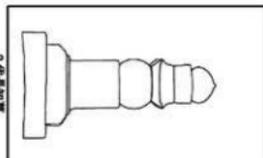
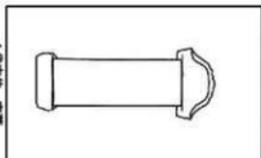
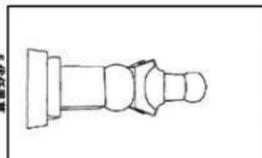


第10図 横山家墓所エレベーション図2 (S=1/400)



第11図 横山家墓所エレベーション図3 (S=1/400)

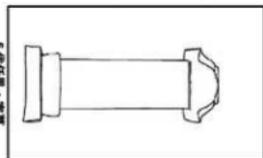
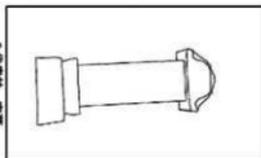
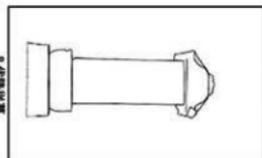
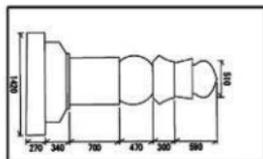
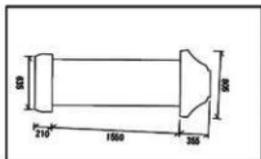
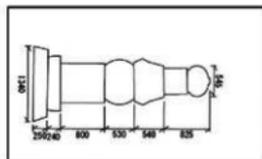
基番号	被葬者	秩番	種別	法量(m)			土量(m ³)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
横山家									
A	長知	1	墳墓	1.80	5.63	5.35	22.0	N-82°E	
		2	土壇	0.82	2.08	0.95		N-84°E	
		3	墓石	2.70	1.40	1.40		N-88°E	
B	忠次	1	墳墓	2.42	6.28	6.76	47.0	N-86°E	
		2	土壇	0.77	2.37	0.73		N-86°E	
C	玄位	1	墳墓	1.39	5.33	4.90	16.6	N-83°E	
		2	土壇	0.29	1.25	0.50		N-83°E	
D	任風	1	墳墓	1.77	6.11	5.80	28.7	N-78°E	
		2	土壇	0.46	2.63	0.90		N-78°E	
		3	墓石	3.21	1.27	1.32		N-60°E	
E	青林	1	墳墓	2.17	5.60	6.87	38.2	N-80°W	
F	隆達	1	墳墓	1.78	5.19	5.10	21.5	N-88°E	
		2	土壇	0.33	2.41	0.78		N-88°E	
G	隆從	1	墳墓	1.77	4.98	4.48	16.9	N-4°W	
		2	土壇	0.35	1.94	0.78		N-4°W	
		3	墓石	2.49	0.88	0.92		N-6°W	
H	隆盛	1	墳墓	1.63	5.16	5.27	20.3	N-6°W	
		2	土壇	0.36	1.67	0.81		N-6°W	
		3	墓石	2.36	0.86	0.85		N-5°W	
I	隆章	1	墳墓	1.57	5.00	5.32	19.1	N-0°E	
		2	土壇	0.33	1.90	0.62		N-0°E	
		3	墓石	1.50	0.96	0.87		N-0°E	
J	隆平	1	墳墓	1.58	4.13	4.14	12.3	N-3°W	
		2	土壇	0.57	1.55	0.62		N-3°W	
		3	墓石	3.28	1.42	1.23		N-1°W	
K	康玄	1	墳墓	1.97	6.40	6.92	39.9	N-87°E	
		2	土壇	0.35	2.29	0.81		N-87°E	
L	隆貴	1	墳墓	1.20	3.95	4.19	9.1	N-5°W	
		2	土壇	0.32	1.02	0.34		N-5°W	
		3	墓石	2.90	0.95	0.97		N-2°W	
1		1	墳墓	1.51	5.81	6.02	24.1	N-86°E	
		2	土壇	0.14	1.94	0.76		N-86°E	
2		1	墳墓	1.98	5.11	4.92	19.1	N-71°E	
		2	土壇	0.48	1.78	0.72		N-72°E	
		3	墓石	2.46	0.91	0.86		N-83°E	
3		1	墳墓	1.88	5.32	4.88	22.3	N-77°E	
		2	土壇	0.60	1.77	0.65		N-77°E	
		3	墓石	2.31	0.88	0.85		N-81°E	
4		1	墳墓	1.82	6.12	5.71	29.1	N-87°E	
		2	土壇	0.35	2.40	0.94		N-87°E	
		3	墓石	2.63	0.90	0.95		N-80°E	
5		1	墳墓	1.44	3.91	4.24	10.9	N-87°W	
		2	土壇	0.36	1.66	0.56		N-87°W	
6		1	墳墓	1.45	4.02	4.25	11.3	N-3°W	
		2	土壇	0.23	1.78	1.70		N-3°W	
		3	墓石	2.32	0.82	0.82		N-4°W	
7		1	墳墓	1.59	5.12	5.40	20.1	N-6°W	
		2	土壇	0.27	1.54	0.90		N-6°W	
		3	墓石	1.95	0.82	0.76		N-7°W	
8		1	墳墓	1.66	5.14	4.52	17.8	N-1°E	
		2	土壇	0.22	1.51	0.52		N-1°E	
		3	墓石	2.25	0.85	0.79		N-2°W	
9		1	墳墓	1.55	4.25	4.75	14.3	N-3°W	
		2	土壇	0.35	1.90	0.79		N-3°W	
		3	墓石	2.36	0.85	0.86		N-0°E	
10		1	墳墓	1.98	5.75	6.45	33.8	N-82°E	
11		1	墳墓	0.84	4.40	4.68	7.9	N-6°W	
		2	土壇	0.23	1.38	0.68		N-6°W	
		3	墓石	1.97	0.89	0.55		N-0°E	
12		1	墳墓	1.28	4.40	4.74	12.2	N-86°E	
		2	土壇	0.53	2.00	0.47		N-86°E	
		3	墓石	2.10	0.85	0.91		N-86°E	
13		1	墳墓	1.96	5.03	4.56	20.5	N-87°E	
		2	土壇	0.29	1.56	0.49		N-87°E	
		3	墓石	2.26	1.23	1.29		N-90°W	
14		1	墳墓	1.15	5.42	4.89	13.9	N-87°E	
		2	土壇	0.18	1.89	0.94		N-87°E	
		3	墓石	2.79	0.84	0.84		N-87°E	
15		1	墳墓	0.91	2.80	2.84	3.3	N-10°W	
		2	墓石	0.70	0.34	0.34		N-6°W	大基院殿生母



5代任風臺

4代女位・室臺

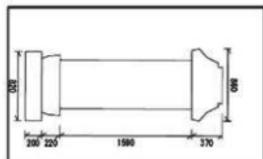
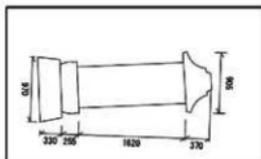
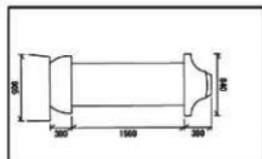
2代志知臺



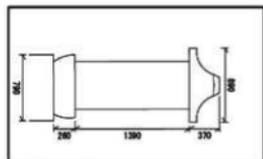
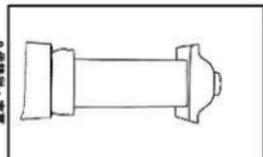
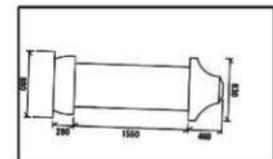
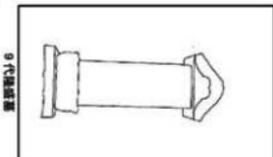
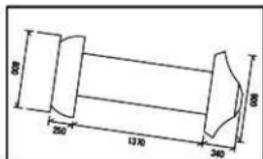
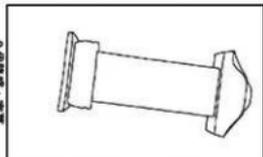
8代雄牧臺

6代蔵持・室臺

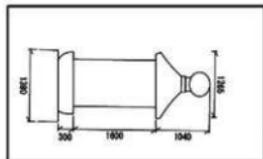
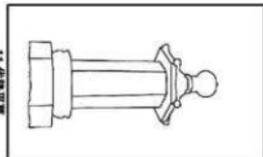
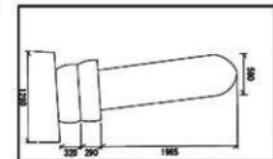
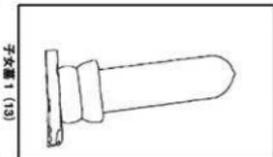
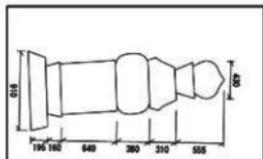
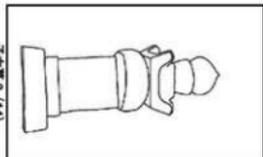
5代任風・室臺



9代雄雄・寛重



子女鑑 2 (14)



子女鑑 1 (13)

11代雄平鑑

第三節 前田土佐守家墓所

(一) 前田土佐守家墓所

前田土佐守家は前田利政(八)としまさ(一)を初代とする八家の一つである。石高は一萬一千石で現在の金沢市高岡町界隈に上屋敷と、醒ヶ井町界隈に下屋敷を設けていた。前田土佐守の菩提寺は桃雲寺(金沢市野田町)である。

初代利政(八)としまさ(一)は天正六年(一五七八)に藩主前田利家の二男として生まれる。初名は又若、ほか孫四郎などがある。文祿二年(一五九三)に従四郎下侍従に叙任され、能登侍従とも称される。この時期に藩主家より藩主家臣のうち、長徳龍、村井長次、高山右近、不破広嗣等を家臣に与えられていた。慶長二年(一五九七)七月に利政は七尾城を居城とし、利家の遺領のうち一萬五千石を新たに加え、能登の国主となる。慶長四年(一五九九)には大坂城の詰番衆となる。徳川家と大坂方である石田氏との争いの際には兄利長とともに出陣し、大坂方である丹羽氏の居城である大聖寺城の攻略戦に参加し功を上げる。しかし、利政は大聖寺城の攻略戦後に七尾へ戻り以後出陣することはなかった。利長の再三の参陣要請にも応じず、関ヶ原の合戦後の論功行賞により利政は能登の国主の封を除かれることとなる。国主の任を除かれた以後、利政は京都へ移住し、僧職に身を置き、宗西或いは宗悦と称し隠棲生活を送る。慶長十九年の大坂の陣の際、利政の下に豊臣方より加賀・越前の二国を条件とし参陣するよう要請があるも利政これに応じず、戦後利政の態度を聞いた家康より一〇万石により仕官の誘いを行うが、利政はこれについても断つたとの伝承がある。寛永十年(一六三三)七月十四日に五六歳で没している。法名は「福昌院前羽林怡伯宗悦大居士」である。室は蒲生氏郷の娘で寛永十三年(一六三六)四月に没している。

二代直之(なおゆき)は慶長九年(一六〇四)三月九日に利政の嫡男として生まれる。通称として肥後、三左衛門などがある。慶長十一年より祖母である芳春院の許で養育される。元和元年(六一五)十一月十三日より三代藩主利常に仕えることとなり、新知として二千石を得る。その後元和六年(六一〇)に加増を受け七千五百石、寛永十二年(一六三五)八月に一萬五〇石となり、人持組頭

に列せられる。万治二年(一六五九)には小松城代に任ぜられている。延宝二年(一六七四)十月十八日に七十一歳で没している。法名は「長安寺大蓮徹道大居士」である。室は小幡宮内長次の娘で延宝三年(一六七五)十二月十二日に四十七歳で没している。

三代直作(なおなり)は寛永十九年(一六四二)二月三日に直之の嫡男として生まれる。通称として備後がある。父直之の没したのちの延宝二年(一六七四)十二月七日に家督を相続する。貞享三年(一六八六)十一月十三日に人持組頭に列せられる。元禄二年(一六八八)四月九日に四十八歳で没している。法名は「佛心院別山良傳大居士」である。室は本多政長の娘で享保十年(一七二五)六月十二日に七八歳で没している。

四代直堅(なおかた)は天和三年(一六八三)五月十七日に直作の三男として生まれる。通称として主税がある。父直作の没したのちの元禄二年(一六八九)七月六日に家督を相続する。元禄十五年(一七〇二)四月二十五日に従五位下近江守に叙任される。宝永二年(一七〇五)五月二十五日に加増を受け、禄高は一萬一千石となり、人持組頭に列せられる。宝永三年(一七〇六)十一月十五日に年寄に任ぜられる。享保十四年(一七二九)八月九日に四十七歳で没している。法名は「萬寿院鐵山一条大居士」である。室は前田貞親の三女重で宝永六年(一七〇九)五月二十二日に一九歳で没している。

五代直躬(なおみ)は正徳四年(一七一四)三月二十一日に直堅の二男として生まれる。通称として主税がある。父直堅の没したのちの享保四年(一七二九)閏九月七日に家督を相続する。享保十六年(一七三二)十一月十五日に年寄に任ぜられる。享保十一年(一七三三)十二月二十三日に従五位下土佐守に叙任される。元文五年(一七四〇)七月一日人持組頭に列せられる。安永三年(一七七四)四月三日に六一歳で没している。法名は「經宗院勲安守大居士」である。室は前田中務貞直の娘で寛延四年(一七五二)正月三十一日に三五歳で没している。六代直方(なおただ)は寛延元年(一七四八)閏十月二十七日に直躬の三男として生まれる。通称として三左衛門がある。父直躬の没したのちの安永三年(一七七四)六月朔日に家督を相続する。同年七月に年寄に任ぜられる。安永六

年(二七七七)五月十五日人持組頭に列せられる。同年十二月二十六日に従五位下土佐守に叙任される。文化九年(八一二)十二月十五日に隠居する。文政六年(二八三三)十一月十七日に七六歳で没している。法名は「詠福院九鶴阿字大居士」である。室は村井長野の養妹句で天保六年(二八三五)四月二十六日に八五歳で没している。

準代直養(なおやす)は安永元年(二七七二)十二月二十九日に直方の嫡男として生まれる。通称は内匠助である。寛政十三年(二八〇一)正月二十一日に年寄に任ぜられる。文化二年(二八〇五)五月二十九日に三四歳で没している。法名は「孝順院伯峰元樹大居士」である。室は奥村尚寛の長女嫁で文化二年(二八〇五)八月十五日に二六歳で没している。

七代直時(なおとき)は寛政六年(二七九四)四月に直養の嫡男として生まれる。通称主税である。祖父直方が隠居した後の文化九年(二八一二)十二月十五日に家督を相続する。文化十三年(二八一六)十二月十六日に従五位下土佐守に叙任される。文政十一年(二八二八)八月七日に三五歳で没している。法名は「万法院掃参道一大居士」である。室は本多政礼の養女保で嘉永二年(二八四九)十二月十一日に四六歳で没している。

八代直良(なおさだ)は文政三年(二八〇六)十月十二日に直時の嫡男として生まれる。初名は初丸。ほか内匠がある。父直時の没した後の文政十一年(二八二八)十月六日に家督を相続する。天保十一年(二八四〇)九月一日に人持組頭に列せられる。文政十四年(二八三三)十二月二十七日に従五位下近江守に叙任される。嘉永四年四月六日に三二歳で没している。法名は「本学院殿達道賢良大居士」である。室は奥村栄実の娘由で、七九歳で没している。

九代直会(なおより)は弘化四年(二八四七)八月二十四日に十三代藩主前田齊泰の八男として生まれる。通称として静之介がある。嘉永元年(二八四八)正月に父直良の養子となり、養父直良の没した後の嘉永四年六月六日に家督を相続する。安政三年(二八五五)二月十六日に三〇歳で没している。法名は「清寂院香願英俊大居士」である。

十代直信(なおのぶ)は天保十二年(二八四一)閏正月五日に直良の庶子とし

て生まれる。通称として三吉、三左衛門などがある。直会が没した後の安政三年(二八五五)四月八日に家督を相続する。同年十月八日に年寄に任ぜられる。同年十二月十六日に従五位下土佐守に叙任される。安政五年(二八五八)五月十一日に人持組頭に列せられる。明治元年(二八六八)閏四月に北越総領事の総司令官の任に就く。同年十二月に藩の執政に就く。このほか、金沢藩大参事、尾山神社の神官職を歴任する。明治十一年に隠居する。明治十二年(二八七九)九月十五日に三九歳で没している。法名は「静安院賢聖勇道大居士」である。室は玉井頼母の娘鏡で、七八歳で没している。

(二) 前田土佐守家墓所の測量成果

墓所の概要

前田土佐守家の墓所は中制地区のほぼ中程に位置する。南斜面には加賀藩主前田家墓所、藤原家墓所が位置し、北斜面下には小幡家墓所、横山家墓所などが位置する。藩主家墓所参道より東へ伸びる墓道の突き当たりは東西に二〇メートル以上、南北に三五メートルの幅で横に長い構造物を呈している。墓所は大きく二段の平坦面により構成される。墓道正面の平坦面には二代当主をはじめ、歴代当主の墳墓が直線的に配置されている。一段下には室墓および子女墓が並ぶ。子女墓の数は横山家等と比較すると少ないものとなっているが、これは菩提寺である桃雲寺境内を子女墓の墓所としているからであろう。

前田土佐守家墓所における墓の総数は二四基を数える。内訳は墳丘墓が二二基、墳丘を有さない墓が二基である。このうち、当主及びその室の墓は一七基を数え、準代・子女墓の墓は七基である。墓石の数は八基を確認している。内訳は笠付き位牌形墓が六基、近代墓が二基である。他の石造物として、灯籠八基、地藏尊五基、経供養塔一基などがある。墓所の入口に二基位置している灯籠は、左右の形状が異なる。このうち、左手に位置する灯籠は、土佐守家の家臣が寄贈したものであることが、銘文から読み取ることが出来る。地藏尊は三代室・五代室・準代室の墳丘墓の裾に墳丘墓に寄り添うようにして位置している。地藏尊は全て頭部が欠損しているが、丈は本来四五〇センチと推定される。経供養塔は七代墓

と準代墓の間に位置している。

二代直之墓(図版A)・・・墓所平坦面のうち、上段の墓所入口に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。墓は北を向き、以後の墓は東方向に違って造墓される。

三代直作墓(図版B)・・・墓所平坦面のうち、上段、二代墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。墓は北を向く。左脇に石製の地蔵尊が設けられている。

四代直賢墓(図版C)・・・墓所平坦面のうち、上段、三代室墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

五代直躬墓(図版D)・・・墓所平坦面のうち、上段の入口に最も近い場所に位置する。二代墓の右に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墓は北を向く。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

六代直方墓(図版E)・・・墓所平坦面のうち、上段、五代長男墓の左に位置する。墓は北を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

七代直時墓(図版F)・・・墓所平坦面のうち、上段、六代当主墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墓は北を向く。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

八代直貞・室墓(図版G)・・・墓所平坦面のうち、上段の奥まったところで、六代当主墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

九代直会墓(図版H)・・・墓所平坦面のうち、上段の最も奥に位置する。墓の正面は上段平坦面の方を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十代直信・室墓(図版I)・・・墓所平坦面のうち、上段の最も奥に位置する。九代当主墓の左に位置する。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、これまで

の当主墓と比較するとやや小さく、背面の一角が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十一代直行・室墓(図版J)・・・墓所平坦面のうち、上段、十代当主・室墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面は斜面、同化している。墓は北を向く。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十二代政雄合葬墓(図版K)・・・墓所平坦面のうち、上段、十代当主・室墓の正面に位置する。近代に入ってから当主墓であるため、一般的な角柱状の墓石構造となっている。

準代直業墓(図版L)・・・墓所平坦面のうち、上段、南西角に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墓は北を向く。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

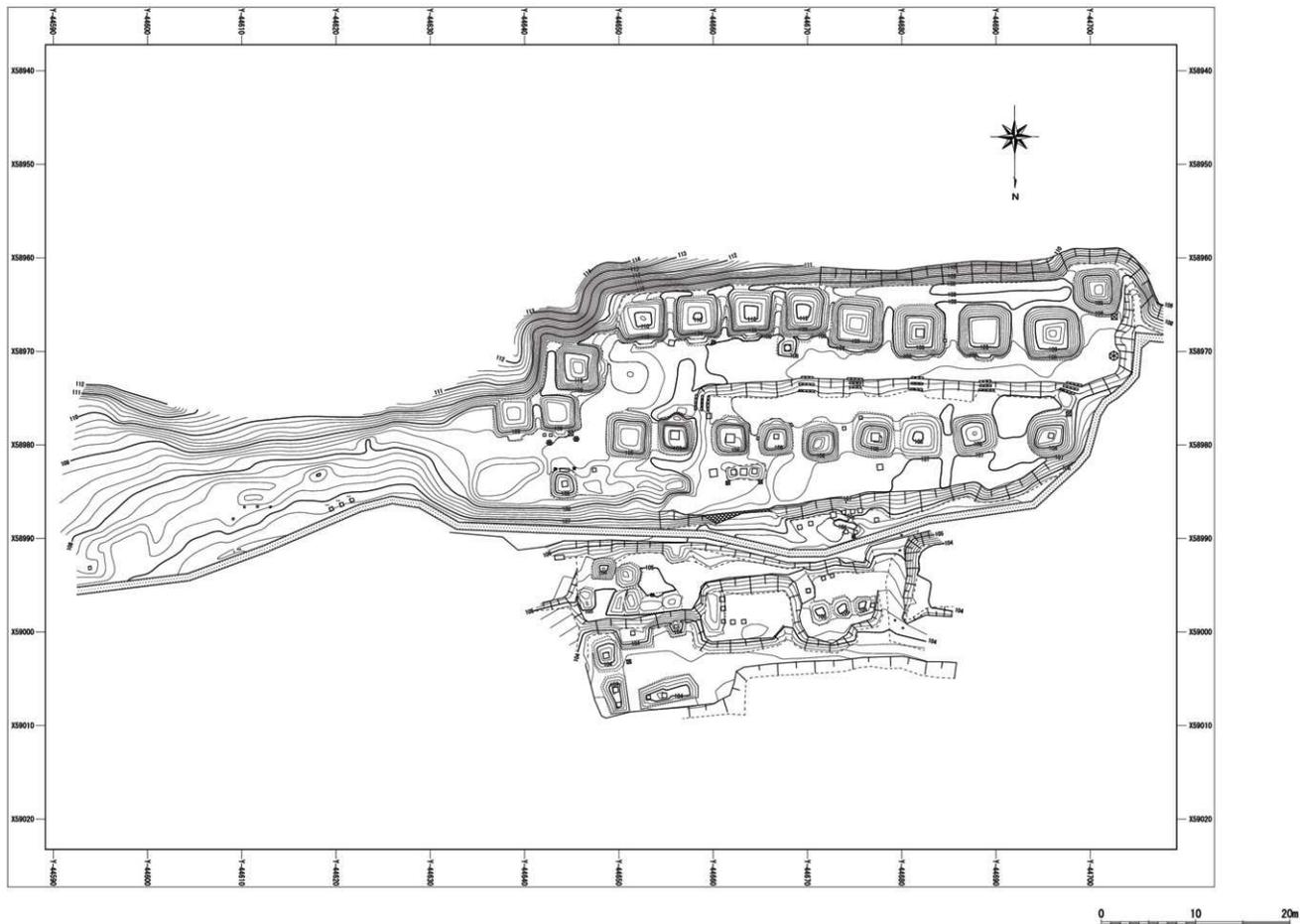
二代室墓(図版一)・・・墓所平坦面のうち、下段、六代長男墓の東に位置する。墓の正面は一段上の当主墓の並びを向く。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小ぶりである。

三代室墓(図版二)・・・墓所平坦面のうち、上段、三代墓の東に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓石は墳墓の上に位置する。墓は南を向く。兼付位牌型の墓石正面に法名と没年が記されている。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。左脇に石製の地蔵尊が設けられている。

四代室墓(図版三)・・・墓所平坦面のうち、下段、二代室墓の東に位置する。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小ぶりである。

五代室墓(図版四)・・・墓所平坦面のうち、下段、四代室墓の東に位置する。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓石は墳墓の上位置し、兼付位牌型の墓石正面に法名と没年が記されている。当主墓と比較するとやや小ぶりである。

六代室墓(図版六)・・・墓所平坦面のうち、下段の最も東の奥に位置する。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小ぶりである。



第1図 前田土佐守家墓所遺構概略図 (S=1/400)

七代室墓（図版七）…墓所平坦面のうち、上段、八代墓の西に位置する。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓石の白堊石が墳墓の上に残されている。当主墓と比較するとやや小ぶりである。

六代長男墓（図版八）…墓所平坦面のうち、上段、墓所の入口に位置する。墓は南を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小ぶりである。

七代長女墓（図版九）…墓所平坦面のうち、下段、準代室墓の東に位置する。墓は北を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小ぶりである。

五代長男墓（図版十）…墓所平坦面のうち、上段、六代当主墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。なお、七代墓までは墓の正面はすべて北を向いている。

準代室墓（図版五）…墓所平坦面のうち、下段、五代室墓の東に位置する。墓の正面は一段上の当主墓の並びを向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓石は墳墓の上に位置し、傘付位牌型の墓石正面に法名と没年が記されている。当主墓と比較するとやや小ぶりである。

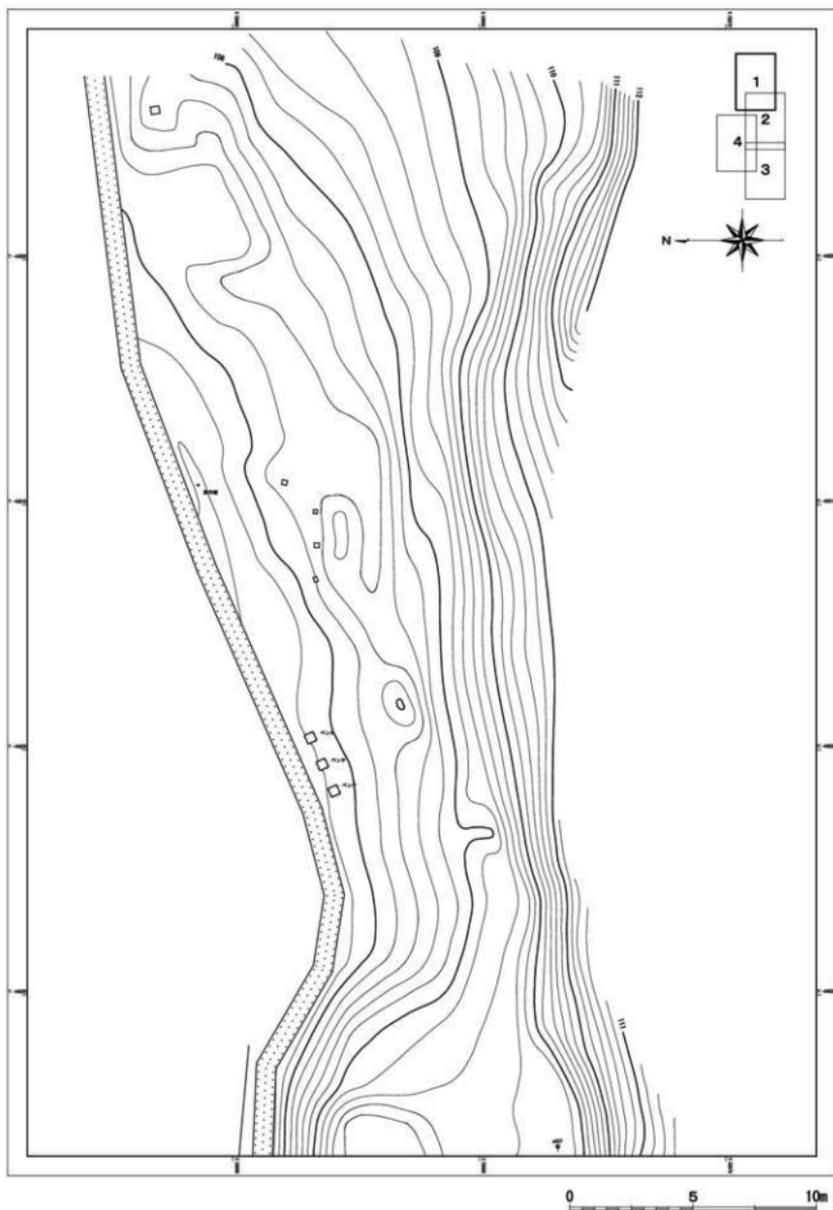
(三) 初代墓所と分家墓所

初代利政の墓所は京都の芳春院境内に所在する。方春院は大徳寺の塔頭のひとつで、慶長十三年（一六〇八）に初代藩主利家の正室・松が建立した地院である。松の法号である芳春院を塔頭名としており、境内には藩主家の御堂屋等が所在し、京都における前田家の菩提寺となっている。寛政八年（一七九六）の火災により、創建当時の建物は焼失しているが、寛政十年（一七九八）に客殿・庫裡・春瀨園などが再建され今日に至る。利政の墓は五輪塔式で、初代藩主室松、二代藩主利長、三代藩主利常墓などで前田家墓所を構成している。

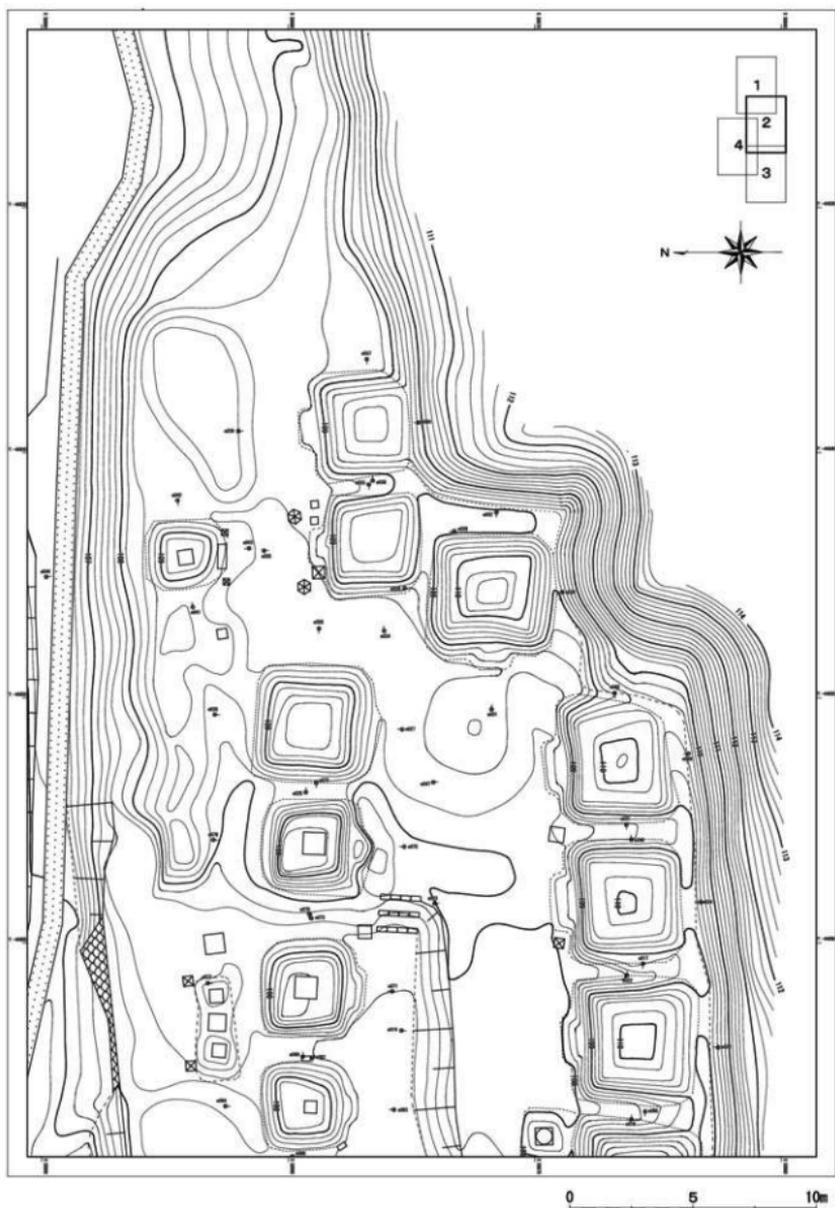
調査の過程において、土佐守家墓所に一段下の平坦面に土佐守家の分家の墓所が位置することが明らかとなった。土佐守家の現在の当主である前田直直氏が文献調査と現地での墓石の銘文調査を実施したところ、前田直好家、前田直毅家、

前田直勝家が土佐守家墓所周辺に位置していることを確認されている。直毅家は土佐守家の五代直躬の四男直央を初代とする分家で直毅は三代にあたる。墓所は八代合葬墓の北下段に位置する平坦面であり、墳丘墓四基と灯籠一基を確認している。直好家は直毅家の末裔にあたり、準代室墓の北下段に位置する平坦面にある。墳丘墓三基と板碑状の経奉納碑一基、灯籠一基を確認している。また十一代合葬墓より東の空閑地には直毅家と直勝家の墓石がそれぞれ二基ずつ位置している。年号は明治期のもので、比較的新しい。

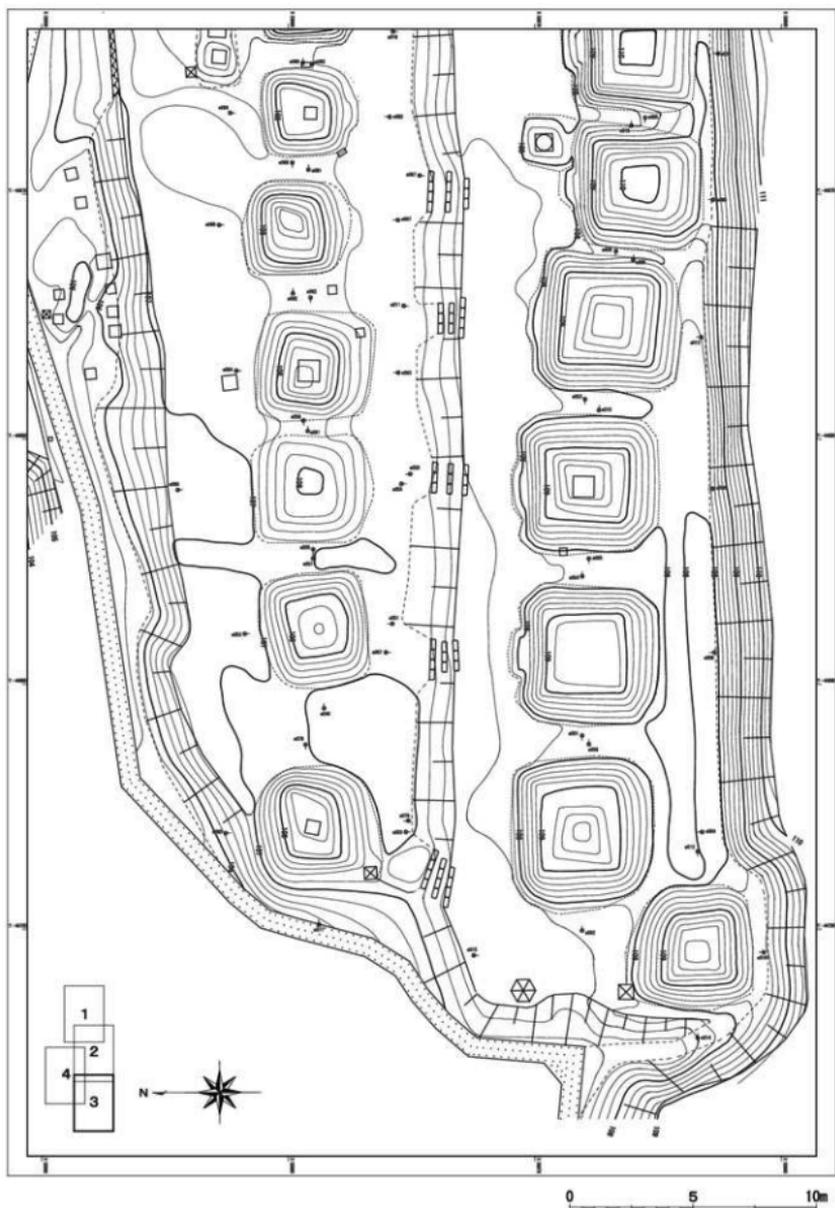
このほか、土佐守家の墓所について検討するにあたり、先代当主である前田正昭氏が生前墓所について撮影した写真資料と墓所に表示した歴代当主および室墓の標柱資料と、現当主である前田土佐守家資料館館長である前田直直氏が前田土佐守家文書の詳細な調査を実施した際に得られた歴代当主とその室の由来についてノートした資料を参考とした。



第2図 前田土佐守家墓所平面図1 (S=1/200)



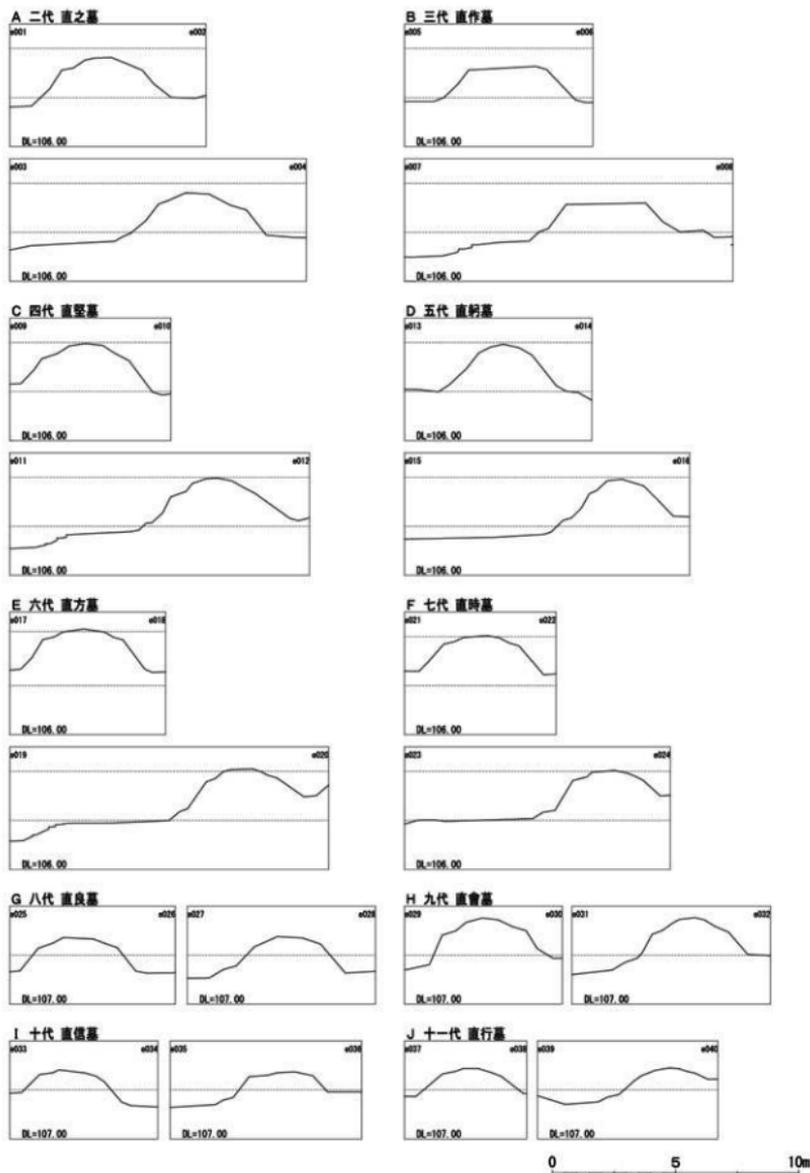
第3図 前田土佐守家墓所平面図2 (S=1/200)



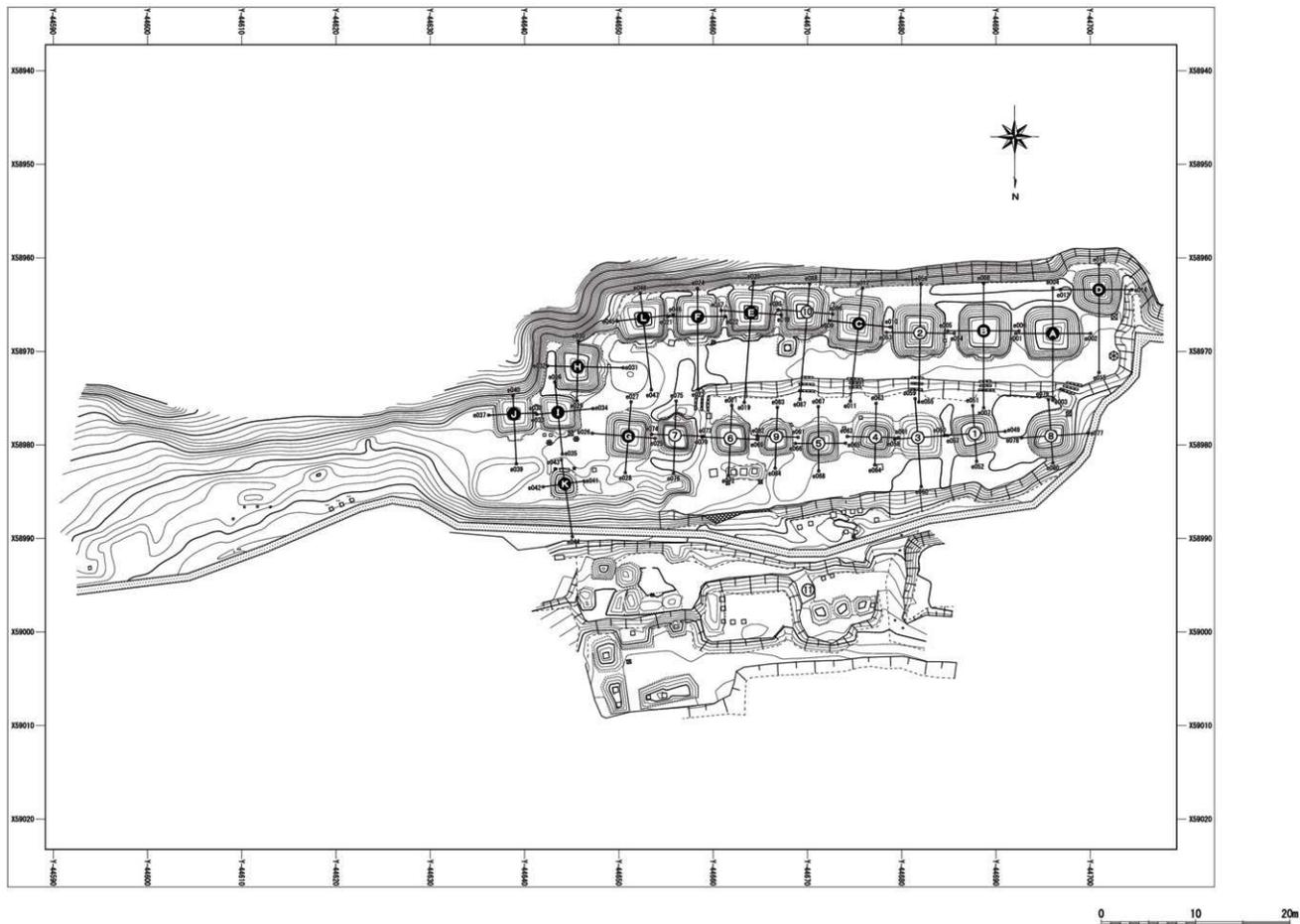
第4図 前田土佐守家墓所平面図3 (S=1/200)



第5図 前田土佐守家墓所平面図4 (S=1/200)

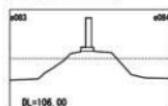
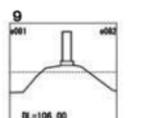
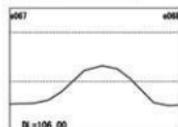
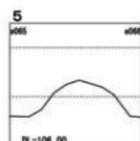
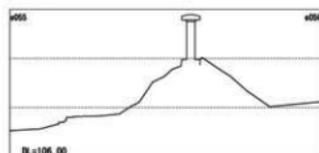
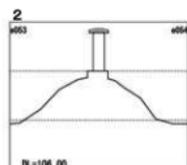
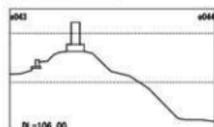
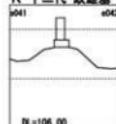


第7図 前田土佐守家墓所エレベーション図1 (S=1/200)

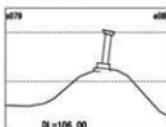
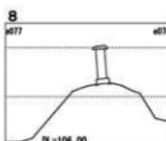
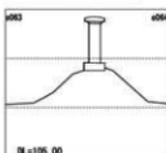
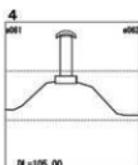
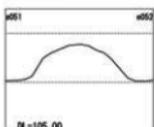
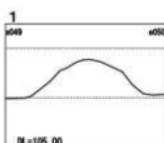
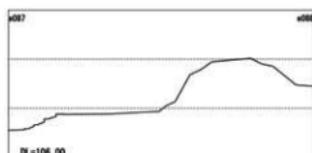
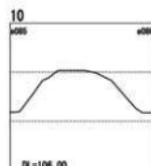
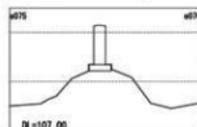
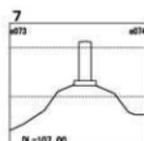
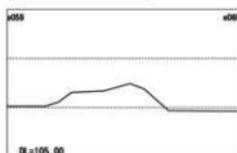
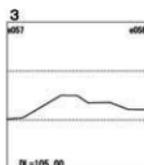
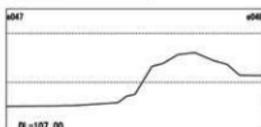
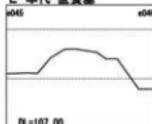


第 6 図 前田土佐守家墓所エレベーション基礎図 (S=1/400)

K 十二代 政雄墓



L 準代 直美墓

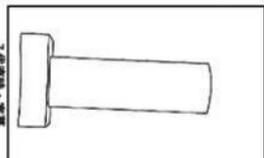


第 8 図 前田土佐守家墓所エレベーション図 2 (S=1/200)

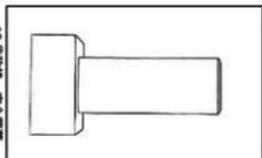
基番号	被葬者	杖番	種別	法量(m)			土量 (m ³)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
前田土佐守家									
A	直之	1	墳墓	1.98	6.29	5.85	33.3	N- 4°-W	
B	直作	1	墳墓	1.95	5.73	5.57	22.8	N- 0°-E	
		2	土壇	0.51	2.14	0.72		N- 0°-E	
C	直繁	1	墳墓	2.13	5.60	6.01	32.8	N- 4°-E	
		2	土壇	0.30	2.45	0.37		N- 4°-E	
D	直躬	1	墳墓	2.25	5.08	5.21	27.2	N- 4°-W	
E	直方	1	墳墓	2.11	5.29	5.12	26.1	N- 0°-E	
		2	土壇	0.49	2.45	0.65		N- 0°-E	
F	直時	1	墳墓	1.97	5.04	4.66	21.1	N- 2°-W	
		2	土壇	0.34	2.56	0.85		N- 2°-W	
G	直良	1	墳墓	1.70	4.86	4.84	18.3	N- 3°-E	
		2	土壇	0.50	1.97	0.45		N- 3°-E	
H	直會	1	墳墓	2.14	5.17	5.01	25.3	N- 80°-W	
		2	土壇	0.49	1.85	0.81		N- 80°-W	
I	直啓	1	墳墓	1.32	4.13	4.10	10.2	N- 4°-W	
		2	土壇	0.27	2.09	0.73		N- 4°-W	
J	直行	1	墳墓	1.30	4.29	4.00	10.9	N- 5°-W	
		2	土壇	0.30	1.88	0.64		N- 5°-W	
K	直雄	1	墳墓	0.81	2.84	3.26	3.4	N- 2°-W	
		2	墓石	1.19	0.60	0.60		N- 8°-W	
L	直美	1	墳墓	2.04	5.22	4.87	23.7	N- 8°-W	
		2	土壇	0.30	2.47	0.85		N- 8°-W	
1		1	墳墓	1.49	4.77	4.26	13.8	N- 12°-W	
		2	土壇	0.51	2.72	0.53		N- 2°-W	
2		1	墳墓	2.30	5.77	5.78	35.1	N- 2°-W	
		2	土壇	0.51	2.72	0.53		N- 2°-W	
3		1	墳墓	2.13	0.85	0.85		N- 1°-E	
		2	墓石	0.92	4.47	4.94	9.3	N- 2°-W	
4		1	墳墓	1.34	4.47	4.69	12.8	N- 1°-W	
		2	墓石	2.23	0.87	0.87		N- 1°-E	
5		1	墳墓	1.53	3.94	4.28	11.5	N- 4°-W	
		2	土壇	0.48	2.20	0.72		N- 4°-W	
6		1	墳墓	1.34	4.05	3.88	9.8	N- 2°-E	
		2	土壇	0.49	2.17	0.56		N- 2°-E	
7		1	墳墓	0.29	0.90	0.90		N- 3°-E	
		2	墓石	1.34	3.90	4.09	9.8	N- 3°-E	
8		1	墳墓	0.31	2.15	0.97		N- 3°-E	
		2	土壇	1.88	0.90	0.90		N- 2°-E	
9		1	墳墓	1.41	5.19	5.10	17.1	N- 4°-W	
		2	墓石	1.68	0.55	0.55		N- 11°-E	
10		1	墳墓	1.18	3.62	3.46	6.8	N- 1°-W	
		2	土壇	0.45	1.45	0.67		N- 1°-W	
11		1	墳墓	1.36	0.50	0.50		N- 2°-E	
		2	土壇	2.17	5.14	5.43	27.7	N- 0°-E	
11		1	石塔	-	0.43	0.43		N- 83°-E	(左) 維時文政八乙酉六月初三日前田氏 (中) 淨心院一天口月居士／奉書享大乗妙典老部曹原直賢拜書／般若心經二十五卷



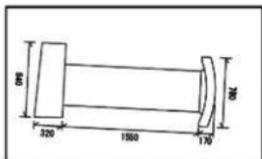
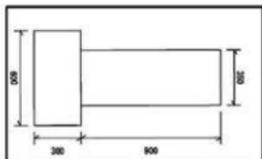
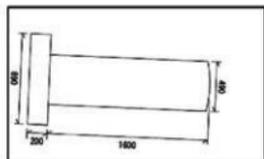
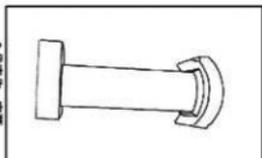
7代雄略・室蓋



12代政隆・室合舞臺



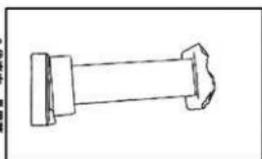
3代雄作・室蓋



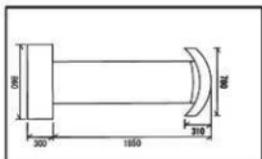
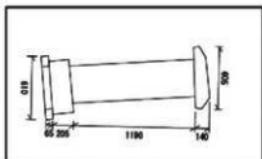
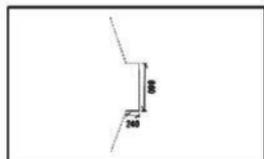
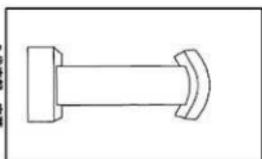
6代雄方・室蓋



6代雄方・基舞臺



5代雄舒・室蓋



第四節 奥村宗家墓所

(一) 奥村宗家歴代当主と室の来歴

奥村宗家は奥村水富（ながとみ）を初代とする八家の一つである。石高は一萬七千石で現在の金沢市石引町界隈に上屋敷と下屋敷を設けていた。菩提寺は、水福寺（金沢市兼六町）である。

初代水富（ながとみ）は天文十年（一五四一）に尾張清州で生まれる。通称として助十郎、助右衛門などがある。始め家富を称していたが、のち水富と改名する。父助右衛門の代より尾張菟子城の城主である前田利久に仕える。水禄十二年（一五六九）に織田信長より菟子城主について利久より利家に改めるよう沙汰があった際、城の間城について一時激しく拒絶するも、信長の直書を契機としてこれに応じ、前田家を辞去する。天正元年（一五七三）八月の朝倉氏征伐の陣に際して前田家に帰参し、以後、天正三年（一五七五）の長篠の合戦、天正十年（一五八二）の石動山の攻略戦に従軍するなど、前田家の柱石として多大な貢献をする。天正十一年（一五八三）に利家が金沢に入府した際、末森城の守将を命ぜられ任に就く。天正十二（一五八四）年に佐々成政が末森城を攻撃した際、少ない城兵でこれを防ぎ、利家の来援まで持ちこたえたことにより、利家より感状を得ている。以後も、天正十五年（一五八七）に九州征伐、天正十八年（一五九〇）関東征伐などに従軍する。文禄四年（一五九五）三月二十七日に従五位下伊予守に叙任され、禄高は一萬九千五百〇石となる。慶長四年（一五九九）に隠居し、家督を二代栄明に譲り、自らの隠居料を三千三百石とした。寛永元年（一六二四）六月十二日に八四歳で没している。法名は「水富院快心宗活居士」である。室は加藤与三郎の娘である。

二代栄明（ながあきら）は水禄十一年（一五六八）に水富の嫡男として生まれる。通称として孫太郎、助十郎、織部などがある。父水富と共に末森城の攻防戦で功を挙げ、ほか、天正十八年（一五九〇）の関東征伐などに従軍する。慶長元年（一五九六）従五位下河内守に叙任される。父水富の隠居に伴い、八千六百五〇石を相続し、これとは別に利家から二千石を与えられ、合計一萬六百五〇石

となる。その後、慶長五年（一六〇〇）の大聖寺城攻略戦による勲功として二千石、大阪夏の陣における勲功として一千石と加増を繰り返して、禄高は一萬三千六百五〇石となる。元和六年（一六二〇）五月二十日に五三歳で没している。法名は「清雲院葉山久安居士」である。室は山崎闇斎長鏡の娘である。

三代栄政（ながまさ）は天正十八年（一五九〇）に栄明の嫡男として生まれる。通称として活兵衛ほか、玄蕃、河内などがある。慶長八年（一六〇三）に利長より新知一千石を受ける。父栄明の没したのちの元和六年（一六二〇）に家督を相続する。承応元年（一六五二）八月十四日に病氣療養のため訪れた京都にて六三歳で没している。法名は「水富院竹巖宗清居士」である。室は富田越後の娘である。四代栄清（ながきよ）は慶長十九年（一六一四）に栄政の嫡男として生まれる。通称として、玄蕃ほか、河内、伊予などがある。正保元年（一六四四）に利常より新知一千石を受ける。父栄政の没したのちの承応元年（一六五二）に家督一萬三千石を相続し、六百五〇石については弟の水張の家督とした。寛文十一年（一六七二）十月十八日に五八歳で没している。法名は「水清院心峰昌伝居士」である。室は前田修理知定の娘である。

五代時成（ときなり）は正保元年（一六四四）に栄清の嫡男として生まれる。初名は虎松、ほか内匠、伊予などがある。万治三年（一六六〇）十一月二十一日に新知として一千石を受け、寛文九年（一六六九）十二月十六日に更に一千石の加増を受ける。父栄清の没したのちの寛文十一年（一六七二）十二月二十九日に家督として一萬三千石を相続し、本来の知行のうちより千五百石を弟栄貞の家督とし、残る五百石については収取された。延宝七年（一六七九）十二月二十七日に一千石の追増を得ている。元禄五年（一六九二）十二月二十日に四九歳で没している。法名は「浄光院含空良照居士」である。室は前田知好の娘である。

六代有輝（ありてる）は延宝七年（一六七九）に時成の三男として生まれる。母は横山家三代忠次の娘である。初名は平次郎、ほか伊予などがある。父時成の没したのちの元禄六年（一六九三）二月十六日に家督として一萬四千五百石を相続する。のち弟の弥四郎と家督の調整が行われ、自身の家督は一萬五千石とす。正徳元年（一七一）十二月二十七日に従五位下伊予守に叙任される。享保十五年

(一七三〇) 十二月十五日に五二歳で没している。法名は「徳惠院輝山本有居士」である。

初名は貞(ありさだ)は元禄十年(一六九七)に奥村應輝の七男として生まれる。七代有小膳、ほか隼人、内匠などがある。享保九年(一七二四)に有輝の養子となり、養父有輝の没したのちの享保十六年(一七三三)四月二日に家督を相続する。元文二年(一七七七)二月二十六日に四〇歳で没している。法名は「靈機院輝山有居士」である。室は中川惟唯の娘である。

八代修古(ながひさ)は享保八年(一七三三)に奥村温良の次男として生まれる。初名は小源太、ほか助右衛門がある。享保十四年(一七三九)六代弟自彌の末期養子となるが、七代有貞の没したのちの元文二年(一七七七)七月四日に宗家の末期養子となり、家督を相続する。本来の禄高三千石を加え、家督は一万七千石となる。寛延元年(一七四八)十二月二十一日に従五位下丹後守に叙任される。寛延三年(一七五〇)八月二十一日に二八歳で没している。法名は「東嶽院栄章文英居士」である。

九代栄鞋(よしあき)は延享元年(一七四四)に修古の嫡男として生まれる。母は前田孝資の娘である。初名は豊次郎、ほか助右衛門がある。宝暦四年(一七五四)三月二日に家督を相続する。明和元年(一七六四)十二月二十九日に二十歳で没している。法名は「寛廣院仁甫道賢居士」である。

十代尚寛(ながのぶ)は宝暦七年(一七五七)に奥村隆振の次男として生まれる。初名は播次郎、ほか助右衛門がある。明和元年(一七六四)十二月に栄鞋の末期養子となり、明和二年(一七六五)二月十六日に家督を相続する。安永六年(一七七七)十二月十八日に従五位下河内守に叙任される。享和三年(一八〇三)十二月二十四日に四七歳で没している。法名は「高寛院慎齋市居士」である。室は大音帯刀厚曹の娘である。

十一代栄実(ひでざね)は寛政四年(一七九二)に尚寛の四男として生まれる。初名は義十郎、ほか助右衛門、為賢がある。文化元年(一八〇四)三月十一日に家督を相続する。文政三年(一八二〇)十二月十六日に従五位下伊予守に叙任される。天保十四年(一八三三)八月九日に五二歳で没している。法名は「謙観院

翠岩道活居士」である。

十二代栄親(てるちか)は文政八年(一八二五)十一月十三日に栄実の嫡男として生まれる。母は前田孝資の娘である。初名は元松丸、ほか純松丸、助十郎などがある。父栄実の没したのちの天保十四年(一八四三)閏九月一日に家督を相続する。弘化元年(一八四四)九月五日に二〇歳で没している。法名は「心光院釣斉自生居士」である。

十三代栄通(てるみち)は文化九年(一八一二)七月二十四日に奥村實直の八男として生まれる。初名は小与之助、ほか織人、助右衛門などがある。弘化元年(一八四四)一月二日に栄親の末期養子として家督を相続する。安政三年(一八五〇)十二月十六日に従五位下河内守に叙任される。文久二年(一八六二)十月二十一日に伊予守に改める。元治元年(一八六四)に十四代藩主前田慶家が上洛する際これに同行し、仙洞御所の警護なども務める。明治二年(一八六九)に隠居し、明治十年(一八八二)三月三十日に六六歳で没している。法名は「桂昌院栄通竹新居士」である。

十四代栄滋(てるしげ)は嘉永七年(一八五四)九月七日に栄通の嫡男として生まれる。通称として義十郎がある。明治二年(一八六九)父栄通の引退によって家督を相続する。大正十二年(一九三三)三月十七日に七一歳で没している。

(二) 奥村宗家墓所の測量成果

墓所の概要

奥村宗家の墓所は野田山中制地区中に位置する。南斜面の一段上の平坦面に小幡家墓所、奥村宗家墓所へ通じる西側の墓道の脇に金森家墓所、東に山森家、有沢家墓所が位置する。小幡家を初めとした奥村宗家の周囲を取り巻く墓所は加賀藩士の家柄である。北斜面下には横山家墓所が広がる。奥村宗家の墓所は東西に六〇メートル、南北に三〇メートルの東西にやや長い長方形に近しい形状を呈している。墓所は二段の平坦面に分かれ、一段下の平坦面が墓所全体の七割を占める。平坦面は丘陵の斜面を切りとりより造成し、北西の角には石垣による土留が行われている。墓所は藩主家墓所参道より分枝した墓道の突き当たりとなっている。下の平坦面は五代墓まで至る通路の両脇に六代から十代嫡男墓までが整然と配置

されている。このうち、通路の北に並ぶ七代室、七代、八代、十代騎男は通路の方である北向きに配置され、十代、十代室、十代騎男室も同じよに北を向いている。六代墓のみ南を向いている。五代墓正面は通路は南へ曲がり一段上の平坦面に通じる石組みの階段が設けられ、階段を上った正面に墓所のうち最も古い四代墓が配置されている。四代墓の南に比較的新しい十一代、十三代の当主と室墓が並んで配置されている。四代墓の東側平坦面から下へ降りる通路があるが、斜面を削平したのみの通路であり、本来の通路であるか疑問が残る。通路下には四代室墓と子女墓が位置し、更に下の段へ通じる通路が設けられている。通路下には東西に細長い区画があり、十一代騎室墓と不明墳丘が一基位置している。この区画は墓所としての利用の他、他家墓と看取することもできる。四代墓と四代室墓は設けられる段は違いが、並列の関係にある。しかし、四代当主墓は墓所の入口である西側を向き造墓されているが、四代室墓は東を向いているので、正面があつていない。当主と室墓は六代と八代を除き並んで配置される傾向にある。

奥村家墓所における墓の総数は二八基を数える。内訳は墳丘墓が二六基、墳丘墓と推察される不明墓が一基、現代墓が一基である。このうち、当主及びその室の墓は一九基を数え、側室・子女墓の墓は八基である。墓石の数は二六基を確認している。内訳は五輪塔墓が四基、板碑状墓が二基、近代墓が一基である。他の石造物として、灯籠三五基がある。ほとんどの墓は正面に一基、対の灯籠を有している。灯籠の形態は角柱状の石材の尖端を山形に加工し、四角い灯明を置くための割り抜きを施したもので、一見簡素な作りとなっている。また、墓石に見られる特徴として法名中に「朝散大夫前丹州刺史」など、奥村宗家の当主が生前に叙任された名称を銘文中に記すことが挙げられる。

奥村宗家の墓所の特徴として、墓石と灯籠とはほとんど残っていることが挙げられる。墓石は倒壊しているものが多いが、墳丘墓の近くに位置しているものでこの墳丘墓に帰属する特定は可能である。被葬者の特定に欠くことのできない墓石がすべて現存している事例は、他の武家墓所の事例報告を待たねばならないが、おそらく希有の存在であると推察される。

四代室清墓(図版A)・・・墓所平坦面のうち、上段の中央に位置する。正面に階段を有し、墓の正面は墓所入口である西を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓所中で最も規模が大きい。正面に先端が山形を呈する灯籠が一基一対配置される。墓石は規模の大きな五輪塔である。

五代時成墓(図版B)・・・墓所平坦面のうち、下段の墓所通路の突き当たり位置し、五代室墓と並ぶ。正面は西を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

六代有輝墓(図版C)・・・墓所平坦面のうち下段の通路の北側に位置する。正面は南を向き、通路を挟み七代室墓と正対する。十代当主墓の東に位置するが、並び代はやや外れる。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、四代、五代、六代と墳丘墓はいずれも大形である。

七代有貞墓(図版D)・・・墓所平坦面のうち、下段の通路の南側列で七代室墓と並び位置する。正面は北を向く。墓は五メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、やや小さくなる。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

八代修古墓(図版E)・・・墓所平坦面のうち、下段の通路の南側列で十代騎男墓と七代当主墓の間に位置する。正面は北を向く。墓は五メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、七代墓とほぼ同じ規模である。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

九代室隆墓(図版F)・・・墓所平坦面のうち、下段と上段を結ぶ階段の右手に位置する。墳丘墓の裏側は上段の平坦面と一体化している。正面は西を向く。階段を挟んだ北側に九代室墓が配置され、正面の向きも同じであり、並列させることを意識している。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十代尚寛墓(図版G)・・・墓所平坦面のうち、下段の通路の北側に位置する。正面が北向きであり、通路を挟み、七代墓に対し背面を向ける格好となっている。ほぼ同じ規模である十代室墓が横に位置している。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十一代室実墓(図版H)・・・墓所平坦面のうち上段の最も奥に位置する。正面は北

を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十二代宗親墓（図版一）…墓所平坦面のうち、下段の五代当主墓の裏に位置する。墓所中最も入り組んだ位置にある。正面は北を向き、隣接する五代当主墓や四代室墓の向きとは異なる。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、九代・十代・十一代・十二代とほぼ同じ規模で増墓が連続している。墓が段階的に小型化の途をたどっていることが何れられる。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十三代宗通墓（図版二）…墓所平坦面のうち、上段の南端に位置する。墓の正面は北を向き、十三代室墓と並び配置される。墳墓の背面は切土の斜面に隣接している。墓は三メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墓所のうち、規模は最も小さい。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十代嫡男墓（図版三）…墓所平坦面のうち、下段の墓所入口にあたり、通路の南側列で八代墓の西に位置する。正面は北を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

四代室墓（図版四）…墓所平坦面のうち、下段中央に位置し十二代当主墓と隣接する。正面は東を向き、四代当主墓と向きは反対である。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓と比較するとやや小さくである。

五代室墓（図版五）…墓所平坦面のうち、下段の墓所通路の突き当たり位置し、五代墓と並んでいる。正面は西を向く。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

六代室墓（図版六）…墓所平坦面のうち、下段の北端で、五代子女墓の北に位置する。正面は西を向く。墓は三メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、六代当主墓と比較するとかなり小さい。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

七代室墓（図版七）…墓所平坦面のうち、下段の通路の南側列で七代当主墓と並び位置する。正面は北を向く。墓は五メートル四方を測る墳丘墓で造墓される。

墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

八代室墓（図版八）…墓所平坦面のうち、下段で下段の平坦面がやや広がる角

に位置する。正面は北を向く。墓は五メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、当主墓とほぼ同じ規模である。

九代室墓（図版九）…墓所平坦面のうち、上段の最も奥に位置する。墓の正面は上段平坦面の方を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

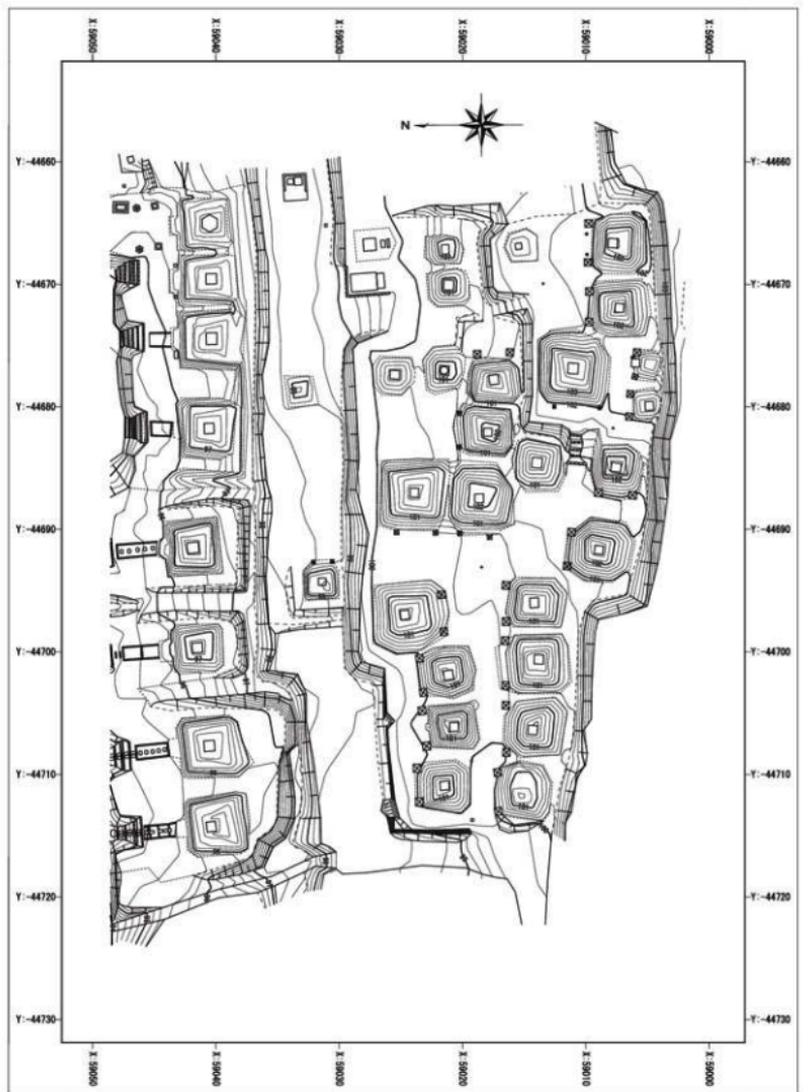
十代室墓（図版十）…墓所平坦面のうち、上段、五代長男墓の左に位置する。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十一代室墓（図版十一）…墓所平坦面のうち、上段の最も奥に位置する。墓の正面は上段平坦面の方を向く。墓は六メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、背面が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

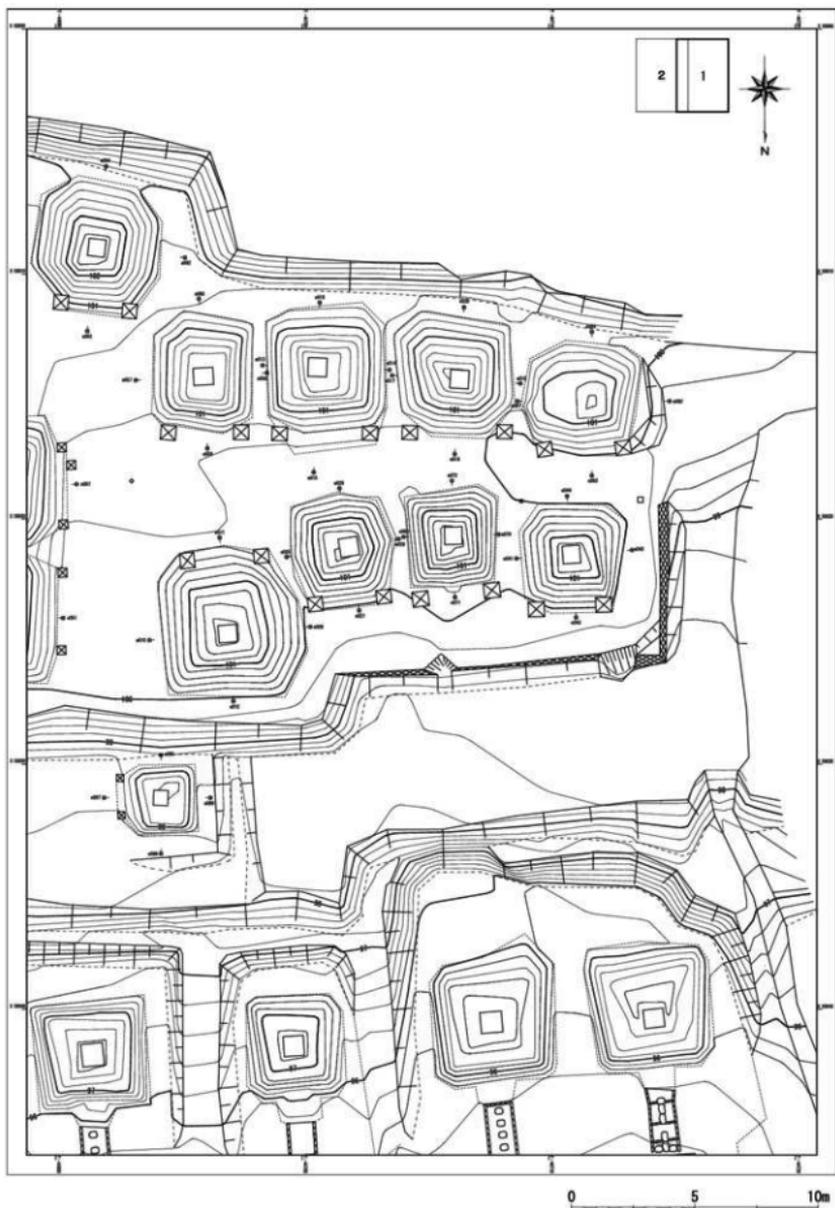
十三代室墓（図版十二）…墓所平坦面のうち上段の最も奥に位置する。九代当主墓の左に位置する。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、これまでの当主墓と比較するとやや小さくなる。背面の一角が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十代嫡男墓（図版十三）…墓所平坦面のうち下段の北西角に位置する。通路の北側列で十代室墓の西に位置する。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。

十一代側室墓（図版十四）…墓所平坦面のうち上段の最も奥に位置する。九代当主墓の左に位置する。墓は四メートル四方を測る墳丘墓で造墓され、これまでの当主墓と比較するとやや小さくなる。背面の一角が斜面に接している。墳丘墓には崩落や損壊等の痕跡は確認されない。



第1図 奥村宗家墓所遺構概略図 (S=1/400)



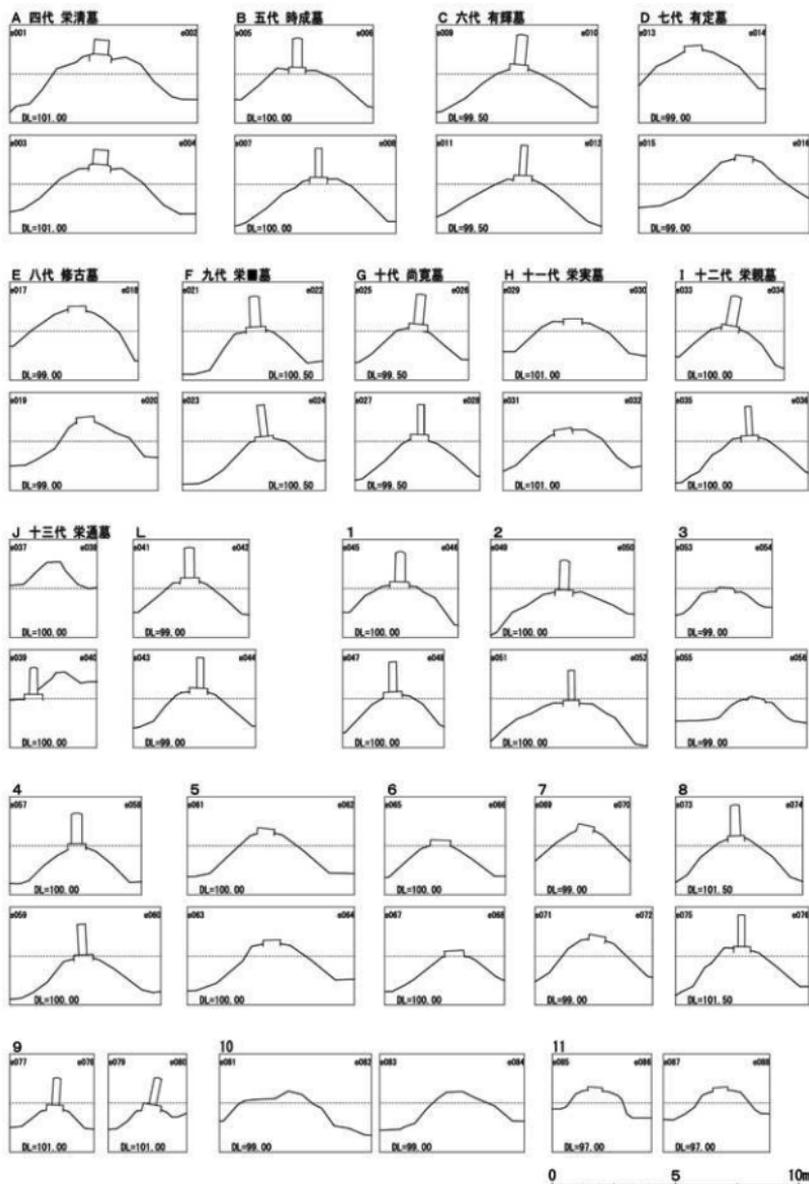
第2图 奥村宗家墓所平面图1 (S=1/200)



第3図 奥村宗家墓所平面図2 (S=1/200)

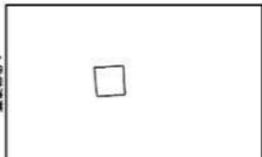
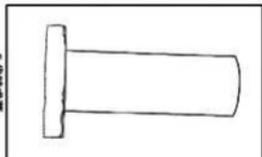
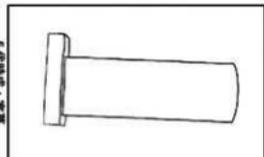


第4図 奥村宗家墓所エレベーション基線図 (S=1/400)



第5図 奥村宗家墓所エレベーション図 (S=1/200)

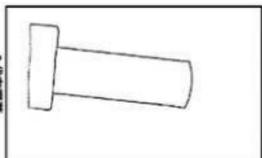
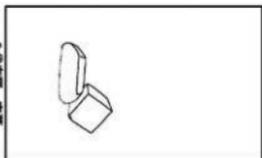
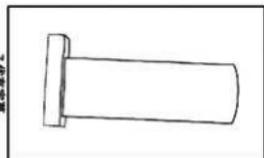
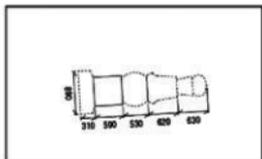
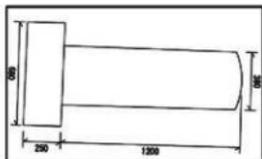
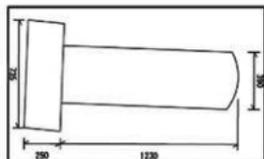
墓番号	被葬者	秩番	種別	法量(m)			土量(m)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
奥村宗家									
A	宗清	2	墳墓	2.00	6.19	5.85	33.1	N- 87°-W	
		1	墓石	0.83	0.84	0.86		N- 87°-W	
B	時成	1	墳墓	1.59	5.10	6.00	22.2	N- 88°-W	
		2	墓石	1.33	0.72	0.72		N- 89°-E	
C	有輝	1	墳墓	1.75	5.69	6.13	27.9	N- 7°-W	
		2	墓石	1.42	0.74	0.70		N- 5°-W	
D	有定	1	墳墓	1.92	4.83	5.86	24.8	N- 3°-W	
		2	墓石	0.15	0.76	0.76		N- 2°-E	常徳院殿前少将神藏口大将土堂重位
E	修古	1	墳墓	1.76	4.74	5.18	19.7	N- 2°-W	
		2	墓石	0.17	0.75	0.75		N- 4°-E	東康院殿朝歌大夫丹州刺史宗文英居士
F	宗幹	1	墳墓	1.85	4.30	4.55	14.8	N- 89°-W	
		2	墓石	1.50	0.79	0.72		N- 82°-W	
G	尚寛	1	墳墓	1.41	4.20	4.76	12.9	N- 8°-W	
		2	墓石	1.54	0.77	0.76		N- 81°-W	
H	宗実	1	墳墓	1.34	4.99	4.78	13.5	N- 90°-W	
		2	墓石	0.28	0.75	0.73		N- 4°-E	諡院前朝歌大夫丹州刺史宗岸澄居士
I	宗親	1	墳墓	1.84	4.08	4.99	17.1	N- 4°-E	
		2	墓石	1.29	0.67	0.68		N- 1°-E	
J	宗通	1	墳墓	1.09	2.52	2.28	2.9	N- 9°-E	
		2	墓石	1.29	0.67	0.67		N- 3°-E	(左) 明治十年三月三十日死 (中) 奥村宗通之墓 (右) 始從五位下任内守維新之勲御官位
K	宗照	1	墓石	-	1.45	2.10		N- 5°-W	
L		1	墳墓	1.46	4.16	4.47	12.4	N- 2°-W	
		2	墓石	1.40	0.71	0.73		N- 4°-W	
1		1	墳墓	1.81	4.36	3.68	11.8	N- 88°-E	
		2	墓石	1.40	0.78	0.78		N- 83°-E	
2		1	墳墓	1.54	5.46	5.86	22.5	N- 89°-W	
		2	墓石	1.33	0.69	0.75		N- 87°-W	
3		1	墳墓	0.91	3.54	3.11	4.6	N- 89°-W	
		2	墓石	0.17	0.78	0.71		N- 87°-W	神真[]/地/[]晦日
4		1	墳墓	1.47	4.07	4.76	13.0	N- 4°-E	
		2	墓石	1.43	0.80	0.70		N- 3°-W	
5		1	墳墓	1.76	5.27	5.44	23.1	N- 8°-E	
		2	墓石	0.24	0.69	0.71		N- 6°-E	憲邦院殿室管清大姉
6		1	墳墓	1.30	4.36	4.17	10.8	N- 85°-W	
		2	墓石	0.26	0.82	0.82		N- 85°-W	(左) 母無仙寿院殿天室了空□□之位 (中) []/[]/[]/[]/[] (右) []/[]/[]/[]/[]
7		1	墳墓	1.51	3.65	3.96	10.0	N- 4°-W	
		2	墓石	0.29	0.71	0.72		N- 2°-W	玉樹院殿花山清光大姉
8		1	墳墓	1.86	4.80	4.86	17.0	N- 1°-E	
		2	墓石	1.36	0.72	0.70		N- 3°-E	
9		1	墳墓	0.71	2.85	2.30	2.1	N- 3°-W	
		2	墓石	1.33	0.72	0.67		N- 3°-W	
10		1	墳墓	1.51	4.71	4.69	15.2	N- 4°-W	
		2	墓石	1.12	2.80	3.23	4.6	N- 86°-E	良岳院殿秋林丹楓大姉
11		1	墳墓	1.12	2.80	3.23	4.6	N- 86°-E	
		2	墓石	0.22	0.62	0.59		N- 88°-W	陪葬謙城南野田邸 先亮之側矣母氏生二男二女男曰 (左) 虎松天次郎不肖宗親也女一許嫁上大夫前田君直良一尔 今始葬是也/天保十二年秋八月 不肖子平宗親謹記 (中) 清照院殿室管芳大姉御重 母氏姓源陸守子故安江八幡神官從五位下陸奥守厚良正 (右) 方之第二女也母山本氏母氏年十有六歲官于吾家辦事 家君二十余年于顯慶今歲六月二十六日又產一女分曉既 畢而氣体羸弱明日達口卒年三十有八



5代铜铈·重器

5代铜铈重

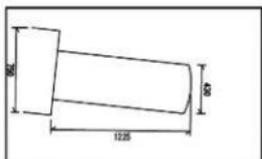
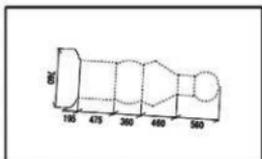
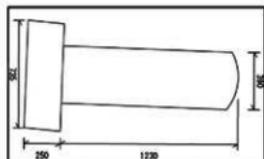
4代铜铈重



7代铜铈重

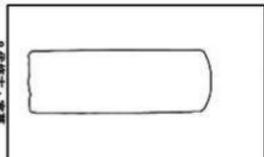
6代铜铈·重器

6代铜铈重

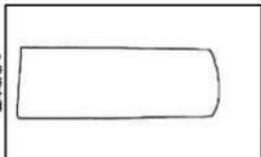




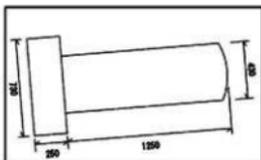
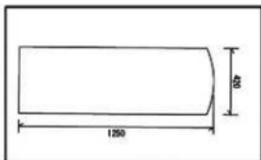
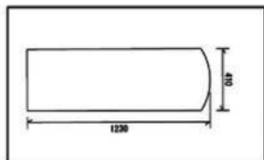
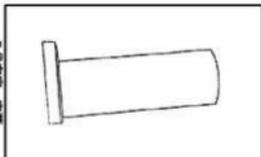
8代绿古·重磨



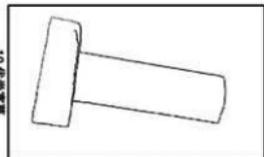
8代绿古重



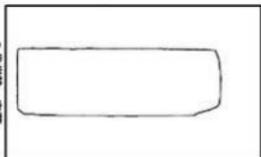
7代绿古·重磨



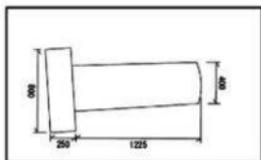
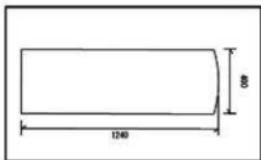
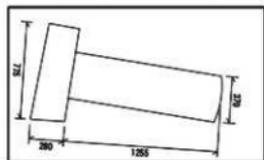
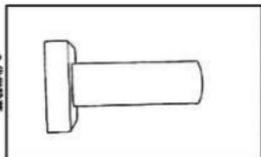
10代绿古重磨



9代绿古·重磨

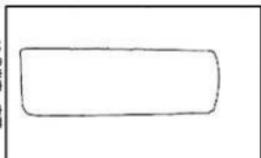
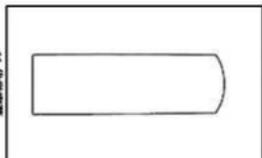
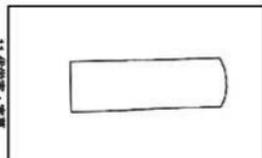


9代绿古重磨

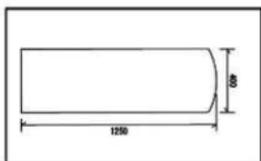
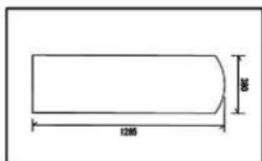
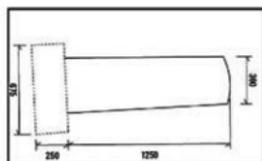




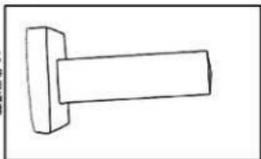
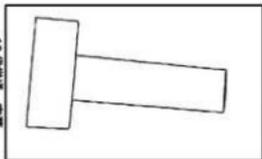
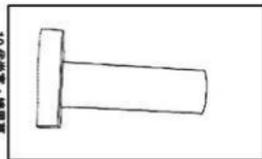
11代宗廟・重櫃



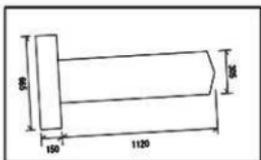
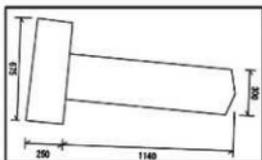
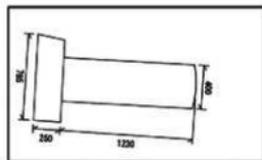
10代宗廟・重櫃



10代宗廟・鑿刀頭



12代宗廟



第五節 奥村支家墓所

(一) 奥村支家歴代当主と室の来歴

奥村支家は奥村易英（やすひで）を初代とする。八家の一つである。石高は一万二千石で現在の金沢市小野町界隈に上屋敷と下屋敷を設けていた。菩提寺は、水福寺（金沢市兼六町）である。

初代易英は水禄五年（一五六二）に奥村宗家初代水富の次男として生まれる。通称として又十郎、ほか主殿助、備後、因幡などがある。天正十二（一五八四）年に佐々成政が本森城を攻撃した際、父水富、兄栄明らと防戦に努めるなどの軍歴がある。後に二代藩主利長に一千石の禄高で仕え、天正十八年（一五九〇）関東征伐では八王子城の攻略戦などに参陣する。その後、慶長五年（一六〇〇）の大聖寺城攻略戦による勲功として二千石、大坂夏の陣における勲功として四千五百石と加増を繰り返し、禄高は七千五百石となる。元和二年（一六一六）に家老となり、寛水元年（一六二四）に父水富が没した際に、相続分として三千三百石を得ている。その後も加増を加え、最終的に一万四千四百五〇石の禄高となる。寛水八年（一六三二）に人持組頭に列せられ、寛水二十年（一六四三）に隠居し、一万四百五〇石を嫡孫庸礼へ相続する。寛水二十年（一六四三）十二月二十一日に八一歳で没している。法名は「放光院隱心百英居士」である。室は横山長隆の長女である。

二代父和忠（かずただ）は、慶長八年（一六〇三）三月二十七日に易英の嫡男として生まれる。通称として主殿、榮之などがある。元和二年（一六一六）三代藩主利常に仕え、一千石の知行を得る。寛水六年（一六三九）十月二十七日に父易英に先立ち三七歳で没している。法名は「曹雲院春室芳居士」である。室は成瀬内蔵助の娘である。

二代庸礼（やすひろ）は寛水四年（一六二七）十一月七日に和忠の嫡男として生まれる。初名は和豊ほか田宮・因幡・忠岐などがある。寛水十四年（一六三七）に四代藩主前田光高に仕え、祖父易英の没したものの寛水二十年（一六四三）に家督として一万四百五十石を相続する。承応元年（一六五二）に家老となり、万

治三年（一六六〇）に人持組頭に列せられる。寛文九年（一六六九）に二千石の加増を受け、禄高は一万二千四百五〇石となる。貞享四年（一六八七）六月八日に六一歳で没している。法名は「敬強院斎師檢居士」である。室は横山大鶴の娘である。

三代應輝（やすてる）は承応二年（一六五四）十月五日に庸礼の嫡男として生まれる。通称として千松ほか、大藏、兵部、因幡、忠岐、丹波などがある。寛文六年（一六六六）に五代藩主綱紀に仕え、延宝四年（一六七〇）に新知千五百石を受ける。その後も加増を得て、五千石となる。父庸礼が没したのちの貞享四年（一六八七）に家督を相続し、禄高は一万七千四百五〇石となり、人持組頭に列せられる。宝水元年（一七〇四）十二月に従五位下丹波守に叙任される。宝水二年（一七〇五）閏四月二十日に五三歳で没している。法名は「江南院軒澄明敏樹居士」である。室は品川左門の娘である。

四代明敏（あきたか）は天和元年（一六一五）十一月二十二日に應輝の嫡男として生まれる。通称として茂松ほか、兵部、敬親などがある。父應輝の没したのちの宝水二年（一七〇五）六月十三日に家督一万七千四百五〇石を相続する。宝水三年（一七〇六）三月十五日に二六歳で没している。法名は「憲章院慈明敬親居士」である。

五代温良（あつたか）は元禄六年（一六九三）に直輝の五男として生まれる。初名は數馬、内記などがある。兄明敏の没したのちの宝水三年（一七〇六）八月十八日に末期養子として家督一万七千四百五〇石を相続する。元文元年（一七三〇）十月四日に四四歳で没している。法名は「榮泉院一相貫道居士」である。室は前田実作の娘である。

六代保命（やすなが）は享保四年（一七一九）に温良の嫡男として生まれる。通称として數馬がある。父温良の没したのちの元文元年（一七三〇）十二月二十六日に家督として一万四千五百石を相続する。元文二年（一七三七）に家臣との間に生じた刃傷事件により二〇歳で没している。法名は「成美院軒天眞文明居士」である。

七代易直（やすなお）は享保十三年（一七二八）に温良の四男として生まれ

る。通称として丹三郎、ほか兵部などがある。兄保命の没したのちの元文二年(一七三七)に家督として一万二千石を相続する。寛保三年(一七四三)六月十八日に一六歳で没している。法名は「摩訶院山玄道居士」である。

八代庶殿(ひろなが)は享保十五年(一七三〇)に温良の五男として生まれる。初名は喜十郎、ほか内記がある。兄易直の没したのちの寛保三年(一七四三)九月十三日に家督を相続する。延享三年(一七四六)十月六日に一七歳で没している。法名は「泰嶽院養全坐居士」である。

九代成像(なりかた)は元禄十六年に奥村忠順の嫡男として生まれる。通称として内膳がある。熙政の末期養子となり延享三年(一七四六)に家督を相続する。寛延元年(一七四八)三月二十七日に四七歳で没している。法名は「海軍院水源無底居士」である。

十代隆振(たかおき)は享保十九年(一七三四)横山家六代實林の五男として生まれる。初名は山三郎、ほか左京、主水などがある。寛延二年(一七四九)に成像の末期養子として家督を相続する。天明五年(一七八五)に能登島へ流刑となり、家督は一時三男實直が一万石で継ぐ。寛政二年(一九七〇)に赦免となり復するが、寛政三年(一七九〇)三月二十八日に五八歳で没している。法名は「隆振院不二道肝居士」である。室は長善連の妹である。

十一代實直(かたなお)は天明五年(一七八五)に隆振の三男として生まれる。通称として伊助、左京がある。天明五年(一七八五)に父隆振の流刑により祖父成像の遺領として一万石を継ぐ。文化十四年(一八一七)六月八日に六〇歳で没している。法名は「良徳院齊子義堅坐居士」である。

十二代敦叙(あつづく)は享和二年(一八〇二)十一月二十二日に實直の嫡男として生まれる。初名は禊吉、ほか内膳がある。父實直の没したのちの文化十四年(一八一七)十二月二日に家督を相続する。文政四年に奥村入房の遺領を加え、一万二千石となる。弘化三年(一八四〇)九月二十七日に四五歳で没している。法名は「良徳院義山道知居士」である。

十三代直温(なおあつ)は天保二年(一八三一)十月五日に敦叙の嫡男として生まれる。通称として仲次郎、ほか内膳がある。父敦叙の没したのちの弘化三年

(一八四六)十一月二十五日に家督を相続する。元治元年(一八六四)五月七日に三四歳で没している。法名は「慈徳院直温有隣養居士」である。

十四代篤輝(あつてる)は嘉永五年(一八五二)十月二十四日に直温の嫡男として生まれる。通称として福松、左京などがある。父直温の没したのちの元治元年(一八六四)七月四日に家督を相続する。明治二年(一八六九)四月二十七日に一八歳で没している。

(二) 奥村支家墓所の測量成果

墓所の概要

奥村支家の墓所は上野地区に位置する。村井家墓所と藩主家墓所に隣接しており、奥村墓所の中でもっとも標高が高い地点である。墓所の形態は東西に〇メートル南北に二八メートルの方形に近い形態を呈し、北西角に子女墓城となる平坦面が約〇・八メートル下がった位置に作られている。墓所の入口は藩主家墓所参道にあり、入口に石柱が立つ。墓道は東を向き、距離は短い。墓所内に入ると亀趺が位置する。亀趺は亀型の彫刻を施した巨石の上に板碑を載せるもので、基壇を含めた全長は二・六メートルを測る。正面は北を向き、正面には江戸時代の儒学者である木下順庵が奥村宗家初代・二代父の合葬墓が並んで造墓されており、一見すると土塁のような印象を受ける。墓所の北端・南端には二代・三代墓が位置し、奥村支家の初期墳墓が大型で整然と配置されていることが窺える。二代墓の東に四代墓が造墓されているが、規模は一回り小さい。三代墓を結ぶ直線上に四代墓以降の当主墓が造墓されるが、奥村支家の当主は四代以降早世することが多いため合葬墓とならず、墳墓の規模は小型化している。初代墓の西に十二代以降の墳墓が造墓されている。十代墓が最も東に位置する。当主墓はすべて儒教形式の傘付位牌型板碑を墳墓前面に配置するスタイルで統一されている。子女墓城は独立した基壇上で造墓される墓と東西に長い墳墓に合葬されるものがある。墓石は当主墓と異なり、儒教形式ではない傘付位牌型の墓石である。初代易英・室嘉(図版A)・墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と

室の合葬墓となつている。幅八・六メートル、奥行き五・二メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。傘の部分は雲形彫刻が施され、墓石正面には当主と室の名前が併記されている。表記の仕方として当主は名字の次に通称名である因幡守を記し、末尾を君墓で終わらせている。室については「配」で始まり、出自である横山家について記す。墓石の背面には易英の生前の略歴について漢文体で記されている。なお墓石の表面右下に墓の造立者として孫である庸礼の名が記されている。奥村家における墓石の規格及び表現方法については、初代墓の在り方を連絡と踏襲することとなる。

二代庸礼・室墓（図版B）…墓所の北端に位置する。正面は南を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅七・四メートル、奥行き四・六メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

三代直輝・室墓（図版C）…墓所の南端に位置する。正面は北を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅六メートル、奥行き三・八メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

四代明敬墓（図版D）…墓所の中央に位置する。四代、七代、八代墓で列をなすうちの北端にあたる。正面は西を向き、当主のみの墳墓である。幅三・三メートル、奥行き三メートルの方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

五代温基・室墓（図版E）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅五メートル、奥行き三・二メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

六代保命墓（図版F）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、幅二・八メートル、奥行き二メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

七代易直墓（図版G）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、幅二・六メートル、奥行き二・七メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

八代熊股墓（図版H）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、幅四・八メー

トル、奥行き三・一メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

九代成俊墓（図版I）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、幅三・四メートル、奥行き二・五メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。傘の部分は雲形彫刻が施され、墓石正面には当主の名前が併記されている。

十代隆振・室墓（図版J）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅四・八メートル、奥行き二・六メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

十一代直直・室墓（図版K）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅六・一メートル、奥行き三・六メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

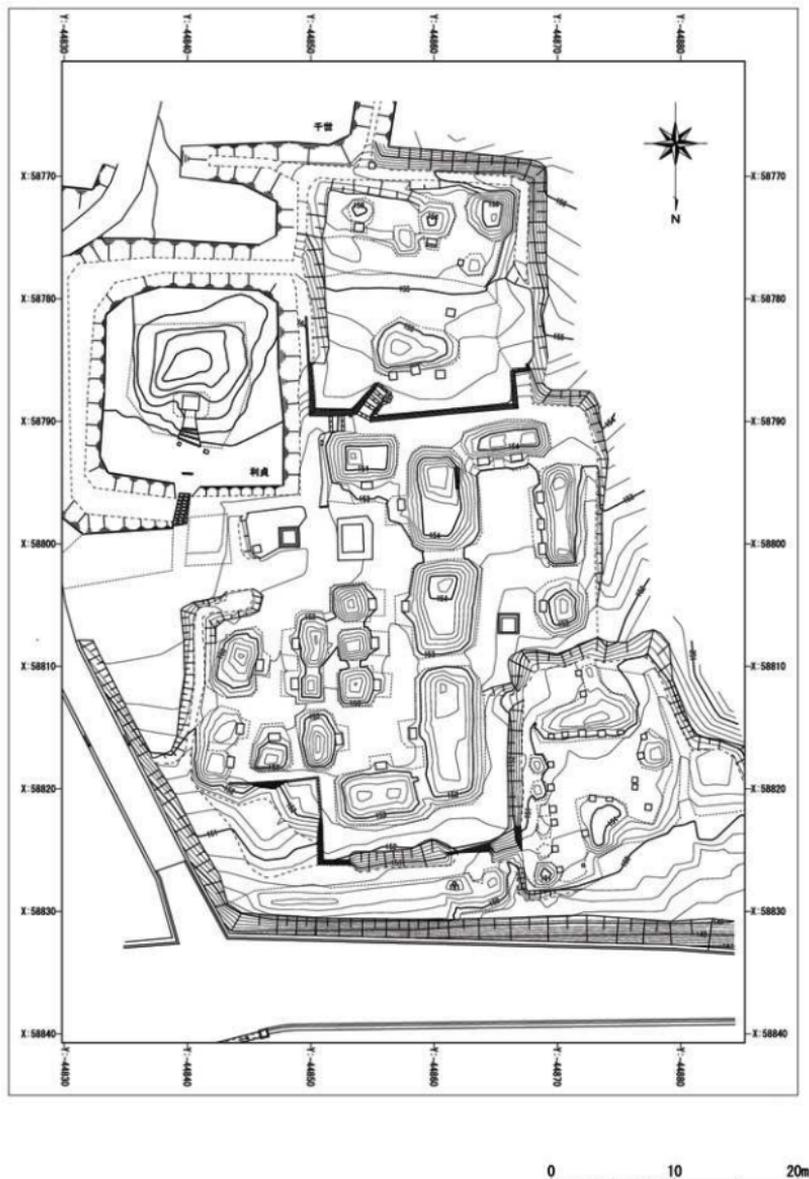
十二代教叙・室墓（図版L）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅七・二メートル、奥行き三メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

十三代直温墓（図版M）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、幅八・四メートル、奥行き三・二メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

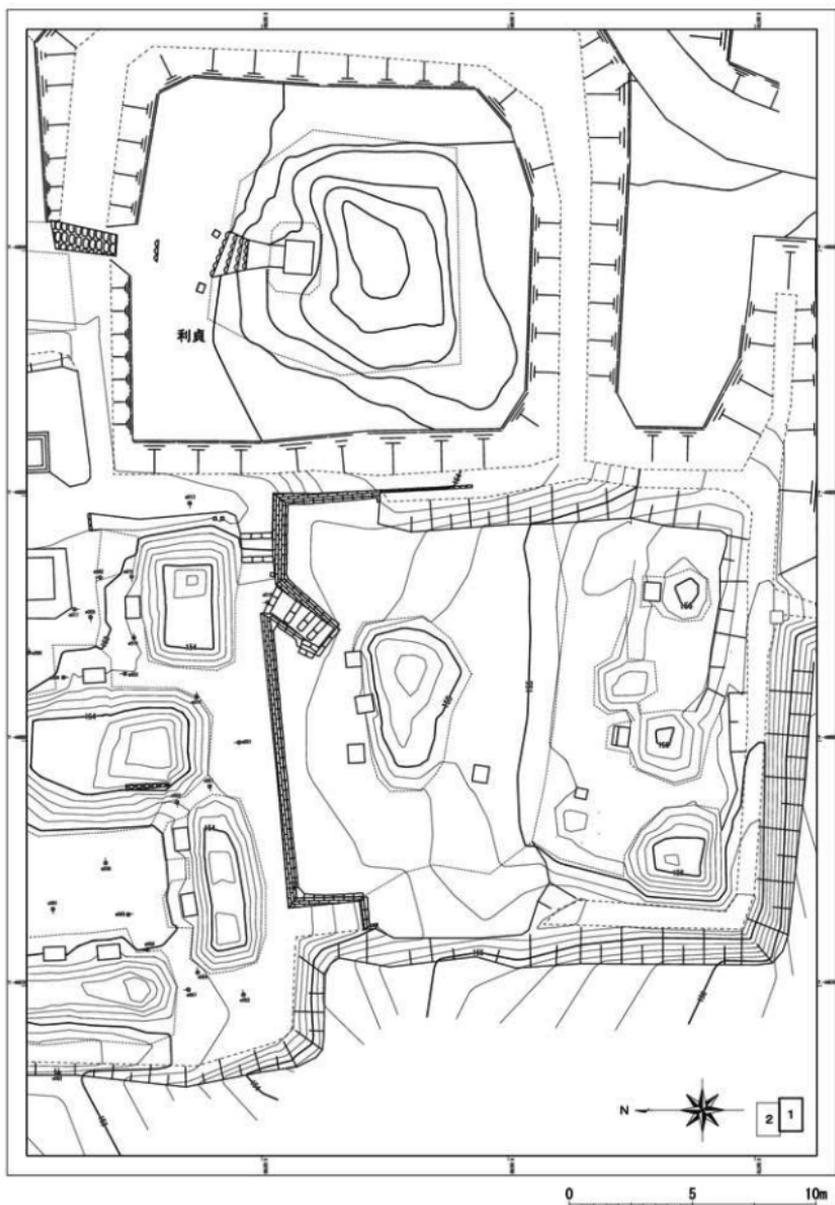
十四代篤輝・室墓（図版N）…墓所の南端に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅八・四メートル、奥行き三・二メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

宗家初代水富・室墓（図版O）…墓所の中央に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅七・八メートル、奥行き五・五メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

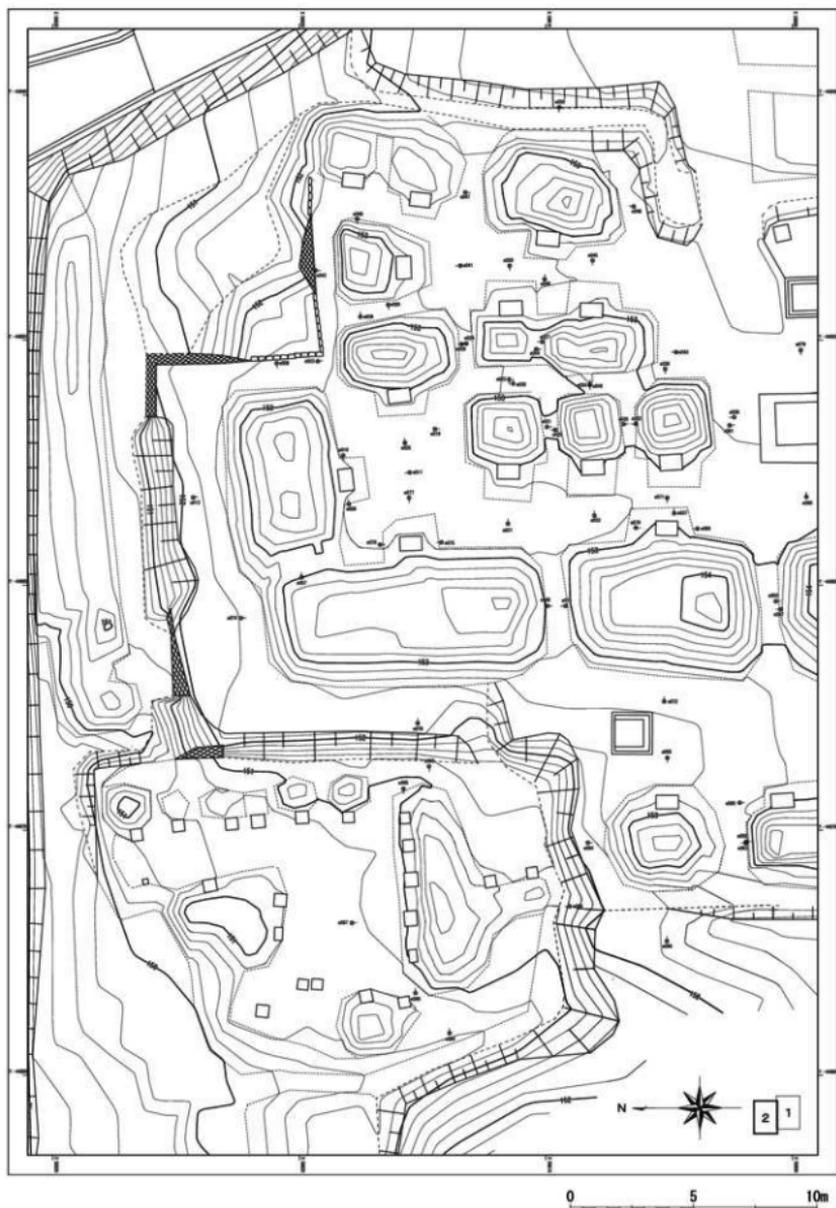
二代父和忠・室墓（図版P）…墓所の中央に位置する。正面は東を向き、当主と室の合葬墓となつている。幅十一・五メートル、奥行き五・五メートルの長方形を呈する墳丘墓で、墳丘墓正面に儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。



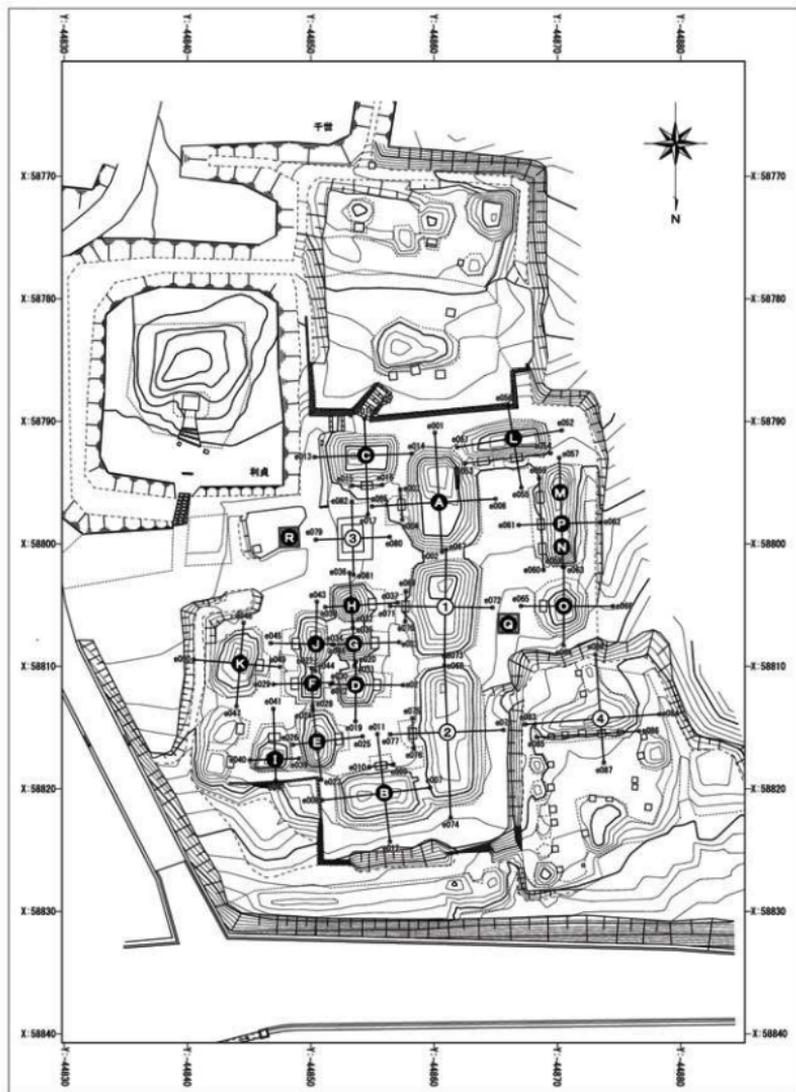
第1図 奥村支家墓所遺構概略図 (S=1/400)



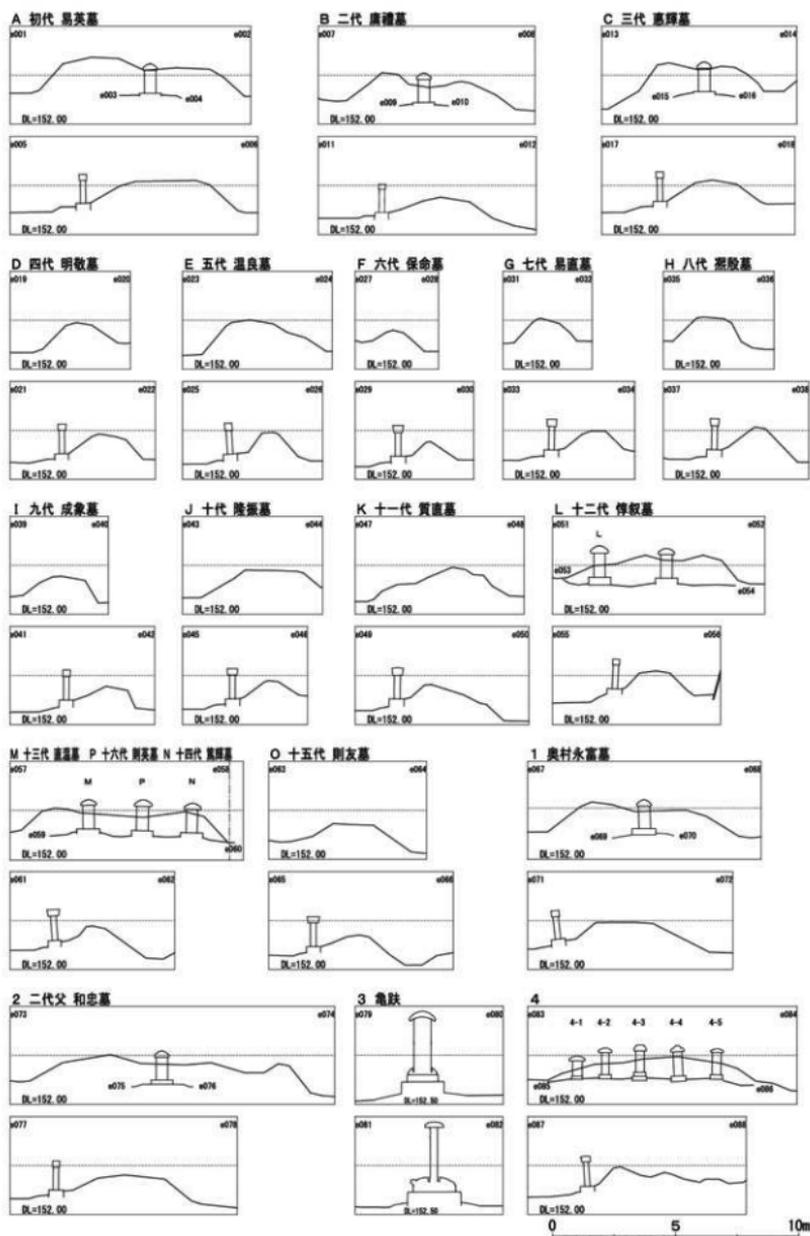
第2図 奥村文家基所平面图1 (S=1/200)



第3図 奥村文家基所平面图2 (S=1/200)

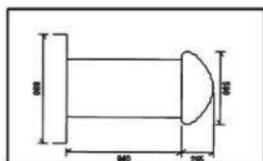
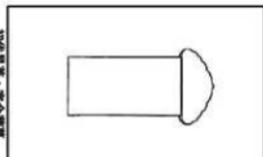


第4図 奥村支家墓所エレベーション基線図 (S=1/400)

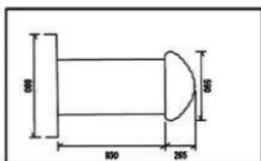
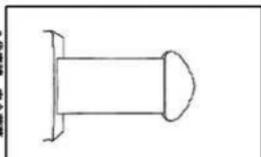


第5図 奥村支家墓所エレベーション図 (S=1/200)

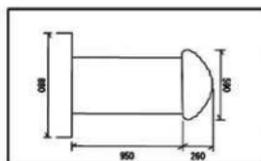
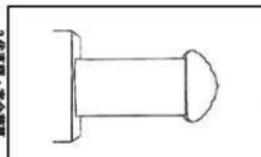
墓番号	被葬者	秩番	種別	法量(m)			土量(m)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
N	馬塚	1	墳墓	1.14	0.44	3.23	14.2	N-87°E	M・Pと共有
		2	土壇	0.14	6.15	1.31		N-88°E	M・Pと共有
		3	墓石	1.36	0.93	0.59		N-87°E	(表) 叔父田友立/故奥村左京君墓 左京君諱萬輝内膳君諱直盛之子母横山氏以嘉永五年十月廿四日生元治元年五月七日内膳君卒同年七月四日襲遺快一万二千石同年八月六日始蒙某郷之□□同年十一月十一日奉命命公家之墓目録載□□二年十一月廿四日有命試職因改明治元年九月□□時攝關妻入学風夜□□日不学同二年二月□□成職□因命為上士上列四年四月廿七日病歿□□歳十八□□君性比□方正忠剛学卒日人皆莫不悼惜五月六日葬野田山先德之側/明治二年歲次己巳七月 叔父田友誦誌
									(裏)
O	田友	1	墳墓	0.76	4.30	4.79	7.2	N-90°E	(表) 后配不祓氏/配前田氏/故奥村田友君/墓
		2	墓石	1.46	0.91	0.56		N-0°E	(裏) 碑陰/田友君初名外与吉但他見男内膳君悼哉之二男母横山氏天保十三年正月二三日生左京君萬輝卒明治二年六月十八日襲遺快老方二千石同二十年十月九日病歿享年四十七葬野田山先德之側/先妣前田氏名好明治九年十月十一日歿/后配不祓氏名富/明治二十一年七月 季子峰立之
P	田英	1	墳墓	1.14	0.44	3.23	14.2	N-87°E	M・Nと共有
		2	土壇	0.14	6.15	1.31		N-88°E	M・Nと共有
		3	墓石	1.52	0.89	0.55		N-88°E	季子内膳立/配 奥村氏/従三位男爵奥村田英
Q	内膳	1	墓壇	-	1.71	1.64		N-0°E	
		2	墓石	-	1.11	1.16		N-0°E	
R	弘	1	墓壇	-	1.65	1.64		N-88°E	
		2	墓石	-	1.10	1.10		N-88°E	
1	永富	1	墳墓	1.23	7.82	5.54	24.4	N-88°W	
		2	土壇	0.14	2.76	1.40		N-90°E	
		3	墓石	1.44	0.88	0.59		N-89°W	(表) 配 加藤攝入/故順敬大夫子州刺史奥村君/墓 子州君姓平氏奥村諱水富号助右衛門直為前田氏家臣次城守職兼功祿貴州四時從養任官進爵位控攝任三君恩遇爵必寿而終其平生事蹟及生卒子孫載在碑文/内子加藤氏諱某配子州君有子三女一入天文己巳之歲某月某日生尾州某邑寛永四年丁卯二月二十有二日歿于貴州金沢里八十有四合葬于州君之墓/寛文十三年歲次癸丑六月十二日
									(裏)
2	和忠	1	墳墓	1.07	11.50	5.56	31.3	N-87°E	
		2	土壇	0.15	2.29	1.90		N-80°E	
		3	墓石	1.39	0.89	0.58		N-88°E	(表) 季子康禮立/配 成瀬氏/故奥村主殿君/墓 先考氏奥村諱某之後和忠又自稱主殿本姓平因其祖考子州君屬姓或為貴田姓慶長八年歲次癸卯三月二十七日生於貴州金沢寛永十有六年己卯十月二十七日病歿於京都享年三十有七某月某日葬於金沢野田之先□子三人男乃康禮女二人長采姫而亡季孫康原直好/先妣諱某姓藤原氏成瀬女正吉母丹羽氏慶長十有七年壬子冬十二月十有一日歿於金沢享年十有九某月某日葬於野田/寛文十有三年歲次癸丑二月二十七日 季子康禮立血記
									(裏)
3		1	墓壇	0.31	2.78	3.57		N-1°W	
		2	龜趺	3.37	1.74	2.25		N-2°W	
4		1	墳墓	1.66	8.56	3.67	24.1	N-8°W	
		4-1	墓石	0.94	0.45	0.41		N-3°W	
		4-2	墓石	1.24	0.50	0.47		N-4°W	
		4-3	墓石	1.35	0.59	0.55		N-4°W	
		4-4	墓石	1.36	0.52	0.52		N-4°W	
		4-5	墓石	1.23	0.52	0.34		N-7°W	



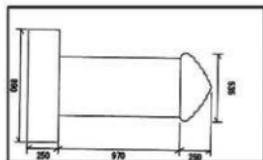
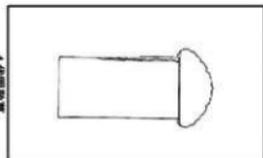
初代器具・重合部圖



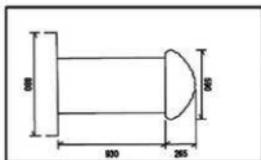
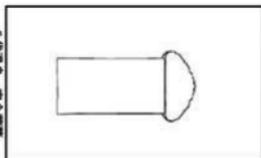
2代器具・重合部圖



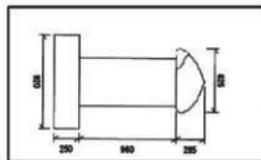
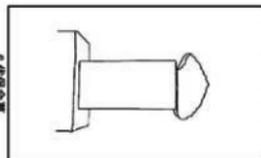
3代器具・重合部圖



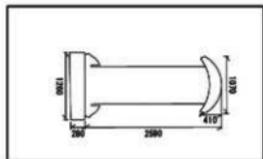
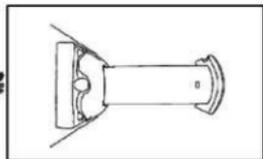
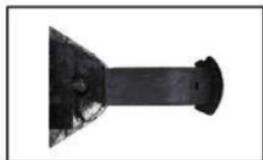
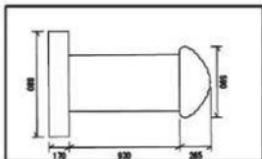
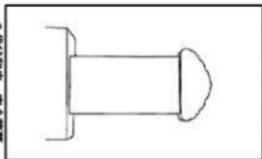
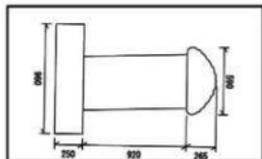
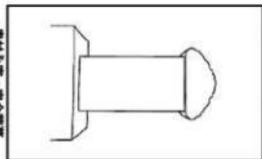
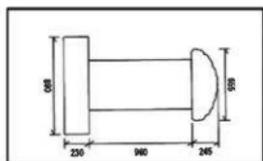
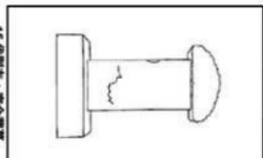
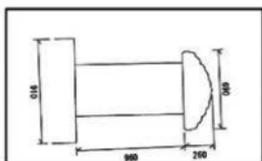
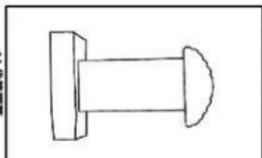
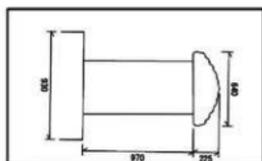
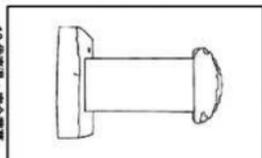
4代形図



5代器具・重合部圖



6代形図



13代通風・集合静置

14代通風静置

15代静置・集合静置

鋼材本置・集合静置

2代穴和置・集合静置

鳥鉄

第六節 村井家墓所

(一) 村井家歴代当主と室の来歴

村井家は村井長頼(ながより)を初代とする八家の一つである。石高は一万余六百六十九石で現在の金沢市長町界隈に上屋敷と下屋敷を設けていた。菩提寺は桃雲寺である。

初代長頼は尾張荒子出身である。父長忠は織田信秀の家臣である。幼名は長八郎、通称として又兵衛がある。永禄十年(一五六七)に尾張荒子城主前田利久に仕える。永禄十二年(一五六九)に織田信長の命により荒子城主が利家に替えられたのち、利家の家臣となる。幼少の頃より目覚ましい軍事を誇り、利家の通称名である又左衛門より一字を賜り、又兵衛を名乗る。元龜元年(一五七〇)越前の戦い、元龜二年(一五七二)の金ヶ森城の戦いなど、織田軍の軍事行動に数多く参加し、目覚ましい功績をあげたことから織田信長より南蛮舟の拝領を受ける。その後も元龜三年(一五七三)の小谷城攻略戦、天正元年(一五七三)一乗谷の戦い、長祿の戦いなどでも功績を挙げ、利家が越前府中に入ると二五〇石の禄高を得る。その後も利家重臣として七尾、金沢と従い、天正十九年(一五九二)に従五位下豊後守に叙任される。文禄元年(一五九二)に隠居し、家督を嫡男の長下に譲る。この際隠居額として利家より四子石を受けている。慶長四年(一五九九)に利家の室松が江戸へ赴く際に付き従うなど、前田家に最も近い重臣のひとつであった。慶長十年(一六〇五)七月二十六日に五九歳で没している。法名は相光寺守月斎居士である。室は元和九年(一六三三)に没している。

二代長次(ながつぐ)は水禄十一年(一五六八)に長頼の嫡男として生まれる。与名は又六、ほか、左馬助、出雲などがある。天正十八年(一五九〇)四男の役に従軍する。文禄元年(一五九二)に家督を相続する。慶長六年(一六〇二)に人持頼頭に列せられる。慶長十八年(一六一三)四六歳で没している。法名は「陽院好巖崇雪居士」である。室は前田利家の七女子世である。

三代長家(ながいえ)は慶長九年(一六〇四)に織田信長の弟織田有楽斎長益のである長孝の次男として生まれる。通称として左衛門、飛騨などがある。慶長

十八年(一六一三)に長次が病没したため、家督を相続する。寛永十四年(一六三七)に隠居し嫡男の長朝に家督を譲る。延宝三年(一六七五)十一月二十七日に七二歳で没している。法名は「華寂院孤峰不自居士」である。室は山崎開齊の娘である。

四代長朝(ながとも)は元和五年(一六一九)に長家の嫡男として生まれる。通称として兵部がある。父長家が隠居したのちの寛永十四年(一六三七)三月七日に家督を相続する。明暦元年(一六五五)十一月十四日に三八歳で没している。法名は「源淡院白巖了雪居士」である。室は長九郎左衛門の三女である。

五代親長(ちかなが)は承応元年(一六五二)に長朝の嫡男として生まれる。通称として藤十郎、ほか出雲がある。父長朝の没したのちの明暦二年(一六五六)に家督を相続する。宝永五年(一七〇八)十二月十八日に従五位下豊後守に叙任される。正徳元年(一七一二)四月四日に五九歳で没している。法名は「蓮佛院心空道為居士」である。室は前田備後の娘である。

六代長堅(ながかた)は元禄十五年(一七〇二)に前田孝行の四男として生まれる。幼名は源太、ほか主膳がある。宝永七年(一七一〇)に親長の養子となり、養父親長の没したのちの正徳元年(一七四八)に家督を相続する。宝暦四年(一七五四)十二月十八日に従五位下豊後守に叙任される。宝暦七年(一七五七)十二月二十九日に五二歳で没している。法名は「長寿院常山久栄居士」である。室は不破右京の女である。

七代長穹(ながたか)は元文四年(一七三九)に前田孝資の四男として生まれる。幼名は吉十郎、ほか備後がある。宝暦四年(一七五四)に長堅の養子となり、宝暦七年(一七五七)に家督を相続する。寛政二年(一七九〇)二月十二日に五二歳で没している。法名は「萬應寺天外成功大居士」である。室は威瀬主計の妹である。

八代長世(ながよ)は明和七年(一七七〇)に長穹の嫡男として生まれる。初名は喜四郎、ほか又兵衛がある。父長穹の没したのちの寛政二年(一七九〇)に家督を相続する。文政四年(一八二二)十二月二十六日に従五位下豊後守に叙任される。文政四年(一八二二)十二月二十六日に五二歳で没している。法名は「正寿寺長世子宣大居士」である。

九代長道（ながたど）は寛政九年（一七九七）に長世の嫡男として生まれる。通称として又六、又兵衛がある。文政十一年（一八一六）に家督を相続する。天保七年（一八三六）五月十日に四〇歳で没している。法名は「天龍寺長安臨道活然大居士」である。

十代長貞（ながさだ）は文化九年（一八二二）二月十三日に奥村貞直の七男として生まれる。通称として鈴之助がある。天保七年（一八三六）に長道の末期養子として家督を相続する。天保十三年（一八四二）六月三日に三二歳で没している。法名は「長松寺安節貞幹大居士」である。

十一代長在（ながあき）は天保七年（一八三六）に前田孝保の次男として生まれる。通称として雄三郎がある。天保十三年（一八四二）長貞の末期養子として家督を相続する。明治二十六年（一八九三）に五八歳で没している。法名は「鷹巖寺直指長在大居士」である。

（二）村井家墓所の測量成果

墓所の概要

村井家の墓所は上野地区に位置する。藩主家墓所に隣接した斜面に初代、二代の当主墓と室墓、子女墓が設けられている。初代当主、室墓は斜面の比高差を利用して造墓した墳丘墓であるため、視覚的には極めて大きい印象を受ける。急峻な斜面を墓所としているため、上下の移動は滞りが生じ、視覚的に造墓を利用してと推察されるが、土砂の堆積が進行している。子女墓は斜面を一段下がった位置に小規模な平坦面を二面設けている。三代室の石廟もこの地点にある。この地点では初代墓、被葬者不明の墓二基に五輪塔がある。墓所に至る道は藩主家の参道を共用していたものと考えられる。

この地点より西に八〇メートル離れた地点にも一ヶ所の墓所がある。前述の墓所は斜面を利用して造墓しているのに対し、この地点の墓所は平坦面を造成している。平坦面は東西に五〇メートル、南北に四〇メートルの方形に近い形態を呈し、三代当主以降の墳墓が造墓されている。墓所の入口は現在駐車場となっている地点より北に斜面を下る場所となっており、往時は中割地区にある藩主家

の参道より斜面を登ったルートであった。墓所は二面の平坦面で構成される。一段下の平坦面は墓所の六割を占め、南西角のやや小さい一角を方形に造成した平坦面が隣接する。一段下の平坦面があるため、四代、七代当主の墳墓があり、小高い平坦面では五代当主からの墳墓がある。また、小高い平坦面については五代当主の墳墓を造墓する頃に新たに追加した平坦面であると推測される。墳墓は方形墳丘墓に五輪塔形式の墓石で構成される。五輪塔は墳丘墓の上に位置するものと、墳墓前面に位置するものがある。五輪塔の台石正面上に法名と没年の銘文を刻印している。

初代長頼墓（図版）…藩主家墓所参道を上った右手に位置する。墓は北を向く幅一〇メートル、奥行き八メートルの巨大な墳丘墓である。墳墓正面上に高さ三メートルの五輪塔を配置している。五輪塔は風化が激しいが、かろうじて前面に「禪師西米堂」の銘文を観察することができる。

二代長次墓（図版B）…藩主家墓所参道を上った右手に位置する。東に初代室墓と被葬者不明の墳墓が隣接する。墓は東を向く幅五六メートル、奥行き四・八メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳墓正面上に高さ一・八メートルの石廟が位置する。石廟内には宝篋印塔が安置されている。石廟は緑色凝灰岩製の石材で製作されたものである。八家墓所のうち、二例しかない石廟の一つである。

三代長家墓（図版C）…墓所平坦面のうち、下段の西端に位置する。四代当主墓と並ぶ。墓は東を向く幅五・一メートル、奥行き四・八メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・六メートルの五輪塔を配置する。五輪塔は風化が進行し、表面の銘文はほとんど判読できない。

四代長朝墓（図版D）…墓所平坦面のうち、下段の西端に位置する。室墓と並ぶ。墓は東を向く幅五・二メートル、奥行き六・一メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・六メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面上には当主の没年と法名が記され、上より四つの石材に單漢字で「吉洋海雲」の銘文が記されている。

五代親長墓（図版E）…墓所平坦面のうち、上段の北西角に位置する。十一代合葬墓と隣接する。墓は北を向く幅七・二メートル、奥行き六・二メートルを測る

墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三四メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。

六代長堅墓（図版F）…墓所平坦面のうち、上段の東端に位置する。九代合葬墓と隣接する。墓は西を向く幅六・九メートル、幅六・四メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。

七代長宵墓（図版G）…墓所平坦面のうち、下段の中央に位置する。室墓が南に隣接する。墓は西を向く幅五・三メートル、奥行き五・七メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。

八代長世墓（図版H）…墓所平坦面のうち、下段で墓所の入口に位置する。六代室や子女墓が隣接する。墓は南を向く幅四・七メートル、奥行き五・五メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。

九代長道・室墓（図版I）…墓所平坦面のうち、上段の東端に位置する。六代・十代合葬墓と隣接する。墓は西を向く幅四・七メートル、奥行き五・五メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主および室の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。正面左手に経供養塔が一基ある。

十代長貞・室墓（図版J）…墓所平坦面のうち、南東角に位置する。九代合葬墓と隣接する。墓は西を向く幅三・八メートル、奥行き四・七メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主および室の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「堅固法身」の銘文が記されている。正面左手に経供養塔が一基ある。

十一代長在・室墓（図版K）…所平坦面のうち、上段南に位置する。五代当主墓と隣接する。墓は東を向く幅三・八メートル、奥行き四・七メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ三・三メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には当主および室の没年と法名が記されている。これまでの当主墓と異なり法量も小型で、石材表面に残る細かい打突状の加工痕がある。

初代当主墓（図版L）…藩主家墓所参道を上つた右手に位置する。初代当主墓に隣接する。墓は北を向く幅七・三メートル奥行き六・九メートルの墳丘墓である。前面に高さ〇・八メートルの明治に制作された角柱状の墓石を配置している。

四代室墓（図版M）…墓所平坦面のうち、下段西に位置する。四代当主墓に隣接する。墓は東を向く幅四・七メートル、奥行き五・九メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・四メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には室の没年と法名が記され、上より五つの石材に単漢字で「禪師西米意」の銘文が記されている。

五代室墓（図版N）…墓所平坦面のうち、下段南端に位置する。上段の五代当主墓と段は違いが並列している。墓は北を向く幅七・九メートル、奥行き五・八メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・九メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には室の没年と法名が記され、上より五つの石材に単漢字で「空風火水地」の銘文が記されている。

六代室墓（図版O）…墓所平坦面のうち、下段中央に位置する。七代室墓と背面で隣接する。墓は東を向く幅四・七メートル、奥行き五・五メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・三メートルの傘付位牌型の墓石を配置する。墓石正面に室の没年と法名が記されている。

七代室墓（図版P）…墓所平坦面のうち、下段の中央に位置する。七代当主墓と並列する。墓は西を向く幅四・七メートル、奥行き五・一メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・七メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には室の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「吉祥海雲」の銘文が記されている。

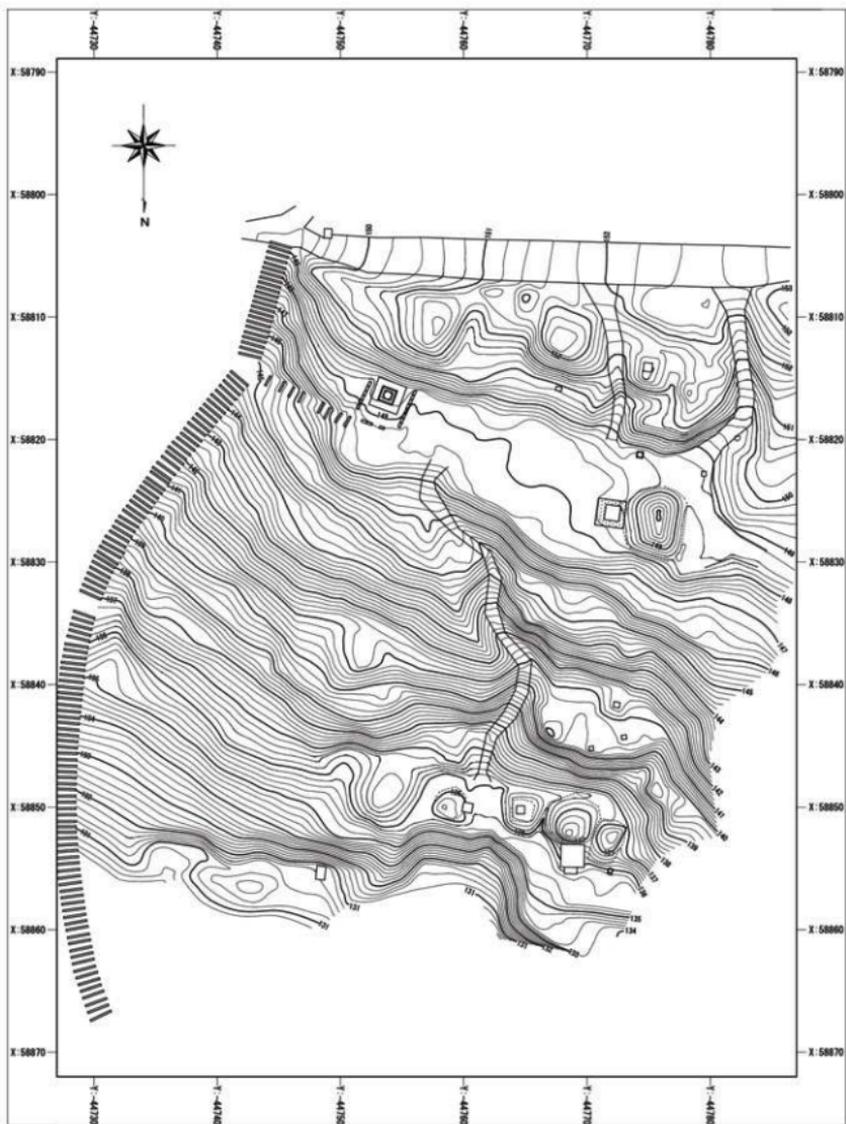
八代室墓（図版Q）…墓所平坦面のうち、下段で墓所の入口に位置する。正面

に八代当主墓があり、向きあう形となっている。墓は北を向く幅三・七メートル、奥行き三・五メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・八メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には室の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「吉祥海雲」の銘文が記されている。

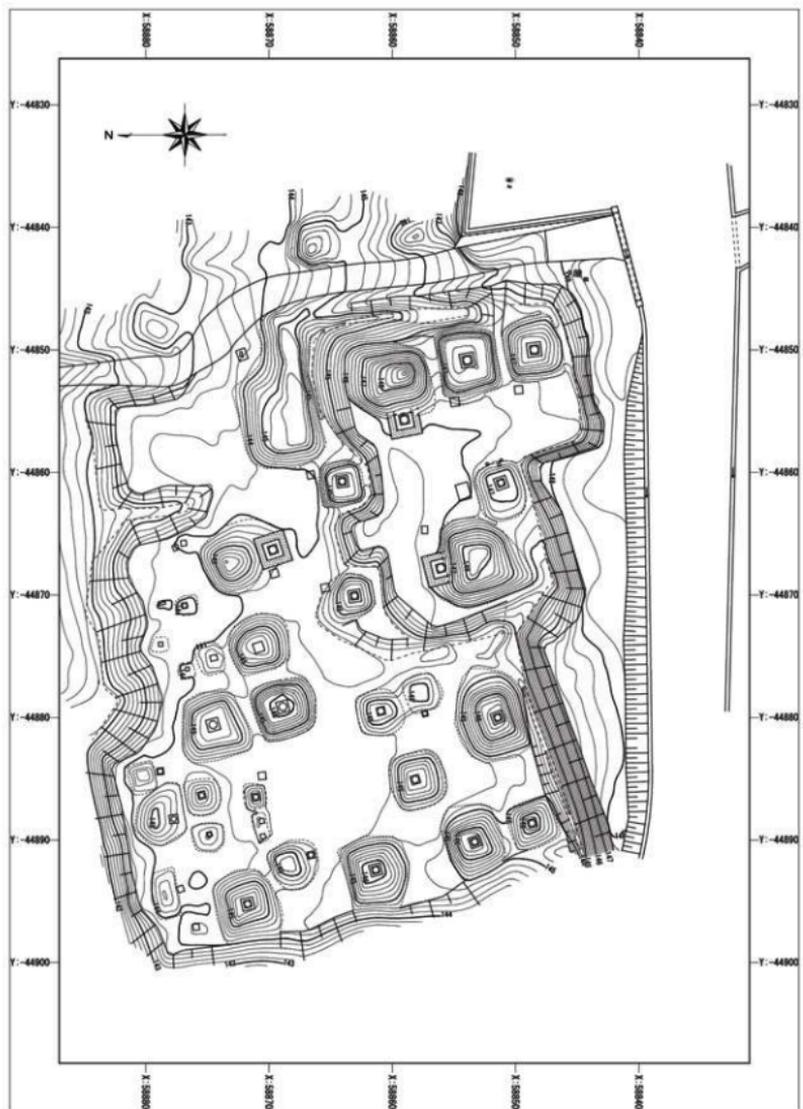
十一代室墓（図版七）…墓所平坦面のうち、下段に位置する。墓の後ろは上段の平坦面があり、東側に設けられた階段に隣接する。正面に六代室墓が位置する。墓は北を向く幅三・八メートル、奥行き三・五メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘上に高さ二・八メートルの五輪塔を配置する。五輪塔の台石正面には室の没年と法名が記され、上より四つの石材に単漢字で「吉祥海雲」の銘文が記されている。正面左手に経供養塔が一基ある。

子女墓（図版九）…藩主家墓所参道を上がった右手に位置する。初代当主墓より北斜面を下った位置にあたる。墓は西を向く幅三・九メートル、奥行き三・八メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘正面に高さ〇・九メートルの奥村支家に見られた儒教形式の傘付位牌型の墓石を配置する。

子女墓（図版十）…藩主家墓所参道を上がった右手に位置する。初代当主墓より北斜面を下った位置にあたる。墓は北を向く幅二・八メートル、奥行き二・三メートルを測る墳丘墓で造墓され、墳丘正面に高さ一・五メートルの傘付位牌型の墓石を配置する。



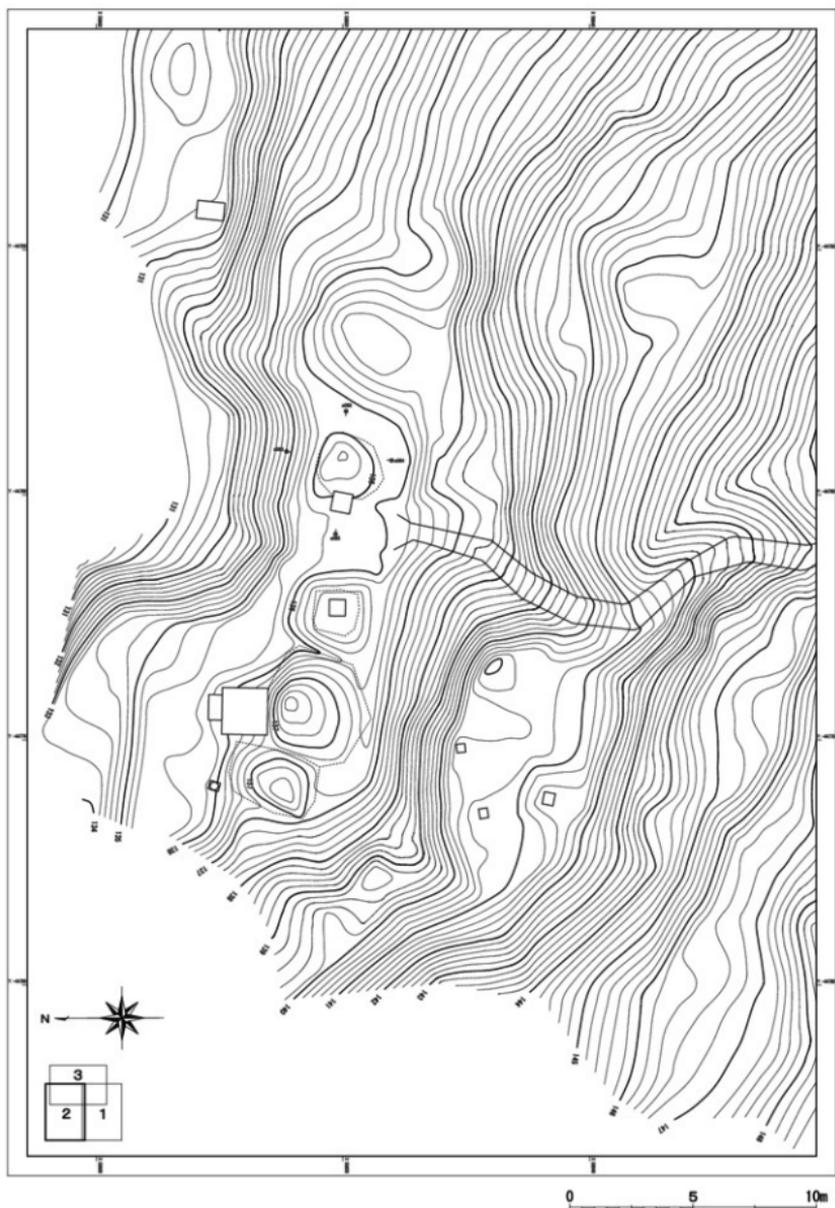
第1図 村井家墓所遺構概略図(1) (S=1/400)



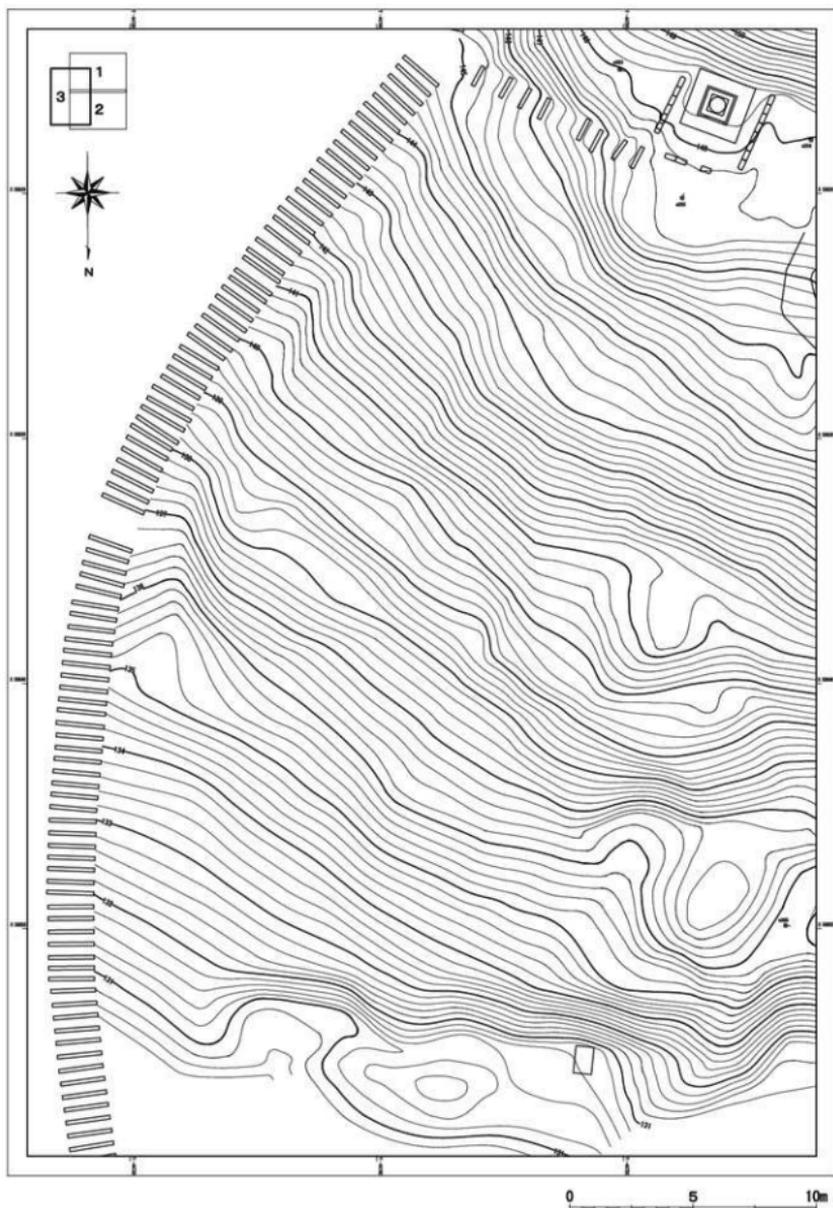
第2図 村井家墓所遺構概略図(2)(S=1/400)



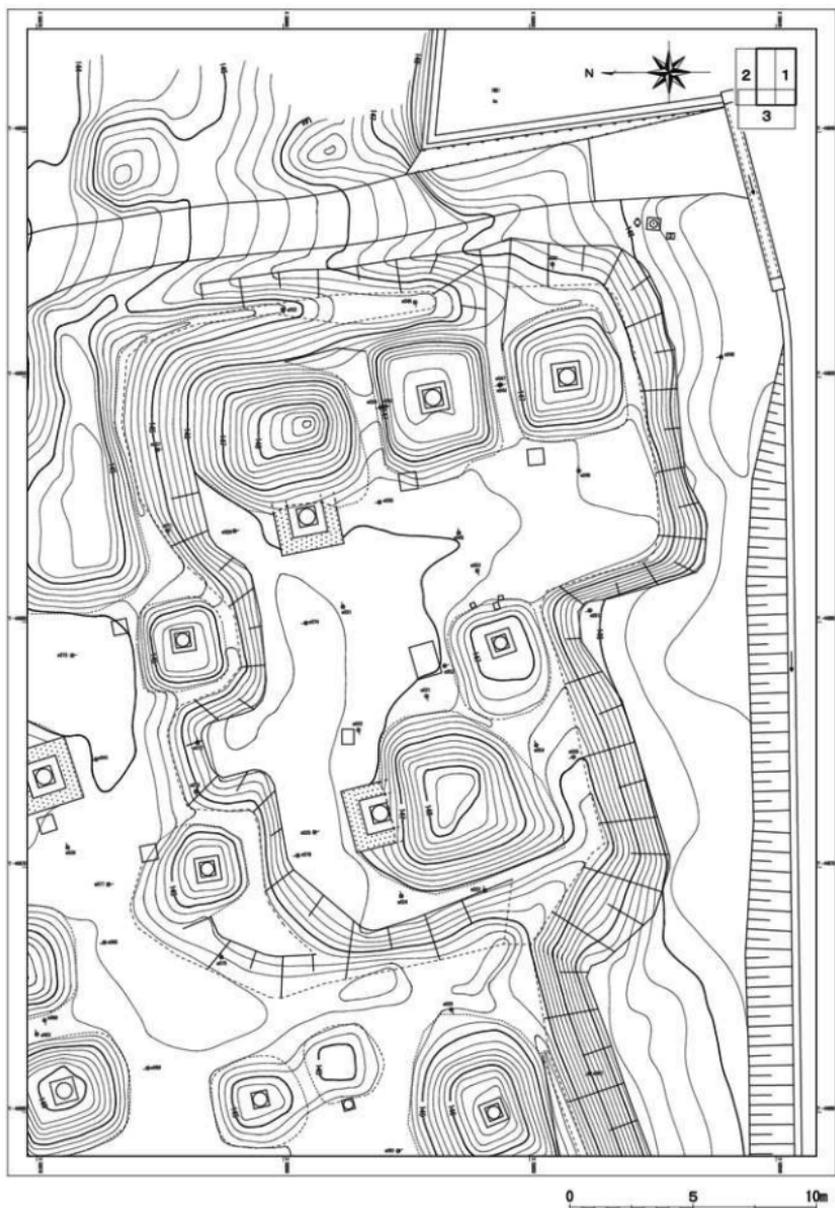
第3图 村井家墓所平面图(1) 1 (S=1/200)



第4图 村井家墓所平面图 (1) 2 (S=1/200)



第5图 村井家墓所平面图 (1) 3 (S=1/200)



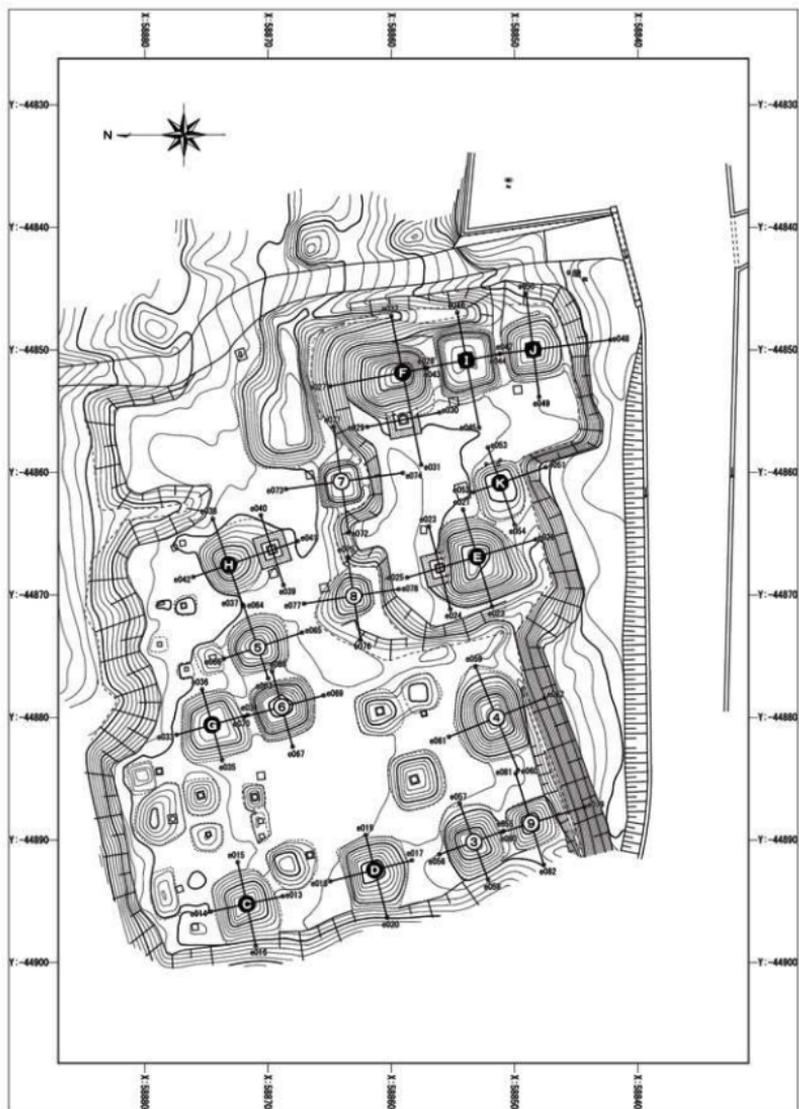
第6图 村井家基所平面图(2) 1 (S=1/200)



第7图 村井家墓所平面图(2) 2 (S=1/200)

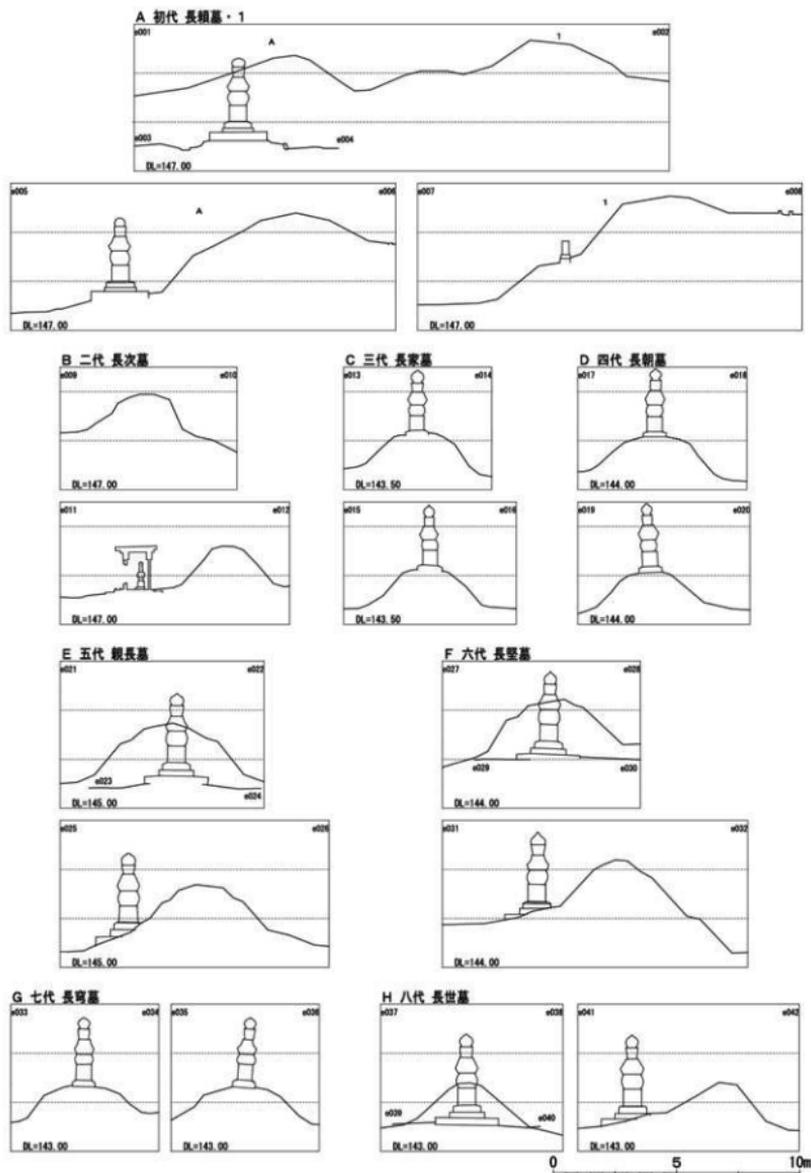


第8图 村井家墓所平面图(2)3(S=1/200)

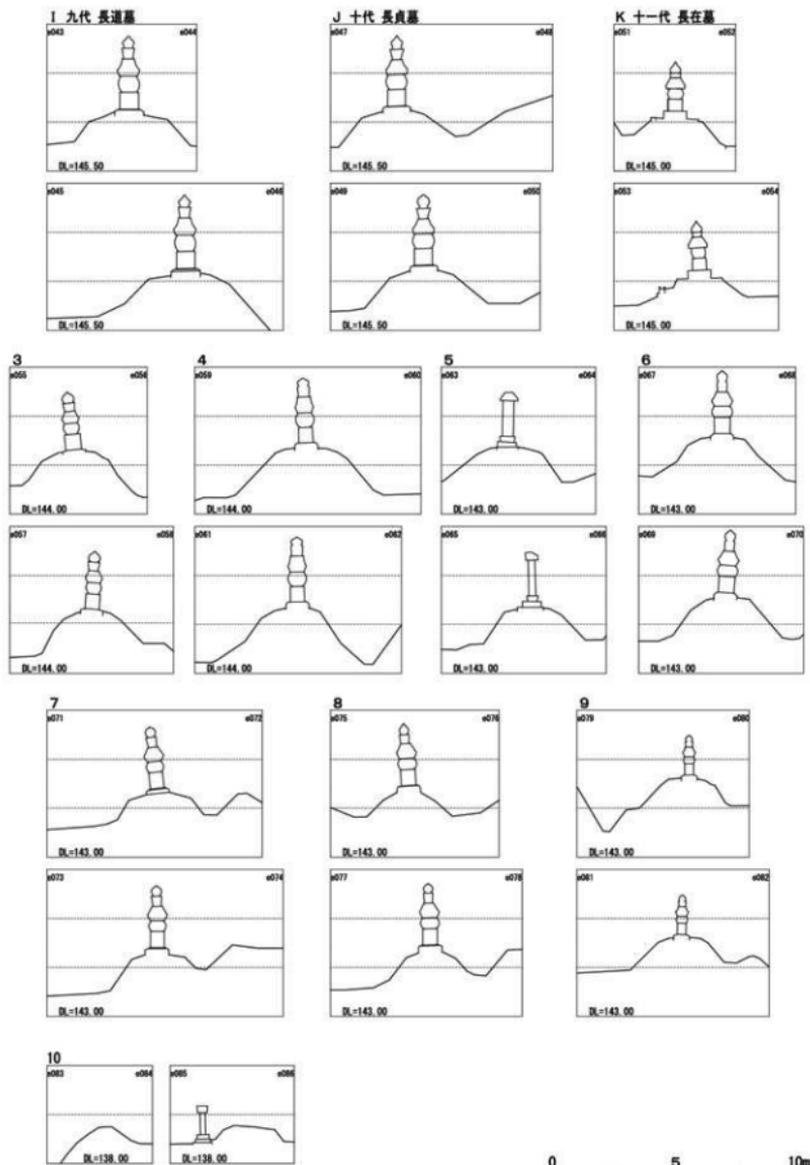


0 10 20m

第10図 村井家墓所(2) エレベーション基線図 (S=1/400)



第11図 村井家墓所エレベーション図1 (S=1/200)

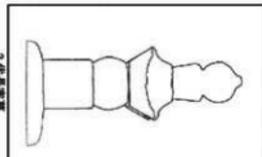


第12図 村井家墓所エレベーション図2 (S=1/200)

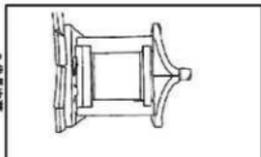
墓番号	被葬者	秩番	種別	法量(m)			土量 (m ³)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
村井家									
A	長柄	1	墳墓	3.92	10.25	8.52	156.4	N-24°-E	
		2	土壇	0.39	4.91	3.90		N-24°-E	
		3	基壇	0.34	2.40	2.40		N-20°-E	
		4	墓石	3.02	1.26	1.26		N-20°-E	
B	長次	1	墳墓	1.88	5.67	4.88	23.8	N-83°-W	
		2	基壇	0.09	2.20	2.32		N-82°-W	
		3	石廟	1.89	1.25	1.20		N-82°-W	
C	長家	1	墳墓	1.62	5.12	5.78	21.9	N-74°-E	
		2	墓石	2.81	1.00	0.97		N-78°-E	
D	長朝	1	墳墓	1.85	5.28	6.18	24.6	N-71°-E	
		2	墓石	2.83	0.95	0.95		N-75°-E	
E	長長	1	墳墓	2.73	7.29	6.26	56.9	N-14°-W	
		2	基壇	0.33	2.58	1.73		N-14°-W	
		3	墓石	3.42	1.44	1.10		N-14°-W	正徳元年辛卯歲/瀧山院殿前豊州刺史從五位下心空道篤大居士/五月初四日/村井第五世義長口宅
F	長重	1	墳墓	2.80	6.90	6.45	52.9	N-79°-E	
		2	基壇	0.23	2.56	1.89		N-79°-E	
		3	墓石	3.34	1.42	1.22		N-79°-E	
G	長尚	1	墳墓	1.82	5.32	5.71	21.1	N-71°-E	
		2	墓石	2.83	1.00	1.00		N-74°-E	
H	長世	1	墳墓	1.71	5.54	4.58	19.8	N-24°-W	
		2	基壇	0.30	2.60	2.50		N-18°-W	
		3	墓石	3.39	1.40	1.40		N-18°-W	
I	長道	1	墳墓	1.75	4.78	5.54	21.1	N-79°-E	
		2	土壇	0.60	2.49	0.55		N-79°-E	
		3	墓石	3.28	1.15	1.15		N-79°-E	天保七丙申年五月初十日/天龍寺殿長安隆道尚然大居士/村井第九世/長治院殿天重慈然大姉/天保七丙申年六月十五日
J	長貞	1	墳墓	1.53	4.77	5.38	17.9	N-77°-E	
		2	墓石	3.04	1.15	1.15		N-83°-E	天保十二年壬寅年/長松寺殿守藤貞幹大居士/六月三日/村井第十世
K	長在	1	墳墓	1.97	3.80	4.74	16.2	N-71°-E	
		2	墓石	2.35	1.00	1.00		N-71°-E	明治二十四年/龍巖寺殿直指長在大居士/一月二十一日/明治三十一年/龍巖院殿長屋貞壽大姉/一月六日
1		1	墳墓	2.37	7.38	6.92	55.2	N-24°-E	
		2	墓石	0.88	0.47	0.34		N-9°-E	(左) 村井氏 (中) 村井豊後守長頼之室
2		1	墳墓	-	4.58	4.56		N-1°-E	
		2	石廟	-	1.91	1.90		N-1°-E	
3		1	墳墓	1.96	4.78	5.91	23.9	N-65°-E	
		2	墓石	2.46	0.90	0.90		N-70°-E	
4		1	墳墓	2.21	7.91	5.87	48.9	N-19°-W	
		2	墓石	2.90	0.95	0.95		N-22°-W	
5		1	墳墓	1.44	4.70	5.05	15.8	N-18°-W	
		2	墓石	2.34	0.80	0.80		N-19°-W	
6		1	墳墓	1.75	4.79	5.14	19.7	N-18°-W	
		2	墓石	2.78	0.95	0.95		N-15°-W	
7		1	墳墓	1.47	3.70	3.53	8.8	N-9°-W	
		2	墓石	2.82	0.95	0.95		N-8°-W	嘉永元年戊申歲/熊勢院殿美山祖秀大尼庵主/九月初二日/村井第八世重
8		1	墳墓	1.47	3.80	3.95	10.1	N-9°-W	
		2	墓石	2.84	1.00	1.00		N-9°-W	嘉永三庚戌年/清性院殿月澤淨光大姉/七月廿四日/村井第十一世重
9		1	墳墓	1.32	3.92	3.84	9.1	N-89°-E	
		2	墓石	1.72	0.65	0.65		N-73°-E	
10		1	墳墓	0.76	2.83	2.38	2.3	N-79°-W	
		2	墓石	1.56	0.79	0.80		N-79°-W	寛政二庚戌歲/日光院殿淨心妙教日持大姉/冬十一月四日



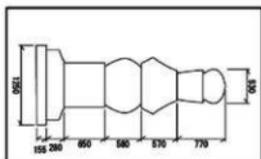
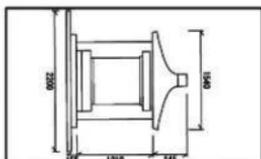
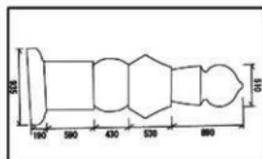
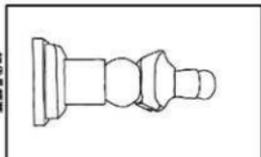
3代石塔墓



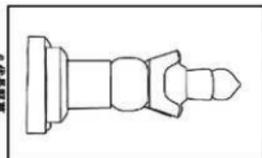
2代石塔墓



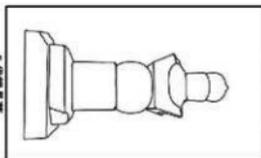
初代石塔墓



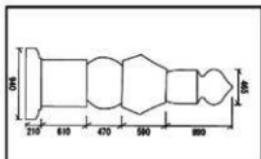
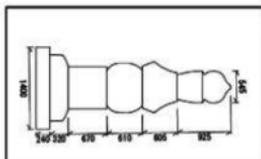
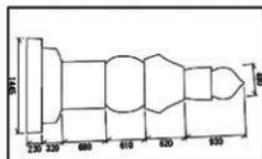
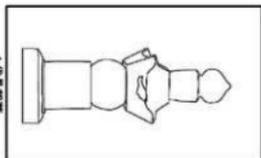
6代石塔墓



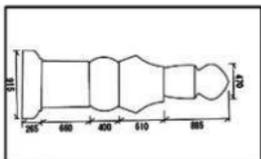
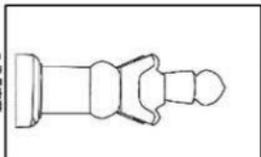
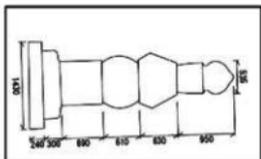
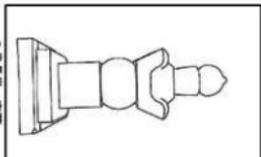
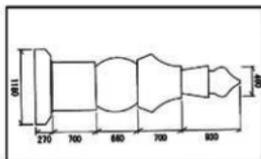
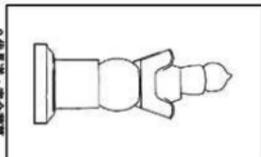
5代石塔墓



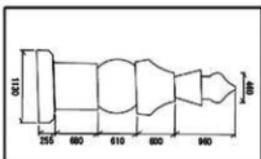
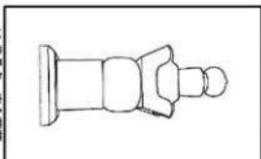
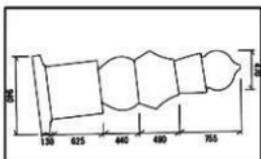
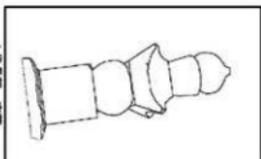
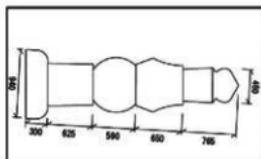
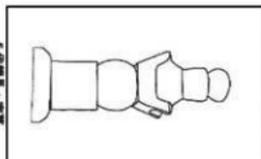
4代石塔墓



9代基壇・宝合群像



5代基壇・宝座

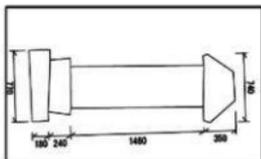
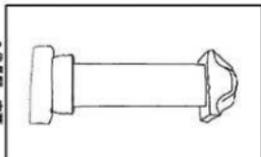
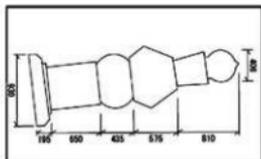
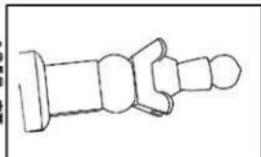
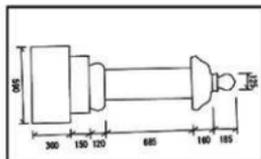
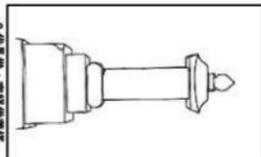


7代基壇

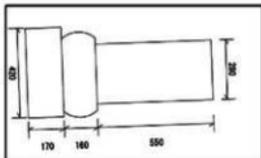
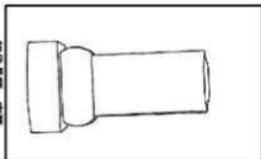
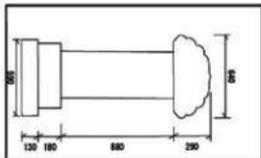
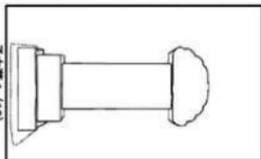
10代基壇・宝合群像

8代基壇・宝座

8代兵部・重隆の寶塔



子女窟 1 (10)



第三章 寺院内の墓所の調査

八家のうち、本多家、前田長権家の二家については先に報告した六家と異なり、寺院内に墓所を設けている。本多家は野田山墓地に隣接する大乗寺の境内に墓所を設けており、周辺の環境は野田山墓地内の六家墓所と類似する。前田長権家は野町地内の玉龍寺境内を墓所としており、周辺はかつて寺院群が展開していた一角にあたる。この二家に対する調査も野田山墓地における研究史と同じである。野田山墓地に対して実施した内容と同じく、測量調査、写真撮影、文獻調査などを行ったものである。

第一節 本多家墓所

(一) 本多家歴代当主と室の略歴

本多家は本多政重(まささげ)を初代とする八家の一つである。石高は五万石で、現在の出羽町に上屋敷を設けていた。かつて下屋敷がおかれた一帯は現在本多町として町名にその名をとめている。

初代政重(まささげ)は天正八年(一五八〇)に徳川家康の家臣である本多正信の二男として生まれる。はじめ徳川家に仕える。慶長二年に二代將軍秀忠の乳母子である岡部莊八との間に問題が生じ、岡部を斬殺したことにより、徳川家を辞している。その後、大谷家、宇喜多家、福島家などに仕出する。慶長七年(一六〇二)二代藩主利長に一時出仕するも、藩主の取りなしにより米沢藩主上杉景勝の家臣である直江兼統の婿養子となる。その後米沢藩を辞し、慶長十六年(一六一一)に加賀藩に三万石にて再度出仕、慶長十八年(一六三三)に二万石の加増を受け、加賀藩の筆頭家臣となる。元和元年(一六二五)閏六月十九日従五位下安房守に叙任される。正保四年(一六四七)三月十七日に隠居し、同年六月三日に六八歳で没している。法名は「回仙院殿大夢道中大居士」である。室は西洞院參議時主(直)の娘で延宝八年(一六八〇)に没している。

二代政長(まさなが)は寛永八年(一六三三)に政重の四男として生まれる。初名は長松、ほか左馬助、素立軒などがある。父政重の隠居後の正保四年(一六四七)三月二十七日に家督を相続し、元禄四年(一六九一)十二月二十七日に従五位下安房守に叙任される。元禄十四年(一七〇一)に隠居し、宝水五年(一七〇九)八月九日に七八歳で没している。法名は「浄名院殿悟庵道徹大居士」である。室は三代藩主利常の六女春で慶安三年(一六五〇)に没している。

三代政敏(まささほ)は承応二年(一六五三)八月九日に政長の嫡男として生まれる。初名は長松、ほか万作、主殿、政長、政在などがある。父政長の隠居後の元禄十四年(一七〇一)七月四日に家督を相続し、元禄十五年(一七〇二)四月十日に従五位下安房守に叙任される。正徳五年(一七一五)三月十九日に六三歳で没している。法名は「徳昌院殿天淵道機大居士」である。

四代政賢(まさかた)は延宝二年(一六七四)十月十八日に政敏の嫡男として生まれる。初名は万十郎、ほか木工、政倫などがある。正徳五年(一七一五)九月九日に家督を相続し、同年十二月十八日に従五位下安房守に叙任される。のち周防守、再度安房守と叙任される。享保七年(一七二二)八月二十二日に五〇歳で没している。法名は「高尚院殿天淵道長老居士」である。

五代政昌(まさあき)は元禄二年(一六八九)四月に政敏の四男として生まれる。初名は才一郎、嘉永次がある。兄政賢が没したのちの享保八年(一七三三)八月に末期養子として家督を相続し、翌九年(一七三四)十二月十八日に従五位下安房守に叙任される。延享元年(一七四八)五月十八日に六〇歳で没する。法名は「万機院殿傑山回英居士」である。室は本多政冬(圖書家)の娘で延享元年(一七四四)に没している。

六代政行(まさゆき)は享保十三年(一七三八)に政敏の弟政冬の五男として生まれる。初名は左進、ほか万作、主殿、悠々齋などがある。寛保二年(一七四二)三月二十六日に政昌の養子となり、寛延元年(一七四八)八月六日に家督を相続する。寛保二年(一七四九)十一月二十一日に従五位下安房守に叙任される。寛政八年(一七九六)に隠居し、翌九年(一七九七)十一月二十三日に七〇歳で没する。法名は「天章院殿徳道勇大居士」である。室は横山大和守の娘で宝曆七

年(二七五七)に没している。

七代政成(まさよし)は宝曆五年(二七五五)六月八日に政行の嫡男として生まれる。初名は岩次郎、ほか主殿、安善助などがある。父正行の隠居後の寛政八年(二七九六)二月二十八日に家督を相続する。寛政九年(二七九七)十二月二十五日に従五位下安房守に叙任される。享和三年(一八〇三)四月二十八日に四九歳で没している。法名は「田龍院殿大見通順大居士」である。室は中川順次の娘で寛政元年(二七八九)に没している。

八代政礼(まさつぐ)は寛政元年(二七八九)十二月三十一日に政成の嫡男として生まれる。初名は直次郎、ほか主殿がある。享和三年(一八〇三)六月二十八日に家督を相続する。文化元年(一八〇四)十一月十六日に従五位下安房守に叙任される。文政三年(一八二〇)七月十日に三三歳で没している。法名は「浄雲院殿徳峯道秀大居士」である。室は長連愛の娘で嘉永四年(一八五二)に没している。

九代政和(まさかず)は文化十年(一八一三)八月二十六日に政礼の嫡男として生まれる。初名は磐松、ほか左馬助がある。文政三年(一八二〇)九月六日に家督を相続する。文政十一年(一八二八)十二月二十七日に従五位下播磨守に叙任される。弘化四年(一八四七)九月五日に三五歳で没している。法名は「義誠院殿護法道持老居士」である。室は前田齊広の娘芳々で天保六年(一八三五)に没している。

十代政通(まさひら)は天保七年(一八三六)七月五日に政和の嫡男として生まれる。初名は乾松、ほか主殿がある。弘化四年(一八四七)十二月八日に家督を相続する。嘉永四年(一八五二)十二月十七日に従五位下周防守に叙任される。安政三年(一八五六)十一月三日に二歳で没している。法名は「義誠院殿天産道龍大居士」である。室は長高連の娘で文久二年(一八六二)に没している。

十一代政均(まさちか)は天保九年(一八三八)五月八日に政和の二男として生まれる。初名は洞菊、ほか右近、主殿がある。兄政通が没したのち安政三年(一八五六)十二月二十八日に末期養子として家徳を相続し、安政四年(一八五七)十二月二十八日に従五位下播磨守に叙任される。明治二年(一八六九)八月七日

に暗殺により三三歳で没する。法名は「大雄院殿義蘇道忠大居士」である。室は本多主水の娘で安政六年(一八四五)に没している。

十二代政以(まさざね)は元治元年(一八六四)七月二十一日に政均の嫡男として生まれる。初名は資松である。明治二年(一八六九)に家督を相続する。明治三十三年五月に男爵、明治三十七年には貴族院議員となる。大正十年七月十六日に五八歳で没している。法名は「大観院殿悟松松大居士」である。室は荒木左次馬の娘品である。

(二) 本多家墓所の測量成果

本多家の墓所は大乗寺境内中に位置する。大乗寺の正面参道を入り左手に墓所がある。墓所は新墓所と旧墓所に分かれており、旧墓所が大乗寺の仏殿に近い位置にある。新墓所はやや離れた境内の端に位置している。

本多家墓所における墓の総数は六五基を数える。内訳は基壇墓が六四基、墳丘墓が一基である。このうち、当主及びその室の墓は二基を数え、子女墓の墓は四三基である。墓石の数は六五基を確認している。内訳は先霜が山形を呈する角柱状板碑が二三基、角柱状板碑が三一基、笠付き位牌形墓が一基、近代墓が一基である。他の石造物として、灯籠、花入がすべての当主墓、室墓にある。

墳墓の形式は基壇墓形式である。埋葬施設上に板状の石材を葺いた四角い基壇墓を設ける形態で、本多家墓所では独立基壇墓の形態と共同基壇墓の形態とがある。墓石は基壇上に設けられ、長さは一・二五メートルを超えるものが多い。墓石の形態は当主については角柱状の墓石を、室墓では板碑状の墓石をそれぞれ配置する。当主墓・室墓とも墓石の形状は底部から頂部にかけて幅をわずかに狭め、頂部は平坦のものと山形の勾配を呈するものがある。墓石の正面に法名を、右側面に没年を記している。

旧墓所には初代から六代までの当主墓および室墓、子女墓から構成される。旧墓所の形態は長方形を呈しており、周囲を高さ〇・五メートル程の土塁で囲む。入口には木製の門扉が付けられている。門扉を入ると中央に石敷きの参道があり、墓所の突き当たり初代当主および室墓が位置し、右手に二代当主・室墓、左手

に三代当主・室墓が対となって設けられている。参道より左手に奥より四代、五代、六代と当主・室墓が直線的に配置されている。

新墓所は旧墓所より西に八メートル離れた位置にあり、七代から現在の水代墓までで構成される。墓所は入口より向かって右側に当主墓・室墓、子女墓が参道を中心とその両側に直線的に配置される。

本多家に伝わる文書によると、初代墓は「城南野中」に葬ると記述されている。当初別の場所で葬られたものを後に改葬していることがわかる。初代の父母および室墓が一体の構造を呈していることから、二代政長の頃に大乘寺の境内に墓所を設け、改葬を行ったものと考えられる。

子女墓は横に長い基壇に設けるものと、独立して設けるものとに二分される。前者は墓所の右側に配置され、後者は墓所左側の六代当主墓の続きの列に配置される。基壇墓中の墓石にある銘文は江戸前期のものが多く、独立したものは中期以降のものが多く、本多家家中の墓所に対する考え方が端的に看守される。

初代政重墓(図版A)・・・旧墓所の参道の突き当たりである。幅四・五メートル、奥行き一・八メートル、高さ〇・八メートルの横に長い基壇墓の中央に位置する。

左手に当主の父母の墓、右に室墓が配置する。墓石は角柱状で先端は平坦である。基壇墓正面の左右に燈籠を配置する。基壇は当初よりこの大きさで築造されていることから、被葬者に一度に葬つたものと考えられる。

二代政長墓(図版B)・・・初代墓の右手に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈する。基壇墓正面の左右に燈籠を配置する。

三代政敏墓(図版C)・・・初代墓の左手に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈する。基壇墓正面の左右に燈籠を配置する。室墓の基壇とは緩い山形に間が開く。

四代政賢墓(図版D)・・・初代・三代墓の列左手に位置する。以後、五代六代と西に向けて造墓される。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈す

る。

五代政昌墓(図版E)・・・四代室墓の左手に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

六代政行墓(図版F)・・・五代室墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は初代墓と同じく角柱状で先端は平坦である。以上までが旧墓所における当主墓である。七代政成墓(図版G)・・・新墓所の参道・香奥の左手に位置する。参道より分かれる石敷きの参道を有し、幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

八代政禮墓(図版H)・・・新墓所の七代室墓の左手に位置する。参道より分かれる石敷きの参道を有し、幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

九代政和墓(図版I)・・・新墓所の八代室墓の左手に位置する。参道より分かれる石敷きの参道を有し、幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。他の当主・室墓前面の燈籠が二基一対であるのに対し、九代墓のみ二基三対と三倍あり、大きさも一回り大きなものとなっている。

十代政通墓(図版J)・・・新墓所の九代室墓の左手に位置する。参道より分かれる石敷きの参道を有し、幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

十一代政均墓(図版K)・・・新墓所の一〇代室墓の左手に位置する。参道より分かれる石敷きの参道を有し、幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・六メートルの独立した基壇から構成される。墓石は角柱状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

十二代政以墓（図版七）…新墓所の西側の空地北奥に位置する。一二代当主までの並びと異なる。墓前面に非常に長い参道を有し、室墓へ参道は分枝している。墓石は近代の標準的な角柱状の墓石で、それ以前の当主墓に見られた丈が長いものとは異なる。これ以後の本多家の墓は西側の空地西南に設けられた水代墓となっている。

一号墓（図版八）…初代政重の父母の墓とされる。初代墓の右に位置し、同一の基壇上に位置する。墓石の長さは〇・八メートルと歴代当主の墓石と比較すると二分の一以下の規模である。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈する。

初代室墓（図版九）…初代墓の左手に位置する。墓石の長さは一・八メートルと当主の墓石と比較すると規模が小さく作られている。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈する。

二代室墓（図版一〇）…初代墓基壇と二代墓との間に位置する。幅一・九メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成され、基壇の規模は歴代当主と同格である。墓石は角柱状で先端は緩い山形の勾配を呈する。

三代室墓（図版一一）…三代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端は非常に緩い山形の勾配を呈する。

四代室墓（図版一二）…四代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端は山形の勾配を呈する。

五代室墓（図版一三）…五代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端は山形の勾配を呈する。

六代室墓（図版一四）…六代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・六メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

七代室墓（図版一五）…七代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四

メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

八代室墓（図版一六）…七代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

九代室墓（図版一七）…七代墓の左手に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・七メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

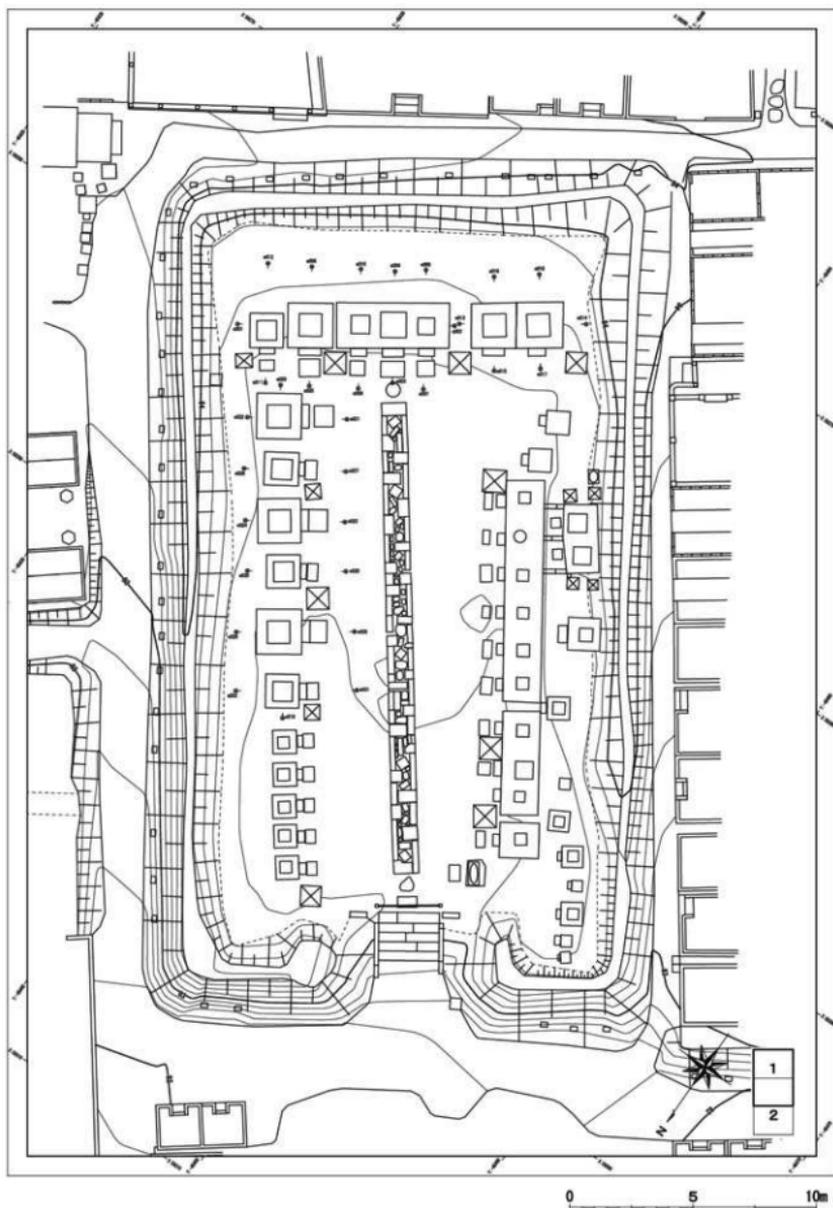
十代室墓（図版一八）…七代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

十一代室墓（図版一九）…七代墓の左手に位置する。幅一・四メートル奥行き一・四メートル高さ〇・六メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

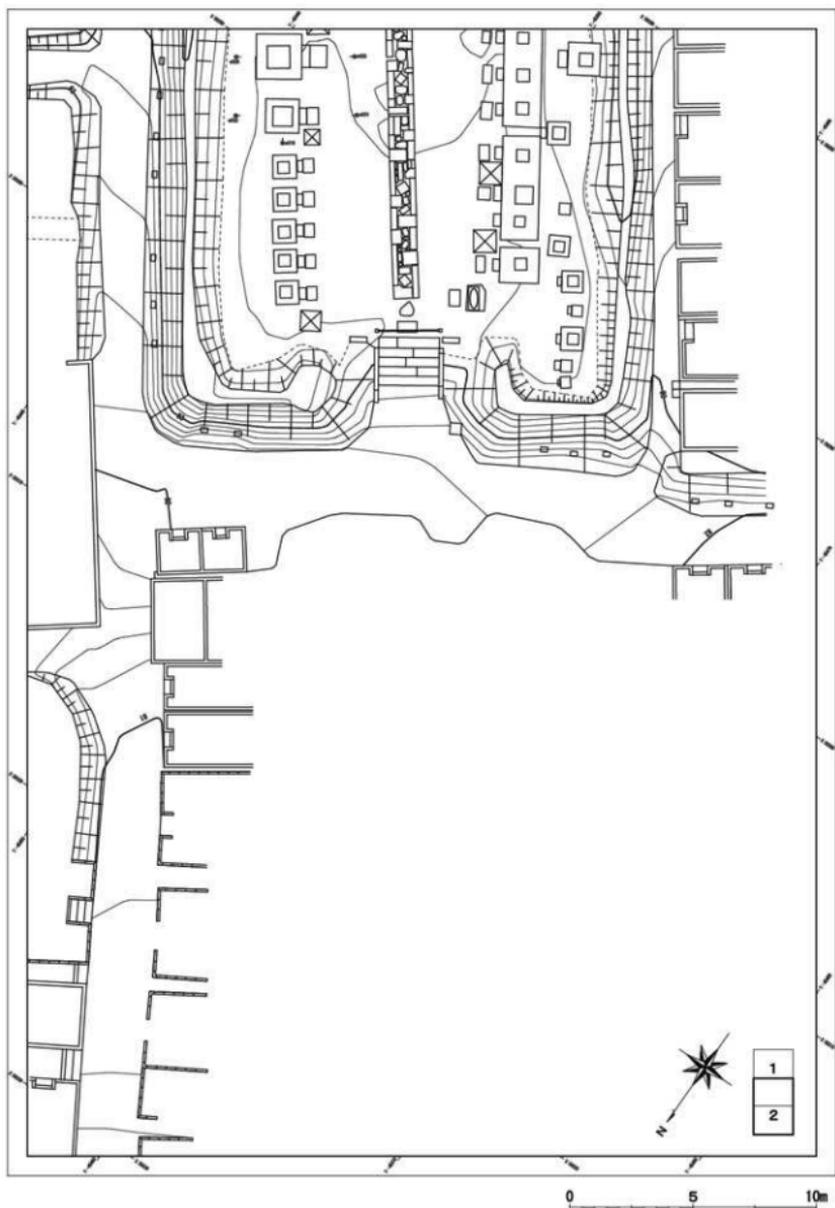
十二代室墓（図版二〇）…七代墓の左手に位置する。幅〇・九メートル奥行き〇・九メートル高さ〇・五メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑状で先端はかなり鋭角な山形の勾配を呈する。

本多家墓所における石造物の構成は、基壇墓、燈籠、花入を主とした構成となっている。このほか、墓所前面に門扉があるが、後世のものと考えられる。

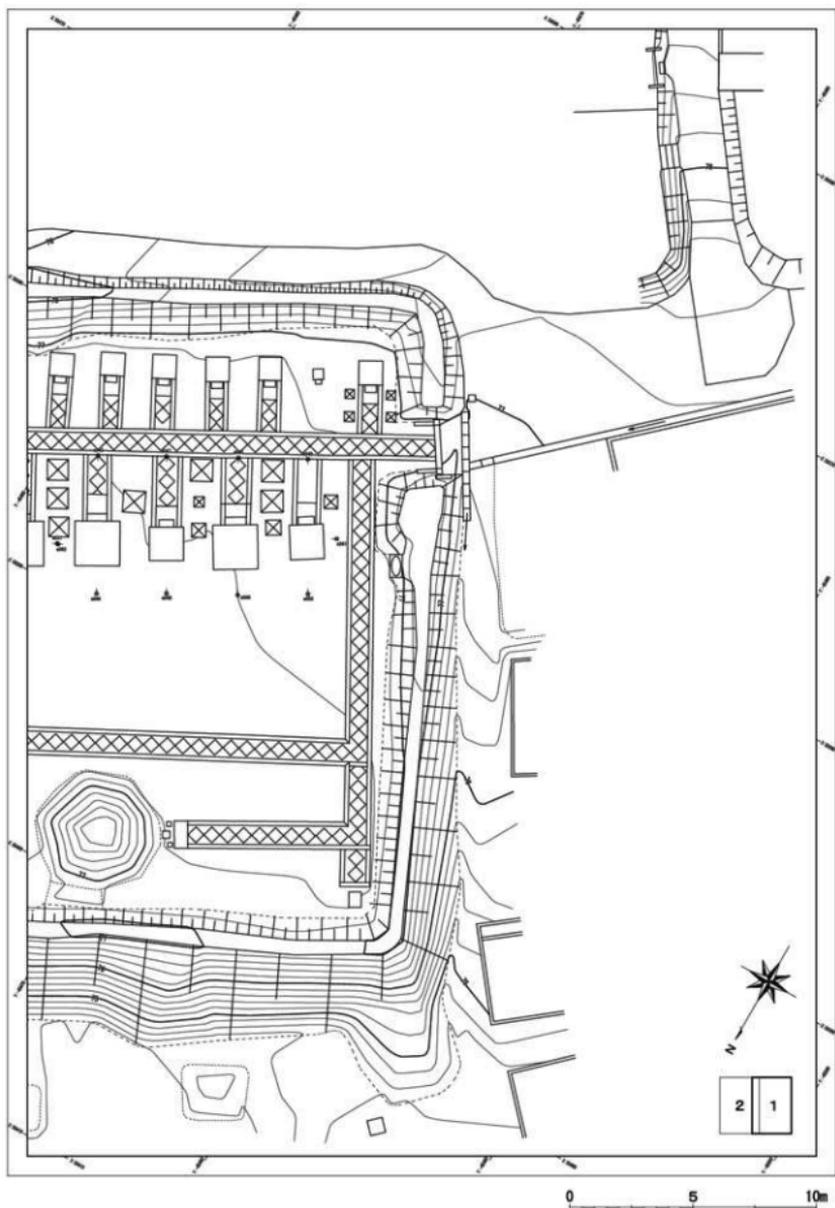
本多家墓所は寺院内に設けられた墓所である。野田山にある長塚を初めとする八家の墓所の内容と異なる要素が方形の区画を呈する墓所内に初代墓を墓所の最も奥に配置し、その両脇を次代以降の当主墓・室墓および子女墓が整然と配置されるもので、当主墓・室墓は奥より順に造営されているため、順序を把握することが容易となっている。また、基壇墓の規格は当主墓・室墓共に規模を連綿と踏襲していることは注目に値する。また墳墓前面には灯籠が必ず配置されており、墳墓・墓石共にすべてが残存しており、その状態も非常に良好である。江戸期の武家墓所の在り方を知る上で貴重な資産ということができるとであろう。



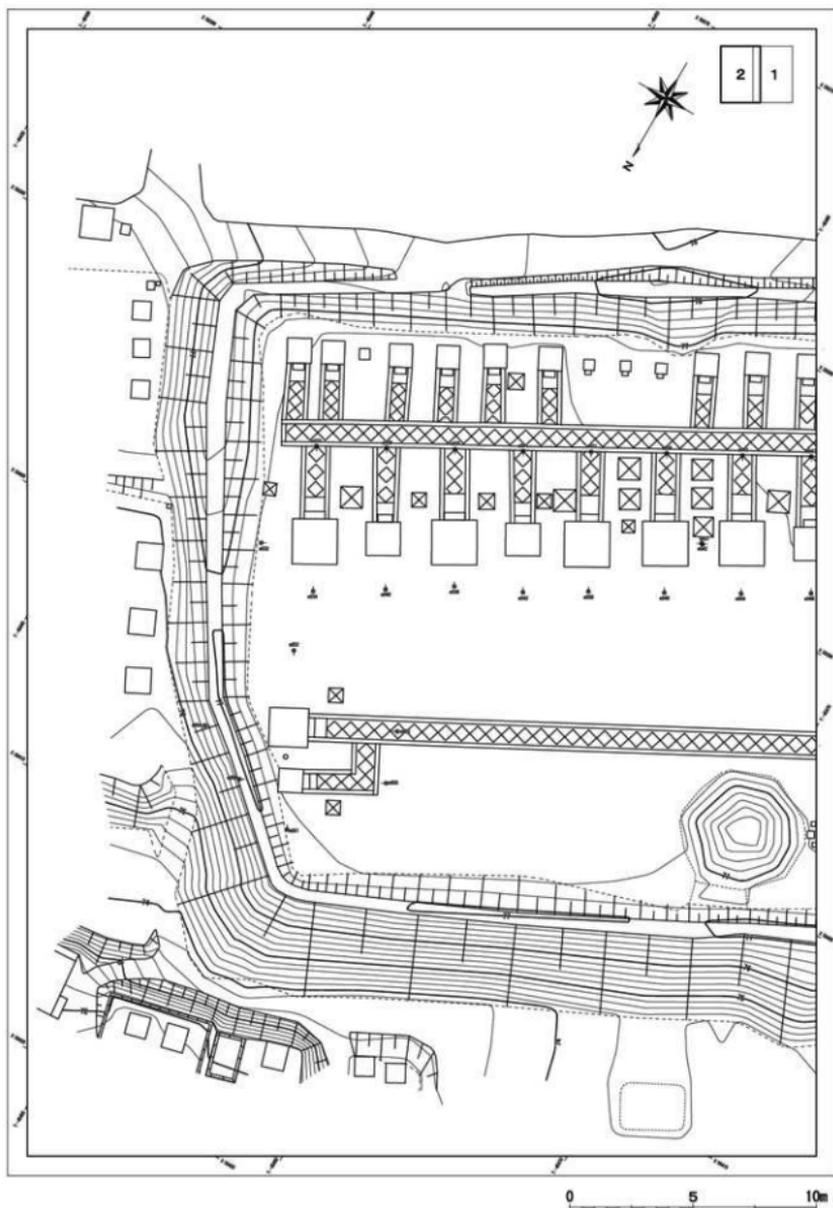
第3図 本多家旧基所平面图1 (S=1/200)



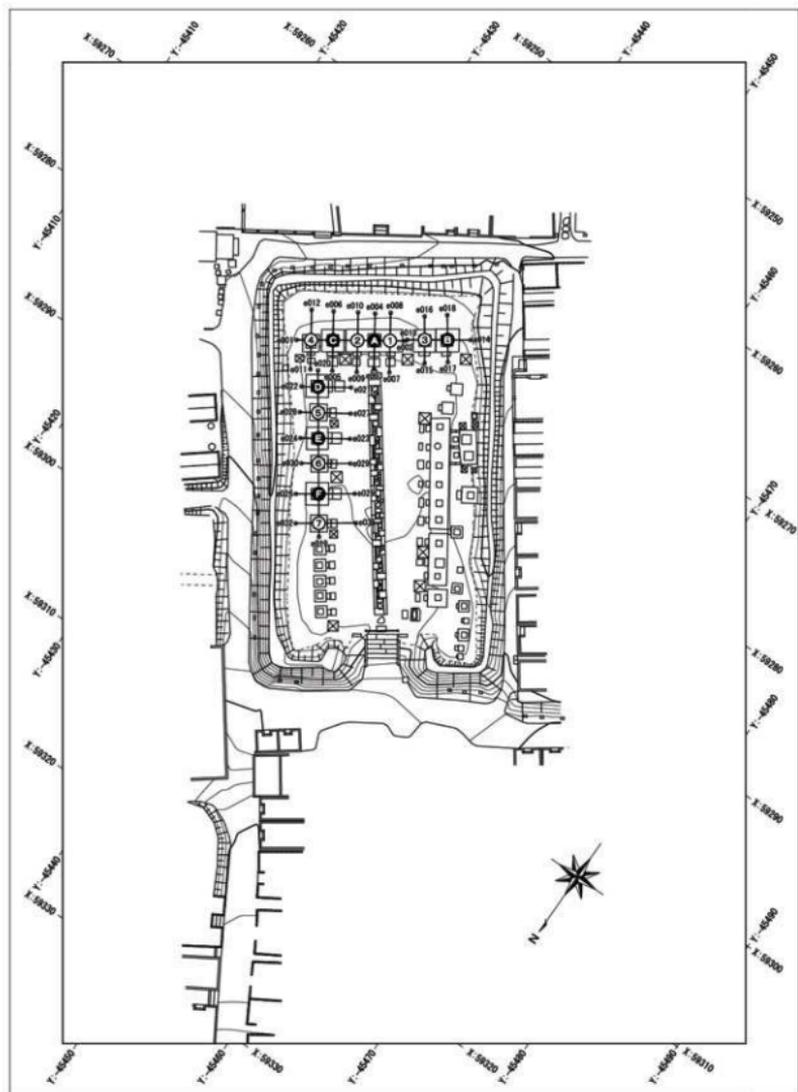
第4图 本多家旧基所平面图2 (S=1/200)



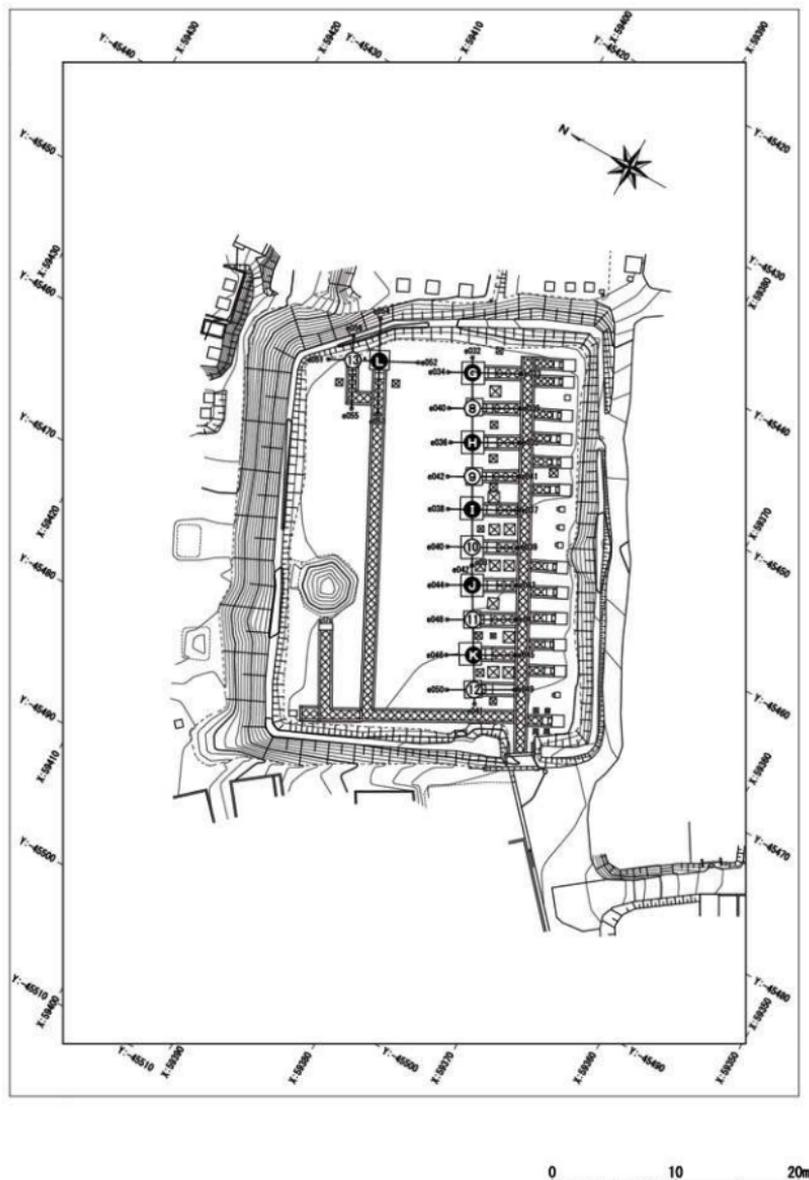
第5図 本多家新居所平面図1 (S=1/200)



第6图 本多家新居所平面图2 (S=1/200)

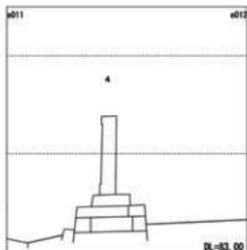
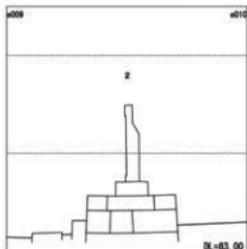
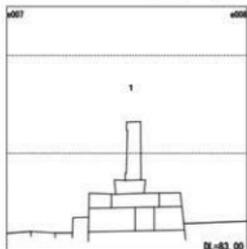
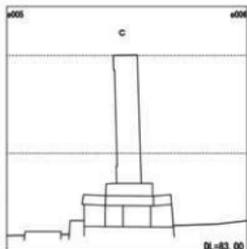
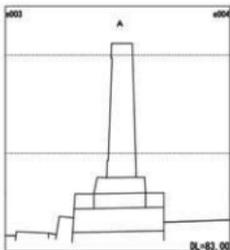
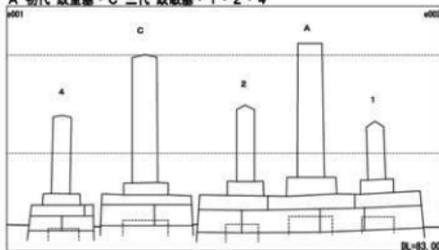


第7図 本多家旧墓所エレベーション基線図 (S=1/400)

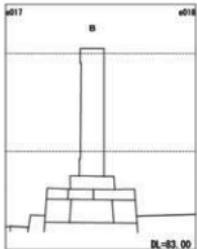
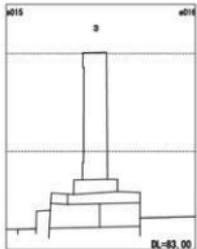
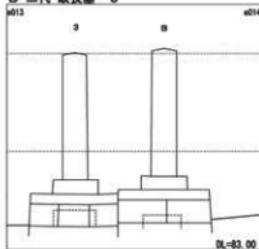


第8図 本多家新居所エレベーション基線図 (S=1/400)

A 初代 政重墓・C 三代 政敏墓・1・2・4



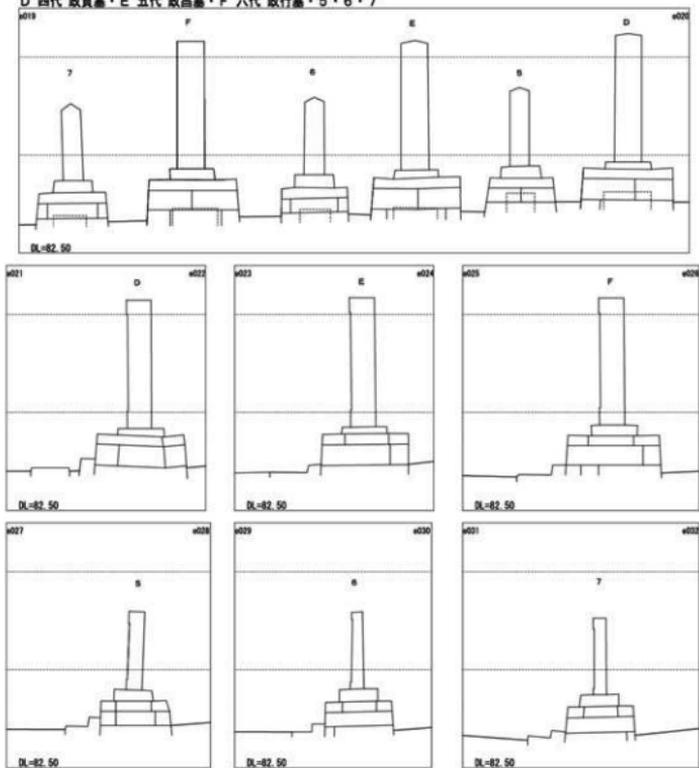
B 二代 政長墓・3



0 5m

第9図 本多家墓所エレベーション図1 (S=1/100)

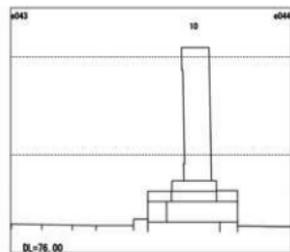
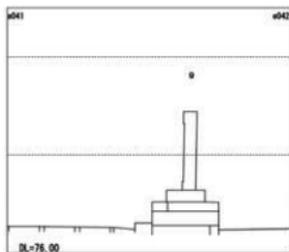
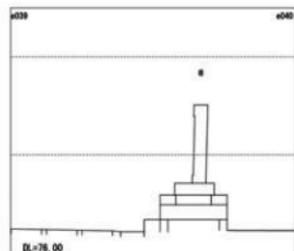
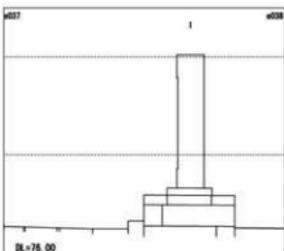
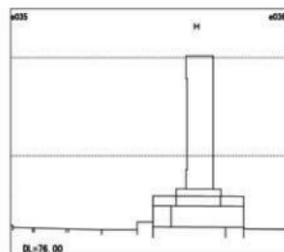
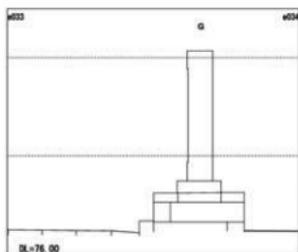
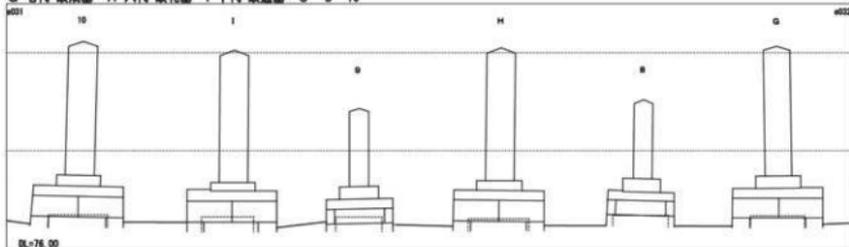
D 四代 政賢墓・E 五代 政昌墓・F 六代 政行墓・5・6・7



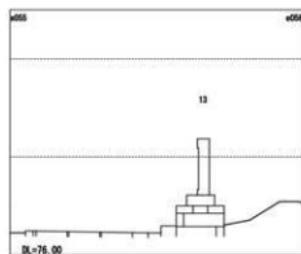
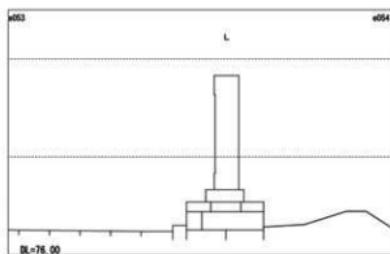
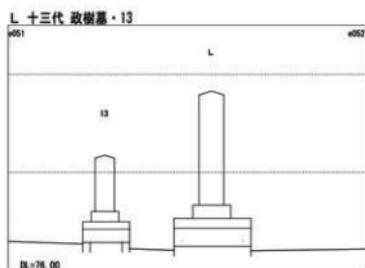
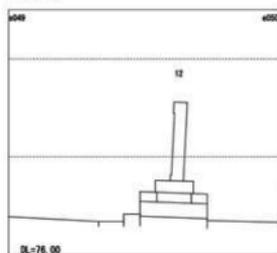
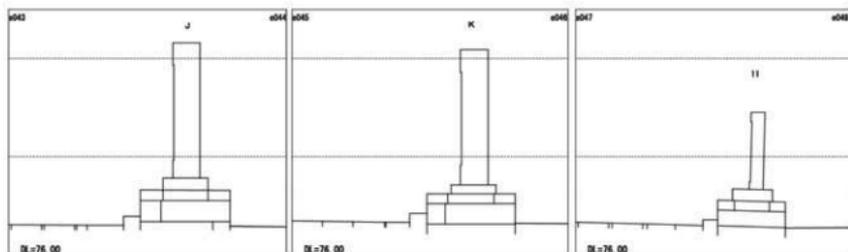
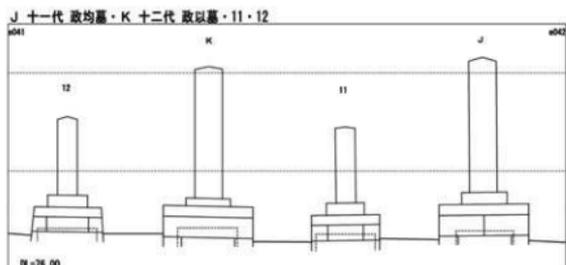
0 5m

第10図 本多家墓所エレベーション図2 (S=1/100)

G 七代 政成墓・H 八代 政礼墓・I 十代 政通墓・8・9・10

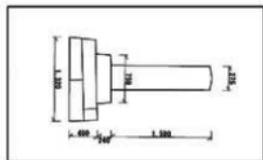
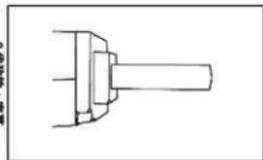
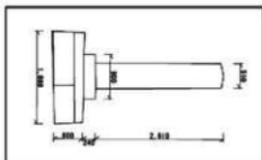
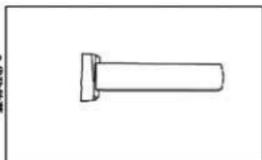
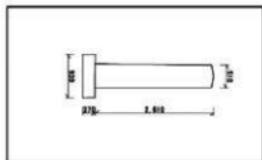
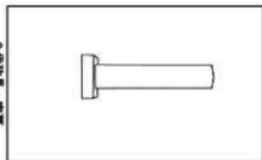
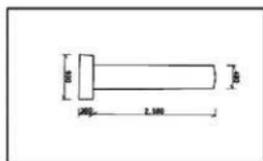
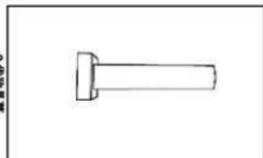
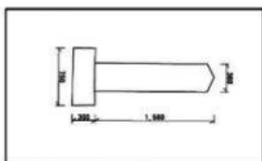
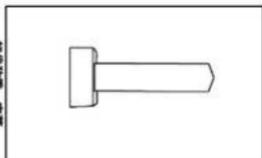
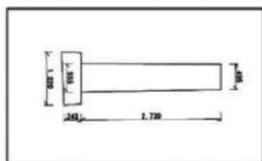
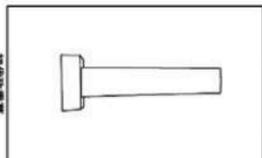


第11図 本多家墓所エレベーション図3 (S=1/100)



第12図 本多家墓所エレベーション図4 (S=1/100)

基番号	被葬者	秩番	種別	法量(m)			土量(m)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
本多家									
A	政重	1	基壇	0.87	4.59	1.87		N-35°-W	1・2と共通
		2	墓石	3.05	1.04	1.04		N-30°-W	
B	政長	1	基壇	0.73	1.82	1.82		N-35°-W	
		2	墓石	2.86	0.94	0.94		N-30°-W	
C	政敏	1	基壇	0.81	1.84	1.83		N-34°-W	
		2	墓石	2.85	0.92	0.92		N-34°-W	
D	政賢	1	基壇	0.75	1.86	1.82		N-50°-E	
		2	墓石	2.73	0.94	0.94		N-55°-E	
E	政昌	1	基壇	0.78	1.82	1.75		N-55°-E	
		2	墓石	2.79	0.91	0.91		N-54°-E	
F	政行	1	基壇	0.82	1.38	1.36		N-56°-E	
		2	墓石	2.79	0.92	0.92		N-55°-E	
G	政成	1	基壇	0.75	1.83	1.85		N-29°-W	
		2	墓石	2.90	0.91	0.89		N-29°-W	
H	政礼	1	基壇	0.70	1.83	1.83		N-30°-W	
		2	墓石	2.85	0.92	0.91		N-30°-W	
I	政通	1	基壇	0.89	1.85	1.86		N-29°-W	
		2	墓石	2.86	0.90	0.91		N-29°-W	
J	政均	1	基壇	0.71	1.83	1.82		N-30°-W	
		2	墓石	3.00	0.92	0.91		N-30°-W	
K	政以	1	基壇	0.95	1.82	1.81		N-31°-W	
		2	墓石	2.94	0.90	0.91		N-31°-W	
L	政樹	1	基壇	0.99	1.59	1.59		N-82°-E	
		2	墓石	2.96	0.77	0.77		N-82°-E	
1		1	基壇	0.87	4.59	1.87		N-35°-W	A・2と共通
		2	墓石	1.48	0.88	0.88		N-34°-W	
2		1	基壇	0.87	4.59	1.87		N-35°-W	A・1と共通
		2	墓石	1.83	0.75	0.75		N-35°-W	
3		1	基壇	0.79	1.90	1.87		N-34°-W	延宝八庚申年／南昌院天祐墓直大姉政重／十二月廿七日
		2	墓石	2.86	0.93	0.93		N-37°-W	
4		1	基壇	0.92	1.38	1.41		N-34°-W	豊林院芳重墓光大姉重
		2	墓石	1.86	0.80	0.80		N-35°-W	
5		1	基壇	0.90	1.35	1.40		N-57°-E	[]年／淨智院大行明鏡大姉重／正月十日
		2	墓石	1.83	0.83	0.83		N-50°-E	
6		1	基壇	0.80	1.38	1.38		N-55°-E	
		2	墓石	1.84	0.81	0.81		N-54°-E	
7		1	基壇	0.94	1.38	1.36		N-56°-E	
		2	墓石	1.80	0.80	0.80		N-56°-E	
8		1	基壇	0.78	1.39	1.36		N-30°-W	
		2	墓石	1.84	0.76	0.80		N-30°-W	
9		1	基壇	0.96	1.41	1.33		N-29°-W	
		2	墓石	1.84	0.79	0.78		N-29°-W	
10		1	基壇	0.70	1.86	1.82		N-30°-W	
		2	墓石	2.93	0.89	0.90		N-30°-W	
11		1	基壇	0.92	1.39	1.37		N-30°-W	
		2	墓石	1.78	0.77	0.81		N-30°-W	
12		1	基壇	0.81	1.38	1.41		N-32°-W	
		2	墓石	1.83	0.81	0.77		N-32°-W	
13		1	基壇	0.96	0.97	0.96		N-63°-E	
		2	墓石	1.37	0.96	0.97		N-63°-E	



2代改良型

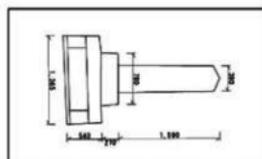
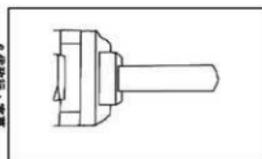
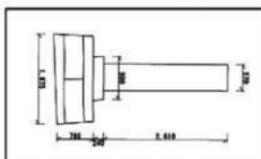
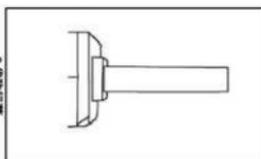
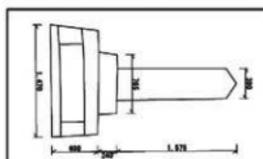
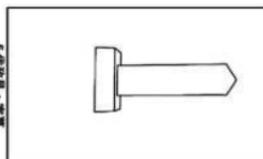
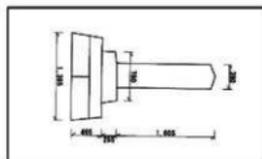
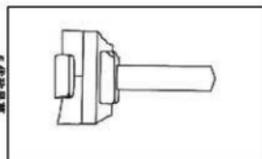
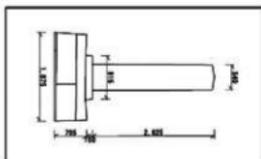
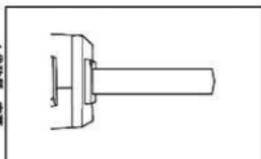
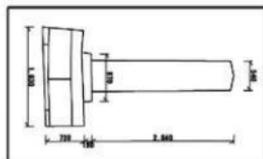
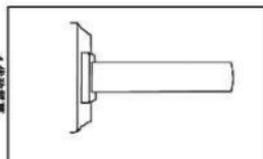
初代改良・変更

初代改良型

3代改良・変更

3代改良型

2代改良・変更



5代改良型

4代改良型・変更

4代改良型

6代改良型・変更

6代改良型

5代改良型・変更

第二節 前田長種家墓所

(一) 前田長種家歴代当主と室の来歴

前田長種家は前田長種（ながたね）を初代とする八家の一つである。石高は一万余石で現在の大手町界隈に上屋敷と下屋敷を設けていた。

初代長種（ながたね）は尾張蟹江城城主前田長貞の子として生まれる。通称として与十郎、其七郎、対馬などがある。父の後を継ぎ、初め蟹江城主であったが、のち前田城に移る。天正十二年（一五六四）に織田信雄が前田城を攻めた際、講和して城を去り、加賀へ下る。前田利家に石高一万余石で仕え初め七尾城代の任に就く。天正十三年に利家の娘幸を娶り、天正十四年（一五六六）には越中守山城代へと転じ、二千石の加増を受ける。文祿三年（一六一三）以降には利家の三男利常の守役としてその任に就く。慶長四年（一五九七）に富山城代となり、三千石の追録を受ける。慶長六年（一六〇一）に対馬守に叙任される。慶長十一年（一六〇六）に小松へ移り、さらに五千石の追録を受ける。長種家の録高は二万石となり、寛永年間に隠居し、嫡男長知へ五千石、二男長時（長種家分家）へ四千石へと与え、自らの隠居額を二万一千石とした。寛永八年（一六三二）三月十一日に八二歳で没している。法名は「常樂院殿孤地源峰居士」である。

二代直知（なおとも）は天正十六年（一五八八）に長種の嫡男として生まれる。通称として美作、内記などがある。利長より新知として五千石を受け、寛永年間に父長種が隠居したのち五千石を得て都合一万石となった。のち隠居して六千五百石を嫡男直正へ与え、千五百石を三男の直成へと分け、自らの隠居額については二千石とした。寛永七年（一六三〇）九月二十三日に四四歳で没している。法名は「鹿園院天翁源高居士」である。室は相心瑞臨院美女で延宝三年（一六七五）三月に没している。

三代直正（なおまさ）は慶長十年（一六〇五）に直知の嫡男として生まれる。初名は左兵衛、ほか対馬がある。寛永年間に父直知が隠居した後、六千五百石を相続する。弟直成が町野長門守吉一へ養子として入ることを契機として弟分であった千五百石を加えて八千石とする。寛永七年（一六三〇）に父直知が没した

ため、直知の隠居額二千石を加え二万石となる。寛永八年（一六三二）祖父である長種が没した際に長種の隠居額である一万一千石を加えたことにより、直正の家督は都合二万一千石となる。このうち三千石は弟恒知へ、一千石を前田貞兵衛長政へ与え自らの持ち分を一万七千石とした。寛永八年（一六三二）閏十月十七日に二七歳で没している。法名は「清樂院殿徹源心居士」である。室は安見隠岐の娘で寛永六年（一六二九）七月に没している。

四代孝貞（たかさだ）は寛永五年（一六二八）四月に直正の嫡男として生まれる。初名は長松丸、ほか対馬佐渡がある。父直正の没したのちの寛永八年（一六三二）に家督を相続する。しかし当主として幼齢であるため家督一万余石については叔父である直成（直知二男）が預かることとなる。寛永二十年（一六四三）十二月に一万石について正式に相続し、七千石については叔父の家督となる。正保二年叔父直成が高野山へ下ることを契機とし、七千石は孝貞へ与えられることとなる。その後慶安三年（一六五〇）十二月二千石、寛文九年三月に二千石と加増を加え、二万一千石となる。金沢城代、小松城代などを歴任した後、元禄四年（一六九二）十二月二十八日に従五位下駿河守に叙任される。元禄十年（一六九七）に隠居し、隠居額として三千石を新たに与えられる。宝永四年（一七〇七）八月十九日に八〇歳で没している。法名は「直指院義運源中」隠居してある。室は本多安房守の娘で延宝七年（一六七九）十月に没している。

五代孝行（たかゆき）は寛文三年（一六六三）十月十七日に孝貞の嫡男として生まれる。初名は万勝、ほか与十郎、対馬、美作がある。父孝貞が隠居した元禄十年（一六九七）二万一千石を相続する。元禄十六年（一七〇三）十二月二十一日に従五位下美作守に叙任される。享保六年（一七二二）九月十四日に五九歳で没している。法名は「長祥院寶山」源寿居士である。室は本多素直軒の娘で元禄十二年（一六九七）八月に没している。

六代孝資（たかより）は天和三年（一六八三）七月四日に孝行の嫡男として生まれる。初名は一之助、ほか大炊がある。父孝行の没したのちの享保七年（一七三二）二月二十六日に父孝貞の遺領のうち二千五百石については弟の孝親へ与え、一万八千五百石について家督を相続する。享保二十年（一七三五）十二

月二十五日に従五位下対馬守に叙任される。宝曆三年（一七五三）三月九日に七歳で没している。法名は「弘名院獻山源顯大居士」である。室は松雲院の娘で享保三年（一七一八）十月七日に没している。

七代孝昌（たかまさ）は享保八年（一七三三）十月十日に孝資の嫡男として生まれる。初名は与十郎、ほか大炊がある。父孝資の没したのちの宝曆三年（一七五三）六月四日に家督を相続する。宝曆四年（一七五四）十二月十八日に従五位下駿河守に叙任される。安永六年（一七七七）九月十六日に五五歳で没している。法名は「永徳院実翁源顯大居士」である。室は今枝内記の娘である。

八代孝友（たかとも）は宝曆九年（一七五九）七月八日に孝昌の嫡男として生まれる。初名は与十郎、ほか大炊、駿河がある。父孝昌の没したのちの安永六年（一七七七）十一月十三日に家督を相続する。享和三年（一八〇三）十二月十六日に従五位下伊勢守に叙任される。文政四年（一八二二）八月六日に隠居し、天保三年（一八三三）五月二十五日に七四歳で没している。法名は「孝獻院梅翁源顯大居士」である。室は村井又兵衛の娘で文化八年（一八一七）七月に没している。

九代孝本（たかもと）は文化五年（一八〇八）四月八日に孝友の五男として生まれる。初名は豊之介、ほか彈香、大炊、孝敬がある。父孝友が隠居した文政四年（一八二二）八月六日に家督を相続する。天保二年（一八三一）十二月十六日に従五位下美作守に叙任される。天保十三年（一八一四）七月に三代直正の弟直成家の再興のために知行のうち五百石を伊藤主馬の弟新之丞へ与え、前田氏を興す。安政三年（一八五二）九月十二日に五〇歳で没している。法名は「弘心院黙外源顯大居士」である。室は文政十年（一八二七）九月に没している。

十代孝中（たかつね）は天保十年（一八三九）十二月六日に孝本の二男として生まれる。初名は菊丸、ほか菊之丞、大炊がある。父孝本の没したのちの安政三年（一八五二）十一月に家督を相続する。安政四年（一八五七）二月二十九日に一九歳で没している。法名は「勇猛院惣外源傳大居士」である。室は村井長堅の娘である。

十一代孝敬（たかゆき）は弘化四年（一八四七）十一月十四日に前田外記孝備の嫡男として生まれる。幼名は健之介、ほか与十郎、彈香などがある。孝中の

没した後、安政四年（一八五七）五月二十四日に家督を相続する。明治二十年（一八八七）一月五日に四二歳で没している。法名は「円成院本覚源生大居士」である。

（二）前田長種家墓所の測量成果 墓所の概要

前田長種家の墓所は玉童寺境内中に位置する。玉童寺は金沢市街地の南側に位置する通用寺町台地上に設けられた寺院群の一角に所在する。曹洞宗の寺院であり、本堂裏の庭内に墓所がある。墓所は道路脇に塀を設けた中にあり、道路を走り、本堂裏の庭内の大きな墓石が目に入る。長種家墓所は境内墓所の南北に分かれて位置する。当主・室墓は板状の石材を葺いた四角い基壇形式で、基壇上に大型の、宝篋印塔或いは傘付位牌型の墓石で構成される。

前田長種家墓所における墓の総数は三六基を数える。内訳は基壇墓が三五基、石剛が一基である。このうち、当主及びその室の墓は一四基を数え、子女墓の墓は二一基である。墓石の数は三六基を確認している。当主墓・室墓の内訳として、宝篋印塔が三基、笠付き位牌形墓が九基、先端が船型を呈する板碑が一基、石剛が一基となる。

初代長種墓（図版A）…玉童寺の境内墓所のうち、北東角に幅九メートル、奥行き二メートル、高さ〇・三メートルの横に長い基壇を設け、この西端に位置する。墓石は先端が船の輪先状に尖る板碑形式で台座部分に蓮の葉の彫刻がある。表面は風化により法名等の内容が読み取れなくなっている。台座部分にコンクリートが用いられており、後世に移動が生じたことが認められる。

二代直知・室墓（図版B）…初代墓と同じ基壇中に位置する。初代室墓の左に並び、宝篋印塔形式の墓石を有する。初代室墓、三代墓と宝篋印塔が三基並ぶ構造を呈している。宝篋印塔としては大きな寸法を有するもので、野田山墓地にはこの大きさの宝篋印塔は存在していない。塔中央の石材には仏が三体彫刻され、台座石に法名と没年が記されている。

三代直正・室墓（図版C）…初代墓と同じ基壇中に位置する。初代室墓の左に

並び、宝篋印塔形式の墓石を有する。初代室墓、三代墓と宝篋印塔が三基並ぶ構造を呈している。宝篋印塔としては大きな寸法を有すもので、野田山墓地にはこの大ききの宝篋印塔は存在していない。塔中央の石材には仏が三体彫刻され、台座石に法名と没年が記されている。

四代孝貞墓（図版D）…初代墓と同じ基壇中に位置する。四代墓の左に並び、軸先状に失る板碑形式で台座部分に蓮の葉の彫刻がある。墓石正面に法名と没年が記されている。初代より四代までの基壇上にある墓は全て北西を向く。

五代孝行墓（図版E）…初代より五代墓の基壇北脇に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は板碑形式で先端は緩い山形の勾配を呈する。

六代孝資墓（図版F）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。六代以降の当主墓・室墓はこの位置で二基並んで造墓されているが、並びに夫婦毎のような規則性はない。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

七代孝昌墓（図版G）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。六代以降の当主墓・室墓はこの位置で二基並んで造墓されているが、並びに夫婦毎のような規則性はない。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

八代孝友墓（図版H）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。十代当主墓と並ぶ。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓は南西を向く。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

九代孝本墓（図版I）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。長極家墓所のうち、最も南側に位置する。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓は南西を向く。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

十代孝中墓（図版J）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。八代当主墓と並ぶ。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓は南西を向く。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

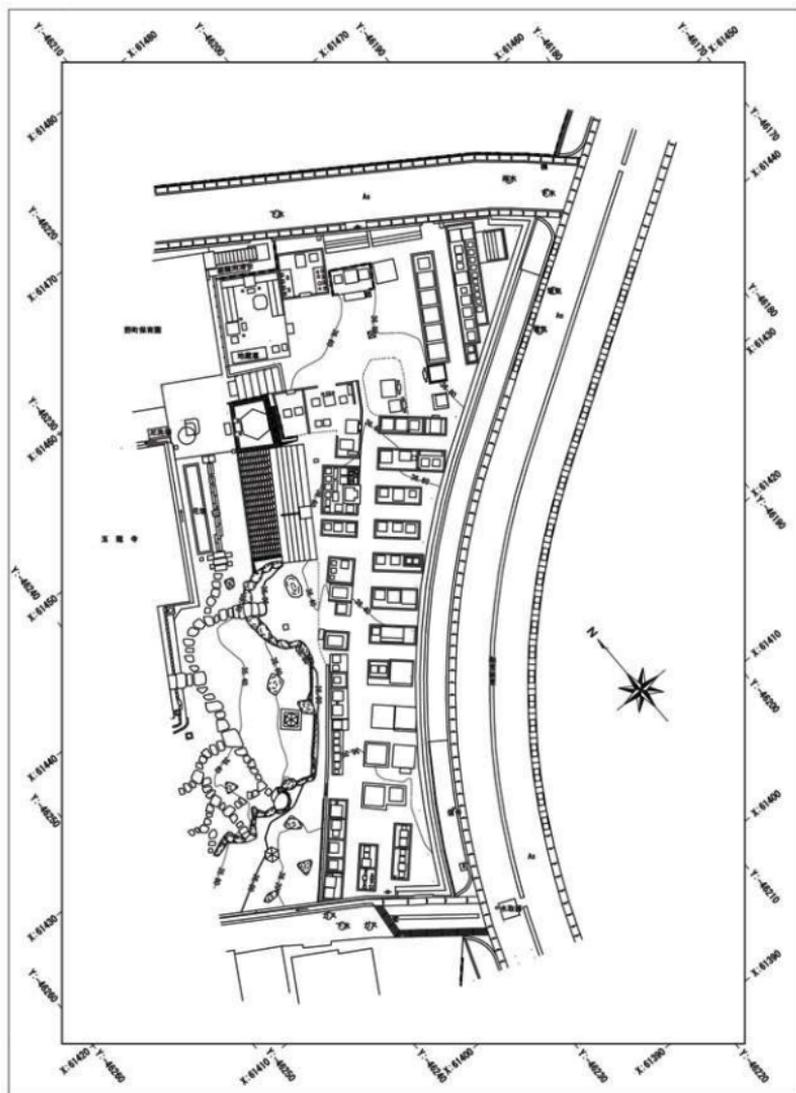
初代室墓（図版一）…初代墓と同じ基壇中に位置する。初代墓の左に並び、宝篋印塔形式の墓石を有する。

四代室墓（図版二）…初代墓と同じ基壇中に位置する。四代墓の左に並び、傘付位牌型の墓石を有する。

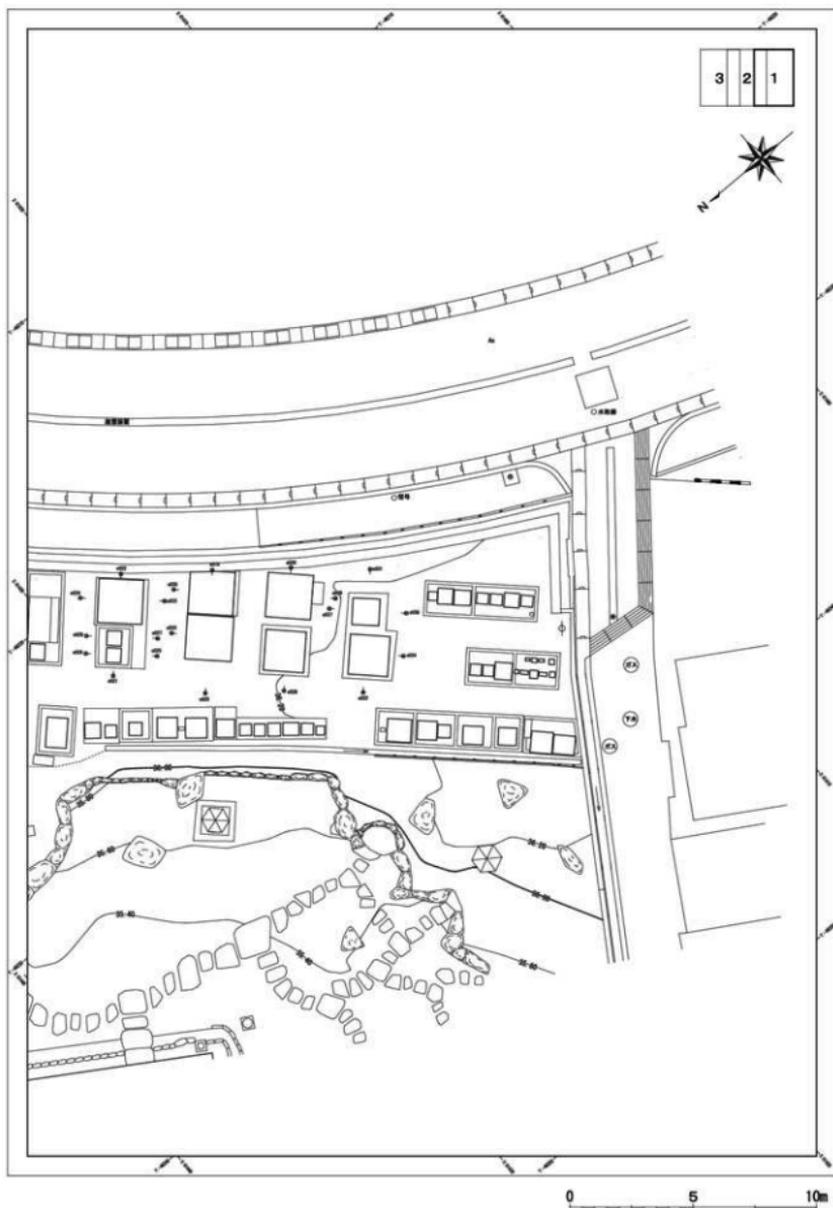
六代室墓（図版三）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。六代当主墓と並ぶ。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓は南西を向く。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

七代室墓（図版四）…玉竜寺境内墓所のうち、南西角に位置する。八代当主墓と並ぶ。幅一・八メートル奥行き一・八メートル高さ〇・八メートルの独立した基壇から構成される。墓は北東を向く。墓石は傘付位牌型形式で正面に法名を右側面に没年を記す。

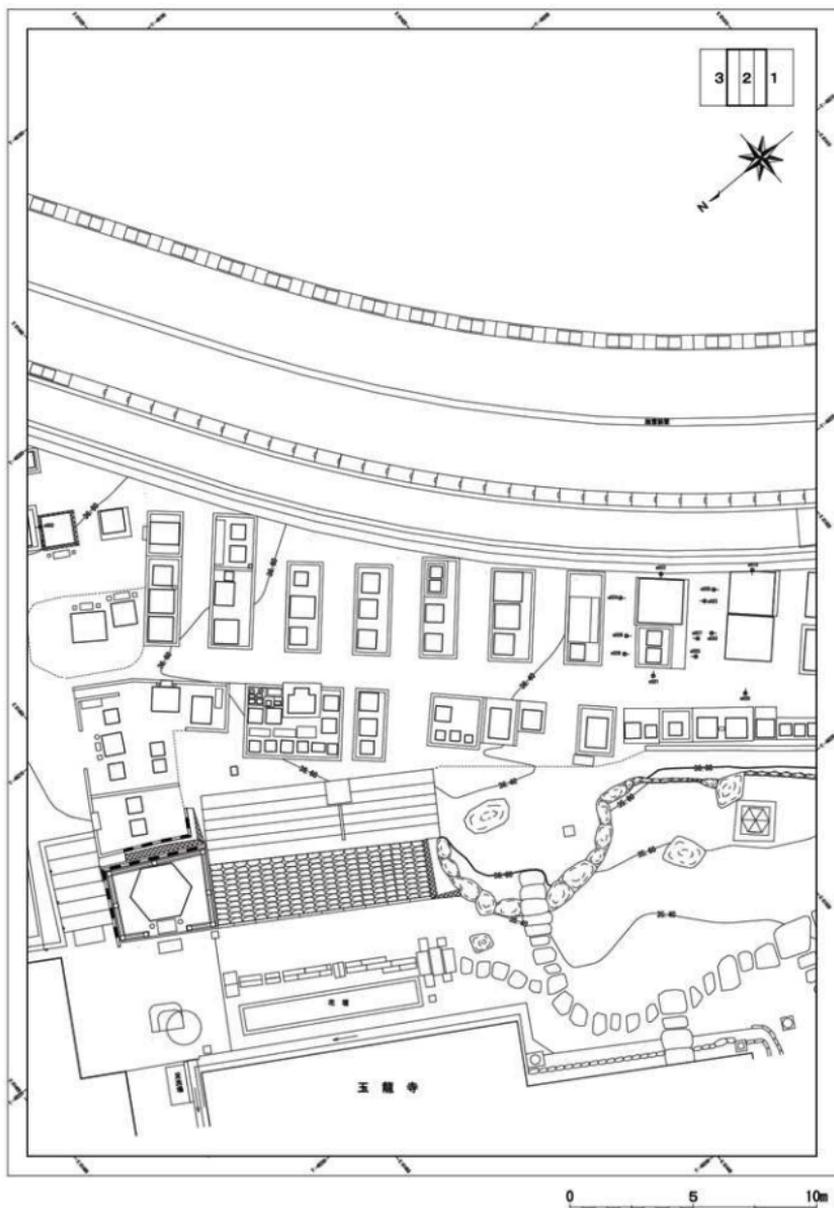
玉竜寺墓所は、昭和四〇年代中ごろの道路工事により境内が道路用地として取用されたため、墓地を大きく変更している。長極家墓所については玉竜寺を菩提寺と墓所とは兼ね合わせているため、他に墓所は存在しない。玉竜寺に伝承しているが、これに今回実施した墓所の測量成果を重ね合わせたところ、道路側部分を含めたほぼ全域にわたる墓の移動が生じていることが明らかとなった。墓所の移動に際しては玉竜寺の先代住職により極力元の位置関係を保持しようと努力されていることがわかる。また、先代住職による墓石の碑文調査資料も同寺に伝わっており、墓所の内容を把握するための貴重な資料となっている。



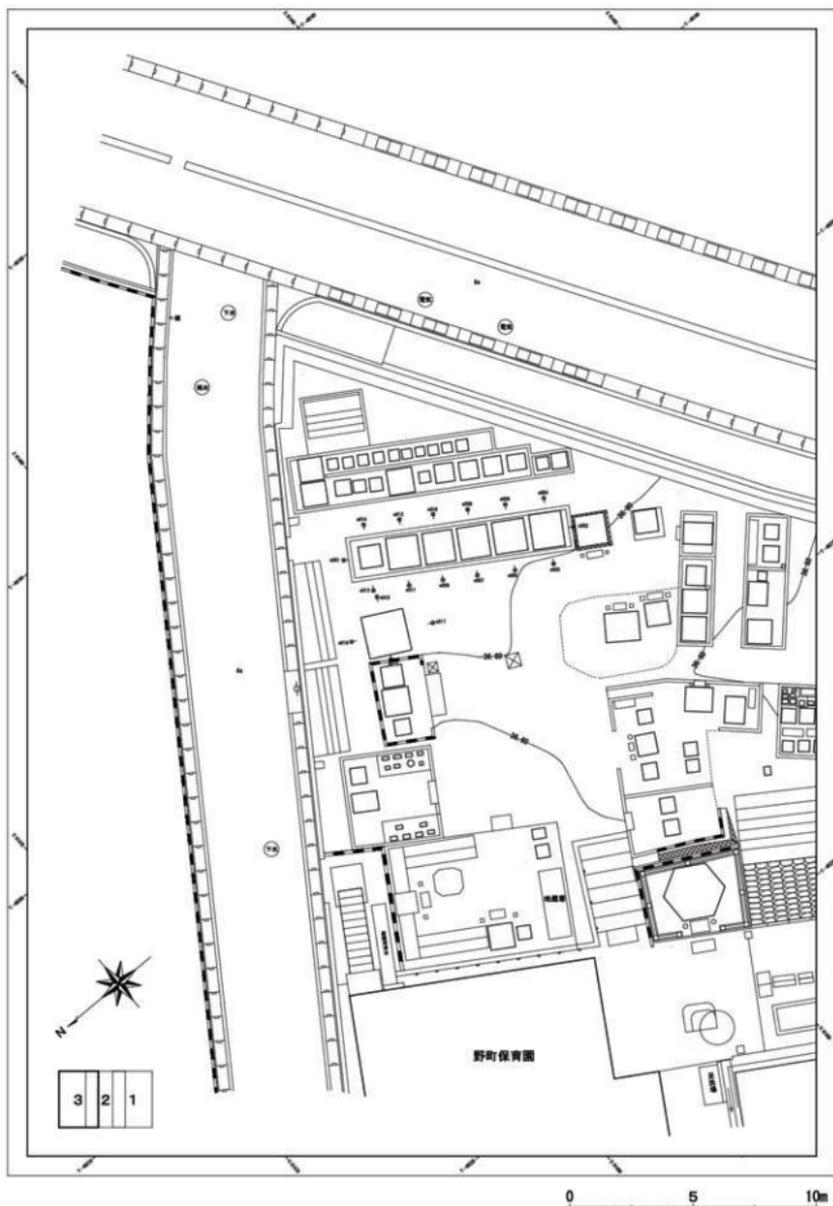
第1図 前田長種家墓所遺構概略図 (S=1/400)



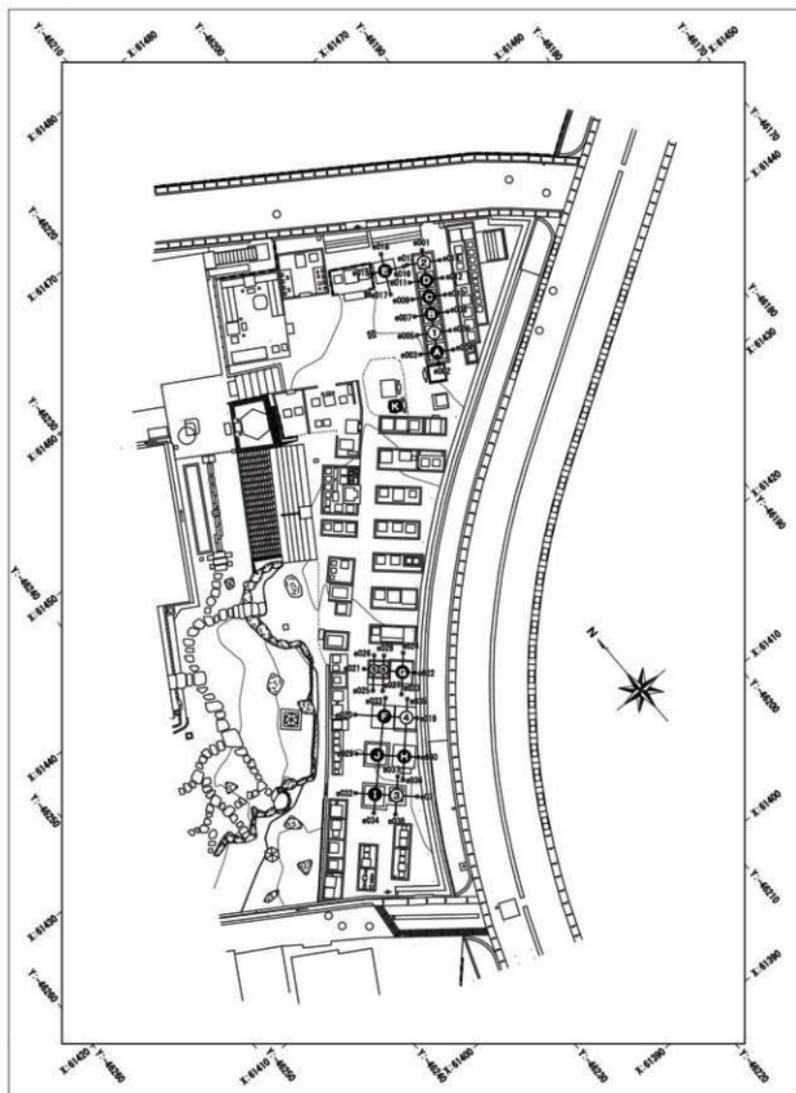
第2図 前田長種家基所平面図1 (S=1/200)



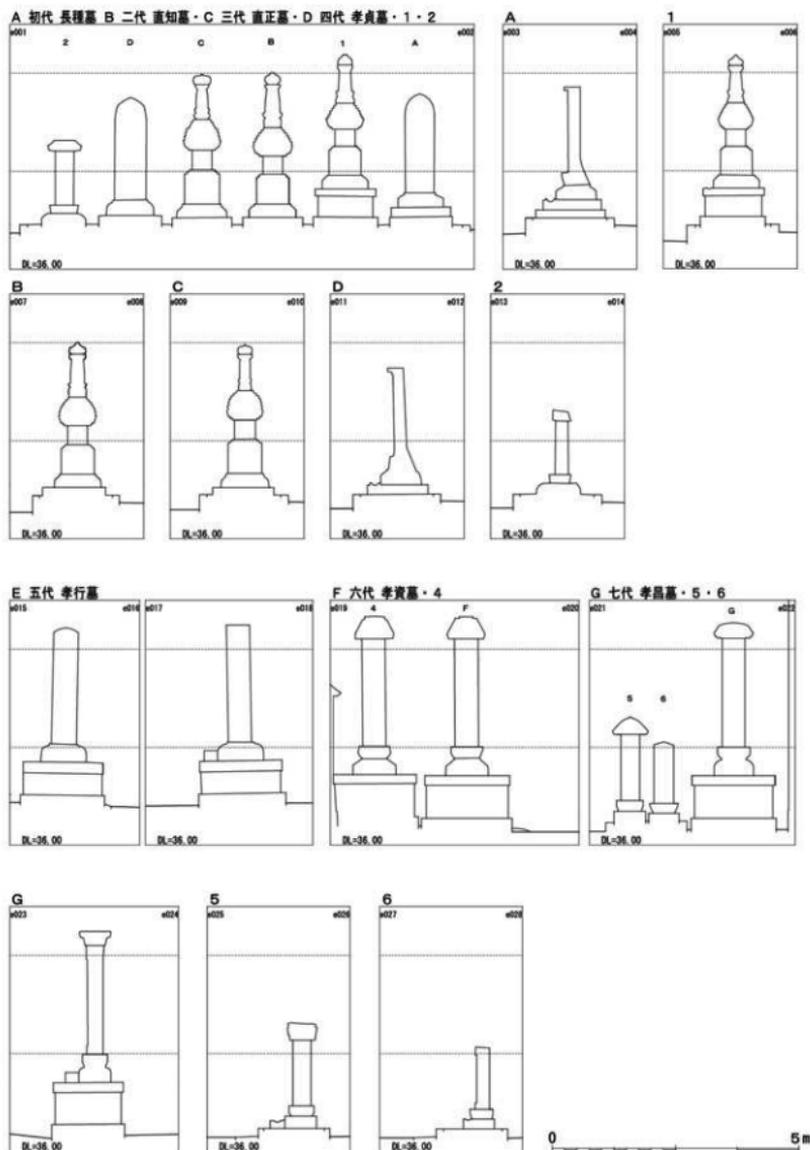
第3図 前田長種家墓所平面図2 (S=1/200)



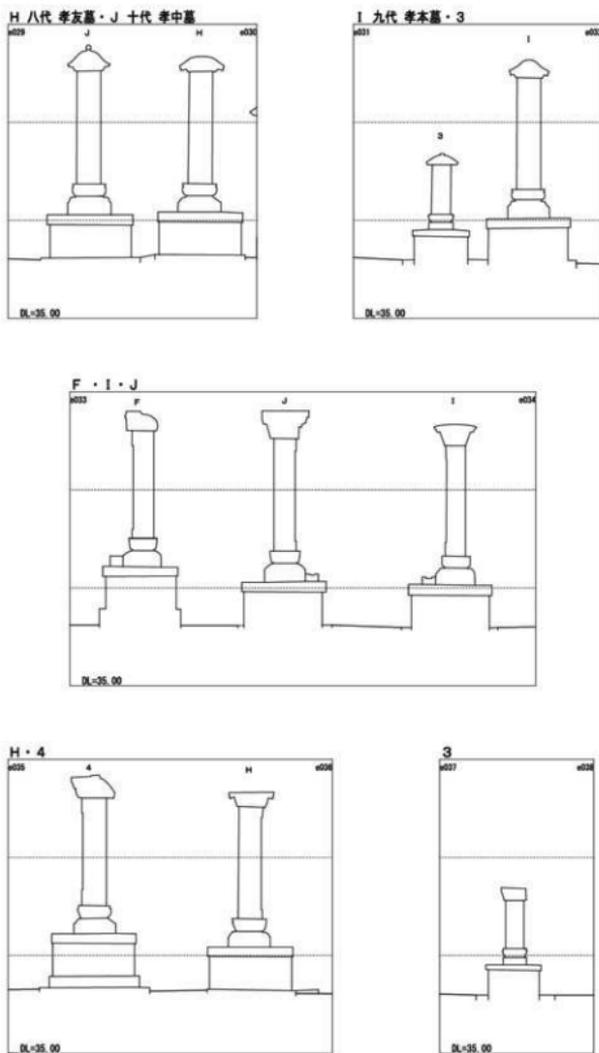
第4図 前田長種家墓所平面図3 (S=1/200)



第5図 前田長種家墓所エレベーション基線図 (S=1/400)

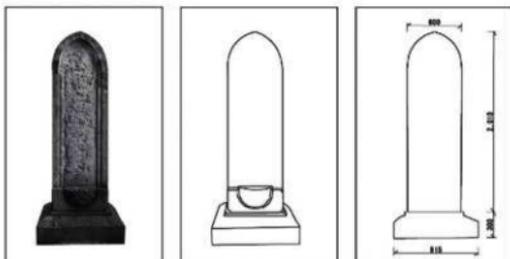


第6図 前田長種家墓所エlevation図1 (S=1/100)

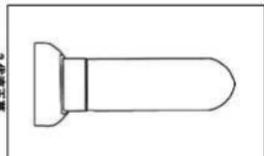


第7図 前田長種家墓所エレベーション図2 (S=1/100)

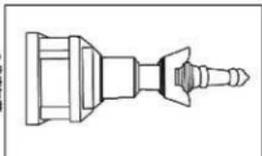
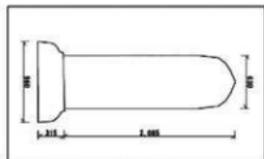
墓番号	被葬者	杖番	種別	法量(m)			土量(m ³)	主軸	備考
				高	幅	奥行			
前田長種家									
A	長種	1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	B・C・D-1・2と共通
		2	墓石	2.87	1.29	1.44		N-58°-W	
B	直知	1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	A・C・D-1・2と共通
		2	墓石	3.12	1.23	1.31		N-58°-W	(左) 仏所護念妙法華経為大眾説如是如是觀道牟尼世尊如所説者皆是真實爾時因衆見大宝塔住在空中又聞塔中所出音声皆得法華經未嘗有從座而起悉敬合掌却住一面爾時有菩薩摩訶薩名大樂説于口眷家信口前田直政權時寬永辛未八年□□□□二日□□□□先考直道院藏大御前高階土□與口之長命石近經五重之空殿口乃□□□□尊上伴余文呂家其責寺也□□□□元正尊壽真口□新/前總持主繼現住広口安坐□□焚香慶壽 (中) 寬永雷七上章教詳年/龍圖院殿天御高人大居士/春秋後之夢奠 (右) 爾時仏前有七宝塔高五百由旬從高二百五十由從地涌出住在空中觀*宝物而莊校之五千機轉盡空千萬無數轉轉以為龍獅象軍環助方儀而轉其上四面皆出多摩取轉之香光顯世界天諸幡蓋以金彫珠璣得稱其功况鬼七宝合輪高至四天主寶三十三天雨天曼陀羅華供養宝塔余謂天龍夜叉龍羅婆阿修羅迦樓羅緊那羅摩睺羅伽人非人等千万億衆以一切華香瓔珞幡蓋供養宝塔悉敬尊重讚歎爾時定塔中出大音声歡音讚哉善哉觀道牟尼世尊等以平等大慧教善說法
C	直正	1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	A・B・D-1・2と共通
		2	墓石	3.06	1.22	1.29		N-58°-W	(左) 慶應無對設有對亦不□□其微語得彦赤土王大祝命師房土/前總持大龜山翁[] (中) 寬永雷八辛未歲/清養院院無難郡大居士/閏十月十日夢奠 (右) 杭州龍恩寺雙明禪師華嚴集塔經聖老龍口夫徒録有者始終成口從縁有者聖法長張*興壞且置置事且今在付口
D	孝貞	1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	A・B・C-1・2と共通
		2	墓石	2.98	1.29	1.29		N-58°-W	宝永四丁亥歲/出直指院前朝州刺史從五位下義運爾隨大尉土/八月十九日寂
E	孝行	1	墓石	3.89	1.73	1.73		N-28°-E	
F	孝賢	1	墓石	4.39	1.82	1.89		N-44°-E	
G	孝昌	1	墓石	4.22	1.80	1.82		N-43°-E	
H	孝友	1	墓石	4.10	1.82	1.84		N-44°-E	
I	孝本	1	墓石	4.15	1.84	1.81		N-44°-E	
J	孝中	1	墓石	4.38	1.87	1.84		N-44°-E	
K	孝敬	1	墓石	-	0.95	0.95		N-58°-W	
1		1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	A・B・C・D-2と共通
		2	墓石	3.47	1.31	1.32		N-59°-W	
2		1	基壇	0.33	9.17	1.82		N-58°-W	A・B・C・D-1と共通
		2	墓石	1.72	0.89	0.90		N-59°-W	[]院殿[]勝土/二月[]
3		1	墓石	2.17	1.09	1.10		N-43°-E	
4		1	墓石	4.27	1.78	1.82		N-44°-E	
5		1	基壇	0.18	1.49	1.26		N-42°-E	6と共通
		2	墓石	2.15	0.60	0.60		N-43°-E	
6		1	基壇	0.18	1.49	1.26		N-42°-E	5と共通
		2	墓石	1.85	0.60	0.60		N-43°-E	



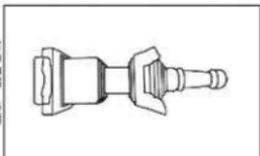
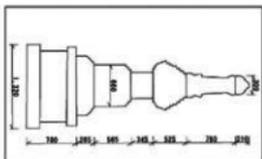
初代長種墓



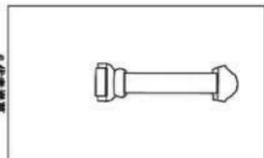
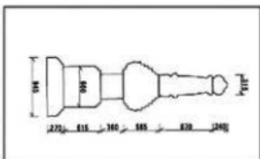
3代直玉簪



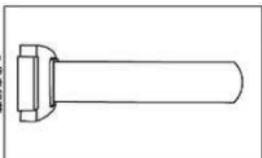
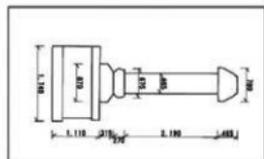
2代直知簪



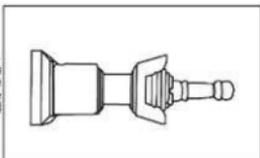
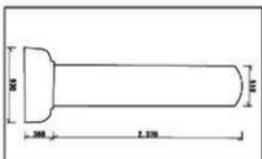
初代具簪・室簪



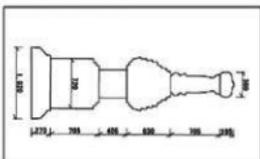
6代字杖簪



5代字行簪

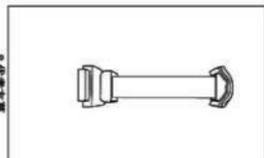


4代字杖簪

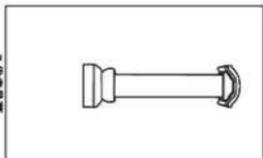




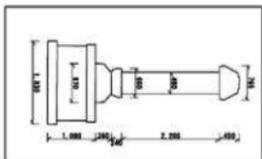
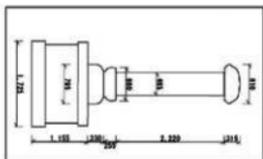
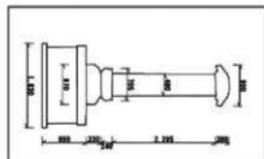
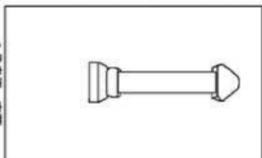
8代学文蓋



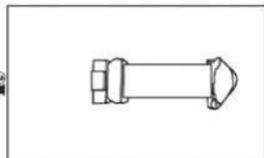
7代学蓋蓋



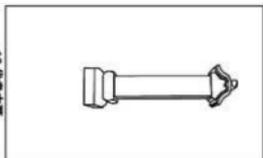
6代学実・蓋蓋



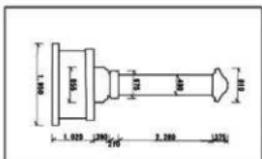
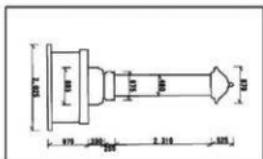
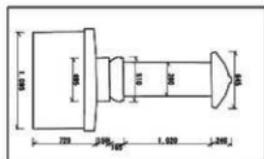
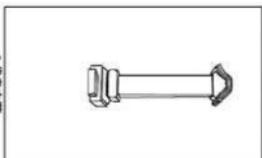
9代



10代学中蓋



9代学本蓋

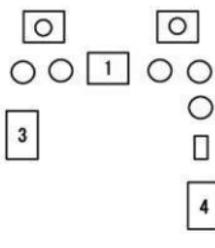


第三節 長家墓所

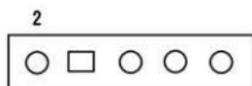
七尾市東嶺寺、悦叟寺

長家初代連龍、三代連頼、四代父元連の墓が七尾市東嶺寺に、二代好連墓が同市悦叟寺に所在する。東嶺寺墓所は、伽藍の西側丘陵上に営まれており、正面奥に連龍墓(1)を、両側に五輪塔の女性墓が向かって左側に二基、右側に一基配置され、左側は直角に折れて大型笠付位牌形の連頼墓(3)が、右側も同様に折れて五輪塔女性墓二基と板碑形女性墓一基、大型板碑形の元連墓(4)が並ぶ。兩脇五輪塔の後方には、元々石廟に覆われた小型五輪塔二基が存在し、傍らに石廟石材が残されている。連龍墓は、墓石正面に三十三回忌にあたる慶安四年(一六五二)に連頼が造立しており、当初の墓石と異なる。銘文に「捐館」「神儀」を刻む。兩脇の墓石がいずれも五輪塔であること、後述する二代好連墓も五輪塔であることから、連龍墓も同様であった可能性が高い。連頼墓、元連墓ともに丸頭の位牌型墓石で、連頼墓の既存墓石は再建されたもので、旧墓石は御影石製で葎石上半部が石廟の傍らに残されている。

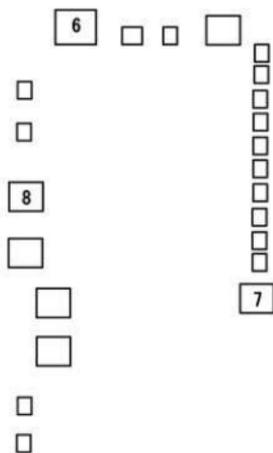
悦叟寺には、本堂に向かつて左側に石製の基壇を築き、右から連龍兄の綱連墓、同室墓、連龍室墓等とともに、左端に五輪塔の好連墓が立っている。好連墓の墓石は大型ではなく、東嶺寺墓所と異なる。



長家東嶺寺墓所模式図



長家悦叟寺墓所模式図



長家開禪寺墓所模式図

金沢市開禪寺

金沢城下に菩提寺を構えるため万治二年(一六五九)に現在地を拝領し、当地へ移転する。本堂西側に六代善連墓を奥に据え、その右脇側に七代連起夫妻墓、左側に八代連愛夫妻墓、その他に子女、生母の墓が並ぶ。墓石の石材は緑色凝灰岩が多い。善連墓は、石製基壇上に大型の笠付位牌型墓石を載せるが、外見磨耗状況から再建の可能性が高い。連起夫婦の墓石は圭頭状墓石の側・裏面に碑文を刻み、連愛夫婦、男性墓の墓石に継承されている。また、善連は単独墓であるのに対し、七代墓以降は夫婦合葬墓形式を採用し、九代以降の野田山墓所でも同様である。また、野田山墓所同様、明治二十八年に克速建立による柱状墓石が四基確認できるが、古い墓石は残されていない。

長家では墓碑銘文に、「捐館」(東嶺寺連龍墓、開禪寺善連墓)、「神(祇)儀」(連龍墓、開禪寺男性墓)、「尊儀」(東嶺寺四代父元連墓)の文字が刻まれている。「捐館」は、住居を捨てて世を去る意味で、貴人の死の尊敬語として使用され、「神(祇)儀」は死者の靈魂を意味する神位であることから、神仏習合の銘文と判断される。その初見は連頼により慶安四年に再建された連龍墓銘文である。

第四章 関連調査

第一節 文献調査

屋敷道明

お盆参りと切籠

お盆になるとお墓の前に切籠を下げる。金沢のあちこちのお盆の風景である。

切籠は直方形の木枠を作り、木枠の四面に紙を貼り、その上に経木板の屋根をつけた簡素なものである。切籠の正面には「南無阿弥陀仏」と書くのが通例であるが宗派によつてそれぞれ異なる。また一面には遠逝者の氏名を書くのが作法である。「切籠は名刺代わり」という言葉が使われるように、誰が墓参したかは、この進上者氏名でわかるわけである。お盆の切籠進上は金沢独特の慣行である。北は金沢と津幡町の境界に限られ、南は野々市市で境を接する。この切籠進上とはりわけ野田山墓地で盛んである。野田山では墓の前に二本の黒塗り木製の柱を立て、横木をわたして切籠を下げて台座を作る。

野田山が集団墓地化したのは、前田利家が天正年間、兄利久を野田山に葬ったのが機縁である。藩主の墓が山地の高所に、その麓に家臣の墓が建てられている。それが後に集団へと発展していった。

藩政末期の野田山盆風景について、南部祇知所蔵の「昔の十二月」には次のように記載されている。

「盆中野田山に仮役所が建つ、上下墓参」※この資料の見出しは筆者つけた。

盆中、野田及び、御寺御墓所へ御灯笼、御そなへものあり。御代々様へは、年寄衆・若年寄中より御灯笼獻せらる、十一日昼後見分、十二日より、御はか毎御門開き、番所へ番人足輕相詰。

御代様にも御近き御はか所へ金沢墓地はかりに、御歩御番所相立、小頭ども相詰、足輕小頭も詰、御はか毎、一之御門より御はか際まで、へりとりしきつけあり、割場掃除手合にて相つとむ、尤盆中は野田山に仮役所建、十四日には野田御参詣、それより御参詣坂下り、才川御渡り、天徳院まで御

はか御参詣、御霊殿へは不被為入、十五は月次出仕無之、年寄中始御家中一統御暮え拝参、各自のはか所寺へも参詣す。

文中「へりとり」とは「ござの両側に布の縁をつけたものことであり、「月次」はつきなみと読み、毎月の命日に御参りすることである。

横山家文書によれば、藩主墓地へは、八家（年寄）・家老・若年寄等から切籠が献納され、旧暦七月十一日に総見分があった。切籠については、当時の身分関係に基づき、上位家への献納で切籠の大きさがそれぞれ異なつたようである。

次の文書は文化十四年（一八一七）横山家十一代隆章が墓参したときの記録である。野田山において御切籠献上の分となつてゐる。

微妙様 一尺五分の御切籠になつており四五センチ四方となる。微妙様は三代藩主前田利常である。以下歴代藩主で一尺五寸の切籠である。松雲院（五代藩主綱紀）、護国院（六代吉徳）、大徳院（七代宗辰）、謙徳院（八代重熙）、泰雲院（十代重教）、太楽院（十一代治脩）、金龍院（十二代齊広）、香隆院（利命、十一代治脩の子で、十二代齊広の養子となつた）。

以上が野田山である。小立野天徳院にも藩主前田家の墓所があり、陽広院（四代光高）、天珠院（九代重靖）、観樹院（齊教、十代重教の子で十一代治脩の養子）などが造営された。切籠の寸法は野田山の藩主墓と同じく、一尺五寸である。

一般の切り籠は一五センチ四方で高さは一四センチ程である。切籠は一尺、八寸・七寸と大きさを異にして身分に応じて献上される。

切籠で参るお盆

お盆の由来について次の二説がある。一つは古い日本語の「ぼん・ぼん」は神への供物をのせる器の名称であるという説、一つは仏教の盂蘭盆会の略であるという説である。私は後者をとりたい。後者である根拠として寺院・仏教の繋がりが深いという理由からである。お盆の中心は先祖を供養することである。

なお、以下に参考として文献調査を実施した横山家文書「横山隆昭氏所蔵のうち切籠の設置状況等を記した史料である「野田山御廟所調儀一件合帳」を掲載する。

- 三左衛門様(26)
- 御先祖様方御留所江
- 長陸院様 八寸御切電
- 円通院様 同
- 桂岸院様 同
- 良因院様 同
- 通明院様 同
- 貞徳院様 同
- 覺了院様 八寸御切電
- 長々書様 同
- 克己書様 同
- 高瀬書様 同
- 萬泉院様 同
- 徳徳院様 同
- 遊仙院様 同

於野山等御 円探方江御留之

御向
 文政十三年閏三月何有之 御備無之御指止何別紙留二有之
 文政十三年閏三月何有之 御備無之御指止何別紙留二有之
 文政十三年閏三月何有之 御備無之御指止何別紙留二有之
 文政十三年閏三月何有之 御備無之御指止何別紙留二有之

- 於野山 (文化十四丑年未ノ年迄)
- 一、輝電院様 御切電 横山故右京様(27)
- 一、淨雲院様 御切電

- 文政十三年閏三月何有之 御備無之
- 但、何別紙留二有之
- 同 (一) 文政四巳ノ年迄(一) 横山故讀部様(28)
- 一、淨心院様 同 奥方様(29)
- 一、(舊書)「御七年迄」
- 於横山寺境内「文政四巳ノ年迄ノ年迄」 水原故左京様(30)
- 一、臺台院様 同 奥方様(31)
- 一、(舊書)「御七年迄」

〔右文政十一年迄御指止也〕

〔舊書〕
 惠寛院様(「天保十年巳月御死去」)

- 於野山 老尺 故河内守様
- 一、玉樹院様 同 御仁室様
- 一、尚寛院様 同 (舊書「文化元年ヨリ」)
- 智徳院様 外茂介様
- 明珠院様 同
- 体立院様 同
- 通明院様 □口様御家也

右五書様も文政十年閏三月何有之、御備無之、何別紙留二有之
 (舊書)(三)
 〆式拾上

右、夫々増城之儀者、先達而向之上、被仰出候通ニ御座候二付、当年ノ御献上御切電等惣數右之通ニ御座候、猶更御代初之儀ニ御座候間、入御申候、以上
 丑七月十一日
 右、入御覽
 松山善兵衛
 上田安右衛門
 小川与五兵衛
 中川甚八
 渡部右仲
 服部忠右衛門

- 御奥様
- 於大乗寺境内 老尺
- 一、淨雲院様 御切電 故安房守様
- 御柏様御位様方差合
- 一、徳徳院様(32) 同
- 天保十五年迄
- 遊仙院様
- 於野山 老尺
- 一、厚修書様 横山故又五高様
- 一、淨持院様 御切電 御仁室様
- 於同所 老尺
- 一、淨持院様 御切電 御仁室様

〔舊書〕
 文政十三年七月
 一、当座中心御切電御留所子之外御一門様方江御備無之儀、夫々紙面被申遣候、御奥向清寛院様貞徳院様方御留之分ハ御奥御用關申遣候、

紙面筆此御留之類二付、調遣候紙面留二留有之御柏様、御純様方御差合

- 一、徳徳院様 八寸御切電 老ツ 同
- 安政二年
- 一、老ツ 外茂介様
- 右之通 八寸御切電

萬泉院御留所江当座中心御備可有之御座与奉存候、是迄御備ニ御座候共、御兄弟御留御差合之應ニ御留ニ御座候、只今二册ハ御前御被為候候御書故、右之通御備可被遊与奉存候、一、御之介様ニ御對面無御座候御書様故、是迄御備無御座候間、今御年也被為天保迄、是迄之通御見合可御宜与奉存候(33) 右等之應奉存候、以上
 服部 田中 中川 大宰
 田中 中川 大宰
 服部 田中 中川 大宰

右入御覽同之通
 万延元年
 方延年中
 〔此何別紙留二記なし〕
 遊仙院様御留所江御代者、御用、人江可被御付与奉存候、三左衛門様御御部可被遊与奉存候、若御部無御座候ハ、御名代御身附八兵衛江可被御付与奉存、候御柏様、御口様方御代者御奥御用聞江可被御付与奉存候、以上
 一、老ツ 八寸御切電
 三左衛門様
 一、同 同
 御柏様御純様方御差合
 一、老ツ 同
 右之應奉存候、被仰出次第奉存心得候、以上
 申六月廿二日 田中御左衛門
 大宰御左衛門
 堀御左衛門
 杉本御左衛門
 松山良左衛門
 中川式部様御台
 堀室院様

〔此何別紙留二記なし〕

右御廟所江当座中る額分を以御代香可被仰付与奉存候、三左衛門様御参詣、御免者可被遊与奉存候、御参詣無御座候ハハ、御代香頭分江可被仰付与奉存候

八寸

一、老ツ 御切籠

右御座様

右、当座名、御廟所江御前る御座可被遊与奉存候
右之應御先紙を以奉伺候、以上

申六月廿二日

中御左衛門
大寄四郎左衛門
堀 御左衛門
杉本端左衛門
松山良左衛門

以上

木御座才御座八寸御切籠

十、表座座様

十、田邊座様

十、津岸座様

十、島田座様

十、津明座様

十、直津座様

十、堂下座様

十、長十座様

十、光正座様

十、清米座様

十、長官座様

十、再米座様

御大座 御御座

御座一外左座才御座八寸御切籠

十、再米座様

文化十四年

野田山等御廟所しらへ伺候

丑六月

当座中左

御七御廟所御拜礼左之通

於天徳院地内

陽広院座様(34)

天珠院座様

観樹院座様(36)

於野田山

御七御廟所

大徳院座様

奉徳院座様

謙徳院座様

微妙院座様

松雲院座様

護國院座様

香隆院座様(37)

太楽院座様

○金龍院座様

高徳院座様

(三書)

(一)天保十一年七月六日大徳院座様二も御拜礼被遊候旨被仰出候三付、御成名書指上奉之事

右

御先代之通為御拜礼御参詣可被遊与奉存候

於野田山御先祖御方御廟所

四通院座様

(三書)

(一)萬泉院座様

(二書)

(一)立己斎座様

(三書)

(一)高運斎座様

(三書)

(一)良寛院座様

(三書)

(一)覺了院座様

(三書)

(一)長々斎座様

(三書)

(一)自願院座様

(三書)

(一)直徳院座様

(三書)

(一)良因院座様

(三書)

(一)秋山座様

(三書)

(一)智月座様

(三書)

(一)秋山座様

(三書)

(一)御先代御用人御代香二御座候得共、御先代御兄弟、鉄梅座・英苗座、御廟所江御参詣御座候間、其様を以御参詣可被遊与奉存候

(三書)

(一)松蔭院座様

(三書)

付礼 但、若御参詣不被遊候ハハ御用人を以御代香

文政三年七月何改元御書添二ハ此付礼二不及

御実母方

但、御座座様之節ノ通、御参詣可被遊与奉存候、若御参

詣無御座候者、御近首領御代香可被仰付与奉存候

芝山院座様 天保六年七月一被仰出

一是迄御用人御代香二候得共、以後御参詣

可被遊与被仰出、若御参詣無之候得ハ、御

用人御代香之事

於野田山御先祖御方御廟所

淨雲院座様(38)

於大乗寺地内播磨守様御先祖御廟所

於松山寺地内

鉄梅座様(41)(40)

英苗座様(42)

梅室座様

玉意座様

於松山寺地内

御香一爐

但向 御一拝

天保十二年七月十日於義之上向有之、しらへ紙面ハ別紙留二垂曲有之

大徳院御参詣 於野田山(43)

御先祖御方御廟所

四通院座様

(三書)

(一)萬泉院座様

(三書)

(一)立己斎座様

(三書)

(一)高運斎座様

(三書)

(一)覺了院座様

(三書)

(一)長々斎座様

(三書)

(一)自願院座様

(三書)

(一)直徳院座様

(三書)

(一)良因院座様

(三書)

(一)於野田山横山外記御先祖御廟所厚修書様

(三書)

於大乗寺地内播磨守様御先祖御廟所

淨雲院座様

(三書)

(一)萬誠院座様 嘉永元年六月現有之

於松山寺地内

長隆院座様

於同寺御書置

御香 一爐

但向 御一拝

以上

於野田山

御代々様 御奥様御廟所 御身附右左衛門

御代香

長隆院座様

萬誠院座様

明淨院座様

寶鏡院座様

清泉院座様

(57)(56)(55)(54)(53)(52)

〔天保十一年乙〕

〔開照院〕 舊水元年より又已末御参詣二相成

於同所横山又已末御参詣先祖御廟所

頭分御代香

〔天保四年乙〕

〔文政四年乙〕

〔天保三年乙〕

〔文政三年乙〕

〔天保三年乙〕

〔天保十一年乙〕

〔開照院〕 舊水元年より又已末御参詣二相成

於同所横山又已末御参詣先祖御廟所

頭分御代香

〔天保四年乙〕

〔文政四年乙〕

〔天保三年乙〕

〔文政三年乙〕

〔天保三年乙〕

〔天保十一年乙〕

〔開照院〕 舊水元年より又已末御参詣二相成

於同所横山又已末御参詣先祖御廟所

頭分御代香

〔天保四年乙〕

〔文政四年乙〕

〔天保三年乙〕

〔文政三年乙〕

〔天保三年乙〕

圓庵院様

立巳斎様

於御所内從
高連斎様

清瀧院様良寛院様御代香

〔表書〕一彌雲院様 文政四年ヨリ

〔表書〕一秋山院様 文政三年七月ヨリ

〔表書〕一翠雲院様 文政元年七月ヨリ

〔表書〕一御雲院様 文政四年ヨリ

右、良寛院様御代香

〔表書〕一内膳

於野田山禪寺御所

慈航院様

実行院様

右、良寛院様御代香

〔表書〕一御雲院様

於大業寺地内兼住持御所

淨雲院様 文政七年ヨリ

右、御雲院様御代香

於野田山禪寺外記御先祖御所

聖修斎様

右、御雲院様御代香

〔表書〕一此給因 文政十二年十一月に伏突合たし出候ニ付此処ニ留いたし置

白性様

夏月様

梅香様

秋海様一所

九雲様一所

天風様四

梅室様四

互遊 涼玉

御所江御切置

野田山等

増城しらへ

但、此裏面を以何有之

丑六月

高連斎様 八寸

御所江 御切置老ツ

右當座中右御前御備可有御座与奉存候

一、御前右御一門様方御先祖御所御切置、御備之儀御代替り二付、増

減御先例を以相しらへ、左二記上申候

故内守様 老尺

尚寛院様御所江 御切置老ツ

右、御先代様御先祖文實院院様御所江御備御座候二付、御先代様御外祖父尚寛院院様御所江、御備可有御座与奉存候

横山放火大膳様 八寸

大基院院様御所江 御切置老ツ

右、大おら様之統二而、御備無御座分二候得共、大基院院様御備者御別家

二御座候二付、一通り大おら様与者達申哉与奉存候二付、御備可有御座候与奉存候

故九郎石門様御後宮様 八寸

履信院院様御所江 御切置老ツ

上放平次兵衛様御方様 同

惠光院院様 同

横山放火人様奥方様 同

同

右御所江江迄御備御座候得共、当時大おら様之御統ニ御座候間、今年御備御指指可被遊与奉存候御先代様右御同様之御統ニ分御代替御指指可被遊與共、年番共及示基候也、御下知御座候者先只今迄之通可有御座与申候候二付、其從ニ相成居申、其後御成長之上しらへ向申候、其儀無御座内、文化十二年御寄略被仰出候二付、御寄略御指指止之儀、御先代様江申上奉同候也、何之通被仰出相止二候二付、右之儀を以、御備二被及間敷与奉存候

故右衛門様 老尺

智徳院院様御所江 御切置老ツ

右御人様 八寸

良尚院院様御所江 同

右、御先代様御先祖香蓮院院様御所江、御切置御備御座候振を以、只今迄之通御備可有御座与奉存候

故内記様 老尺

良性院院様御所江 御切置老ツ

右、御先代様御先祖香蓮院院様御所江、御備之御例を以、今年分御備可有御座与奉存候、併御結納茂不被為許候間、愚慮斎様母者少御座与及遊申候間、御三年迄御備可有御座与奉存候

御三年立候ハ、其節御更相同可申奉

御三年迄御備可有御座与奉存候

被遊と奉存候
故九郎左衛門様
忠謙斎御廟所

右、御先代様御切御佛御座候共、御當代様二面者、御佛二被及御敷
与奉存候
伊勢守様御息女おりく様 老尺
自照院様御廟所

右、御先代様御切御佛御座候共、今年と御指止可被遊与奉存候
高連斎様(78)
御廟所江

右、清隆院様御備可有御座与奉存候
高連斎様
御廟所江

右、良寛院様御備可有御座与奉存候
助右衛門様御妹お願様(81)
通明院様御廟所江(82)

右、良寛院様御備可有御座与奉存候
高連斎様
御廟所江

右、延弘様御備可有御座与奉存候
高連斎様
御廟所江

右、御光様、御教様御備可有御座与奉存候
高連斎様
御廟所江

右、御重様御残妹子様方御兼合御備可有御座与奉存候
右、夫々年寄共江及指遊仕候しらへ奉同候、御更御出出次第
相心得可申与奉存候。以上
廿六月

右、入御賢向之通候御出
左之分へ懸る何紙面を以入御賢

於松山寺地内
御廟所

長連院様
自得院様
御切龍式ツ

無量院様
御廟所江

種岸妙涼様
空幻心様
早唯心様
桂林秀玉様
淨光智聖様
奇蹟幻露様
花岸幻露様

右、九雲様合御廟所江被兼七寸御切龍式ツ
如幻院様
淨月清心様
梅香露心様
夏月様
了如様
鶴峰院様
梅香院様
跌物様
英五様

右、御備可有御座与奉存候、以上
今年と右之通、御備可有御座与奉存候、以上

故内匠助様御亡室様
円寿院様

御備可有御座与奉存候、以上
今年と右之通、御備可有御座与奉存候、以上

上田安右衛門
小川与五兵衛
中川与八
後頭石仲
服部忠右衛門

右、入御覽候、円壽院様御廟所へ是迄之通御禮被遊間敷旨被仰出

文化十四年

付札 書讀

附通奉行記

当盆中御切籠境左之通

高運斎様 八寸

御廟所江 御切籠老ツ

故内記様 老尺

良性院様御廟所江 御切籠老ツ

但御三年迄 八寸

高運斎様 御切籠老ツ

御廟所江 御切籠老ツ

右、清慶院様御備之事 八寸

御廟所江 御切籠

右、良寛院様御備之事

助右衛門様御妹お願様

通明院様御廟所江 右同断

右、良寛院様御備之事

高運斎様 右同断

御廟所江 右同断

右、延佐様御備之事

高運斎様 右同断

御廟所江 右同断

右、御文様御教様被遊間敷旨被仰出

御廟所江 右同断

高運斎様 八寸
御廟所江 御切籠老ツ

右、御重様初残妹子様方被遊間敷旨被仰出

八寸

故九郎左衛門様御後重様 八寸

層信院様御廟所江 御切籠老ツ

上坂故平次兵衛様奥方様 右同断

惠光院様御廟所 右同断

横山故藏人様奥方様 右同断

鈴光院様御廟所 老尺

津田立斎様 御切籠老ツ

寶隆院様御廟所 右同断

故九郎左衛門様 御切籠老ツ

愚謙斎様御廟所 老尺

伊勢守様御忌女おくり様(86)

自照院様御廟所 御切籠老ツ

右、割集奉行江 六月廿四日相渡

一、右之外ニ公義を初御内輪并御一門様方江之御切籠惣數中折廻候二調

割集奉行江相渡候事

盆中

御廟所御代香之覽

御或老石七月別當宮帳二有之

付札

附通奉行記

一、高運斎様御廟所江(87)

右、清慶院様 良寛院様御代香(88)

一、克己斎様(89)

高運斎様 秋山様 智月様(91)

右御廟所江 御光様初御妹子様方御代香

一、助右衛門様御妹

御切籠之覽 八寸

高運斎様 御切籠老ツ

右、清慶院様御備 同

高運斎様 右同断

右、良寛院様御備 同

通明院様 同

助右衛門様御妹お願様 同

右、御廟所江延佐様御備之事

右之通以後被仰付候、尤此外只今迄之通ニ候事

文化十四年丑六月

但、六月廿五日御切籠七郎(92)

右、御重様初残妹子様方被遊間敷旨被仰出

右、御廟所江当盆中延佐様思召次弟御參詣可被遊事

延佐様 思召次弟御參詣可被遊事

但、御參詣無御座候ハ、御代香之事

御切籠之覽

高運斎様 八寸

御廟所江延佐様御備之事

右之通以後之儀被仰出事

文化十四年丑六月

但、六月廿五日御附池田田助渡

文化十四年七月、於野田山等年寄中御代香御香木數十炷(94)

香御香木數五十炷頒分御香木之分十一炷、ノ七十老柱并包紙中折廻候(95)

右之通御納戸公讀候事

七月十日

一、頭分御代香之御或名書ヲ御香木相讀今日相讀候事

同日

一、公讀御廟所御參詣之御或名書、今日御近習願を以り上候、且御駕馬江向候事
二、通、是亦今日相讀候事

同日

一、野田山并松山寺地内年中、定御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

同日

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

同日

一、於野田山、公讀御廟所并御内輪御直香之分今日御參詣遊候事
但、公儀之分、今年初二付御直香約被遊置候而助右衛門様御同被遊候事

同日

一、御用人中御代香、今日忠右衛門殿被相動、制限等之儀前日杖突江申談候事
但、御一門様方御幕香江之書書、近例之通相讀、且夫々御代香相動候段、御或名書を以言上

同日

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

右入御覽伺之通被仰出

七月十日

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

同日

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

相成候事

文政二年

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

同日

一、御代香御勤志り忠左衛門殿今日御勤被成限等之儀、前日小紙三記杖突江申談候事
但、被相動候上、御或名書を以言上

御切籠老つ御儀之事

六月三日二年番中御代香之御香木十柱、御用人中御代香御香木十柱、頭分御代香之分一柱十包、都合七十一柱、包紙中折式十枚、御調戸より受取候事。

七月十日

一、御参詣之御成名書、御首頭等以上被上候事

一、頭分御代香之御成名書、御香木頭等へ被相渡候事

一、御用人中御参詣五左衛門江勤廻り二付、御香木等相運候

一、年中申安右衛門殿御参詣二付、御香木等為持上候事

一、安右衛門殿十一日朝、野田山、松山寺御代香御勤成候事

料紙 きつき
調方 経准之

右御廟所江御代香相勤申候以上
七月 求馬用人役
高沢五左衛門

右御廟所江御代香相勤申候以上
七月 求馬用人役
高沢五左衛門

文政三年

一、当座中御切籠等増減左之通

芝山院殿 御廟所御代香并御切籠御備之向、且御重籠向御拜之向

松野院殿 御廟所并尺呂寺御拜前御用人御代香向

金身院様 御重籠御用人御代香相止向御一拜之内江追加

横山故引馬様 御切籠并御代香向

良性院様 御切籠并御代香相止向

右、夫々何紙面番(三)別紙番(四)置有之

一、右御切籠増城、別帳奉行置置候紙面取寄書加等放置候事

一、芝山院殿并横山故引馬様御所道前、杖突江該紙面之表之通書入候事

七月十日夜

(97)

一、安房守様、今夜申御参詣五左衛門二十二日迄三日慎之御切籠有之、當中二前

々儀之節之儀より、候故去儀直五柱二日迄三日慎之御切籠を初、御備御

儀候

且、天明元年昌武院様御参詣之朝も公義御廟所等御参詣不被道并

御日分并御一門様方御廟所代香へ無之、則天明年中野田山一巻紙

二記有之候、今成二日迄二日迄不相支候間、設而建議之儀も、

野田山御廟所詰人、毎々之通十二日迄相結候事

一、安房守御先相御廟所、御代香之儀、あなご重々御

不申二付、不被御参詣候事

一、藤田庄様様御先相御廟所、杖柱院様御廟所、御代香今度主役様御病

死二付、右同前

七月十五日

一、年中申御代香之分、今日再相御勤成候事

七月十三日

一、御用人中御代香之分、今日右付殿被相勤候事

一、今年御香木、惣七拾五柱、包紙中折老役受取候事

文政四年

一、横山蔵部様儀方様、水原放左京様儀方様

一、嶺雲院様御廟所○静心院様○靈台院様御廟所江今年御切籠御備等之

儀、何紙面別紙留二記置候事

○但御七年迄

一、右嶺雲院様御廟所江御参詣御道通并静心院様等御廟所へ御代香運割

杖突江申渡、御成名書二記加

一、右嶺雲院様御廟所江御参詣御道通并静心院様等御廟所へ御代香運割

合之儀御勤方へ御用人中御申渡之儀、則合候場寺地内二而御

勤方申置有之候事、御作書へ申渡、但渡紙面根取書、朱二面

書人等致奉行へ相渡候事

一、公義御廟所并御内輪之分、御参詣可被遊御成名河通調一通御近習頭

名書以上之、一通八御廟所迄紙面迄為持渡候事、七月十日

一、年中申、定御代香御成名書御香木御勤廻り八兵衛殿上、七

月十二朝六時御出野田山直二松山寺へ御勤之旨被仰其段、前

日杖突へ申渡候事

一、御用人中御代香之分、御成名書并御香木且朱様御成書へ可被遊御成

名書前々之通調野田山中兵馬殿相連、十三日不残被相勤候、尤前日杖

突へ申渡

文政五年七月

一、故九郎左門様御廟所江今年御切籠御備御代香御勤付儀、何紙面

上之、何之儀被仰、御切籠出候之儀御作書へ渡候儀、根取取書加

奉行へ相渡其外今年増上無之儀、但故九郎左衛門様へ御切籠等紙面

ハ別紙留置二記置候事

一、右故九郎左衛門様御廟所何れに相不相知候儀、八兵衛殿御向番之御

用御座候事

一、公義御廟所等御参詣之分、御成名書去年之通七月十日御近習頭名以、

上之御成名書七紙紙面を以て持渡候事、

一、年中申御代香之分、御参詣御道通并静心院様、御用書二付前々之通次

之御運安右衛門殿御勤成候事

但、十一日朝野田山二面六時承六柱二紙、直二松山寺へ御勤之旨

杖突へ可申渡候事、其段申渡二付

一、御用人中御代香之分、御成名書等去年之通取置候儀、勤廻風儀忠右

衛門殿江十日御用人中御留守為持被渡、松山寺へ八十一日五時

通、野田山八十三日杖突被勤候事

右、當日朝時々杖突へ申渡候事

一、御香木令へ去年二柱増七十五柱申折へ去年之通式拾三枚、右兩

品前々之通納戸占取候儀、且包紙八去年取置之通二紙候事

文政六年未七月

一、今月御在府御用書二付、公義御廟所初御参詣被遊御成書、天明

三年同八年御在府御用書二ハ御参詣被遊候得共、文化二年御在府御用

書之儀、御参詣不被遊候儀を以、何紙面上之候儀、今後御参詣遊間

數旨被仰出候、右何紙面ハ別紙留置二記置候儀

但、實事へ伺也

一、御香木令へ去年二柱増七十五柱申折へ去年之通式拾三枚、右兩

品前々之通納戸占取候儀、且包紙八去年取置之通二紙候事

一、右二付、於野田山并松山寺地内、御参詣之分且松山寺江御持參金被

置御代向通被仰出候間、御香木御用人中必御遊有之候事

但、御参詣二付、御参詣不被遊、御名代御参詣御勤、其段御持

參金松山寺等儀、御申渡二儀

一、松山寺へ御名代御参詣御勤之節、前日御用人中必松山寺典儀へ以

紙面留置之候事

右、御参詣御勤二儀へ共、今年も御用書二付、次

一、御名代御参詣御勤、毎年御代香之分共十二朝七時半御出宅

野田山へ、夫々直二松山寺へ御勤可被成候儀、其段杖突江御用書

申渡、右御用書野田山へ、隨其居候儀御勤候事

但、御参詣之分并定御代香之分江御調通調置いたし出候儀、前

一、御香木七拾三柱、中折式拾三枚、二日二心得御納戸江申渡六日二受取相しらべ取候。
一、年寄中、御代香動進り右候。
一、御用人中、御代香動進り出中兵馬殿。
七月九日
一、内匠様御先道方様御祈所江是北御參詣被遊候得共、以來御參詣不被遊、御用人御代香被仰付候被仰出候旨、御近習御新田太左衛門申聞候事。

天保十年
一、良寛院様御祈所江當盆中御切籠御備并御代香之義、伺別紙留之有之。
一、三郎御義良寛院様御祈所江當盆中御參詣之義是又伺別紙留二有之。
一、御義良及良寛院様御祈所江御用開を以御代香被仰付候旨、覺書二調御用開を以被申上候。
一、御香木七拾三柱中折式拾五枚二日二心得申渡五日二受取。
一、年寄中御代香動進り、七郎左衛門殿。
一、御用人中御代香動進り、平手左衛門殿。

天保十一年
一、當年御切籠等増減無之。
一、御香木七拾三柱中折式拾五枚二日二心得申渡五日二受取。
一、年寄中御代香動進り、右内院之免御引中二付き右仲殿御動。
一、御用人中御代香動進り、渡部藩左衛門殿。
一、三郎御義良寛院様御祈所江御參詣遊候付、御成名書御内輪之分共、一集二回上向所御祈所江相取候事。
一、智照方様御祈所江當盆中御切籠御備并御代香之義、伺別紙留二有之。
但今年八思石二面御參詣日被換候事。

天保十二年
一、御切取増減無之。
一、御香木百柱包紙中折老帖二日二心得候、四日二納戸公受取候事。
一、御成名書御動進り年寄米右内殿之事。
一、御代香御動進り御用人中太宰後助殿之事。

天保十三年
一、御切取増減無之。
一、御香木百柱包紙中折老帖二日二心得申渡候。
一、御香木七拾三柱受取宜候旨共、御留守中之通り受取候上相しらべ候り候香木相取候事。

一、御切取増減無之。
一、御香木百柱包紙中折老帖二日二心得候、四日二納戸公受取候事。
一、御成名書御動進り年寄米右内殿之事。
一、御代香御動進り御用人中太宰後助殿之事。

一、御切取増減無之。
一、御香木百柱包紙中折老帖二日二心得申渡候。
一、御香木七拾三柱受取宜候旨共、御留守中之通り受取候上相しらべ候り候香木相取候事。

同日
一、年寄中御代香御成名書等夫々罷在候。
十一日
一、求馬亮益中野田山等御參詣方之義何有之治定之上御前并求馬亮様御參詣御成名書罷上御駕添江茂老通相取候事。

十一日
一、中川八郎右衛門様御兼母智照院様御祈所江當盆中思召二面御參詣可被遊候御出、御成名書加之上書上、頭役御代香二不及段申渡候。
一、年寄中、御代香御進り、初面也。
一、年寄中、御代香御進り、八郎左衛門殿。

同日
一、御用人中、同、服部多仲殿。
天保十四年
一、御香木七拾三柱包紙共七月二日二御納戸江心得申渡、六日受取候。
一、當盆中義良院様御祈所江御參詣并御切籠御備求馬亮御參詣方御切籠御備并御文様御初御切籠御備、且御代香之義、夫々伺有之、別紙留二記ス。

同日
一、御代香御成名書等夫々相連候。
一、御代香御進り、安右衛門殿。
一、御用人中、同、松山彦大夫殿。
一、中川八郎右衛門様御兼母智照院様御祈所江御參詣可被遊官被仰出御成名書二調御加差上候被仰出、頭役御代香二不及事申渡候事。

天保十五年 弘化与改元
一、大膳様御新加御拝儀二付、當盆中御内輪御先祖様方等、良寛院様御祈所江御切籠御備方何有之。

同日
一、横山故又五郎様御講、厚修書様御祈所江大膳様御參詣并御祈所造様御代香且御切籠御備之義何有之與御用開江小紙を以申渡候。

同日
一、義泉院様御祈所江御祈所造様御切籠御備御代香被仰付候義何有之、與御用開江申渡候。
六月十四日出別紙面二有之。

一、故丹後守様御祈所江當盆中御參詣方義何有之。
七月二日
一、御香木百柱包紙中折老帖心得御納戸江申渡五日二受取。
但、御香木百柱受取候得共、致不足候間御留守中八百柱余可被受取事。

八日
一、大膳様御祈所江御參詣、御成名書并御駕添江老通、年寄中等夫々御代香等、御成名書御香木夫々相連候事。
一、年寄中御代香御進り、七郎左衛門殿。
一、御用人中御代香御進り、渡部藩左衛門殿。

弘化二年
一、御香木百柱包紙、包紙廿五枚心得二日二申渡、五日二受取。
一、年寄中御代香御動進り、服部多仲殿。
一、御用人中、同、右内院殿。
一、當年御切籠等増減無之候事。

同三年
一、當年御切籠等増減無之。
一、御香木八拾三柱包紙式帖者七月二日心得御納戸江申渡、五日二受取。
一、年寄中御代香御動進り八郎左衛門當り之免御用書二付、次之進り安右衛門殿。
一、御用人中、同、平手左衛門殿。

一、当月御前御用書二付先祖様御切籠御備被遊間敷申奉存候、依而御成名書等可被仰付有之、伺之被遊候御出候。
一、但、文政六年七月御用書御動遊之通之事。
一、當年公儀泉院様御祈所江介藤九様御代香御祈所、被仰付候事。

弘化四年
一、當年御切籠増減無之。
一、御香木八拾三柱包紙、御納戸公受取候。
一、但、包紙中折式帖。
一、故内膳様御祈所江當年盆中御代香可被仰付義何有之、別紙留二記有之。

一、年寄中御代香御動進り、八郎左衛門殿。
一、大膳様御祈所江年寄中御代香安右衛門殿御備可被成候、当月御祈所人御用書二付、年寄中之内年寄御代香御動遊之御方江可被仰付被仰出、以來其通り御心得事二被仰出、八郎左衛門殿御動之事。

一、御用人中御代香勤所り
大森次郎殿

七月

一、故土左守屋御家、万法院様御願江御代香勤之義、以來御指上之義同之
一、御上留二巻々記有之候事

嘉永元年

一、大膳御用御願御被蒙仰付二付、当盆古御上御願江御切腹御願上之
義同有之、別帳二記有之候事
一、故郷守屋御家、義誠院御願江当盆中古大膳御用參詣可被遊旨同
有之、別帳二記又
一、右義誠院御願江御前二茂御用參詣可被遊、若御參詣無之候者、御代
香可被付寄返出候事

一、御香木八拾六疋、包紙式帳、御納戸古五二受取候
一、年寄御代香勤所り 八郎左衛門殿
一、御用人中御代香勤所り 渡部勝左衛門殿
一、御用人中御代香勤所之内 中川様御願御願所之内
一、智照院様御願江、是迄頭分御代香被仰付候得共、以來御參詣被遊候
旨被仰出、御戒書二伺加江指上候事

嘉永二年

一、当年御切腹増城無之
一、本多伊織様御香丹庭院様御願所江当盆中古大膳御用御代香頭分江被
仰付、伺別帳二記有之候事、但御參詣可被遊旨等被仰出
一、百住 右書二調有之候事

一、御香木三拾陸疋、折式御納戸古七月四日二受取、尤御康心得此
紙二記出候事
一、年寄御代香勤所り 安右衛門殿
一、大膳御用見附御代香芝御所様当月御用番二付野田山御願等御名代
可被仰付旨同之義被仰出
一、御用人中御代香勤所り 服部多侍殿
一、右同人御勤之事

同三年

一、当年御切腹増城無之
一、追而横山外記様御母淨律院様御願所江御切
腹御備之義、末二記

一、御香木百三 三拾五
一、天國様 中折式帳、御納戸古受取

一、当盆中古近江守屋御母義法院様御願江從大膳御用御代香被仰
付候義、且横山内藏御母御亡延智光院様御願江送御新造様御用開全
以御代香被仰付候義、伺之上葉御用開江被申候事
一、但、別帳二記又
一、年寄御代香勤所り 右内殿
一、大膳御用御用番二付、御參詣之分共御代香、御見附安左衛門殿御
勤之寄之候事、御同人当月御用番二付
一、御用人中御代香勤所り 右御同人
山本彦次郎殿

同十二年
一、淨律院様御願江当盆中古大膳御用參詣之義、且從御新造様御切腹御
備、且御代香之義同有之別帳二記有之
一、御用人中御代香勤所り 御用人
御用人中御代香勤所り 御用人
御用人中御代香勤所り 御用人

嘉永四年

一、年寄御代香勤所り 八郎左衛門殿
一、大膳御用御用番二付御參詣之分共御代香御見附安右衛門殿御用番
二付
一、御用人中御代香勤所り 御用人
御用人中御代香勤所り 御用人
一、御香百疋、折式帖紙受取候事 平手波門殿

同五年

一、年寄御代香勤所り 与左衛門殿
一、大膳御用御用番二付御參詣之分共御代香 御用人
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御用人中御代香勤所り 御用人

一、御用人中御代香勤所り 太郎太郎左衛門殿
一、典真様御願江当盆公御願、大膳御用御代香初何茂御代香、且御
前、大膳御用御切腹御備之義同別帳二記有之
一、淨律院様御願所江盆中、御願、大膳御用參詣方之義同別帳二記有之
一、御香木百疋、折式帖紙取候事
一、大膳御用御用番江以後盆中御參詣可被遊、若御參詣無御座候ハ、
御用人江御代香被仰付旨被仰出当月御用番二付御代香被仰出、太
太郎左衛門殿被相勤候
一、但、本文御願江ら二付御代香被仰付候者、時之御指頭を以
被仰出候寄之事
一、御名或名或左之邊り
一、御名或名或右之邊り

一、以来野田拜礼光月具敷大膳
一、淨律院様御願江、御願、御代香被仰付候者、時之御指頭を以
被仰出候寄之事
一、御名或名或左之邊り
一、御名或名或右之邊り
一、以来野田拜礼光月具敷大膳
一、淨律院様御願江、御願、御代香被仰付候者、時之御指頭を以
被仰出候寄之事
一、御名或名或左之邊り
一、御名或名或右之邊り

嘉永六年

一、当年御切腹等増城無之
一、年寄御代香勤所り 其左衛門殿
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御香木百疋、折式帖紙、御納戸古四日二受取、前康心得申置
候事

同七年 安政与改元

一、当年御切腹等増城無之
一、年寄御代香勤所り 田中善左衛門殿(10)
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御用人中御代香勤所り 御用人
一、御香木百疋、折式帖紙、御納戸古四日二受取前康心得申置
候事

安政二年

一、当年御切腹等増城無之
一、御香木百疋、折式帖紙、御納戸古四日二受取前康心得申置
候事
一、年寄御代香勤所り 八郎左衛門殿(12)
一、御用人中御代香勤所り 瑞春左衛門殿(10)(11)
一、当盆古高連様御願所江外茂御用參詣之儀、伺別帳留有之
一、南泉院様御願江外茂分御切腹御備方別帳留二有之
一、但、是迄者御兼々二面御切腹無之候得共、当年御参遊人様二面御備
之事(10)

一、周防守様御願所之内淨雲院様等御願へ、当盆古外茂介様御參詣被
遊候様御遊候様を以被仰出有之候得共、御一男様二面、御參詣指符
候義、二当盆江被仰出候御願而、御二面御參詣二相加候へ、八義
申上候、上致義之通申御願出候付、御戒書御願思召二面御參詣之儀、
御清水野良儀を以申上、以上

一、周防守様御願所之内淨雲院様等御願へ、当盆古外茂介様御參詣被
遊候様御遊候様を以被仰出有之候得共、御一男様二面、御參詣指符
候義、二当盆江被仰出候御願而、御二面御參詣二相加候へ、八義
申上候、上致義之通申御願出候付、御戒書御願思召二面御參詣之儀、
御清水野良儀を以申上、以上

一、周防守様御願所之内淨雲院様等御願へ、当盆古外茂介様御參詣被
遊候様御遊候様を以被仰出有之候得共、御一男様二面、御參詣指符
候義、二当盆江被仰出候御願而、御二面御參詣二相加候へ、八義
申上候、上致義之通申御願出候付、御戒書御願思召二面御參詣之儀、
御清水野良儀を以申上、以上

外茂介御附江

萬壽院様御廟所江八十寸御切籠
外茂介様御儀之事
但是迄御兄弟御兼合名二而御儀ノ御座候得共、
当年より石之通二被仰出候事
御七月

安政三年

- 一、当年御切籠等御儀無之
- 一、年寄衆御代香勤進り
- 一、大膳様御用番ニ付御代香
- 一、御用人中御代香勤進り
- 一、御木百式拾炬
- 一、於野田山三左衛門御代香御廟所江清聖院様御口之介様申渡置
- 一、以桑御參詣可被旨被仰出付、御代香名書二記載候事

安政四年

- 一、当年御切籠増減無之
- 一、年寄衆御代香勤進り
- 一、大膳様御用番ニ付御代香
- 一、御用人中御代香勤進り
- 一、御木百式拾炬
- 一、於野田山三左衛門御代香御廟所江清聖院様御口之介様申渡置
- 一、以桑御參詣可被旨被仰出付、御代香名書二記載候事

此向小紙
別紙留二紙
記置候

右御廟江当盆中心大膳様御參詣可被遊
成り奉存候。若御參詣不遊遊者御代
香共其江可被仰付与奉存候
巳七月四日
右、入御覽伺之通被仰出
故土佐守様御事万法院御廟所江文政十二年盆ノ御前思召二面御參
詣可被遊旨被仰出。天保九年より桑御代香御用人江被仰付候。御
いとこ之分迄御代香不被仰付候。弘化四年十月御いとこ之分
御代香不被仰付候。御儀いたし御儀候。是後之通号被仰出候。

- 一、萬壽院様御廟所江御代香并御切籠御儀之義、別紙留二有之候事
- 一、中川式部様御廟所江御代香并御切籠御儀同、
- 一、別紙留二有之候事
- 一、於野田山御廟所
- 一、若山院様
- 一、於同所、中川式部様御先祖
- 一、觀音院様
- 一、右御用番様も当盆
- 一、外茂介様思召二面御參詣之年
- 一、申七月

安政五年

御香木百式拾炬、御納戸四日二請取、但一日二心得申
候置候

- 一、德運院様御廟所江御代香并御切籠御儀方等何、別紙留二有之候事
- 一、御用人中御代香勤進り
- 一、御香木百五柱中折老帖御納戸より四日二請取、前日心得申渡置候事
- 一、德運院様御廟所江年寄衆石切籠
組合ニフ紙上被成候事

同六年

- 一、六月廿一日別紙留二記
- 一、三郎様御新告知御儀
- 一、御用人中御代香勤進り
- 一、御香木百式拾炬
- 一、於野田山三左衛門御代香御廟所江清聖院様御口之介様申渡置
- 一、以桑御參詣可被旨被仰出付、御代香名書二記載候事

同

- 一、横山院又五郎様御事厚修善様并、又五郎様御亡後淨律院様御廟所江
- 一、御盆心三郎様御參詣方何候
- 一、御香木百式拾炬、中折式帖、御納戸より四日二請取、前日心得九斗
候通、申渡置
- 一、年寄衆御代香八兵衛殿御當候、御用番器ニ付次之御願八郎左衛門殿
- 一、二被得共、御付伏二付、甚左衛門殿御勤
- 一、御用人中御代香勤進り、松山良左衛門殿

同

- 一、萬壽院様御廟所江御代香并御切籠御儀之義、別紙留二有之候事
- 一、中川式部様御廟所江御代香并御切籠御儀同、
- 一、別紙留二有之候事
- 一、於野田山御廟所
- 一、若山院様
- 一、於同所、中川式部様御先祖
- 一、觀音院様
- 一、右御用番様も当盆
- 一、外茂介様思召二面御參詣之年
- 一、申七月

同

- 一、御香木百式拾炬、御納戸四日二請取、但一日二心得申
候置候
- 一、御香木百式拾炬、中折式帖、御納戸四日二請取、但一日二心得申
候置候

- 一、年寄衆御代香勤進
- 一、御用人中御代香勤進

文久元年

- 一、当盆之迄御代初之事故、御代香並御切籠増減有之西様共被面二仕立
同有之事
- 一、年寄衆御代香勤進り
- 一、御用人中御代香勤進り
- 一、御香八拾七炬、中折老帖、御納戸ノ請取候
- 一、且、前盆心得申渡置日請取候事

文久二年

- 一、高運院様
- 一、良寛院様
- 一、右御廟所江当盆久馬様御參詣可被遊与奉存候。若御參詣無御
座候者御代香御附江可被仰付与奉存候。此段御先例を以奉候
- 一、右御廟所江御代香并御切籠御儀之義、別紙留二有之候事
- 一、中川式部様御廟所江御代香并御切籠御儀同、
- 一、別紙留二有之候事
- 一、於野田山御廟所
- 一、若山院様
- 一、於同所、中川式部様御先祖
- 一、觀音院様
- 一、右御用番様共当盆久馬様、思召二面御參詣之年
- 一、戊七月
- 一、右ノ御覽、伺之通被仰出

文久三年

- 一、当年御切籠増減無之
- 一、年寄衆御代香勤進り
- 一、御用人中御代香

慶応二年

- 一、御盆心三郎様御參詣方何候
- 一、別紙留二有之候事
- 一、實松院様
- 一、萬壽院様
- 一、德運院様
- 一、右御四重御廟所江当盆中心御盆様ノ御切籠ノ御儀、且御代
香御奥御用御代香被仰付候事
- 一、申七月

〔註〕

- (1) 慎徳院 奥村宗家十一代栄実
- (2) 遠江守 横山家十一代隆章
- (3) 御報(こほう) 脇付で身分の高い人への返事を用いる
- (4) 松雲院 前田利常 三代藩主
- (5) 松雲院 前田綱紀 五代藩主
- (6) 護国院 前田吉徳 六代藩主
- (7) 大応院 前田宗保 七代藩主
- (8) 謙徳院 前田重熙 八代藩主
- (9) 泰善院 前田重教 十代藩主
- (10) 金龍院 前田治輔 十一代藩主
- (11) 金龍院 前田利命 十二代藩主
- (12) 香隆院 前田利命 十一代吉広の長男、吉広の養子となる
- (13) 天珠院 前田重晴 九代藩主
- (14) 観樹院 前田斉敬 十代重教の子、治輔の養子となる
- (15) 円通院 横山家二代長知
- (16) 良蘭院 横山家三代忠次
- (17) 通明院 横山家四代玄位
- (18) 貞徳院 横山家五代任風
- (19) 覚了院 横山家六代貫林
- (20) 長々斎 横山家七代隆達
- (21) 克己斎 横山家八代隆隆
- (22) 高連斎 横山家九代隆盛
- (23) 桂屋斎 横山家三代文康玄
- (24) 慶々斎 隆礼、横山家七代隆達の子
- (25) 長隆院 横山家初代長隆
- (26) 三万石衛門 隆興と共に尾小屋崩山を經營
- (27) 横山故右京 横山隆立 三千五百石
- (28) 常火酒 寺社奉行
- (29) 横山政藏部 横山從均 二千石 奏者番
- (30) 水原故右京 水原孝吉 三千石 公事場奉行 寺社奉行
- (31) 奥方 横山隆達女 隆章嫡男 二千五百石
- (32) 徳盛院 横山隆貴 隆章嫡男 二千五百石
- (33) 丈成人すること
- (34) 陽光院 前田光孝 四代藩主
- (35) 天珠院 前田重晴 九代藩主
- (36) 観樹院 十代重教の子斉敬、治輔の養子となる
- (37) 香隆院 前田利命 十一代吉広の長男、吉広の養子となる。石高は
- (38) 捕房守 本多家九代政和
- (39) 浄雲院 本多家八代政礼 横山隆章の男
- (40) 長隆院 横山家初代長隆
- (41) 鉄梅 横山隆盛の兄弟(二九丁の付葉から推定)
- (42) 英苗 金石
- (43) 大膳 横山家十代隆章
- (44) 円通院 横山家二代長知
- (45) 藻泉院 横山長知の室
- (46) 克己斎 横山家八代隆隆
- (47) 觀照院 横山隆隆の室
- (48) 高連斎 横山家九代隆盛
- (49) 良寛院 横山隆盛の兄弟と推定
- (50) 巖雲院 横山家八代隆隆の室
- (51) 安右衛門 横山家の土分
- (52) 横山家の土分
- (53) 横山家の土分
- (54) 横山家の土分
- (55) 横山家の土分
- (56) 横山家の土分
- (57) 横山家の土分
- (58) 横山家の土分
- (59) 横山家の土分
- (60) 織田主膳 織田主膳益道 織田有楽系 三千石家老益方の子 定火酒奉行 主膳益道の子で左近左衛門 寺社奉行
- (61) 奥方 横山隆達女 隆章嫡男 二千五百石
- (62) 横馬 奥村獲馬敏徳 中務左衛門の子 征史は能登島に流刑になったため、祖父平馬の遺領千石を継ぐ
- (63) 平馬 奥村獲馬の子 学校総御用人
- (64) 助左衛門 奥村宗家十代尚寛 河内守
- (65) 高己斎 横山家八代隆隆
- (66) 高連斎 横山家九代隆盛
- (67) 充 横山家十代隆章の妹
- (68) 助右衛門 奥村宗家十一代栄実
- (69) 通明院 横山家四代玄位
- (70) 松山善兵衛 横山家家士か
- (71) 上田安右衛門 横山家家士か
- (72) 小川与五兵衛 横山家家士か
- (73) 賢徳院 津田政本 通称玄番 修理の通知一万石を継ぎ、天明四年家老、同年六月加判 正昭の娘は横山隆隆の室
- (74) 丹後守 奥村宗家十一代輝古
- (75) 助右衛門 奥村宗家十一代修古
- (76) 明珠院 修古妹
- (77) 尚寛院 奥村宗家十代尚寛
- (78) 高連斎 横山家九代隆盛
- (79) 清蘭院 横山家八代隆隆の室
- (80) 良寛院 横山隆盛の室
- (81) 助右衛門 河内守 奥村宗家十代尚寛
- (82) 通明院 横山家九代隆隆の室の叔母
- (83) 中川甚八 横山家家士か
- (84) 渡辺石仲 横山家家士か
- (85) 服部忠右衛門 横山家家士か
- (86) 伊勢守 前田長種家八代孝友 伊勢守
- (87) 高連斎 横山家九代隆盛
- (88) 清蘭院 横山家八代隆隆の室
- (89) 克己斎 横山家八代隆隆
- (90) 秋月 横山家十代隆隆の兄弟
- (91) 渡辺孫七郎 横山家家士か
- (92) 延佐 横山家八代隆隆の息女延か
- (93) 灯心(しん) 灯心の火をつけるもの、火をともし、香を焚く
- (94) 中折(なかおり) 中折敷 半紙に似たもの
- (95) 安左衛門 服部忠左衛門 横山家用人
- (96) 忠房守 本多家八代政礼 横山隆章の男
- (97) 尚寛院 奥村宗家十代尚寛
- (98) 八兵衛 横山家家臣か
- (99) 田中兵馬 横山家家臣か
- (100) 丹後守 奥村宗家十一代栄実
- (101) 尚寛院 奥村宗家十代尚寛
- (102) 玉樹院 奥村宗家十代尚寛の室 横山隆章の外祖母
- (103) 智徳院 奥村助右衛門
- (104) 良岳院 奥村助右衛門室
- (105) 安左衛門 横山家家臣か
- (106) 忠左衛門 横山家家臣か
- (107) 右仲 横山家家臣か
- (108) 高左衛門 横山家家臣か
- (109) 安沢五左衛門 横山家家臣か
- (110) 八兵衛 横山家家臣か
- (111) 田中善左衛門 横山家家臣か
- (112) 那部左衛門 横山家家臣か
- (113) 瑞藤左衛門 横山家家臣か
- (114) 周防守 本多家十代政礼 横山隆章の男
- (115) 義誠院 本多家九代政礼
- (117) 万法院 前田土佐守家七代直時
- (118) 近江守 前田土佐守家八代直良
- (119) 周防守 本多家十代政通

おり、区画溝としての位置づけをすることも可能であろう。基壇北辺（裾側）は五代任風墓基壇に連なり現況地形では区画溝は認められない。方墳上には笠塔婆形の墓石が設置されている。

第二調査区は、貴林室墓南辺の区画溝に設定した試掘坑で、これにより溝幅は構築当初の幅約一・九mをほぼ維持しているものの、深さは約一・二mのうち約〇・九m埋没していること、三回の掘り返しによる改修が行われていること、長方形基壇山（南側）は、切土により造成されていることを確認した。南辺区画溝内からは底部が平坦で小さく体部が開き気味に立ち内底に凹線が走る土師器皿（一）が出土した。墓道宮に近い一八世紀初め頃のものである。

貴林室墓東辺の区画溝には第三調査区を設定した。これにより溝幅は構築当初の幅約一・九mをほぼ維持しているものの、深さは約一・二mのうち約〇・六m埋没していること、二回の掘り返しによる改修が行われていること、長方形基壇東側は、切土により造成されていることを確認した。土師器皿の細片二点が出土した。貴林室墓は、斜面を切り土して基壇を造成しており、上段からの地下水のため第二、三調査区では絶えず湧水がみられた。

(三) 御帳附小屋推定地

第五調査区は墓所図に「御帳附小屋」として記載される場所である。下段墓道と西側上下連絡墓道が交差する北西角地で、三代康女墓の正面北側にあたり、現在に至るまで墓域としては使用されず平坦な空地となっている。原地形の地山は斜面となっており、盛土を行って奥行六m程度の平坦地を造成している。平坦面では、墓道近くに焼土面（たき火跡か、墓道からみて裏手側に廃棄土坑（SK一）（三）を確認しており、廃棄土坑からは、土師器皿（二、四、五）、肥前青磁香炉（三）が出土した。遺構検出途中には、土師器皿（六、八、十三、十五）、肥前青磁香炉（九、十二）、肥前白磁碗（十）、肥前呉器手碗（十二）、煙管雁首（七）等、十七世紀末～十九世紀前半代の遺物が出土した。

また、不定型な配置のピットは確認されたものの、明確な柱穴等建物痕跡は検出できなかった。

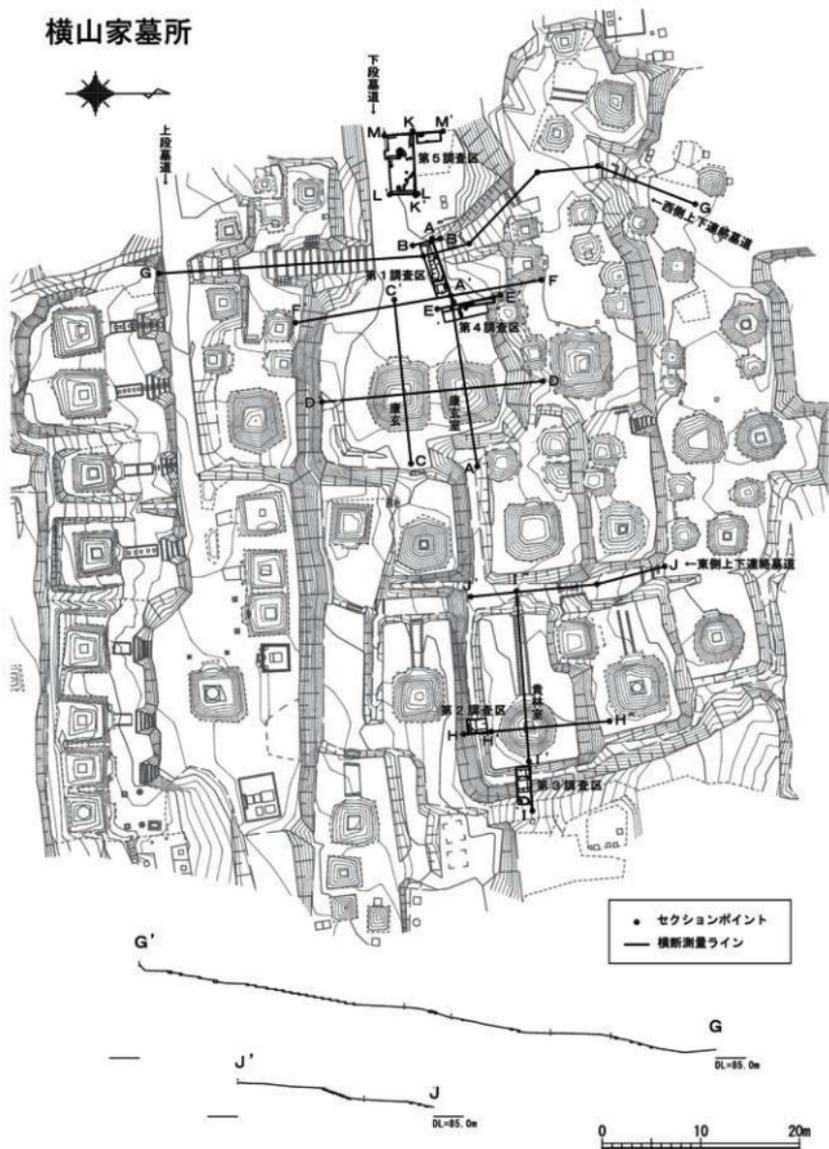
第三項 小結

康玄・同室墓では、基壇の三辺（山側・墳墓前面・背面）に区画溝を確認した。また、貴林室墓においても、基壇の三辺（山側・墳墓前面・背面）に区画溝があると考えられる。康玄・同室墓前面および貴林室墓背面の区画溝は、墓所外郭の境界となる位置にある。とくに、貴林室墓背面の区画溝は任風墓背面、任風室墓背面および裾側へと連なり、墓所北東側の外郭境界を明確に表している。また、康玄・同室墓山側および墳墓背面の区画溝は、忠次室墓南辺（山側）を経て谷状の東側上下連絡墓道へと連なっている。すなわち、上下方向の区画溝は各墓で独立しておらず、縦に接続している。これらのことから、横山家墓所における基壇周囲の区画溝は、墓所全体および各墳墓の境界としての役割のほか、各墳墓の山側からの湧水を集めて墓所外に排出し、墓域内の地盤を安定させる機能をもっていると考えられる。

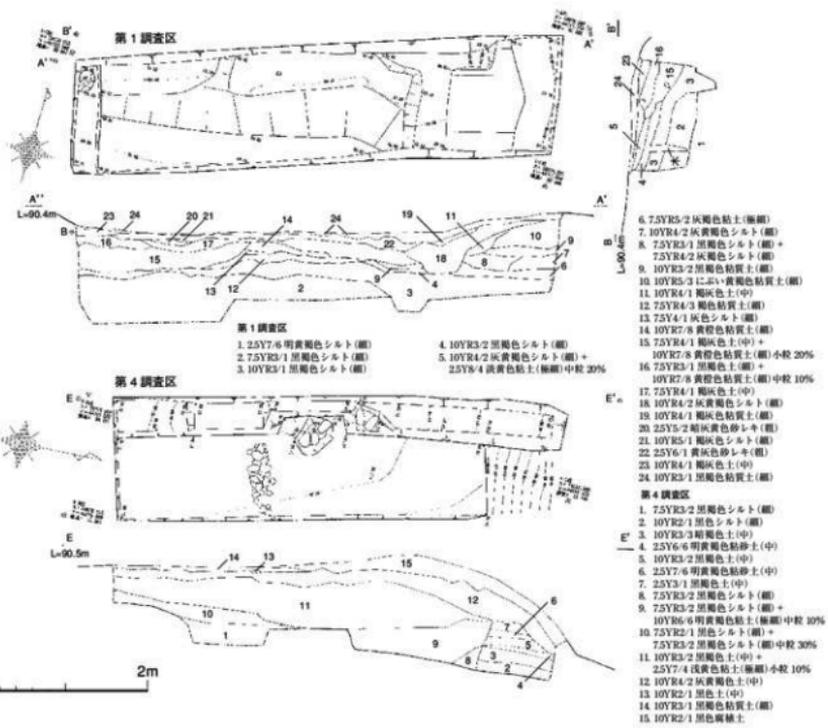
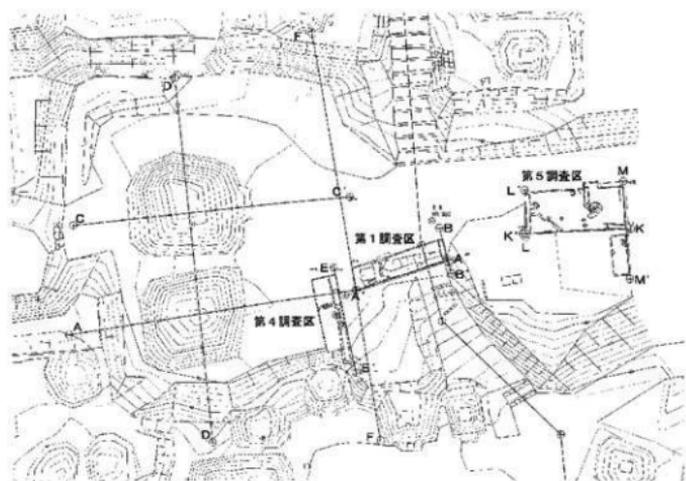
康玄・同室墓の基壇は、一体的に形成されていた。同じように同一基壇に夫妻墓が併置されるのは、四代玄位・同室墓である。また、横山家墓所では長知墓、貴林墓・同室墓を除いて原則夫妻墓は基壇が異なる場合でも併置されている（隆達・同室墓は対面）。康玄は横山家墓所において最初に埋葬された人物と考えられるため、初期の段階から夫妻墓を併置することを前提としていた可能性がある。御帳附小屋跡推定地では、柱穴等明確な建物痕跡を確認できなかった。この平坦地の造成年代は、出土遺物から十七世紀末以前と考えられるが、おそらく、臨時的に設けられた施設と考えられ、どのような構造であったかは、検討課題となった。またこの場所に墓は造成されることはなく、主要墓道の墓所入り口に設けられた空地であることから、葬礼または墓参祭祀に関わる施設をおくための場所として位置づけられていたと推定される。

本調査により、加賀八家墓所が区画溝等の地下遺構を良好に保存しており、文化財的価値が極めて高いことが判明した。

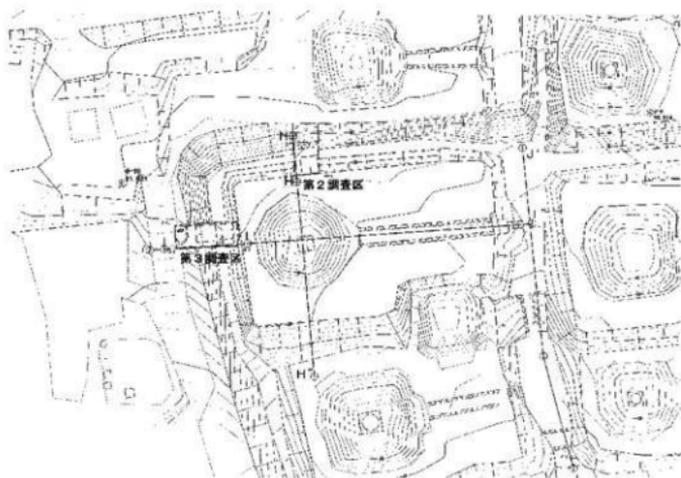
横山家墓所



第1図 横山家墓所発掘調査全体図 (S=1/500)



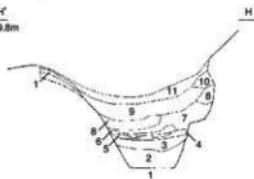
第2図 横山家墓所 第1調査区・第4調査区 (S=1/60)



第2調査区



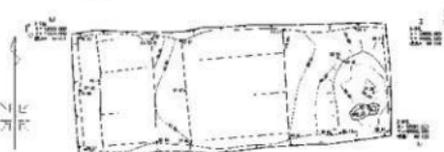
H' L=89.8m



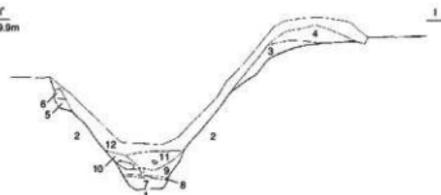
第2調査区

1. 5Y7/3 浅黄色砂レキ(粗)
2. 10YR6/6 明黄褐色粘質土(細) + 10YR3/1 黒褐色土(中)20%(互層)
3. 10YR4/1 暗灰色粘質土(細) + 10YR6/4 にぶい黄褐色粘質土(細)30%(互層)
4. 10YR4/2 灰黄褐色粘質土(細)
5. 2.5Y7/3 浅黄色粘土(極細)
6. 2.5Y3/1 黒褐色粘質土(細)
7. 10YR7/6 明黄褐色粘質土(細)
8. 10YR2/1 黒色土(中) + 10YR6/6 明黄褐色粘土(極細)小粒10%
9. 10YR3/2 黒褐色土(中)
10. 10YR3/1 黒褐色土(中)
11. 10YR2/1 黒色腐植土

第3調査区



H' L=89.8m



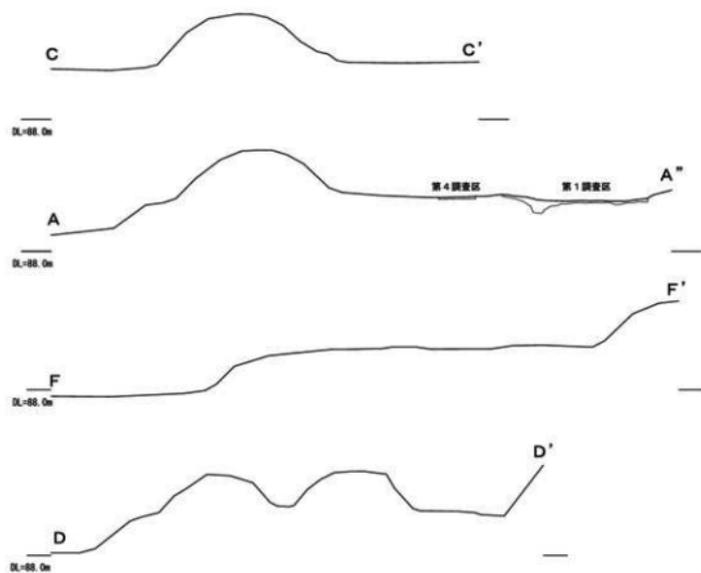
第3調査区

1. 10YR6/4 にぶい黄褐色シルト(細) + 2.5Y7/2 灰黄色レキ(細灰石)中粒50%
2. 10YR6/6 明黄褐色シルト(細)中粒50%
3. 10YR3/1 黒褐色シルト(細)
4. 10YR3/3 暗褐色シルト(細)
5. 10YR4/1 暗灰色シルト(細)
6. 5Y7/3 浅黄色砂レキ(粗)口の腐植土を盛土か)
7. 7.5YR/1 暗灰色粘土(極細) + 炭小粒50%
8. 2.5Y6/3 にぶい黄褐色砂(細)
9. 10YR4/2 灰黄褐色土(中)
10. 2.5Y4/1 黄灰色土(中)
11. 2.5Y3/1 黒褐色腐植土
12. 10YR2/1 黒色腐植土

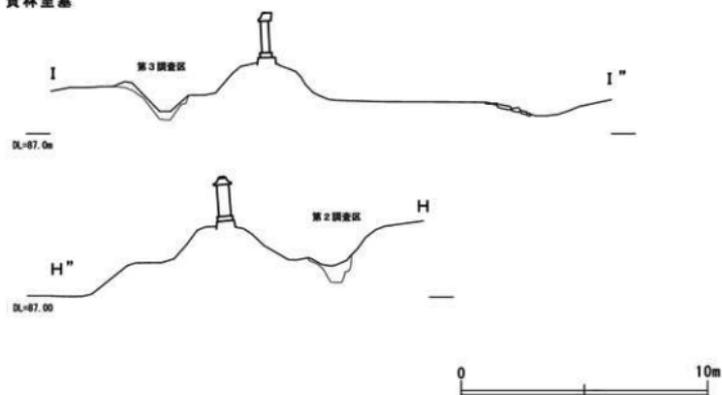
0 2m

第3図 横山家基所 第2調査区・第3調査区 (S=1/60)

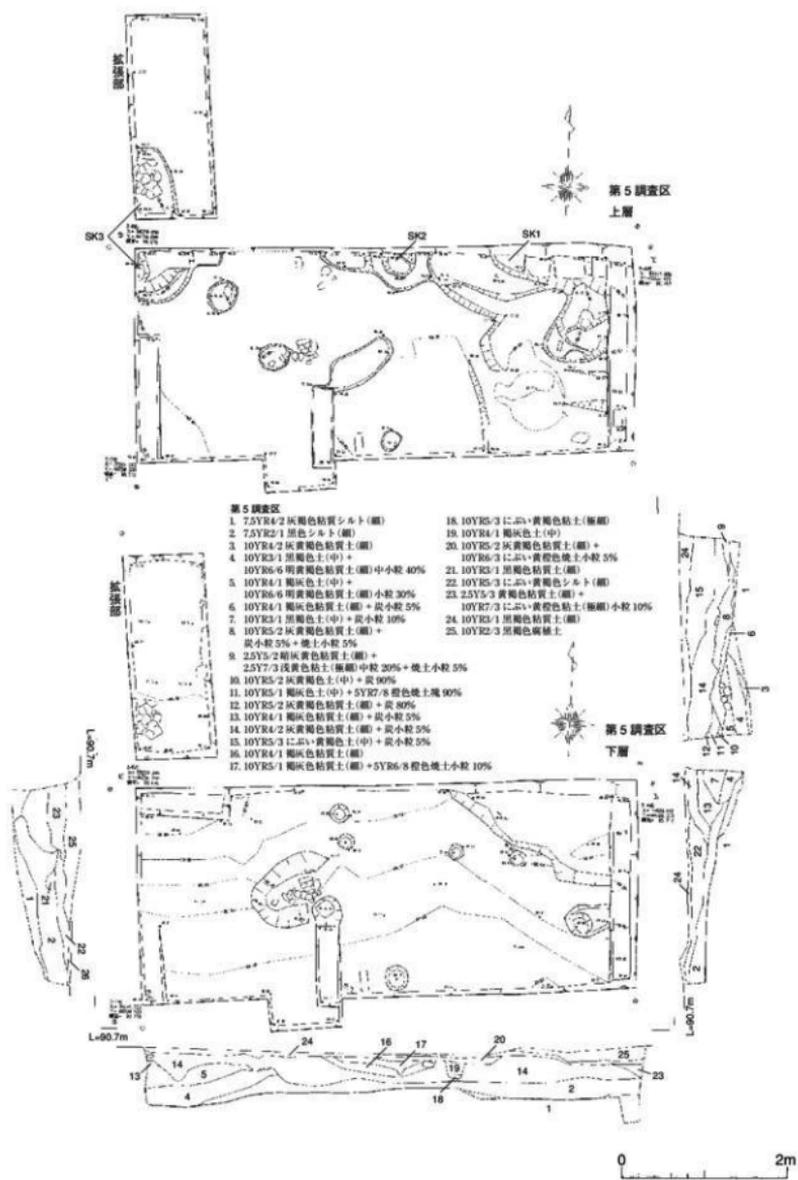
康玄・同室墓



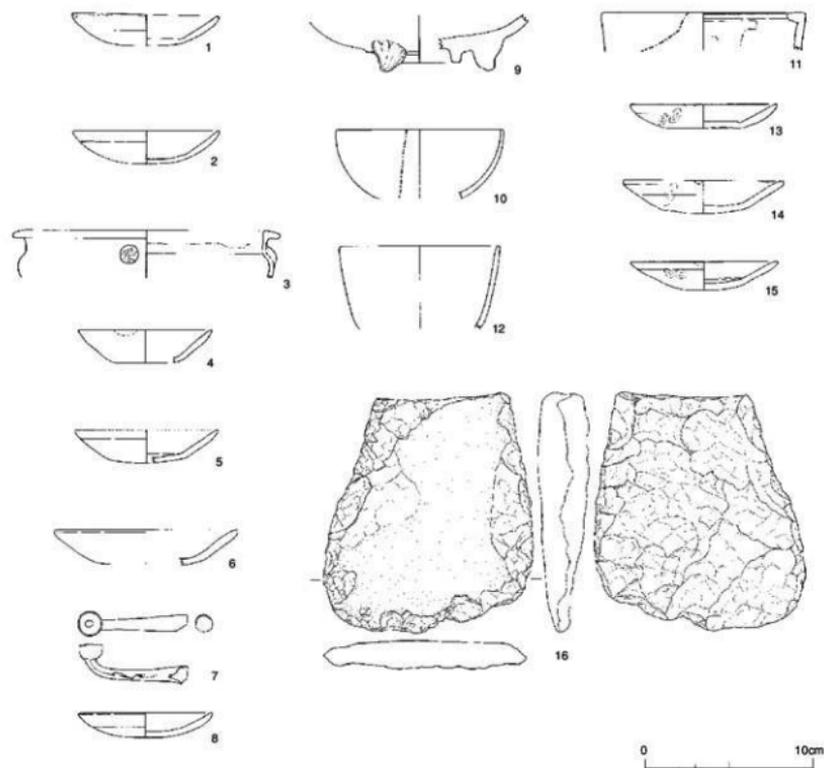
貴林室墓



第4図 横山家墓所康玄・同室墓、貴林室墓 断面図 (S=1/200)



第5図 横山家墓所 第5調査区 (S=1/60)



第 6 図 横山家墓所 出土遺物 (S=1/3)

第 1 表 遺物観察表

番号	調査区	遺構等	器種	材質	法量a	法量b	法量c	法量d	遺存	軸差	給付	色調	産地	備考	実測番号
1	第2調査区	下層	土師器皿	土器	8.8	4.2	2.0	-	□11/12	-	-	淡褐色	在地	灯芯油皿4残	T15
2	第5調査区	SK1	土師器皿	土器	8.8	4.8	2.0	-	□4/12	-	-	橙褐色	在地		T14
3	第5調査区	SK2	香炉	磁器	16.0	-	-	-	□2/12	青磁輪	貼花	灰白色	肥前	灯芯油皿1残	T10
4	第5調査区	SK2	土師器皿	土器	8.0	3.8	2.0	-	□1/12	-	-	淡褐色	在地		T9
5	第5調査区	SK3	土師器皿	土器	8.6	4.2	2.0	-	□2/12	-	-	淡褐色	在地		T13
6	第5調査区	東	土師器皿	土器	11.0	5.0	-	-	□3/12	-	-	淡褐色	在地	内外面摩滅	T11
7	第5調査区	東	煙管煙首	銅	6.6	1.4	1.1	2.5	-	-	-	青緑色	-	5.99g	T12
8	第5調査区	西	土師器皿	土器	8.2	4.4	1.5	-	□4/12	-	-	淡褐色	在地	内底部に極浅い凹線	T1
9	第5調査区	香炉	磁器	-	5.0	-	-	-	底6/12	青磁輪	貼花	灰白色	肥前	内面露胎部降灰	T8
10	第5調査区	上層	網	磁器	10.0	-	-	-	□2/12	透明輪	-	白色	肥前	口紅、漆黒	T5
11	第5調査区	上層	香炉	磁器	12.2	-	-	-	□1/12	青磁輪	-	灰色	肥前	漆黒、内面露胎部橙色	T7
12	第5調査区	上層	網	陶器	9.6	-	-	-	□2/12	透明輪	-	灰褐色	肥前	京焼風陶器	T6
13	第5調査区	上層	土師器皿	土器	8.8	4.2	1.4	-	□2/12	-	-	淡褐色	在地	灯芯油皿1残	T3
14	第5調査区	上層	土師器皿	土器	9.6	4.6	2.0	-	□8/12	-	-	淡褐色	在地	灯芯油皿2残、内面凹線	T4
15	第5調査区	上層	土師器皿	土器	8.8	4.4	1.7	-	□2/12	-	-	淡褐色	在地	灯芯油皿1残、内面極浅い凹線	T2
16	第1調査区	下層	打製石斧	石器	(14.4)	12.4	2.8	-	-	-	-	青灰色	-	凝灰岩、520g	T16

第三節 類似大名家の重臣墓所について

八家墓所の鋪付けを行うに当たり、有力大名家墓所が所在する自治体へアンケート調査を実施した。対象は石高十石以上の藩がかつて存在した自治体である。鹿児島市（島津家・石高七万石）、名古屋市（尾張徳川家・石高六万九千石）、和歌山市（紀州徳川家・石高五万五千石）、熊本県・細川家・石高五万四千石、福岡市（黒田家・石高四万七千石）、広島市（浅野家・石高四万二千石）、萩市（毛利家・石高三万九千石）、佐賀市（鍋島家・石高三万七千石）、彦根市（井伊家・石高三万石）、鳥取市（池田家・石高三万五千石）、津市（藤堂家・石高三万三千石）、福井市（松平家・石高三万石）、岡山市（池田家・石高三万五千石）、徳島市（蜂須賀家・石高二万六千石）、久留米市（有馬家・石高二万石）、米沢市（上杉家・石高一万五千石）、松代市（真田家・石高一万石）の十七の県市である。なお、仙台市と水戸市はアンケート時期が東日本大震災後であったため、対象から除外した。アンケートの内容は、次の通りである。

設問一は、重臣墓所について調査を実施しているか、または現在調査を行っているのかについて次の回答より選択するものである。

一、調査を実施している。

二、調査を実施していない。

三、その他。

実施しているとの回答があったのは熊本県、松代市の二県市である。熊本県の場合、人吉市で清院跡及び了清院墓と宇土市細川家墓所でそれぞれ藩士墓所を市の指定史跡としており、指定に際して詳細調査を実施している。また、八代市春光寺では現在指定作業が行われている。松代市は藩士墓のうち二件（恩田木工民親、花井吉成）について墓石を市指定文化財としており、これに関する調査を実施している。ほか、十五の都市では実施していないと回答があった。この結果から、他の自治体での重臣墓所に関する調査事例は少数であることが窺われる。

設問二では、藩主家墓所と重臣墓所の位置について質問した。八家墓所の場合、

藩主家墓所に隣接、あるいは近い位置に墓所があり、藩主家と八家の間に密接な関係があったことを物語っている。次の回答より選択するものである。

一、同じ墓地（敷地）内で隣接している。

二、同じ墓地（敷地）内だが隣接していない。

三、墓地が異なる。

四、その他。

十四の県市より位置関係について把握しているとの回答を得た。熊本県（殉死墓）、彦根市、久留米市の三県市では、藩主家墓所と重臣墓所が隣接しており、鳥取市は国史跡池田家墓所内に家老和田三信墓があり、徳島市は同じ墓所であるが、隣接しておらず、他の九市では隣接していないとの回答を得ている。この結果から、藩主家墓所と重臣墓所の立地をみた場合、藩主家墓所と重臣墓所が密接な関係にある事例は少ないことが窺われる。

設問三では重臣墓所の立地について質問した。寺院内に墓所を設ける場合と、寺院外に設ける場合とを検討するものである。次の回答より選択するものである。なお、設問三のみ複数の回答を可とした。

一、寺院内に複数の重臣墓所が存在する。

二、寺院毎に個別の重臣墓所が存在する。

三、寺院外で複数の重臣墓所が集合した共同墓所が存在する。

四、寺院外で個別に重臣墓所が存在する。

五、その他。

回答のうち、最も多かったのは寺院毎に個別の墓所を設ける場合で、次いで寺院内に複数の墓所を設ける場合が続く。野田山墓地のように寺院外で複数の墓所を設ける事例は熊本県、彦根市、徳島市の三県市である。この回答結果から、寺院外に広大な墓所を設ける事例は少ないことが窺われる。

設問四では重臣墓所の面積について質問した。八家墓所の場合いずれも大名クラスの禄高を誇り、他の家臣墓所と比較しても墓所の面積は大きい。他藩の重臣墓所の面積と比較するための設問である。次の回答より選択するものである。

一、二万平方メートル以上

二、一万五千平方メートル以上二万平方メートル未満

三、一万平方メートル以上一万五千平方メートル未満

四、五千平方メートル以上一万平方メートル未満

五、五千平方メートル未満

熊本県、徳島市、米沢市の三県市より、面積が五、〇〇〇平方メートル未満であると回答を得ている。野田山の八家墓所に比肩しうる規模の墓所は例がないことが明らかとなった。

設問五では野田山のような重臣墓所が集合している場合、どれだけの数が集まっているのかについて質問した。野田山墓地の場合、藩士の墓所数は八持組クラスだけで多数を数え、中級・下級藩士を含めるとその数は膨大なものとなる。墓所の規模を比較するための質問である。次の回答より選択するものである。

一、一〇〇家以上

二、一〇〇家以上一〇〇〇家未満

三、二五〇家以上五〇〇家未満

四、二五家未満

熊本県、徳島市、米沢市の三県市より回答を得ている。熊本県と徳島市では二五家未満で、米沢市では十四家が集まる墓所がある。野田山墓地に類する規模の大きい墓所は今回の調査ではみられなかった。

設問六では重臣墓所の史跡指定に関して質問した。重臣墓所で国、県、市町村のどのレベルの指定がなされているかを把握するための設問である。

一、都道府県指定史跡

二、市区町村指定史跡

三、未指定

四、その他

重臣墓所が国の指定を受けている例として岡山市の池田家墓所の津田水忠墓と、新宮市の史跡新宮城跡の附として水野家墓所と、史跡鳥取藩主池田家墓所に家老和田三信墓が指定に含まれていると回答を得ている。重臣墓所で単独で国の指定を受けている回答は無かった。また、県指定史跡として広島市、米沢市、市

指定として鹿児島市、人吉市、宇土市、松代市で市指定史跡となっているとの回答を得ている。いずれの場合も個別に指定されている。

重臣墓所の調査は例が少ないことが明らかとなった。藩主家墓所を指定するにあたって実施した詳細調査に関する報告は多いが、藩主家墓所に次ぐ重臣墓所の場合、調査を実施する機会は決して多いとは言えないのが現状である。

藩主家墓所と重臣墓所の関係をみた場合、藩主家墓所に隣接する墓所は他の藩でも例がある。しかし、野田山墓地のように藩主家墓所に隣接して多数の重臣墓所が存在する事例はみられない。藩主と重臣の間連なるともいえる場合、野田山墓地は墓所の位置関係から密接な関係があったことを証するものと言える。

また、回答中には明治時代に起きた廃仏毀釈により、重臣墓所が存在した寺院が破壊されたため残っていない例（鹿児島市）や第二次世界大戦の空襲により消失した例（津市）など、様々な原因で墓所が失われている事例もある。野田山墓地は藩主家墓所が造営されたのち、次々と家臣墓所が造営され、江戸後期には町人階層にまで拡大し今日まで連続して存続している。金沢の城下中にある寺院墓所などは都市の変遷に伴い、寺院の移設や改廃が行われる場合があるが、野田山墓地では旧墓地と呼ばれる藩主家墓所に隣接する区域より徐々に範圍を拡大することはあっても、墓所としての機能を喪失するような事態に直面することなく今日に至っている。墓所が継続するという点で野田山墓地は江戸初期からの変遷を知ることができる貴重な存在であると言える。

第五章

総括

野田山墓地における八家墓所の位置づけ

第一節 初期前田家墓所の形成と構造（一七世紀前半代）

野田山における加賀藩主前田家墓所の形成は、初代藩主利家（二五九九年死去）が、遺言により野田山を墓所と定め、標高一五三メートルの中腹に上下二段の平坦面を造成し、巨大な方形三段築成墳墓を造営したのを端緒とする。墓所は、平坦面前列に二代藩主利常墓、前田長種家室の長女幸姫、正室まつ墓と続き、後列は利長室水墓、村井長次室の七女千世墓（一六四一年死去）等があり、東西約一五〇メートルに南北約六五メートルの空間に計九基が配置されている（第一期）。墳墓前には緑色凝灰岩製の宝篋印塔を内部に納めた同製石彫が安置され、墳墓を囲むように堀が方形に巡らされている。

一方、初期前田家墓所の周囲には重臣墓が造営され、歴代墓に発展した事例も存在する。まず、前田家墓所の正面には加賀八家村井家の初代長頼墓（一六〇五年死去）、次いで二代長次墓（一六一三年死去）が、墓所の東西両脇には加賀八家奥村宗家の初代水福墓（一六二四年死去）、二代栄明墓（一六二〇年死去）、同じく八家奥村支家の初代易英墓（一六四三年死去）、和忠墓（一六三九年死去）、などが造営され、尾張以来の重臣墓が前田家の家族墓を守るように取り巻いている。

三代藩主利常墓（一六五八年死去）は、初期墓所から直線距離で約一五〇メートル、比高約三〇メートル下った場所に新たに造営され、墳墓形式や墓所構造が変質する（二期）。

第二節 野田山墓地と重臣墓所（一七世紀後半代）

初期前田家墓所へは麓の野田から墓所へ至る一本の参道が存在した。おそらく利家墓造営に際し鬱蒼と茂る野田山に切り開かれたと推定されるが、一七世紀中頃から中割地区において新たな重臣墓の造営が始まる。重臣墓は、参道から折れ

て六〇〜八〇メートル程入った墓道を開き、参道に向いて一辺五〜七メートルの大方形墳が造営される。中割地区では、八家奥村宗家四代の栄清（一六四六年死去）、同三代父康玄墓（一六四五年死去）、八家横山家の二代長知墓（一六七一年死去）、三代父康玄墓（一六四五年死去）、八家奥村宗家四代の栄清（一六七一年死去）、同三代父康玄墓（一六四五年死去）、八家横山家の二代長知墓（一六七一年死去）などが確認される。また、山裾に北を向く墓所が見られ、松平支蕃家五千石は、初代康浄（一六五二年死去）を墓所奥に配置し、初代を基軸に前面にコノ字形の対象形を指向する配置をとる。現在墓道は存在しないが、当初は初代墓前面の空間地が墓道であった可能性も考えられる。

この時期における重臣墓は点の状態であり、野田山は依然鬱蒼とした山であったと思われる。これら重臣墓は、藩主が墓参に利用する参道脇に墓所を構えるのを憚り、参道から見えない場所に墓所を造営している。しかし、墓所造営二世代目からは、独自に墓所を展開し、また新たに墓所を形成する家臣も増加して、一八世紀以降は武家の集団墓地として発展していく。

第三節 野田山墓地の拡大（一八世紀〜十九世紀前半代）

八家以外の重臣墓、平士、陪臣など様々な身分の墓所が形成されている。確認できるもので古いのは、一八世紀以降に改葬した事例が増加する。人持組五千石の中川家は、墓道正面奥に元禄末年〜正徳年間に死去した四・五代当主墓と正室墓を造営し、初代・三代夫妻は土側の一段高い場所に配置されていることから、四代以降に改葬したことが推測される。また、「国事雑抄」によれば、享保十一年以前に戸田清兵衛、伴源兵衛、享保十一年（一七二六年）に御大少将久能吉太夫、享保十六年（一七三二年）に村田主水等の平士クラスが、「改葬遠慮引」を申し出ている。一八世紀に入り、武士の改葬が目立つ理由は明らかではないが、それまで重臣に偏重していた造墓主体が、改葬により平士クラスまで拡大したと考えられる。

次いで、それらより遅れて山裾に町人墓の造営が開始される。「丸家諸事記」によれば、享和三年（一八〇二年）墓番を仲介した桃葉寺、使用料として六匁五分、役僧へ二匁、墓の雇い賃九匁を支払い、野田山に墓所を掃えている。別

史料では、桃雲寺との間に受け取りの覚書が作成されている。また、一九九〇年手代の死去に際し、遺言などにより野田山に埋葬されることを希望しており、十九世紀における町人層の意向を反映している。山側環状道路建設に伴い、墓所が移転しており、立会い調査等が行われている。調査対象面積は一六、〇〇〇平方メートル、墳墓数二千基以上に及ぶ。報告書によると、家柄町人である龜田家(宮竹屋)は正徳六年(一七一六年)建立の墓石を初現として以後継続的に造営されるが、例外的で敷地も広く武士墓である。次いで、十八世紀末代に入ると町人墓が見られるが、宝暦(寛政年間までの約五〇年間)で約一四基以上と極めて少量である(約六パーセント)。ところが十九世紀初頭の文化年間(約九四パーセント)は、慶応年間までの約七〇年間に二一四基以上を数える約九四パーセント)の多くは、軟質の緑色凝灰岩を石材に使用している。江戸後期に至り、野田山は近世城下町住民の共同墓地の景観を呈する。

第四節 八家各墓所の展開

野田山に営まれた六家としては、初期前田家墓所に隣接する奥村支家、初期前田家墓所から近くに移転した村井家、四代以降中割地区に下りた奥村宗家、中割地区に造営した横山家と前田土佐守家、最後に芝山地区に造営した長家がある。また、寺院内に墓所を設けた二家は、野田山に隣接する大乗寺の本多家、市内玉龍寺の前田長種家がある。

奥村支家墓所(一万二千石)

初期前田家墓所を東に望む上野地区に、一期から唯一移動することなく継続して現在まで営まれている。方形墳二基を連結した夫婦合葬墓を基本とする。宗文(兩家祖である水福夫妻墓を中央に、向かって右側に二代父和忠夫妻墓、左側に初代易英夫妻墓を配する。当初から合葬であったかは確認できないが、寛文十三年(一六七三)、二代康禮が木下順庵撰文による水福の亀賦と儒教思想に基づく夫婦共有の砂質凝灰岩の位牌型墓石を整備しており、夫婦合葬墓と墓石の形式は以後踏襲される。但し、墓石は八代当主墓(一七四六年)から石材が青灰色凝灰岩に代わる。二、三代は先の三合葬墓の両脇にコの字形に配されるが、それ以

降は前面空間を埋める形で造墓が進み、十二代(当主一八四六年、室一八六六年死去)以降は前面空間に余裕が無くなり初代墓後方に造墓する。子女墓は墓所後方の一段低い場所にまとめて配置されている。最終的な墓所の範囲は、歴代墓が南北約二メートル、東西約一八メートル、子女墓が南北約二メートル、東西八メートルを測る。

村井家墓所(一万六千五百九石)

当初は前田家初期墓所の前面に墓所を営み、初代長頼墓が大型五輪塔、利家七女千世の夫二代長次墓と利常妻女の三代墓(一六三三年死去)が前田家と同様の凝灰岩製宸印塔、石祠を組み合わせたが、三代長家以降の歴代墓所は西に約五メートル離れた場所に移転する。新たな墓所で最初に埋葬されたのは四代長朝(一六五五年死去)と同室(一六五六年死去)で、墳墓は正面奥の西側に併置され、次いで南側にし字形に配置するが、夫婦は必ずしも併置形式に拘らない。子女墓は北辺に密集する。墓石は主に大型の五輪塔を使用し、石質は不明凝灰岩と地元産安山岩(戸室石)に大別される。墓石には、「吉祥瑞雲」、「堅固法身」等の文字が刻まれている。最終的な墓所の規模は、西側を堀により南北東西約三二メートル、南北約二四メートルの長方形状を呈する。南東側が地形の関係から一段高く整地されている。

奥村宗家墓所(一万七千石)

三代榮政墓(一六五二年死去)まで、初期前田家墓所東側に営まれていたが、四代榮清(一六七一年死去)以降は、中割地区へ下って歴代墓所を形成する。新墓所で最初の榮清墓は墓道正面に西を望む一辺約六メートルの方形墳墓で、同正室(翌年死去)は向かって左側に配置されており、単独墓の夫婦併置を原則とする。配置は新墓所初代の榮清墓が奥で一段高い場所に配置され、以後前面に墳墓をコの字形の配置を指向する。最終的な墓所の規模は、東西約五〇メートル、南北約二八メートルを測る。

横山家墓所(三万石)

最初に三代父康玄(一六四五年死去)が、翌年二代長知が相次いで亡くなる。約二〇メートルの間隔で南北に平行する墓道と一不開き、傾斜地であるため階段

状に平坦面を造成し、上段に長知墓、下段に康玄墓が配置される。共に西方を望む一辺約五メートルの方形墳墓である。康玄墓と向かつて左側の同室墓は方形に区画されたい間に併置されており、この夫婦併置形式は四代、五代と継承され、七代墓まで西を向く（仮称・前期墓所）。三代から四代へと階段状に下がり、五代から七代はその後方を下から上へ上がっていく。両者の間には堀が走っており、後述する絵図には橋が架かっている。その後、十八世紀末に墓所を上方へ移動し、南墓道を利用して八代降從墓（一七九二年死去）と向かつて右側に室墓を配した北を向く夫婦併置形式となる（仮称・後期墓所）。十八世紀後半以降に子女墓が増加するが、特に専用の区画を持たず、空き空間を利用して、墓石は、五代当主から五輪塔を、正室は笠付位牌形が使用され、八代以降は当主も笠付位牌となる。天保十五年（一八四四年）に十代降章が長知の墓石を修理している。最終的な墓所の規模は、東西約八〇メートル、南北約七五メートルと、八家の中でも最大である。

前田土佐守家墓所（二万一千石）

二代直之（一六七四年死去）が参道から伸びる墓道正面に西を臨む一辺約六メートルの方形墳墓に埋葬される。同室（一六七五年死去）は一辺約五メートルと一回り小さく、下方の一段低い場所に営まれている。以後、上段に北へ向く当主・準代等の男性墓、下段に上段と向き合うように室・女性墓を配置する形式となる。唯一の例外として、利常外孫の三代室墓（一七二五年死去）が上段に位置する。以後、原則奥へ造墓がなされており、幕末の八代、近代の十二・十三代の各夫婦は合葬墓の形式を取る。近世における墓所の規模は、東西約六・七メートル、南北約二・四メートルと細長い長方形形状を呈している。因みに、上段の幅は約一〇メートルを測る。

長家墓所（三万三千石）

当初、鹿島半郡を統治し、七尾市東嶺寺等を菩提寺とし歴代墓所を営むが、浦野事件を契機として藩に組み込まれ、四代尚速が十歳で当主となる。四代室の墓は五代藩主綱紀の養女として長家に嫁し、宝永四年（一七〇七年）に亡くなり、墓所は前田家墓所に接した芝山地区最高所の綱紀六男雅一郎墓（一六九九年死去）

の前面に位置する。前田家墓所を描いた「野田山御廟絵図」には、現在の分割と芝山地区を区分する参道が巷（一円浄院）墓へ続くように描かれており、前田家子女と同様に雅一郎墓前に埋葬されたと推定される。現在長家墓所は、堀と段差により区画された一辺三〇メートル強の敷地を上下二段に区画し、上段東側には一辺二・三メートル、下段との比高差二メートル強の平坦面を造成し、中央に径約一〇メートル・高さ約二メートルを測る四代室の大型墳墓が位置する。一辺約五メートルを測る五代高連墓（一七三五年死去）は、下段の正面奥に配置されており、両脇には九十一代合葬墓がある。六・八代当主墓は市内の菩提寺開禪寺に埋葬され、野田山と寺院墓所が併用されている。墓石は、近代に方形角柱形式のものや設置され本来の様相は不明であるが、東嶺寺や開禪寺から神仏習合色の濃い墓石が考えられる。

本多家墓所（五万石）

野田山に近い曹洞宗大乗寺に墓所が営まれている。墓所は初代から六代までの旧墓所と約四〇メートル離れている七代以降の新墓所の二箇所存在する。初代政重（一六四七年死去）は城南野中に埋葬されたと伝えられており、大乗寺は元禄年間に現在地へ移転していることから改葬されたものと推定され、宝永五年（一七〇八）に亡くなった二代政長から当地に埋葬されたのであろう。旧墓所は、土間に囲まれた内法南北約一五メートル、東西約一五メートルの長方形の墓域奥に、初代夫妻を中心に向かつて右に二代夫妻、左に三代夫妻を配し、三代室墓から脇に「」字形に折れて四代・六代夫妻の墓が続く。配置は二代を除き右に当主、左に正室となる。封面には子女墓が配される。墓は、墓石が赤戸室石を使用し、石製基壇に載せるが、初代夫妻の墓石のみ同一基壇である。新墓所も土室を知らせた長方形墓域に七代以降の夫婦墓が旧墓所を向いて造営されている。

前田長種家墓所（二万八千石）

野町曹洞宗玉龍寺本堂後方に墓所が営まれている。玉龍寺は、長種家に從つて尾張・越中守山・富山・加賀小松・金沢法船寺町を経て、慶安元年（一六四八年）に現在地へ移転した。墓所は本堂裏手に営まれていたが、戦後の道路拡幅工事のため墓所が削減され、墓石の多くが移動している。墓石は、初代室（一六六六年

死去」と二代直知(一六〇年死去、一六二八年)は緑色凝灰岩の宝篋印塔を、初代長種(一六三一年死去)と四代孝貞(一七〇七年死去)は舟形板碑を、五代以降は青戸室石製の笠付位牌形となる。初代室は利家長女であるため、墓石とは別に初期前田家墓所同様の石欄を持つが、近年建て替えられた。六代以降は約二五メートル離れた場所ので石基壇上に笠付方柱形の墓石が載る。

第五節 横山家墓所絵図の構造

横山家には、安永二年(一七七三)に野田山を管理する桃雲寺との間で確認・作成された墓所図が残されている。絵図は七代隆達が当主の前期墓所図であるが、十代隆章(一八六〇年死去)まで記載されていることから、幕末まで書き足し使用されていたと推定される。

絵図によれば、参道の横には「ほり」があり、二代長知墓に至る南墓道との接続には木橋が、康玄墓に至る北墓道には土橋が架かっている。両墓道とも幅は「式間壹尺」(約三・九メートル)、長さには南墓道が「式拾四間」(約四三メートル)、北墓道が「拾九間壹尺」(約三四・五メートル)とある。この絵図の特色は、桃雲寺役僧確認のもと横山家墓所の境界を「宋引惣廻り溝形」と記しており、その範囲内に横山家家臣墓が含まれている点にある。分家の横山帝刀(三〇〇石)、階臣の平手五郎左衛門(三〇〇石)、斉藤伊織(二三〇石)、中川善八(一〇〇石)、山北福太夫(八〇石)、加々井和平太(七〇石)等の名前が見え、安永六年(一七七七年)頃の横山下屋敷図ではいずれも上屋敷周辺に屋敷地を拝領している。家臣墓の数は十一名と少なく少緑のものも含まれることから、自発的な墓所進出を想定したい。また、家臣墓所に混じり、「宮井武兵衛殿墓所」のように「殿」敬称を持つ加賀藩士墓所が二箇所存在する。家臣墓所の形成開始時期を確定できないが、横山家墓所の形成より時間をおいて家臣墓所が形成されたため、藩士墓所が混在する状況に至ったと推測される。いずれにせよ、十八世紀後半に横山家当主とその家臣が一体的に墓所を造営している事実をこの絵図により確認できる。

第六節 結び

野田山墓地における悉皆調査を実施したわけではないので、以下の記述には推論を含むことを予めお断りしておく。三代利常墓が造営された十七世紀後半以降、二期藩主墓所に近い中割地区を中心に年寄等の重臣墓が造営され、I期の家族墓的な様相からII期は藩主を頂点に重臣が加わる武家墓所としての性格が強い。しかし、八家中六家しか存在しないように、全ての重臣が墓所を造営したわけではなく、藩により制度化されたものでもない。藩主が墓参する野田山に墓所を営むことは、十八世紀以降に平土の改革が増加すること等からも、一つのステータスであった。この傾向は持続し、十九世紀に入るや町人墓が激増し、近世城下町の集団墓所のような景観を呈した。

八家墓所は加賀藩の重臣墓所を代表する大名級墓所であり、野田山では土盛の方形大型墳墓と石製大型墓石を組み合わせている。単独の夫婦併置形式を主とする家と夫婦合葬の奥村支家、男性を上段に配置する前田土佐守家、大型五輪塔の村井家等、八家墓所の様相は個性的であり、必ずしも共通するものではない。また、横山家墓所絵図から同家陪臣墓が隣接して営まれていたことが明確となり、藩の身分制度を墓所に反映するものと言えよう。藩成立期において、八家以外に高禄を有した重臣は他に存在するが、近世を通じて安定した石高を有し、十七世紀後葉以降は人持組頭としての家格を維持し藩政を指導したのは、八家の年寄衆であった。野田山における六家、寺院内墓所の二家と形態は異なるが、いずれも加賀藩における近世墓所を語る上で、欠くことのできない重要な墓所である。

(注)

- (一) 森田平次「国事雑抄 中編」一九七一 石川県図書館協会
- (二) 「九家諸事記 附 小倉日記抄」一九八四 日本海地域史料叢書
- (三) 金沢市「野田山墓地」二〇〇三
- (四) 横山家墓所絵図は、横山昭昭氏の「好意により拝見した。
- (五) 木越隆三、池田仁子「藩老横山家の3枚の下屋敷図について」『金沢城研究第6号』二〇〇八



第1図 前田家基所と野田山基地 (17世紀前半頃)



第2図 前田家基所と野田山基地模式図 (17世紀後半頃)



長家墓所 四代室墓



横山家墓所 二代長知墓



前田土佐守墓所 二直之墓



奥村宗家墓所 四代栄清墓



奥村支家墓所 初代易英墓



村井家墓所 初代長頼墓



本多家墓所 初代政重墓 (中央)



前田長種家墓所 初代長種墓 (右)



長家墓所 四代室墓石



横山家墓所 二代墓石



前田土佐守家 三代室墓石



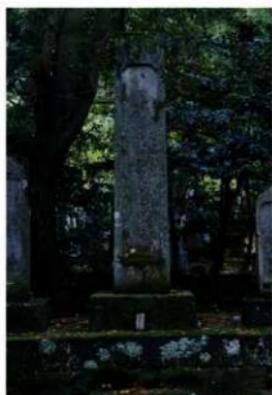
奥村宗家墓所 八代墓石



奥村文家墓所 初代墓石



村井家墓所 初代墓石



本多墓所 初代墓石



前田長種墓所 初代墓石



奥村支家墓所 亀趺



長家墓所 入口



長家墓所 四代室墓



長家墓所 五代墓



長家墓所 七代子女墓



長家墓所 九代墓



長家墓所 十一代墓



長家墓所 十二代墓



長家墓所 十三代室墓



長家墓所 十三代墓



長家墓所 十代墓



長家墓所 十一代生母墓



長家墓所 子女墓列石造物配置状況



長家墓所 当主墓列石造物配置状況



長家墓所 十代墓



長家墓所 土壘



長家墓所 四代室墓 参拝用施設



横山家墓所 墓所入口



横山家墓所



横山家墓所 二代墓



横山家墓所 三代墓



横山家墓所 三代墓



横山家墓所 三代墓



横山家墓所 三代父墓



横山家墓所 三代父墓



横山家墓所 四代墓



横山家墓所 四代室墓



横山家墓所 五代墓



横山家墓所 五代室墓



横山家墓所 六代墓



横山家墓所 六代室墓



横山家墓所 七代墓



横山家墓所 七代室墓



横山家墓所 八代墓



横山家墓所 八代室墓



横山家墓所 九代墓



横山家墓所 九代室墓



横山家墓所 十代墓



横山家墓所 十代室墓



横山家墓所 十一代墓



横山家墓所 十一代室墓



横山家墓所 十二代墓



横山家墓所 子女墓



横山家墓所 十三代墓



横山家墓所 子女墓



横山家墓所 子女墓



横山家墓所 最上段墳墓の列



横山家墓所 上段墳墓の列



横山家墓所 中段・下段



前田土佐守家 墓所入口



前田土佐守家 二代墓



前田土佐守家 二代室墓



前田土佐守家 三代墓



前田土佐守家 三代室墓



前田土佐守家 四代墓



前田土佐守家 四代室墓



前田土佐守家 五代墓



前田土佐守家 五代室墓



前田土佐守家 六代墓



前田土佐守家 六代室墓



前田土佐守家 七代墓



前田土佐守家 七代室墓



前田土佐守家 八代墓



前田土佐守家 九代墓



前田土佐守家 十代墓



奥村宗家墓所 入口



奥村宗家墓所 正面表示石柱



奥村宗家墓所 四代墓



奥村宗家墓所 四代栄清台石



奥村宗家墓所 四代栄清墓背面



奥村宗家墓所 四代宝墓



奥村宗家墓所 五代墓



奥村宗家墓所 五代灯笼



奥村宗家墓所 五代室墓



奥村宗家墓所 六代墓



奥村宗家墓所 六代室墓



奥村宗家墓所 七代墓



奥村宗家墓所 七代室墓



奥村宗家墓所 八代墓



奥村宗家墓所 八代室墓



奥村宗家墓所 九代墓



奥村宗家墓所 九代室墓



奥村宗家墓所 十代墓



奥村宗家墓所 十代室墓



奥村宗家墓所 十一代墓



奥村宗家墓所 十一代室墓



奥村宗家墓所 十二代墓



奥村宗家墓所 十三代墓



奥村宗家墓所 十三代室墓



奥村支家墓所 近景



奥村支家墓所 初代室墓



奥村支家墓所 二代父室墓



奥村支家墓所 二代室墓



奥村支家墓所 三代室墓



奥村支家墓所 四代墓



奥村支家墓所 五代室墓



奥村支家墓所 六代墓



奥村支家墓所 七代墓



奥村支家墓所 八代墓



奥村支家墓所 九代墓



奥村支家墓所 十代室墓



奥村支家墓所 十一代室墓



奥村支家墓所 十二代室墓



奥村支家墓所 十三代室墓



奥村支家墓所 十四代室墓



村井家墓所 初代墓



村井家墓所 初代墓台石



村井家墓所 二代墓



村井家墓所 三代墓



村井家墓所 四代墓



村井家墓所 四代室墓



村井家墓所 五代墓



村井家墓所 五代室墓



村井家墓所 六代墓



村井家墓所 六代室墓



村井家墓所 七代墓



村井家墓所 七代室墓



村井家墓所 八代墓



村井家墓所 八代室墓



村井家墓所 九代合葬墓



村井家墓所 十代墓



村井家墓所 十一代合葬墓



村井家墓所 十一代室墓



村井家墓所 四代室・四代・三代墓列



村井家墓所 七代・七代室・六代室墓



村井家墓所 六代・九代・十代墓



村井家墓所 子女墳墓群



村井家墓所 入口



村井家墓所 九代合葬墓銘文



本多家旧墓所 入口



本多家旧墓所 正面初代政重墓



本多家旧墓所 初代墓・室墓



本多家旧墓所 二代・室墓



本多家旧墓所 三代・室墓



本多家旧墓所 四代・室墓



本多家旧墓所 五代・室墓



本多家旧墓所 六代・室墓



本多家旧墓所 子女墓基段列



本多家旧墓所 子女墓列



本多家新墓所 入口



本多家新墓所 当主墓・室墓列



本多家新墓所 七代・室墓



本多家新墓所 八代墓



本多家新墓所 九代墓



本多家旧墓所 十代墓



本多家新墓所 十一代墓



本多家新墓所 十二代・室墓



本多家新墓所 九代・十代・十一代



本多家新墓所 子女墓列



本多家新墓所 子女墓



本多家新墓所 当主墓列背面



本多家新墓所 入口 仇討ち墓



本多家新墓所 永代墓



前田長種家墓所 玉籠寺正面



前田長種家墓所 北地点



前田長種家墓所 初代墓



前田長種家墓所 初代室墓



前田長種家墓所 二代墓



前田長種家墓所 二代墓



前田長種家墓所 四代墓



前田長種家墓所 六代室墓



前田長種家墓所 六代墓



前田長種家墓所 八代墓



前田長種家墓所 七代墓



前田長種家墓所 九代室墓



前田長種家墓所 十代墓



前田長種家墓所 子女墓



前田長種家墓所 子女墓の列



前田長種家墓所 整理墓



前田長種家墓所 初代室墓右側面



前田長種家墓所 初代室墓左側面



前田長種家墓所 二代墓右側面



前田長種家墓所 二代墓左側面



前田長種家墓所 三代墓右側面



前田長種家墓所 三代墓左側面



前田長種家墓所 永代墓右側面



前田長種家墓所 永代墓左側面



第1調査区と康玄・同室墓



第3調査区(貴林室墓 東溝)



第1調査区(康玄・同室墓 溝・墓道)



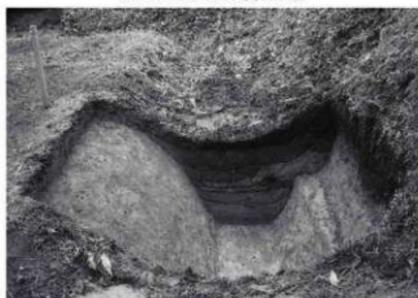
第4調査区(康玄・同室墓 基壇)



第2・3調査区と貴林室墓



第5調査区(御帳附小屋推定地)



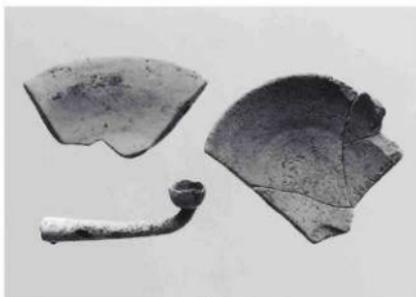
第2調査区(貴林室墓 南溝)



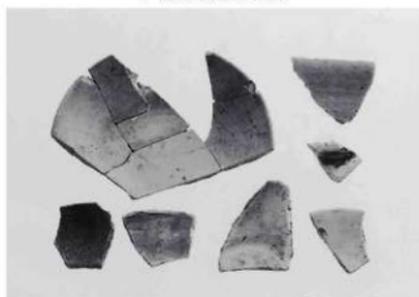
第5調査区と康玄・同室墓



1 (第2調査区下層)



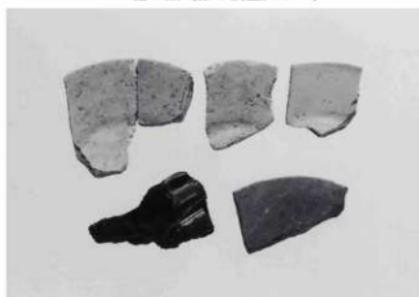
6・7・8 (第5調査区)



2・他6点 (第5調査区SK1)



9・11・10・13・15・12 (第5調査区拡張部)



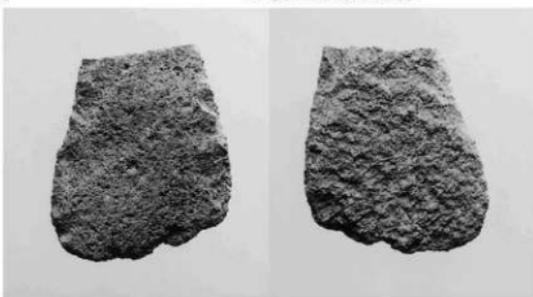
5・他4点 (第5調査区SK3)



14 (第5調査区拡張部)



3・4・他1点 (第5調査区)



16 (第1調査区)

第4章 第四節 自然科学分析について

野田山・加賀八家墓所におけるボーリング調査と分析試料

藤根 久・中村賢太郎 (パレオ・ラボ)

1. 目的

野田山・加賀八家墓所の周辺植生を調べるために、墓所周溝3カ所においてボーリング調査を実施し、オールコア試料を採取した。なお、これらのボーリング試料のうち、周溝の最下層堆積物を採取して、花粉分析およびプラント・オパール分析を行った（花粉分析およびプラント・オパール分析を参照）。

2. ボーリング地点

ボーリング地点は、長家墓所前田恭の墓（1700年前後に没）の周溝、奥村（支）家墓所初代奥村易英の墓（1644年没）の周溝、横山家墓所3代父横山康玄の墓（1645年没）の周溝の3カ所である（図1）。

3. ボーリング調査の方法と分析試料

ボーリング調査は、透明のポリカーボネイト製チューブを装填したパイプを地中に打ち込み、連続的な堆積物を採取した。方法は、直径4cm、長さ1mの透明のポリカーボネイト製チューブを装着した鉄製サンブラーをモンケン（10kg）で打ち込んで採取した。

採取した試料は、現地において開封して堆積物の確認と簡単な記載を行った。試料は、持ち帰って写真撮影と土層記載を行った。

分析は、基盤層直上の黒色土を対象とした。

4. 成果と分析試料

以下に、3カ所の墓所におけるボーリング試料の概要と分析試料について述べる。なお、各試料の柱状および堆積物の特徴記載は図2～4に示す。

[長家：前田恭の墓（1700年前後に没）の周溝堆積物]

深度約72cmの連続試料が採取できた。基盤層の直上において厚さ約2.0～3.0cmの黒褐色（7.5YR3/2）の木材混じり粘土（6層）が確認され、分析試料とした。

[奥村（支）家：初代奥村易英の墓（1644年没）の周溝堆積物]

深度約43cmの連続試料が採取できた。基盤層の直上（間層有）において厚さ約4.0cmの黒褐色（10YR3/1）のシルト質粘土（6層）が確認され、分析試料とした。

[横山家：3代父横山康玄の墓（1645年没）の周溝堆積物]

深度約51cmの連続試料が採取できた。基盤層の直上において厚さ約3.0cmの暗褐色（10YR3/3）の有機質なシルト質粘土（7層）が確認され、分析試料とした。

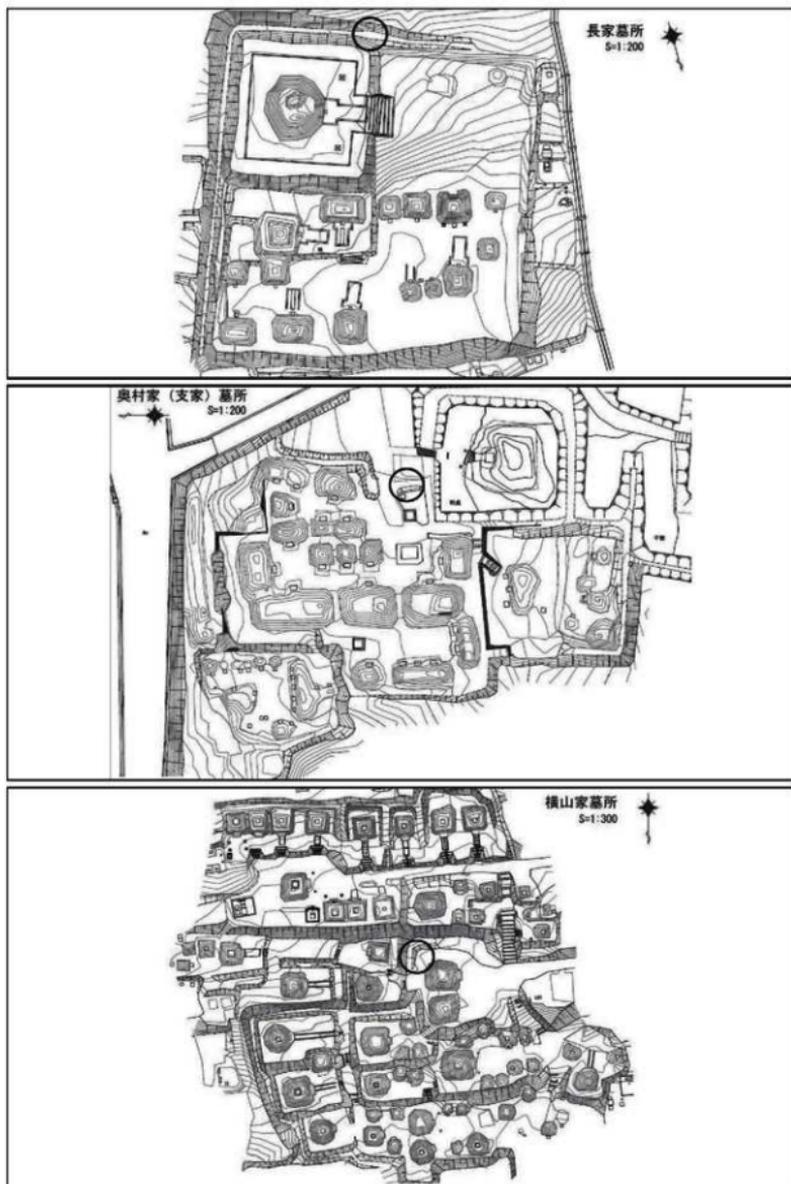


図1 ボーリング調査地点 (○印)

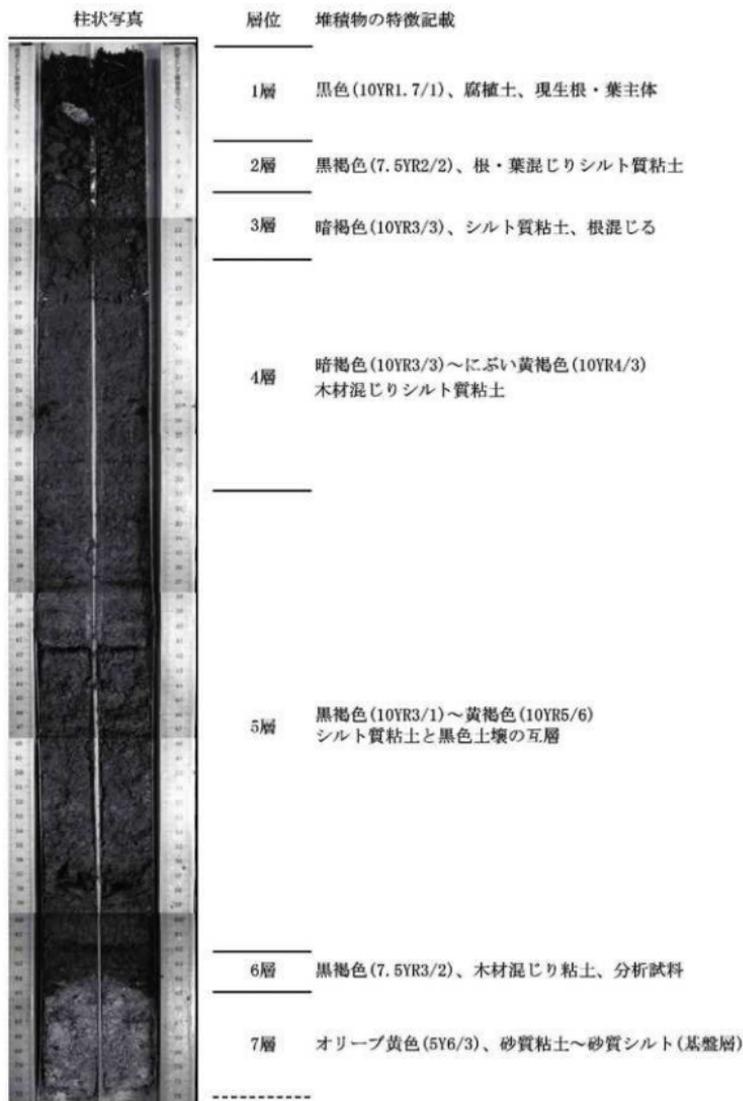


図2 長家、前田恭の墓(1700年前後に没)の周溝堆積物の柱状と特徴記載

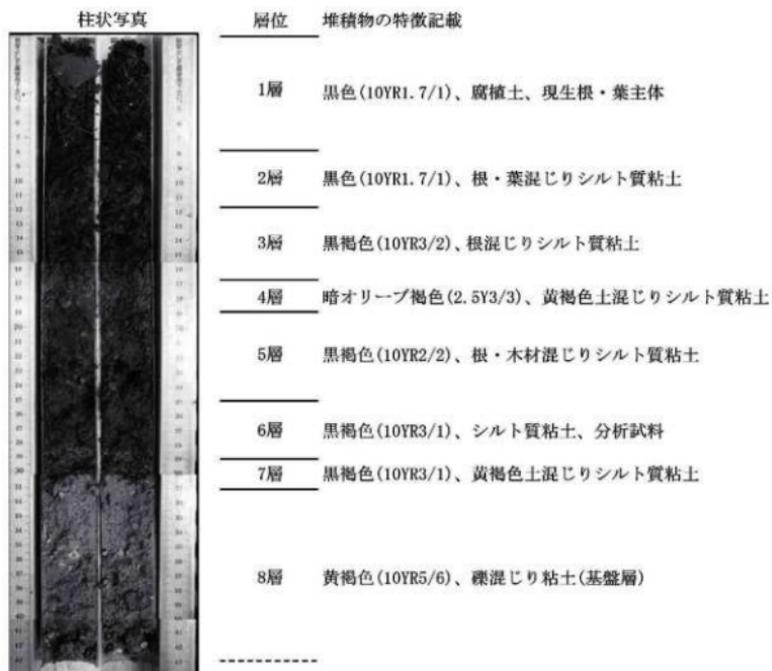


図3 奥村(支)家、初代奥村易英の墓(1644年没)の周溝堆積物の柱状と特徴記載

柱状写真



層位 堆積物の特徴記載

- | | |
|----|-------------------------------|
| 1層 | 黒色(10YR1.7/1)、腐植土、現生根・葉主体 |
| 2層 | 黒色(10YR1.7/1)、腐植土、現生根・葉主体 |
| 3層 | 黒褐色(2.5Y3/3)、根混じりシルト質粘土(空隙多い) |
| 4層 | 黒褐色(2.5Y3/2)、シルト質粘土(空隙多い) |
| 5層 | 暗オリーブ褐色(2.5Y3/3)、シルト質粘土 |
| 6層 | 明黄褐色(10YR6/6)、粘土、礫・粘土ブロック混じる |
| 7層 | 暗褐色(10YR3/3)、シルト質粘土、有機質、分析試料 |
| 8層 | にぶい黄褐色(10YR4/3)、礫混じりシルト質砂 |

図4 横山家、3代父横山康玄の墓(1645年没)の周溝堆積物の柱状と特徴記載



写真1 墓所周溝の各ボーリング調査地点

1.長家墓所前田恭 2.奥村(支)家墓所初代奥村易英 3.横山家墓所3代父横山康玄

1. はじめに

石川県金沢市には加賀藩前田家ゆかりの野田山墓地があり、金沢市では野田山・加賀八家墓所の測量・文献史料などの調査を行っている。この調査に際し、古植生を検討する目的で長家、横山家、奥村（支）家の墓の周溝から土壌試料が採取された。以下では試料について行った花粉分析の結果を示し、墓地周辺の古植生について推定した。

2. 試料と方法

分析試料は、1700年前後に没したと考えられている前田恭の墓の周溝から採取された柱状試料から1点（試料 No.1）、1645年に没したと考えられている3代父横山康玄の墓の周溝から採取された柱状試料から1点（試料 No.2）、1644年に没したと考えられている初代奥村易英の墓の周溝から採取された柱状試料から1点（試料 No.3）の計3点である。各試料の土相は、試料 No.1が黒褐色（7.5YR3/2）の木材混じり粘土（6層）、試料 No.2が暗褐色（10YR3/3）の有機質なシルト質粘土（7層）、試料 No.3が黒褐色（10YR3/1）のシルト質粘土（6層）である。これらの試料から次の手順で花粉化石を抽出した。

試料（湿重量約3～4g）を遠沈管にとり、10%水酸化カリウム溶液を加え10分間湯煎する。水洗後46%フッ化水素酸溶液を加え1時間放置する。水洗後、比重分離（比重2.1に調整した臭化亜鉛溶液を加え遠心分離）を行い、浮遊物を回収し水洗する。水洗後、酢酸処理を行い、続いてアセトリシス処理（無水酢酸9：濃硫酸1の割合の混酸を加え20分間湯煎）を行う。水洗後、残渣にグリセリンを滴下し保存用とする。検鏡は、この残渣より適宜プレパラートを作製して行った。各プレパラートは樹木花粉が200を超えるまで検鏡し、その間に現れる草本花粉・胞子を全て数えた。また、保存状態の良い花粉を選んで、単体標本を作製した。図版に載せた分類群ごとの単体標本（PLC.394～399.425）はパレオ・ラボに保管されている。

3. 結果

検出された花粉・胞子の分類群数は樹木花粉21、草本花粉13、形態分類を含むシダ植物胞子3の総計37である。これらの花粉・胞子の一覧表を表1に、分布図を図1に示した。分布図においては、樹木花粉の産出率は樹木花粉総数を基数とし、草本花粉、胞子の産出率は産出花粉胞子総数を基数とした百分率で示してある。図および表においてハイフン（-）で結んだ分類群はそれらの分類群間の区別が困難なものを示す。さらに、クワ科とバラ科の花粉は樹木起源と草本起源のものがあるが、各々に分けるのが困難なため便宜的に草本花粉に一括して入れてある。

いずれの試料においても樹木花粉の産出割合が非常に高く、なかでもマツ属複維管束亜属（試料 No.2,3）とスギ属（試料 No.1）が突出して産出している。すなわち、試料 No.2,3ではマツ属複維管束亜属が高率で産出しており、それぞれ78%と87%の産出率を示すが、試料 No.1では12%となる。スギ属は試料 No.1では67%と高率で産出しているが、試料 No.2,3ではほとんど産出が見られない。マツ属複維管束亜属とスギ属以外の花粉で目立つのは、コナラ属コナラ亜属とハンノキ属、トチノキ属である。コナラ属コナラ亜属は試料 No.1で10%の産出率を示し、ハンノキ属は3試料で4～10%、トチノキ属は3試料で1～3%の産出率を示す。草本花粉ではイネ科とヨモギ属が3試料で1～3%の産出率を示している。

4. 考察

花粉分析の結果、横山家と奥村（支）家の試料ではマツ属複維管束亜属が多産し、長家の試料ではスギ属が多産した。この3家の墓地の場所は離れているわけではなく、花粉組成の相違と故人の没年代の相違が一致することから、時期によって墓地周辺の植生が違っていたと判断される。すなわち、故人が1644～1645年に没したとされる横山家と奥村（支）家の墓地周辺にはアカマツなどのマツ属複維管束亜属が生育しており、故人の没年代が1700年前後とされる長家の墓地周辺にはスギ林が広がっていたと思われる。さらに、試料採取地が墓地である点や、マツ属複維管束亜属とスギ属が圧倒的に高い割合で産出する点、長家の試料ではスギ属の多産に加え、二次林要素のマツ属複維管束亜属とコナラ属コナラ亜属がある程度産出している点を考慮すると、いずれの墓地周辺も人の手が加わった管理された植生であったと推測される。また、すべての試料に共通してある程度の産出率で産出している分類群にハンノキ属やトチノキ属、イネ科、ヨモギ属などがある。いずれの時期においても、ハンノキ属とトチノキ属は墓地のある野田山の沢沿いなどに生育しており、イネ科やヨモギ属は墓地周辺の草本植生を形成していたと思われる。

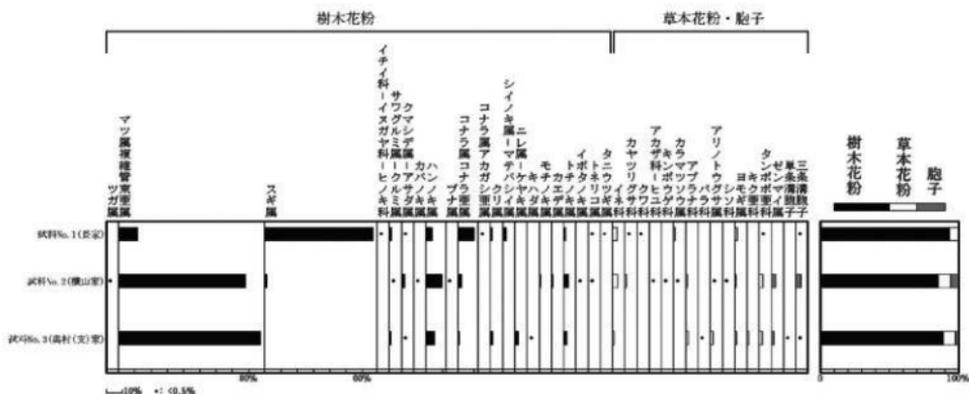
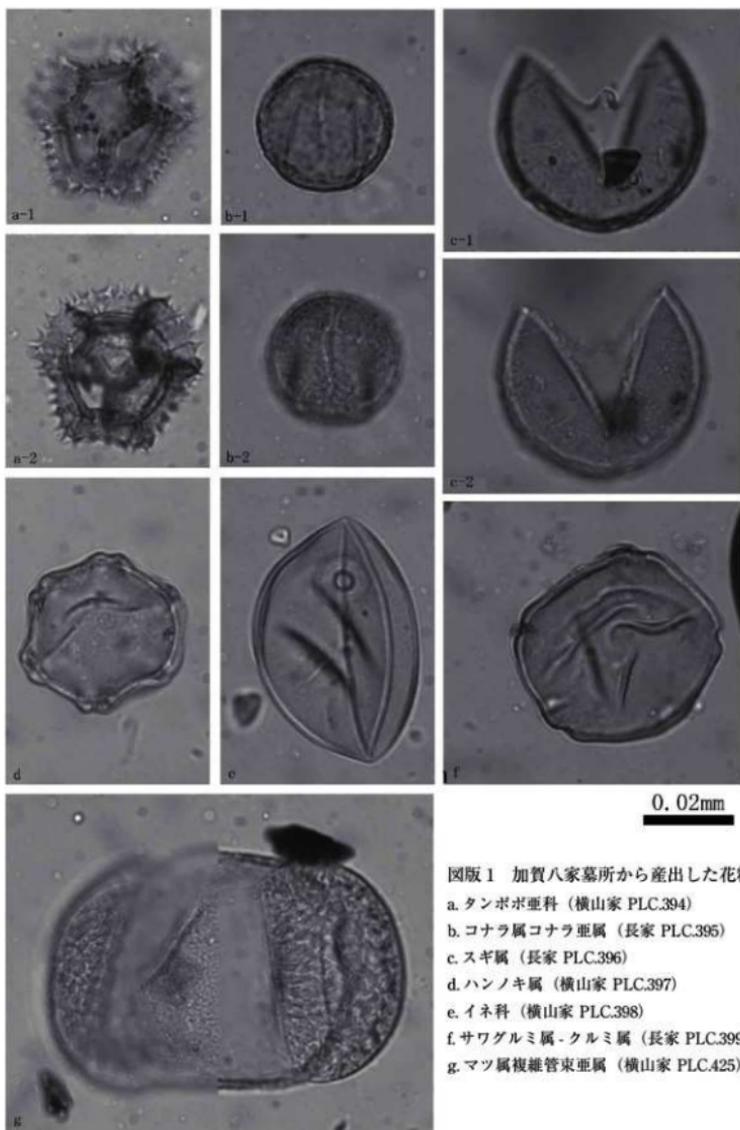


図1 加賀八家墓所の花粉ダイアグラム

樹木花粉は樹木花粉総数、草本花粉・胞子は産出花粉胞子総数を基数として百分率で算出した。



図版1 加賀八家墓所から産出した花粉化石

a. タンボゴ亜科 (横山家 PLC.394)

b. コナラ属コナラ亜属 (長家 PLC.395)

c. スギ属 (長家 PLC.396)

d. ハンノキ属 (横山家 PLC.397)

e. イネ科 (横山家 PLC.398)

f. サワグルミ属-クルミ属 (長家 PLC.399)

g. マツ属複雑維管束亜属 (横山家 PLC.425)

1. はじめに

加賀八家のうち長家、奥村（支）家、横山家の墓所において周溝より採取された土壌試料についてプラント・オパール分析を行った。以下にその結果を示し、遺跡周辺のイネ科植生について検討した。

2. 試料と分析方法

試料は、没年がおそらく1700年前後と考えられる前田恭（長家3代尚連室）の墓の周溝最下層6層（長家6層）、初代奥村易英（1644年没）の墓がある奥村（支）家墓所入口近くの周溝の下層6層（奥村（支）家6層）および1645年没の3代父横山康玄の墓の周溝の最下層7層（横山家7層）の3試料である。各試料の土相について、長家6層は黒褐色の木材混じり粘土、奥村（支）家6層は黒褐色のシルト質粘土、横山家7層は暗褐色の有機質なシルト質粘土である。プラント・オパール分析はこれら3試料について以下に示した手順にしたがって行った。

秤量した試料を乾燥後再び秤量する（絶対乾燥重量測定）。別に試料約1g（秤量）をトールピーカーにとり、約0.02gのガラスビーズ（直径約0.04mm）を加える。これに30%の過酸化水素水を約20～30cc加え、脱有機物処理を行う。処理後、水を加え、超音波ホモジナイザーによる試料の分散後、沈降法により0.01mm以下の粒子を除去する。この残渣よりグリセリンを用いて適宜プレパラートを作製し、検鏡した。同定および計数はガラスビーズが300個に達するまで行った。

3. 分析結果

同定・計数された各植物のプラント・オパール個数とガラスビーズ個数の比率から試料1g当りの各プラント・オパール個数を求め（表1）、それらの分布を図1に示した。以下に示す各分類群のプラント・オパール個数は試料1g当りの検出個数である。

検鏡の結果、3地点ともほぼ同様の産出傾向を示している。すなわち、クマザサ属型が最も多く、次いでウシクサ族、キビ族の順となっている。検出個数について、クマザサ属型では長家6層試料が約57,000個、奥村（支）家6層試料が約72,000個、横山家7層試料が約40,000個を示している。またウシクサ族では、長家6層試料と奥村（支）家6層試料で10,000個を超えている。キビ族では奥村（支）家6層試料で10,000個を超えており、長家6層試料で7,200個、横山家7層試料で3,900個を示している。その他、シバ属が長家6層と奥村（支）家6層の2試料で、ネザサ節型が横山家7層試料で若干観察されている。

表1 試料1g当たりのプラント・オパール個数

試料	ネザサ節型 (個/g)	クマザサ属型 (個/g)	シバ属 (個/g)	キビ族 (個/g)	ウシクサ族 (個/g)	不明 (個/g)
長家6層	0	57,300	1,400	7,200	12,900	5,700
奥村（支）家6層	0	71,900	2,800	12,700	15,500	9,900
横山家7層	1,300	40,400	0	3,900	7,800	5,200

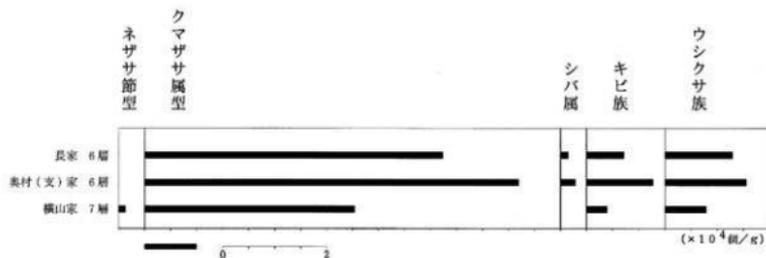
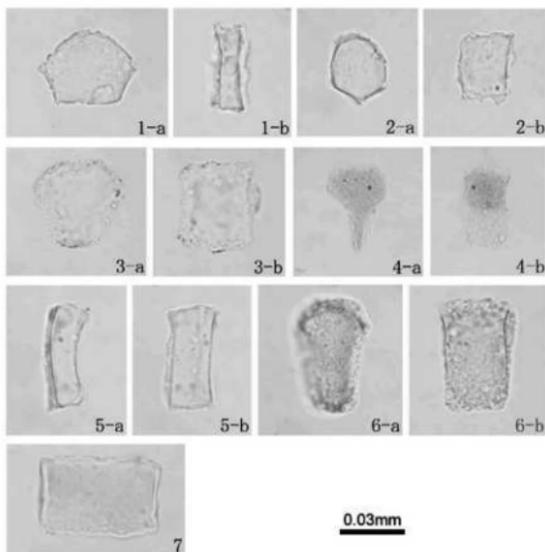


図1 プラント・オパール分布図

4. 考察

上記したようにクマザサ属型のプラント・オパールが最も多く検出された。花粉分析結果をみると、スギ属やニヨウマツ類が非常に高い出現率を示しており、コナラ属コナラ亜属やトノキ属などの落葉広葉樹なども生育していたとみられる（花粉分析の項参照）。こうした林の下草の存在でミヤコザサやスズダケといったクマザサ属型のササ類が墓周辺に分布していたとみられる。一方、周溝の土手や墓周辺の日のあたる開けたところにはススキやチガヤなどのウシクサ族、エノコログサなどのキビ族、シバなどのシバ属が生育していたと推測される。



図版 加賀八家周溝試料のプラント・オパール

- 1, 2: クマザサ属型 (a: 断面、b: 側面) 1: 長家6層、2: 横山家7層
 3: ネザサ節型 (a: 断面、b: 側面) 横山家7層
 4: シバ属 (a: 断面、b: 側面) 奥村(支)家6層
 5, 6: ウシクサ族 (a: 断面、b: 側面) 5: 長家6層、6: 奥村(支)家6層
 7: キビ族 (側面) 奥村(支)家6層

野田山・加賀八家墓所墓石の石材同定

藤根 久・中村賢太郎 (パレオ・ラボ)

1. はじめに

ここでは、野田山・加賀八家墓所墓石の石材について検討した。なお、長家墓所と奥村家（支家）墓所および横山家墓所については、周溝堆積物の最下位層を採取して、植生復元のための花粉分析とプラント・オパール分析が行われている（ボーリング調査、花粉分析、プラント・オパール分析を参照）。

2. 試料と方法

石材同定を行った墓石は、長家墓所、奥村家（支家）墓所、村井家墓所、本多家旧墓所（大乘寺境内）、本多家新墓所（大乘寺境内）、前田土佐守家墓所、奥村宗家墓所、前田長種家墓所（玉龍寺境内）、横山家墓所の各4墓石である（表1）。なお、上記の墓石以外に奥村家（支家）墓所、村井家墓所、本多家旧墓所（大乘寺境内）、前田長種家墓所（玉龍寺境内）の大半の墓石についても同定を行った。

石材同定は、非破壊で肉眼観察により行い、マイクロスコープを用いて表面組織を撮影した。

なお、墓石は、方柱形墓や笠塔婆あるいは五輪塔であるが、方柱形墓や笠塔婆の場合、棹石を対象として石材同定を行った。五輪塔は、同じ石材が利用されていたことから、下段二段のいずれかの石材を対象として石材同定を行った。

3. 結果

表1に、肉眼による墓石の石材同定結果を示す。写真1～8に各墓所の墓石写真とマイクロスコープ写真を示す。

表1 加賀八家墓所と石材同定結果

資料No.	墓所	墓石名	墓石の形態	時期	岩石名	備考	参考
1	長家墓所	麻織	頭部かまほこ状	最古? (江戸?)	青灰色凝灰岩		前田墓 (1700年前後没) 墓周溝のボーリング調査・分析
2		基礎	方柱形	昭和35年4月建	青灰色凝灰岩		
3		克通	方柱形	明治40年5月建	青灰色凝灰岩		
4		5代高達	方柱形	明治28年1月建	青灰色凝灰岩		
5	奥村家 (支家) 墓所	初代易美	笠付方柱形	1644年没	砂質凝灰岩		墓所 (初代易美1644年没) 周溝のボーリング調査・分析
6		内記	笠付方柱形		青灰色凝灰岩		
7		10代成象	笠付方柱形	1749年没	青灰色凝灰岩		
8		元禄年間子女	笠付方柱形	元禄年間 (1688 ~ 1703年)	青色安山岩	青戸家石	
9	村井家墓所	初代長頼	五輪塔	1605年没	青灰色凝灰岩		
10		6代宗	笠付方柱形		青色安山岩	青戸家石	
11		3代長家	五輪塔	1675年没	青灰色凝灰岩		
12		9代合善	五輪塔		青灰色凝灰岩		
13	本多家旧墓所 大乘寺境内	初代政重	方柱形	1647年没	赤色安山岩	赤戸家石	
14		6代政行	方柱形	1797年没	赤色安山岩	赤戸家石	
15	本多家新墓所 大乘寺境内	7代政成	方柱形	1803年没	赤色安山岩	赤戸家石	
16		11代政功	方柱形	1869年没	赤色安山岩	赤戸家石	
17	前田土佐守家墓所	3代宗	笠付方柱形		青色安山岩	青戸家石	
18		5代宗	笠付方柱形		青色安山岩	青戸家石	
19		6代長男	方柱形		青色安山岩	青戸家石	
20		7代宗	方柱形		青灰色凝灰岩		
21	奥村宗家墓所	4代宗清	五輪塔	1671年没	青灰色凝灰岩		
22		5代時成	方柱形	1693年没	赤色安山岩	赤戸家石	
23		8代藤吉	方柱形	1753年没	赤色安山岩	赤戸家石	
24		11代安実	方柱形	1843年没	赤色安山岩	赤戸家石	
25	前田長種家墓所 玉龍寺境内	初代長種	圓蓋三角形	1631年没	青灰色凝灰岩		
26		初代宗	宝篋印塔	1616年没	青灰色凝灰岩		
27		5代孝行	方柱形	1721年没	青色安山岩	青戸家石	
28		9代孝本	笠付方柱形	1856年没	青色安山岩	青戸家石	
29	横山家墓所	2代長恒	五輪塔	1646年没	青色安山岩	青戸家石	三代父横山康玄 (1645年没) 墓周溝のボーリング調査・分析
30		5代任風	五輪塔	1704年没	赤色安山岩	赤戸家石	
31		6代宗	笠付方柱形		赤色安山岩	赤戸家石	
32		9代隆盛	笠付方柱形	1816年没	青色安山岩	青戸家石	

以下に、同定した墓石の岩石について、典型的な岩石の特徴を記載した。岩石の記載は、表面観察による色調や構成鉱物、岩石組織について行った。

1) 砂質凝灰岩 (略記号: ST)

赤褐色を呈し、約 1/4mm 以下の細粒砂からなる凝灰岩である。なお、奥村家 (支家) 墓所の初代易英の墓石に見られた。

2) 青灰色凝灰岩 (略記号: BT)

青灰色を呈し、軽石を主体として岩片を含む軽石質の凝灰岩である。なお、風化の著しい岩石が多い。

3) 赤色安山岩 (略記号: RA)

赤色を呈する輝石や長石からなる斑晶質の岩石である。これらの石材は、地元において赤戸室石と呼ばれている。

4) 青色安山岩 (略記号: BA)

青色を呈する輝石や長石からなる斑晶質の岩石である。これらの石材は、地元において青戸室石と呼ばれている。

4. 考察

石材同定を行った墓石は、8 箇所の墓所において合計 32 点を対象とした。その結果、砂質凝灰岩が 1 点、青灰色凝灰岩が 13 点、赤色安山岩 (赤戸室石) が 9 点、青色安山岩 (青戸室石) が 9 点であった。任意に抽出して墓石を同定しているため、全体の傾向を把握するには至らないが、凝灰岩か安山岩のいずれかの岩石が利用されている。

なお、大半の墓石について同定した奥村家 (支家) 墓所では、青灰色凝灰岩が最も多く 24 点、次いで砂質凝灰岩が 10 点、赤色安山岩 (赤戸室石) が 5 点、青色安山岩 (青戸室石) が 4 点であった。また、村井家墓所では、青灰色凝灰岩が最も多く 22 点、次いで赤色安山岩 (赤戸室石) が 9 点、青色安山岩 (青戸室石) が 8 点、赤色あるいは青色安山岩が 3 点、笠が乗る笠塔婆で青灰色凝灰岩と青色安山岩の組み合わせが 3 点見られた。

本多家旧墓所 (大乘寺境内) では、赤色安山岩 (赤戸室石) が 13 点、青灰色凝灰岩が 4 点であった。前田長種家墓所 (玉龍寺境内) では、青色安山岩 (青戸室石) が 18 点、青灰色凝灰岩が 10 点、赤色安山岩 (赤戸室石) が 3 点であった。

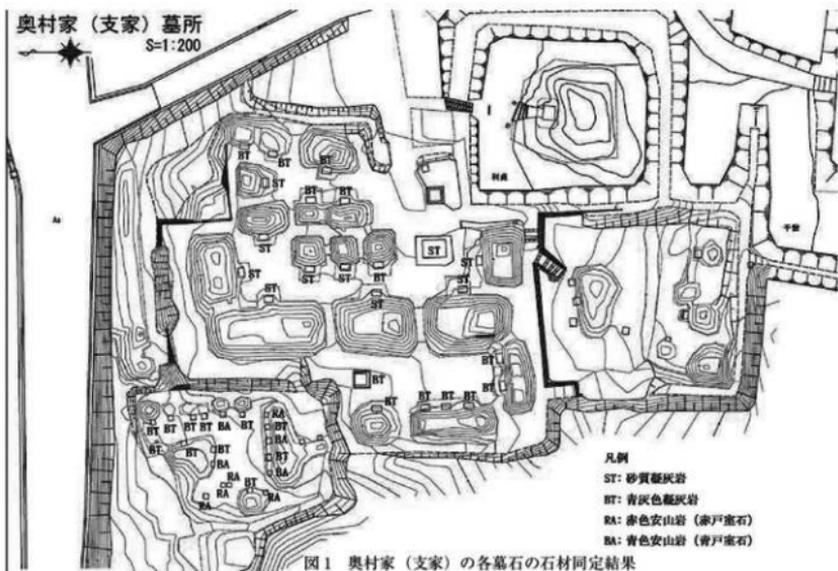
野田山周辺では、新第三紀の医王山累層など火山岩類や凝灰岩類が広く分布している (図 6)。このうち、医王山地域では、赤色安山岩 (赤戸室石) や青色安山岩 (青戸室石) が見られた。また、小松市周辺では、軽石質の凝灰岩 (日華石や滝ヶ原石と呼ばれている石材) が見られ、複数箇所において石切り場が存在する。

当然ながら墓石を建てた時期はそれぞれ異なることから、墓石の石材利用に関しては、時期ごとの石材の利用状況を検討する必要がある。ただし、凝灰岩と安山岩が利用されていることから、概ね地元あるいは北陸地域に分布する岩石を利用していることは間違いないようである。

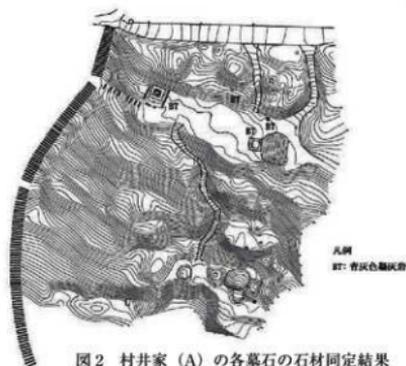
村井家墓所の笠塔婆は、笠と棹石の石材が異なっており、青灰色凝灰岩と青色安山岩の組み合わせがみられた点は、両者の石材が同時に利用されたことを示している。

引用文献

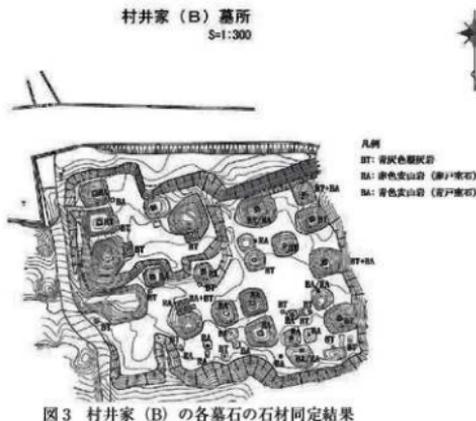
粕野義夫・三浦 静・藤井昭二 (1992) 特集=北陸の丘陵と平野。アーバンクボク, 64p.



村井家（A）墓所
S=1:300



村井家（B）墓所
S=1:300



前田長種家墓所

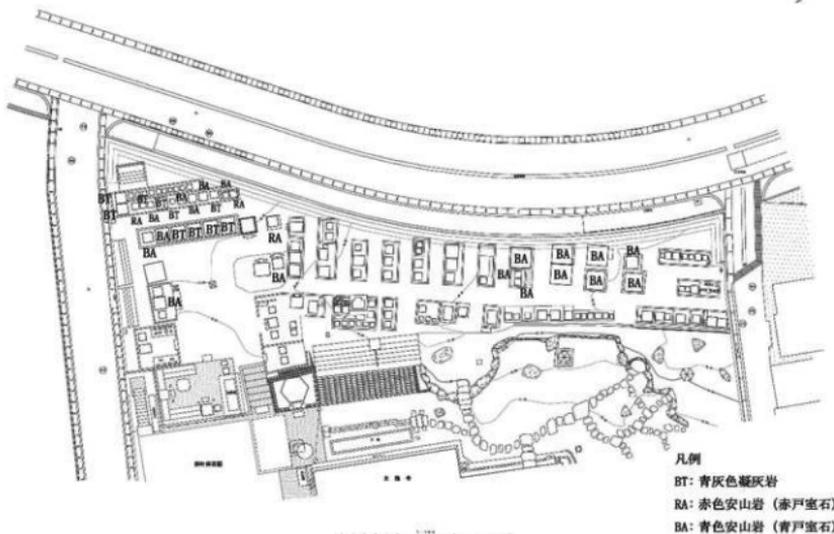


図5 前田長種家墓所（玉龍寺境内）の各墓石の石材同定結果

本多家旧墓所

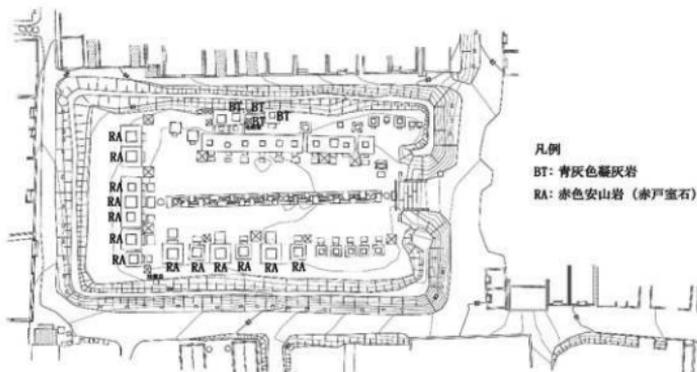


図4 本多家旧墓所（大乘寺境内）の各墓石の石材同定結果

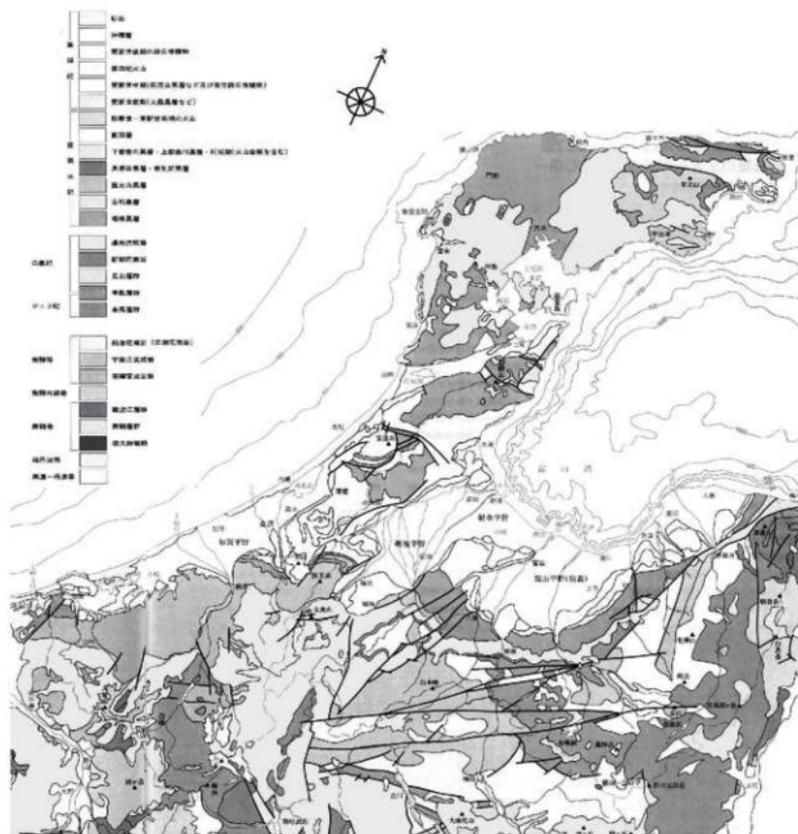


図6 北陸の地質図(船野ほか(1992)を一部修正)

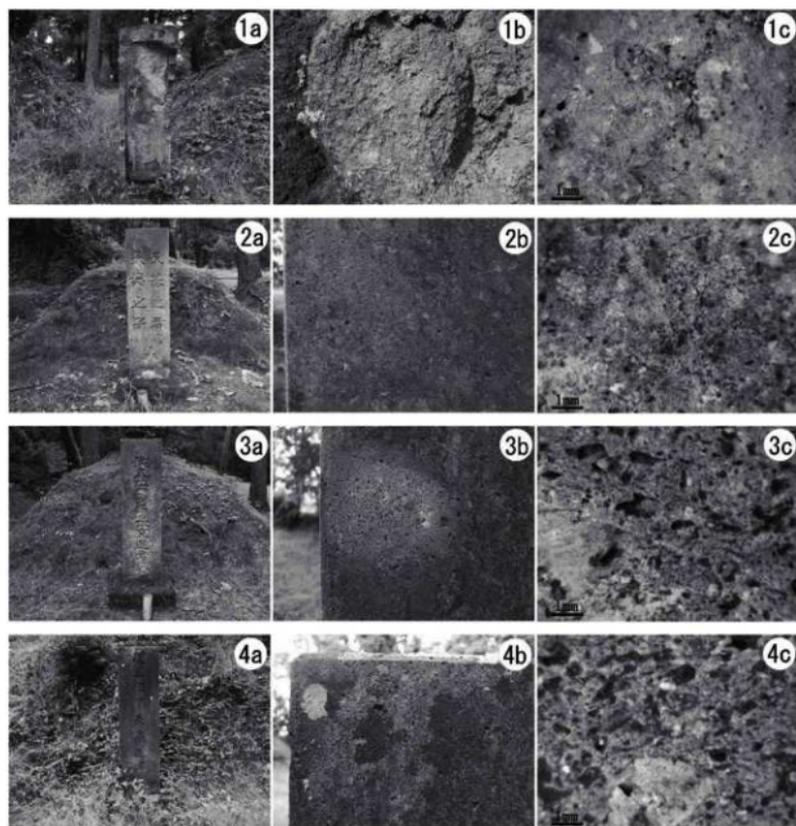


写真1 長家墓所の各墓石とマイクロソープ写真
 1a-1c. 地藏 2a-2c. 基連 3a-3c. 克連 4a-4c. 5代高連

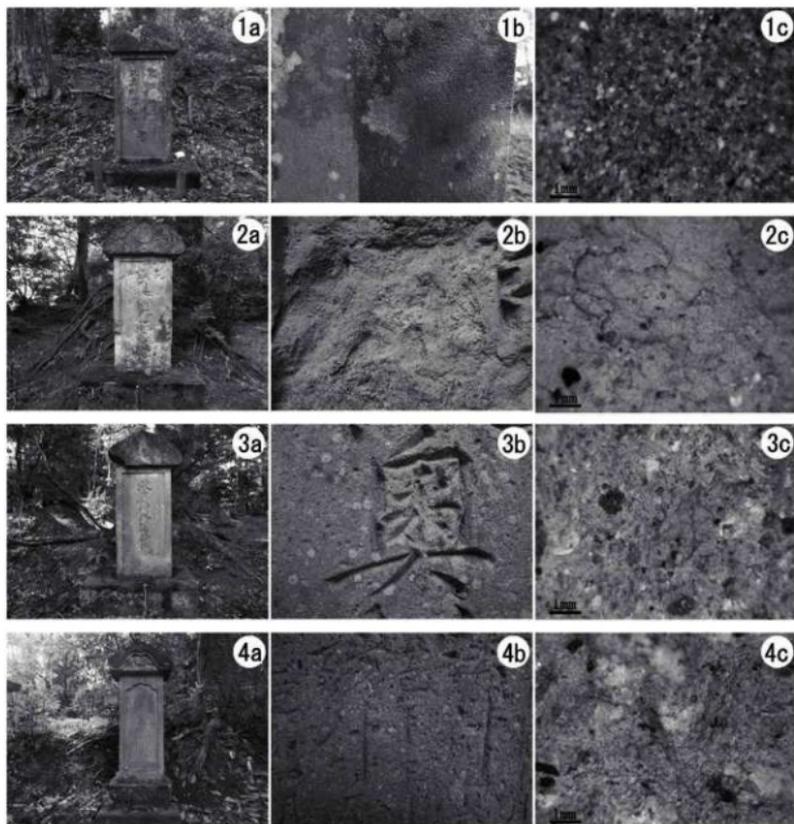


写真2 奥村家(支家)墓所の各墓石とマイクロスコープ写真
 1a-1c. 初代易英 2a-2c. 内記 3a-3c. 10代成象 4a-4c. 元禄年間子女

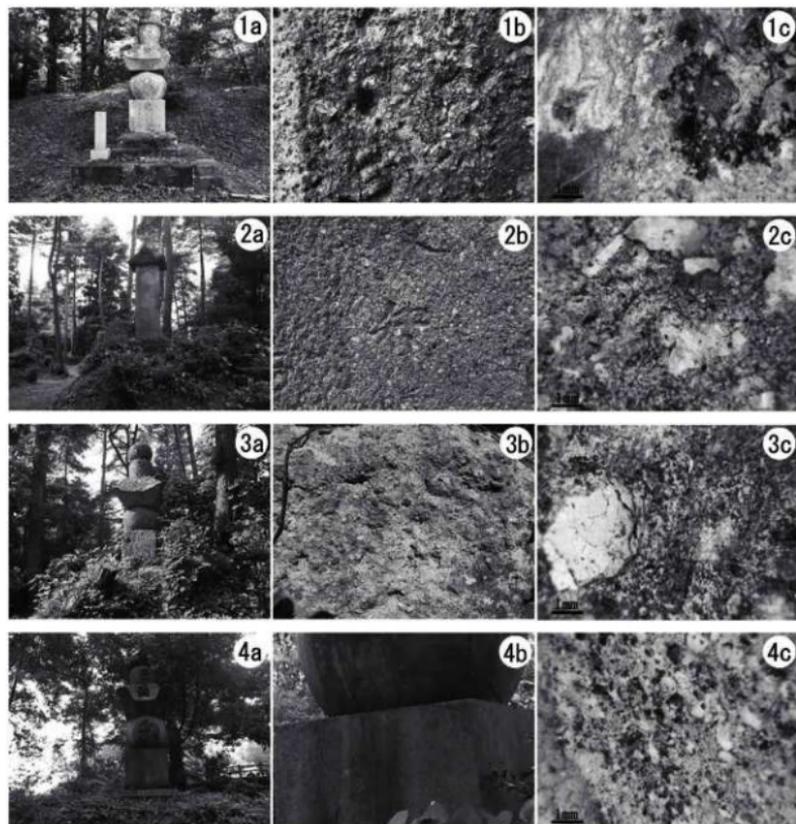


写真3 村井家墓所の各墓石とマイクロスコープ写真
 1a-1c. 初代長頼 2a-2c. 6代室 3a-3c. 3代長家 4a-4c. 9代合葬

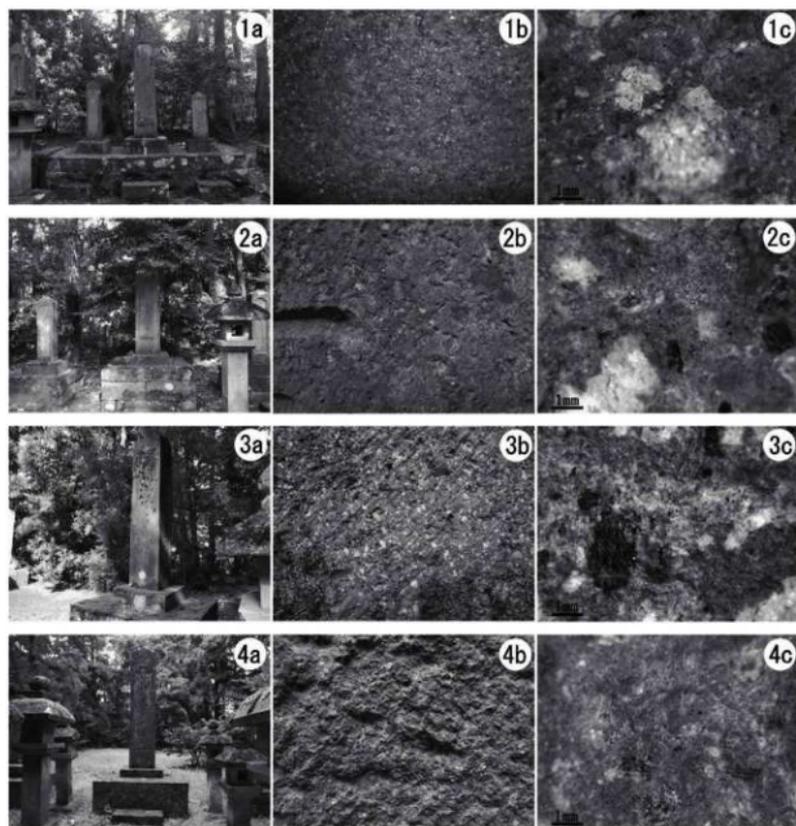


写真4 本多家新・旧墓所（大乗寺境内）の各墓石とマイクログラフ写真
 1a-1c. 初代政重 2a-2c. 6代政行 3a-3c. 7代政成 4a-4c. 11代政均

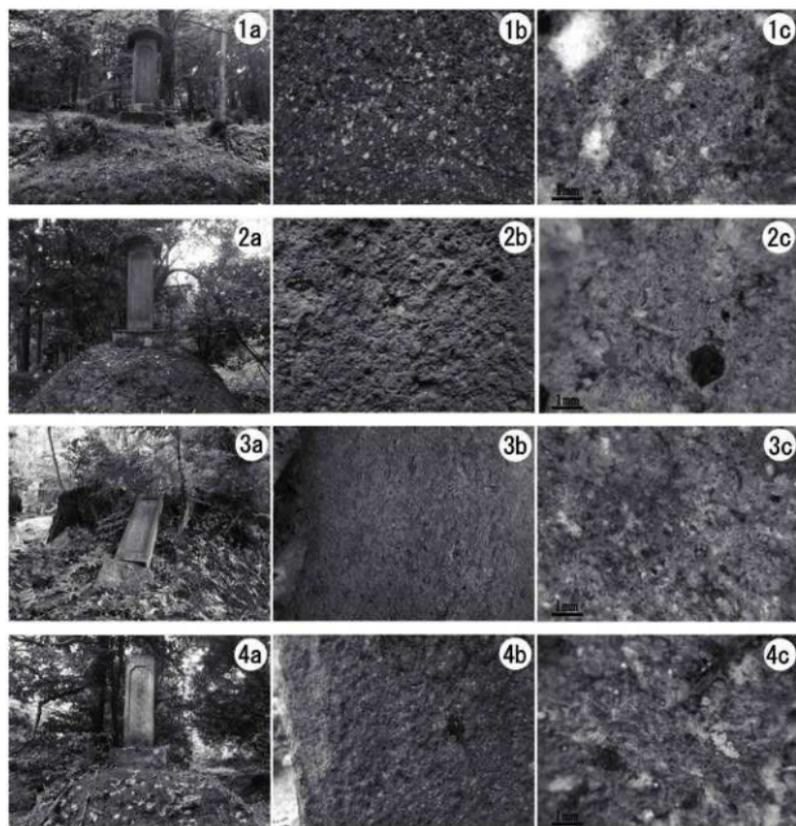


写真5 前田土佐守家墓所の各墓石とマイクロスコープ写真
 1a-1c. 3代室 2a-2c. 5代室 3a-3c. 6代長男 4a-4c. 7代室

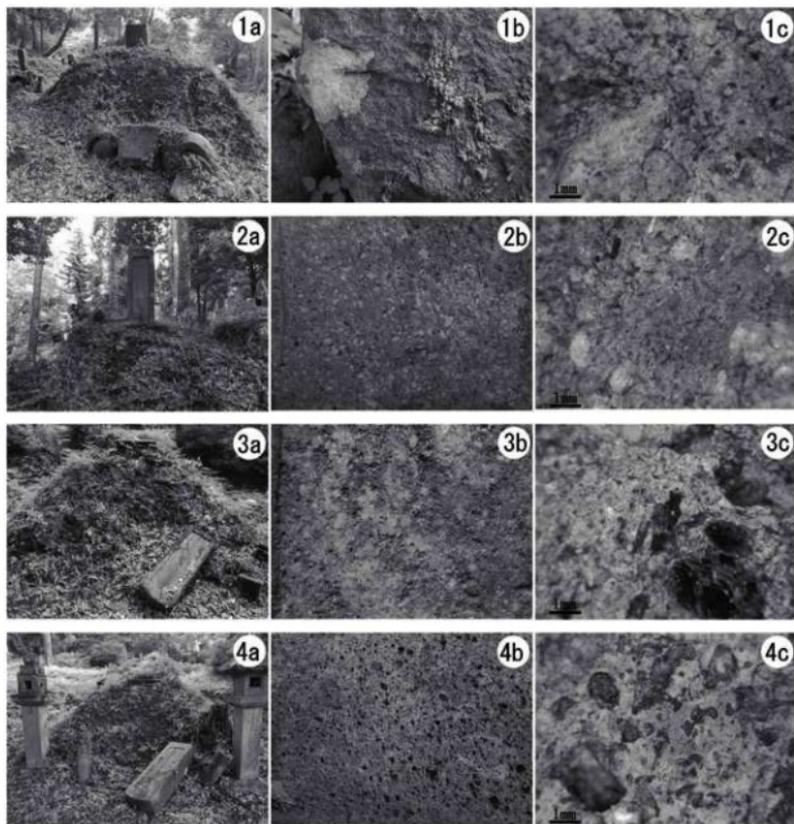


写真6 奥村宗家墓所の各墓石とマイクロスコープ写真
 1a-1c. 4代栄清 2a-2c. 5代時成 3a-3c. 8代修古 4a-4c. 11代栄実

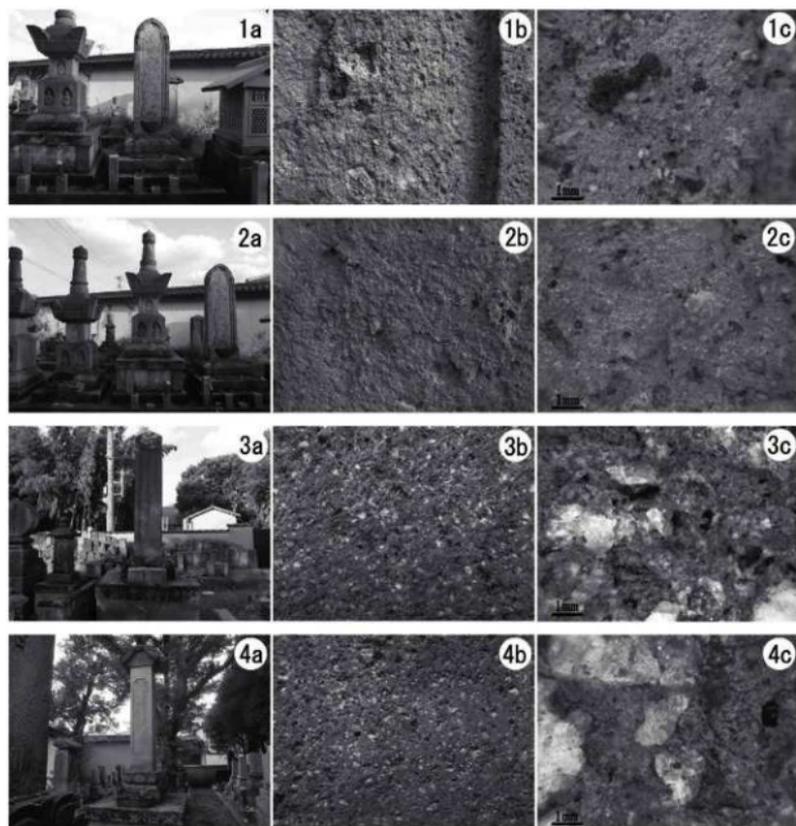


写真7 前田長種家墓所（玉龍寺境内）の各墓石とマイクログラフ写真
 1a-1c. 初代長種 2a-2c. 初代室 3a-3c. 5代孝行 4a-4c. 9代孝本

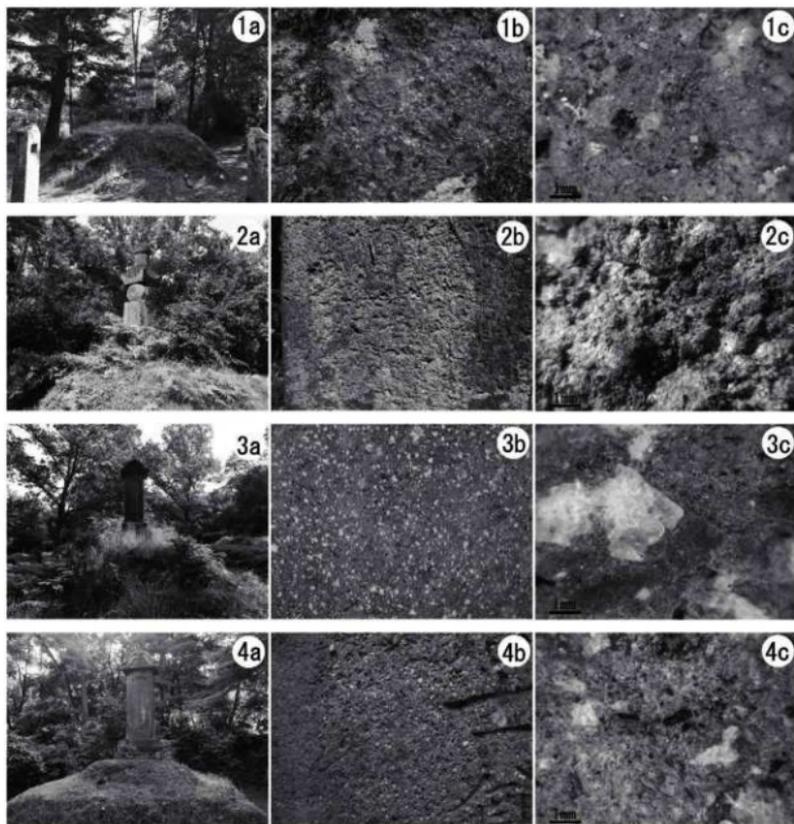


写真8 横山家の各墓石とマイクロスコープ写真
 1a-1c. 2代長知 2a-2c. 5代任風 3a-3c. 6代室 4a-4c. 9代隆盛

報告書抄録

ふりがな	のだやま・かがはつかいぼしちょうさほうこくしょ							
書名	野田山・加賀八家墓所調査報告書							
副書名								
シリーズ名	金沢市文化財紀要							
シリーズ番号	280							
編著者名	出越茂和 谷口宗治 庄田知充 屋敷道明 竹松幸香							
編集機関	金沢市(金沢市埋蔵文化財センター)							
所在地	〒920-0374 石川県金沢市上安原南60番 Tn 076(269)2451							
発行年月日	平成24(2012)年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
よこやまけいじよ 横山家墓所	いしかわけん 石川県 かがはつかい 金沢市 のだまらち 野田町	172014	なし	36° 31′ 51″	136° 40′ 02″	20091106 ～ 20091204	約60㎡	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物	特記事項	
よこやまけいじよ 横山家墓所	近世墓所	江戸		建物跡・溝跡		土師器皿		
要 約	<p>本書は江戸時代の加賀藩政の中核を担った8つの家柄、いわゆる「加賀八家」の墓所の調査報告書である。大名に匹敵する石高を有していた八家の墓所は国史跡加賀藩主前田家墓所の周囲に立地しており、藩士の中でも特別な存在であった。</p> <p>今回、八家墓所において測量調査、石造物調査、文献調査、発掘調査等を実施した結果、野田山墓地における各家の墓所の構造、当主墓・室墓の位置、墓石の材質や産地などが明らかとなったほか、各家墓所を構成する要素が良好に現存していることが判明した。加賀八家墓所は前田家墓所と同様に近世墓所を知る上で欠くことのできない貴重な文化財として後世に伝えていく価値を有するものであるといえる。</p>							

野田山・加賀八家墓所調査報告書

〔金沢市文化財紀要 280〕
平成 24 年 3 月 31 日発行

発行 金 沢 市
編集 金沢市埋蔵文化財センター
〒 920-0374 石川県金沢市上安原南 60 番
TEL (076) 269-2451 FAX (076) 269-2452
印刷 高桑美術印刷株式会社
〒 921-8042 石川県金沢市泉本町 5 丁目 20

『野田山・加賀八家墓所調査報告書』正誤表

頁	箇所	誤	正
6	下段6行目	～については表★参照。	～については 10頁の表 参照。
20	キャプション	S=1/ 400	S=1/ 200
34	キャプション	S=1/ 400	S=1/ 200
37	キャプション	S=1/ 400	S=1/ 200
38	キャプション	S=1/ 400	S=1/ 200
41	中段右	子女墓 1(13)	子女墓 2(14)
	下段右	子女墓 2(14)	子女墓 1(13)
66		F 九代栄 ■ 墓	F 九代栄 睦 墓
68	下段右	7代有定墓	【5代時成と図版重複のため削除】
134	下段左	3代直正 墓	4代孝貞 墓
	上段右	4代孝貞 墓	3代直正 墓
写真図版 横山家墓所四			
	2段目左	横山家墓所 士三 代墓	横山家墓所 士一 代墓
写真図版 前田長種家一			
	下段左	前田長種家墓所 二 代墓	前田長種家御所 三 代墓
写真図版 前田長種家三			
	2段目右	前田長種家墓所 二 代墓左側面	前田長種家御所 三 代墓左側面
	2段目左	前田長種家墓所 二 代墓右側面	前田長種家墓所 三 代墓右側面
	3段目右	前田長種家墓所 三 代墓左側面	前田長種家墓所 二 代墓左側面
	3段目左	前田長種家墓所 三 代墓右側面	前田長種家墓所 二 代墓右側面